高島市地域防災計画

－　資料編　－

令和５年１０月

高島市防災会議

＜目　次＞

Ⅰ．高島市の主な災害履歴 1

１．風水害 1
２．地震災害 3
（１）県下で被害が発生した主要な大地震 3
（２）琵琶湖西岸断層帯の長期評価 3
（３）地震に伴う２次被害の危険性 7
３．雪害 8
（１）県下で被害が発生した主要な雪害 8
（２）災害の危険性と被害の特徴 8

Ⅱ．災害危険区域等指定状況 10

１．水防区域 10
（１）高島市内水防区域 10
（２）その他朽木地区の水害危険箇所 11
２．土砂災害の発生危険箇所 12
（１）土砂災害防止法に基づく警戒区域および特別警戒区域（R3.1 時点） 12
（２）砂防指定地（R3.1 現在） 32
（３）土石流危険渓流（R3.1 現在） 37
（４）土石流危険渓流に準ずる渓流 46
（５）急傾斜地崩壊危険区域 50
（６）急傾斜地崩壊危険個所（R3.1） 51
（７）地すべり危険箇所（R3.1） 59
（８）山地災害危険地(山腹) 60
（９）崩壊土砂流出危険箇所（渓流) 63
３．雪害発生危険箇所 66
（１）雪崩危険箇所 66
（２）雪崩危険箇所（高島土木事務所所轄分） 66
４．宅地造成等規制区域 68
５．防護対策地域（ＵＰＺ） 69
（１）原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（ＵＰＺ） 69
（２）防護対策地域（ＵＰＺ）圏内の行政区 70

Ⅲ．公共施設及び防災関係施設一覧 83

１．避難施設一覧 83
（１）広域避難所一覧表 83
（２）福祉避難所一覧表 85

（３）各地区の避難先一覧表 86
（４）原子力災害時の避難先 91
２．避難確保等が必要な社会福祉施設等 116
（１）浸水想定区域内の社会福祉施設等 116
（２）土砂災害警戒区域および特別警戒区域内に所在する施設等 121
３．公共・公益施設 122
（１）公共施設 122
（２）学校等教育施設および児童福祉施設等 125
（３）高齢者福祉施設 128
（４）障がい者福祉施設等 131
（５）医療関係施設等 135
４．本市の防災関連施設一覧 137
（１）防災拠点 137
（２）水防関係 138
（３）気象観測施設 138
（４）市内環境放射線測定地点 141
５．道路・交通施設 142
（１）緊急輸送道路 142
（２）陸上輸送拠点等 151
（３）湖上輸送拠点等 151
（４）臨時ヘリポート 153
（５）交通規制関係 160
（６）輸送バス・船舶一覧 162
（７）集落間林道 166
６．通信設備 167
（１）通信連絡関係 167
（２）水防信号 171
７．インフラ設備 172
（１）電気施設 172
（２）ｶﾞｽ施設 172
（３）上下水道施設 173
８．土木・農業施設 175
（１）ダム施設 175
（２）農業関係施設 175
９．危険物等取扱施設 178
（１）危険物施設設置状況（完成検査済証交付施設数） 178
（２）火薬類貯蔵場所 178
（３）毒物劇物取り扱い施設 179

１０．廃棄物処理関係施設・業者 180
１１．遺体の処理関係 180
（１）主な火葬場一覧 180
（２）遺体安置場所の候補とする公共施設 180
１２．市内の文化財 181
（１）国指定文化財 181
（２）国選定文化財 182
（３）県指定文化財 182
（４）国登録有形文化財 183
（５）市指定文化財 184

Ⅳ．災害時に備えた備蓄品等の必要物資一覧 188

１．市の備蓄品 188
（１）備蓄にあたっての基本的な考え方 188
（２）備蓄物資一覧 188
２．消防関係資機材 189
（１）消防本部の消防車両等の現況 189
（２）消防水利の現況 190
３．安定ヨウ素剤 190
（１）安定ヨウ素剤配布数量（防護対策地域圏内） 190
（２）保存先および保存数量 195

Ⅴ．支援・復興資金等 197

１．被害程度の認定基準 197
２．災害救助法による救助の基準 200
（１）令和元年度災害救助基準 200
３．「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく援助資金 205
（１）災害弔慰金 205
（２）災害障害見舞金 205
（３）災害援護資金 206
４．住宅復興資金 207
（１）建設 207
（２）補修 207
５．農林水産業者への支援 208
（１）天災資金融資 208
（２）自作農維持資金融資 208
（３）農林漁業者への融資 208
６．がけ地近接等危険住宅移転事業 209

７．急傾斜地崩壊危険箇所の防災対策事業 209

Ⅵ. 災害時の体制一覧 210

１．消防の体制 210
（１）消防本部の編成 210
（２）高島市消防団の編成（実員数 510 名、条例定数 560 名） 211
２．危機管理基本計画に係る体制等 212
（１）危機管理基本計画相関図 212
（２）危機事案一覧 213
（３）危機事案発生時の流れ（情報連絡系統図） 214
３．原子力防災に係る取組 223
（１）医療活動用資機材および原子力災害医療体制等の整備 223
（２）原子力災害医療計画 225

Ⅶ. 条例・規則・要綱 229

１．高島市防災会議条例 229
２．高島市災害対策本部条例 231
３．高島市防災行政無線の設置及び管理に関する条例 232
４．高島市防災行政無線の設置および管理に関する条例施行規則 235
５．高島市防災行政無線局運営管理規程 237
６．高島市災害弔慰金の支給等に関する条例 240
７．高島市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 245
８．高島市避難行動要支援者地域助け合い制度実施要綱 250

Ⅷ. 警報・勧告基準 253

１．原子力災害時の各緊急事態区分を判断する EAL の枠組み 253
（１）加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） 253
（２）ナトリウム冷却型高速炉（規制法第２条第５項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） 257
（３）実用発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（炉規制法第 43 条の３の６第１項第４号の基準に適合しないものに限る）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの 261
（４）使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあっては、炉規制法第 43 条の３の６第１項第４号の

基準に適合するものに限る）であって、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの 263
（５）原子炉（（１）～（４）に掲げる原子炉を除く。） 266

Ⅸ．様式集 268

１．被害報告関係 268
（１）被害速報基準 268
（２）被害速報様式(第１号様式～第４号様式) 274
２．罹災証明書様式 280
３．緊急輸送車輌確認申請書 281
４．防疫報告関係様式 282
５．義援金品受付配給関係様式 289
６．被災地住民行動記録票様式 294
７．高島市災害弔慰金の支給等に関する様式 297
８．避難行動要支援者登録台帳 314

版	策定（改訂）年月日
初　版	平成２０年　１月３０日
改　訂	平成２５年　４月２６日
改　訂	平成２６年　８月２５日
改　訂	平成２８年　８月２５日
改　訂	平成２９年１２月１８日
改　訂	平成３１年　２月２２日
改　訂	令和　２年　３月１６日
第２版	令和　３年　　月　　日

Ⅰ．高島市の主な災害履歴

本市において過去に被害をおよぼした災害としては、台風および大雨による浸水・洪水・土砂災害がほとんどである。特に破堤による被害が多く、昭和 28 年の台風 13 号では甚大な被害が発生した。

［本編 p10：１編_２章「３．滋賀県地震被害想定」参照］

１．風水害

風水害の災害履歴

番号	災害名称 発生年月	災害の状況	被害の状況	復旧対策の概要
1	豪雨 明治 29.9	過去 82 年間で最大の豪雨 9.11 暴風雨	堤防決壊	
2	ｼﾞｪｰﾝ台風 Ｓ25.9	四国近畿地方に被害	崩壊崖崩れ	
3	多羅尾豪雨 Ｓ28.8	甲賀郡多羅尾村を中心に 300ｍｍを越す豪雨	堤防決壊、落橋等 被害甚大	
4	台風 13 号 Ｓ.28.9	雨量平地部 100～200mm 山地部 300～450mm	◆安曇川堤防決壊（二ツ矢付近） ・死者　13 名 ・家屋流出　10 戸 ・道路橋梁流失多数	
5	伊勢湾台風 Ｓ34.9	平均風速 20m/s 最大 30m/s 以上の暴風雨	堤防決壊、落橋	
6	第 2 室戸台風 Ｓ.36.9	1 時間に 20mm～30mm の雨量	湖西湖南で被害大	災害救助法適用
7	台風 23 号 Ｓ40.9	最大風速 36.7m/s 比良山系 雨量 100～120mm	家屋全壊、半壊等 堤防決壊	
8	台風 23 号 Ｓ46.8		農業に甚大な被害	
9	台風 20 号 Ｓ47.9		道路損壊、橋梁流失 護岸崩壊、山崩れ	
10	台風 6 号 Ｓ50.8	雨量湖北で 350mm 湖西山間部 150mm 平地部 80mm	河川損壊等	
11	台風 17 号 Ｓ51.9	県東部の山間部で雨量大、南部を中心に被害		
12	台風 18 号 Ｓ53.9	雨量 16 日 78mm	堤防決壊等	
13	台風 20 号 Ｓ54.10	雨量 18 日 33mm 19 日 34mm		
14	台風 13 号 Ｓ55.9	雨量 10 日 52mm		
15	台風 10 号 Ｓ57.8	雨量 1 日 98mm 2 日 40mm		
16	台風 10 号	雨量 27 日 67mm		

番号	災害名称 発生年月	災害の状況	被害の状況	復旧対策の概要
	S58.9	28日 149㎜		
17	豪雨 S60.6～7	総降雨量 560㎜		
18	国道367号 斜面崩壊 H18.3.8	村井地先国道367号沿線 斜面の大規模土砂崩落が発生 高さ85m、幅120m 推定土砂量約11万㎥	◆市場～梅ノ木間 通行止め（1.5ヵ月） ◆仮設橋による迂回ルートを確保（約2年間）	本復旧は、H21.3月
19	台風18号 H25.9.16	雨量15日0時 ～16日24時 朽木針畑　535㎜ ※全国初の特別警報（大雨）が発表された。	◆鴨川の決壊 ◆石田川越水 ◆土砂災害等73箇所 ・床上浸水　115棟 ・床下浸水　183棟 ・道路橋梁被害111箇所 ・水道施設被害24箇所 ・農地流出埋没 64.61ha ・農地冠水　98ha	
20	台風21号 H30.9.4	総降水量（平良）154㎜ 最大1時間雨量（平良） 79.5㎜ 最大風速20.2m/s（東南東） 最大瞬間風速　35.9m/s（南）	◆暴風による建物への被害（マキノ町海津）、◆倒木による集落の孤立および長期停電が発生（朽木、ﾏｷﾉの一部） ・人的被害　負傷7名 ・住家被害　全壊1棟 半壊6棟 一部損壊103棟 ・孤立　27世帯51名 ・停電　最長7日間	
21	豪雨 R2.7.8	降雨期間　7/5～7/8 総降雨量　197㎜ 1時間最大雨量　44㎜ （高島）	◆高島拝戸地先の和田内川支流で土石流発生 ◆市内山間部で浸水被害、土砂流出が発生 ・人的被害　なし ・建物の一部損壊2棟 ・床上浸水　1戸 ・床下浸水　6戸 ・農地被害　1.08ha	

２．地震災害

（１）県下で被害が発生した主要な大地震

過去滋賀県において被害のあった地震は 599 年の大和地震から 1952 年の奈良県中部地震まで 57 件を数える。このうち震源地が高島市に最も近いのは 1662 年の近江・若狭大地震（M7.6）で比良岳付近において山崩れを発生させるとともに、県下において死者 1,100 名、唐崎・高島両郡で倒壊家屋 1,570 件の被害を出した。

県下で被害が発生した主要な大地震

地震名	年月日	震央	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	県下の被害等
琵琶湖西岸地震	1662.6.16	北小松沖合２㎞	7.6	藁園村 568 戸倒壊 今津は 1/3 が崩れ、多数の死者が発生
濃尾大地震	1891.10.28	美濃～尾張	8.4	死者 6 負傷者 47 全壊 404 半壊 776 県内の 3 割（東北部）激震、7 割（南西部）烈震
大和地震	1899.3.7	紀伊大和	7.6	湖東補遺や南部に強い揺れ
姉川地震	1909.8.14	姉川流域	6.9	死者 35 重傷者 115 軽傷者 528 全壊 972 半壊 2367 震央東浅井郡東草野村山塊で山腹崩壊、地面亀裂、地下水・標流水の変動、噴砂現象
関東大震災	1923.9.1	関東南部	7.9	県下では彦根が震度 4
北丹後地震	1927.3.7	丹後西北	7.4	電線、電話線の断線、軽微な負傷者 2
東南海大地震	1944.12.7	東南海沖	8.3	負傷者 1 全壊 13 半壊 20 工場の全半壊 5 被害は湖畔ﾃﾞﾙﾀに集中
南海道地震	1946.12.21	南海道沖	8.1	死者 3 負傷者 1 全壊 8 半壊 1 その他電線、電話線の断線　工場の全壊
福井地震	1948.6.28	越前平野	7.2	彦根地方で全壊家屋 1
吉野地震	1952.7.18	奈良中部	7.0	死者 1 負傷者 13 全壊 6 半壊 6

（２）琵琶湖西岸断層帯の長期評価

１）位置及び形状

マキノ町から大津市に至る全長約 59ｋｍにおよぶ断層帯で断層の西側が相対的に隆起する逆断層

２）過去の活動

平均的な上下方向のずれの速度は概ね 1.1～1.6m／千年程度と考えられ、平均して約 1900 年～4500 年間隔活動した可能性がある。最新活動時期は約 2800 年前以後、約 2400 年前以前で活動時断層の西側が東側に比して 3～5m隆起した可能性がある。

３）将来の活動

活動帯全体がひとつの区間として活動しマグニチュード 7.8 程度の地震が発生すると推定される。最新活動後の経過率および将来地震が発生する長期確率は以下のとおり

４）地震想定被害

ア．被害想定の考え方

阪神淡路大震災の神戸市、西宮市、尼崎市における被害分布の特徴を調査分析し滋賀県の直下型

地震に適用した。

被害想定の対象とする震源断層を 15 年度滋賀県地域防災計画に示す 5 断層に平成 17 年度の資料である琵琶湖西岸断層（30 年以内地震発生確立 0.09%～9%）を加えた。

■想定震源断層の活動度と規模

名　称	活動度	確実度	長さ（ｋｍ）	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	備　考
比叡断層	B	Ⅰ～Ⅱ	21	7.0	姉川地震（1909）M＝6.9 文政 2 年の地震（1819）M＝7.4
花折断層	B	Ⅰ	47	7.4	
柳ケ瀬断層	B	Ⅰ～Ⅱ	37	7.4	
関が原断層	A～B	Ⅰ～Ⅱ	(25)	(7.2)	
百済寺断層	B	Ⅰ～Ⅱ	(25)	(7.2)	
西岸断層Ⅰ	A	Ⅰ	13	7.8	
西岸断層Ⅱ		Ⅰ	27		
西岸断層Ⅲ		Ⅰ	19		

＊1　活動度：平均変位速度 s（m/1000 年）
　　A　S＝1～10　B　S＝1～0.1　C　S＝0.1～0.01
＊2　確定度：Ⅰ　活断層であることが確実なもの　　Ⅱ　推定されるもの
＊3　（　　）：阪神淡路大地震と同規模の地震を想定

イ．建物被害の想定

神戸市の建物被害の分析結果から全壊半壊した建物の被害率は、建物の構造種別、建築年代、地盤条件によってその程度が区分され震源断層距離との間に一様な関係が見られるのでこの関係を想定震源断層に適応した。

なお、ここでいう全壊とは倒壊したもののほかに改築しなければ居住できないものでその際建て替えと同程度の費用を要すると思われるものを含む

■建築年毎の建物被害と震源断層距離の関係（木造建物の全壊率：沖積地盤地域）

ア）　建築年 1965 年以前の住宅

全壊率	85%	85%～5%	5%
震源断層からの距離	6ｋｍ	6ｋｍ～10ｋｍ	10ｋｍ以上

イ）　建築年 1965 年～1975 年の住宅

全壊率	75%	75%～5%	3%
震源断層からの距離	5.5ｋｍ	5.5ｋｍ～9.5ｋｍ	9.5ｋｍ以上

ウ）　建築年 1975 年～1985 年の住宅

全壊率	60%	60%～2%	2%
震源断層からの距離	5ｋｍ	5ｋｍ～9ｋｍ	9ｋｍ以上

エ）　建築年 1985 年～現在までの住宅

全壊率	30%	30%～1%	1%
震源断層からの距離	4.5ｋｍ	4.5ｋｍ～8.5ｋｍ	8.5ｋｍ以上

■建築年毎の建物被害と震源断層距離の関係（木造建物の全壊率：液状化地域）

ア）　建築年 1965 年以前の住宅

全壊率	50%	50%～10%	10%
震源断層からの距離	5ｋｍ	5ｋｍ～8ｋｍ	8ｋｍ以上

イ）　建築年 1965 年～1975 年の住宅

全壊率	45%	45%～10%	10%
震源断層からの距離	5ｋｍ	5.5ｋｍ～9.5ｋｍ	8ｋｍ以上

ウ）　建築年 1975 年～1985 年の住宅

全壊率	35%	35%～10%	10%
震源断層からの距離	4.5ｋｍ	4.5ｋｍ～7ｋｍ	7ｋｍ以上

エ）　建築年 1985 年～現在までの住宅

全壊率	25%	25%～10%	10%
震源断層からの距離	4.5ｋｍ	4.5ｋｍ～6ｋｍ	6ｋｍ以上

ウ．人的被害の想定

人的被害の想定は神戸市等の建物被害と死者との関係を分析した結果、建物被害率と死亡率は次のような関係にある。

$$Y = 0.0002X^2 + 0.00009X$$

[Ｙ：死亡者率(%)　Ｘ：建物被害率(%)]

[建物被害率＝（全壊戸数＋半壊戸数／2）／全戸数]

負傷者は死者に対して次の関係になる。

負傷者比率＝(負傷者数)／(死傷者数)＝87.8%

エ．出火件数の想定

神戸市等の震度と出火点を調査分析した結果、出火点の分布は震度5以上から見られ、震度6～7以上の区域に多く地域的にはほぼ均等に分布した。この結果から出火件数を想定した。

阪神淡路大震災の出火率(出火率＝出火件数／全戸数)

震度	出火率
震度5	0.000132
震度6～7	0.000605

オ．町村別・断層別地震被害想定数（早朝）

		建物棟数	人　口	全壊棟数	半壊棟数	死者数	負傷者	重症者	出　火	避難者数
花折断層	マキノ	3,598	6,580	18	391					211
	今津	6,332	13,615	1,180	1,631					1,805
	朽木	1,235	2,462	11	227					159
	安曇川	6,046	14,559	164	1,400					1,124
	高島	3,291	7,107	27	348					221
	新旭	5,123	11,638	774	1,399					1,433
	合 計	25,625	55,961	2,174	5,396	37	785	53	2	4,953
西岸断層Ⅰ	マキノ	3,598	6,580	458	811					697
	今津	6,332	13,615	2,178	1,529					2,356
	朽木	1,235	2,462	0	56					39
	安曇川	6,046	14,559	2,038	1,538					2,548
	高島	3,291	7,107	513	831					835
	新旭	5,123	11,638	2,216	1,182					2,243
	合 計	25,625	55,961	7,403	5,947	189	719	39	5	8,718
西岸断層Ⅱ	マキノ	3,598	6,580	319	799					614
	今津	6,332	13,615	2,393	1,504					2,452
	朽木	1,235	2,462	0	7					5
	安曇川	6,046	14,559	1,711	1,583					2,346
	高島	3,291	7,107	348	788					689
	新旭	5,123	11,638	1,915	1,243					2,110
	合 計	25,625	55,961	6,686	5,924	162	751	40	4	8,216
西岸段層Ⅲ	マキノ	3,598	6,580	860	903					934
	今津	6,332	13,615	2,945	1,437					2,722
	朽木	1,235	2,462	0	28					20
	安曇川	6,046	14,559	3,177	1,298					3,169
	高島	3,291	7,107	1,238	729					1,216
	新旭	5,123	11,638	2,641	1,117					2,466
	合 計	25,625	55,961	10,861	5,512	317	595	31	8	10,527

（３）地震に伴う２次被害の危険性

１）液状化の危険性

湖岸周辺の河口付近、干拓地、埋立地及び湿地帯などは軟弱な粘土層やゆっくり堆積した砂層など軟弱地盤で形成されているので、地震により液状化現象が生ずる危険性が高い。

また本市の平野部は安曇川、石田川、百瀬川、知内川等の堆積物によって形成された軟弱な地盤であり、地震の場合液状化現象を発生する危険性が極めて高い、一端発生すると予想を上回る影響がでる可能性があり十分な注意が必要である。

２）土砂災害の危険性

本市には土石流危険渓流及びこれに準ずる渓流、急傾斜地崩壊危険箇所に指定された区域が多く存在し、これらの区域では地震災害によって土石流や斜面崩壊などの土砂災害が２次的に引き起こされる危険性が非常に高いことから特に注意が必要である。

３．雪害

（１）県下で被害が発生した主要な雪害

最近の被害としては昭和 55 年末から 56 年 1 月にかけての豪雪で体育館の崩壊および野菜ハウスの崩壊などで死者 1 名。また昭和 59 年の豪雪では最大日積雪 101ｃｍを記録し、各地で道路閉鎖および雪崩が発生した。

（２）災害の危険性と被害の特徴

滋賀県北部は北陸地方と同様、全国でも有数の豪雪地帯であり、特に本市の北部地方のマキノ町北部、今津町西部および朽木は降雪が多く、豪雪により建物の崩壊および雪崩等の雪害が発生するほか、鉄道の遅延、運休および国道の渋滞等広域的な交通障害が起こるおそれがある。

また最近では山間部などの集落の孤立および高齢化により行政による住居の除雪支援の必要性が出てきており、注意が必要である。

■雪害の被害履歴

番号	発生年月	災害の状況	被害の状況	復旧対策の概要
1	大雪 Ｓ50.1.10～15	山間部 100cm 前後の積雪量。降雪期間が長く、北雪型となり積雪量も多く、長期にわたる交通災害や樹木、屋根等の折損等被害が続出		
2	大雪 Ｓ51.1.12～31	北雪型から中雪型になり長期にわたり雪が降り交通混乱が生じた		
3	大雪 Ｓ51.12.26～52.1.7	５日～7 日までの積雪量 北部平野部　　40～100cm 山間部　　130～180cm 多雪地帯　　195cm を記録		
4	大雪 Ｓ52.2.2～2.3	3 日 9 時の積雪量 105cm (今津)		
5	大雪 Ｓ52.2.17～18	18 日 9 時までの積雪量 北部平地部　30～120cm 山間部　　120～220cm		
6	大雪 Ｓ53.2.3～4	4 日 9 時までの積雪量 平野部　　30～ 60cm 山間部　　60～100cm		
7	大雪 Ｓ55.12.29～ 56.1.23	29 日夜半から 30 日朝にかけて北部地方大雪	体育館倒壊 1 野菜ﾊｳｽ倒壊 死亡 1	18 日県雪害対策本部設置
8	大雪 Ｓ59.1.16～2.10	16 日～18 日まで北部中心に降り続き、最大日積雪量 101cm を記録	約半月道路閉鎖	
9	大雪 H18.1.8～10	中北部を中心に年末から降り続きマキノ町在原積雪量 250cm を記録	死亡 1 重傷 3 今津中学校の重油パイプ破損	雪害警戒本部設置

番号	発生年月	災害の状況	被害の状況	復旧対策の概要
10	大雪 H24.2.1～2.3	市内北部・西部を中心に短時間豪雪となった。 自衛隊の災害派遣によりマキノ、今津、朽木の 224 世帯に対して除雪を行った。 在原　273 ㎝ 保坂　135 ㎝ 中牧　216 ㎝を記録	【人的被害】重傷 1 【通行止め】 国道 161（野口以北） 国道 303（保坂以西） 県道白谷野口線 県道麻生古屋梅ノ木線、県道小浜朽木高島線（横山木地山間） 【自衛隊派遣対象】 （単位）世帯 在原（21）、野口（38）、天増川（11）、角川（59）、椋川（34）、針畑（25）、生杉（16）、桑原(9)、能家(11)	2 日　大雪警戒本部設置 3 日　自衛隊災害派遣（90 名）
11	大雪 H29.1.23～1.24	短時間の降雪により市内平地部を含めて全域で積雪量が 60 ㎝を超え、交通障害等が発生し、市民生活が麻痺した。 在原　156 ㎝ 保坂　 98 ㎝ 市場　106 ㎝ 中牧　152 ㎝ 田中　 89 ㎝ 勝野　 52 ㎝ 北畑　 80 ㎝を記録	【通行止め】 国道 161(饗庭～大供) 国道 303(藺生～熊川) 国道 367 各所で通行障害発生	23 日　大雪警戒本部設置 25 日　小中学校の臨時休業 公共施設の屋根雪下ろし

Ⅱ．災害危険区域等指定状況

1．水防区域

（1）高島市内水防区域

県番号	河川名	左岸右	要水防区域		重要水防区域		特に重要な水防区域		左の理由	防御すべき施設	対策水防工法
			区域	延長	区域	延長	区域	延長			
191	八王子川	左右	知内川合流地点より両岸 1500m	3000 m	県道下流両岸 300 m	600 m					
192	百瀬川	左右	河口より上流 1500m 地点より上流両岸 1700m	3400 m	県道小荒路沢線より下流両岸 500 m	1000 m	県道小荒路沢線より湖西線両岸 500 m	1000 m	天井川護岸老朽	人家 35 戸 田 100 ha 道路 300 m	木流工 積土俵工
193	上郷川		河口より上流両岸 5000m	10000 m	深清水両岸 300 m 桂両岸 175 m 福岡～日置前両岸 2000 m	4950 m					
194	石田川		河口より上流 10000m 角川両岸 1500m 保坂右岸 75 m	23075 m	岸脇より梅原両岸 1750 m 角川右岸 1400 m 保坂右岸 75 m	4975 m	岸脇 左岸 50 m 梅原 右岸 50 m 左岸 200 m	300 m	溢水 護岸老朽	人家 30 戸 田 10ha	木流し工 積土俵工
195	天増川		天増川付近両岸 500m	1000 m							
196	寒風川		椋川分校より上流 2000m	4000 m							
197	安曇川		高岩橋より上流村井まで 両岸 6000m	12000 m							
			安井川より太田まで 左岸 6600 m	6600 m	同左	6600 m	同左	6600 m	天井川溢水	人家 250 戸 田 20ha	木流し工 積土俵工
			上古賀より北船木 左岸 8000m 長尾より河口まで 右岸 12000 m	20000 m	上古賀両台橋より町境まで 左岸 4000m 両台橋より南船木まで右岸 10000 m	14000 m	常盤木より南船木まで 右岸 4500m	4500 m	天井川護岸老朽	人家 380 戸 田 177 ha	木流し工 積土俵工

県番号	河川名	左岸右	要水防区域		重要水防区域		特に重要な水防区域		左の理由	防御すべき施設	対策水防工法
			区域	延長	区域	延長	区域	延長			
198	鴨川		鴨上流より両岸 7100m	14200 m	鴨より万年橋両岸 2000m	4000 m	鴨より宮野両岸 1300 m	2600 m	天井川 河積狭小	人家 170 戸 田 25ha	積土俵工
			河口より上流両岸 2400 m	4800 m	藤樹橋より加茂橋まで両岸 1600m	3200 m					
199	八田川		鴨川合流点より上流左岸 2000m 右岸 3000 m	5000 m	横山より鴨まで 左岸 1500 m 右岸 2500 m	4000 m	横山より鴨まで 左岸 500 m 右岸 1700m	2200 m	天井川 河積狭小	人家 100 戸 田畑 25ha 道路 500 m 鉄道 500 m	積土俵工
200	中の川		八田川合流点より上流両岸 250 m	500 m							
201	青井川		県道新旭高島線より下流両岸 200m	400 m							
202	和田打川		河口より上流両岸 4700 m	9400 m	拝戸より上流両岸 600 m	1200 m					
203	小田川		和田打川合流点より音羽まで両岸 1000 m	2000 m	町道下流より音羽まで両岸 300 m	600 m					

（２）その他朽木地区の水害危険箇所

河川名	危険箇所	内容
安曇川	栃生(腰越)300m 大野 300m　　柏 500m	無堤地 立ち木等の繁茂による河積の縮小
北川	雲洞谷(犬丸天神橋)下 500m 地子原向所～高橋	
麻生川	麻生(地良々橋下 300m)	
針畑川	小入谷～桑原地先	

２．土砂災害の発生危険箇所

［本編 p71：２編_２章_８
「（２）土砂災害対策 【都市整備部、県土木交通部、県高島土木事務所】」参照］

（１）土砂災害防止法に基づく警戒区域および特別警戒区域（R3.1 時点）

１）土石流

ア．マキノ

所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		レッドゾーンの有無
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
浦	知内川支流	1521016	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
浦	知内川支流	2521034	H21.12.4	625			無
浦	浦川	1521125	H29.3.31	175			無
下	札の谷川	1521015	H19.3.30	205			無
下	知内川支流	1521017	H19.3.30	205			無
下	正谷川	1521014	H22.3.19	195	H22.3.19	198	有
下開田	開田川	1521020	H16.12.22	735			無
下開田	知内川支流	1521021	H22.3.19	195	H22.3.19	198	有
下開田、寺久保	知内川支流	1521022	H22.3.19	195	H22.3.19	198	有
海津	淀川支流	1521008	H21.12.25	658	H21.12.25	665	有
海津	淀川支流	1521009	H22.3.19	195	H22.3.19	198	有
海津	仲ノ内川支流	1521007	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
海津	中ノ川支流	3521100	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
在原	竜田川	1521011	H26.3.31	158			無
山中	ガニ川支流	1521013	H20.3.12	130	H20.3.12	135	有
山中	ガニ川支流	1521060	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
山中	ガニ川	1521114	H22.3.19	195	H22.3.19	198	有
寺久保、下開田	知内川支流	1521107	H22.3.19	195			無
寺久保、下開田	知内川支流	1521108	H22.3.19	195	H22.3.19	198	有
小荒路	知内川支流	1521002	H20.10.10	495	H20.10.10	499	有
小荒路	知内川支流	1521003	H20.10.10	495			無
小荒路	知内川支流	1521004	H20.10.10	495			無
小荒路	知内川支流	1521132	R3.2.12	89			無
上開田	赤井川	1521018	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
上開田	知内川支流	1521019	H25.3.29	118	H25.3.29	124	有
森西	ウルシ谷	2521039	H20.10.10	495			無
森西	山田川	1521116	H25.3.29	118	H25.3.29	124	有
森西	山田川支流	1521117	H25.3.29	118	H25.3.29	124	有
森西	山田川支流	1521118	H25.3.29	118	H25.3.29	124	有
森西	山田川支流	1521119	H25.3.29	118	H25.3.29	124	有
森西	山田川支流	1521120	H25.3.29	118	H25.3.29	124	有
森西	生来川支流	2521040	H25.3.29	118			無
森西	山田川支流	2521041	H25.3.29	118	H25.3.29	124	有
森西	清水谷（1）	2521043	H30.9.28	412	H30.9.28	417	有
森西、新保	山田川支流	2521042	H25.3.29	118	H25.3.29	124	有
西浜	知内川支流	1521024	H17.3.30	351	H17.3.30	409	有
石庭	堀切川	1521029	H20.3.24	165			無
石庭	御堂川支流	1521126	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
辻	御堂川	2521102	H21.12.4	625			無
辻	宮川	2521103	H21.12.4	625	H21.12.4	630	有
辻、石庭	宮川支流	2521038	H22.4.14	313			無

所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		レッドゾーンの有無
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
白谷	白谷川	1521025	H21.12.4	625	H21.12.4	630	有
白谷	八王子川支流	1521104	H21.12.4	625	H21.12.4	630	有
白谷	八王子川支流	1521105	H21.12.4	625	H21.12.4	630	有
白谷	八王子川支流	1521106	H21.12.4	625	H21.12.4	630	有
白谷	八王子川支流	2521130	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
白谷	八王子川支流	2521131	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
牧野	知内川支流	1521027	H19.3.30	205			無
牧野	マキノ川支流	1521028	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有
牧野	斧研川	1521100	H21.12.4	625			無
牧野	斧研川	1521101	H21.12.4	625	H21.12.4	630	有
牧野	知内川支流	1521121	H25.3.29	118			無
牧野	知内川支流	1521122	H25.3.29	118	H25.3.29	124	有
牧野	知内川支流	2521127	R3.2.12	89			無
牧野	知内川支流	2521128	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
牧野、石庭	知内川支流	1521123	H25.3.29	118	H25.3.29	124	有
牧野、石庭	知内川支流	1521124	H25.3.29	118	H25.3.29	124	有
牧野、石庭	知内川支流	1521129	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
野口	知内川支流	1521001	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有
野口	知内川支流	2521032	H19.3.30	205			無
野口	知内川支流	1521111	H22.4.14	313	H22.4.14	316	有
野口	六の瀬川支流	2521104	H30.1.12	10	H30.1.12	11	有
野口	六の瀬川支流	2521105	H30.1.12	10	H30.1.12	11	有

イ．今津

所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		レッドゾーンの有無
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
角川	石田川支流	2522017	H16.12.22	736			無
角川	石田川支流	1522011	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有
角川	石田川支流	1522007	H20.3.24	165			無
角川	貴谷	1522008	H20.3.24	165			無
角川	石田川支流	2522022	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
角川	石田川支流	1522052	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
角川	石田川支流	2522053	R3.2.12	89			無
角川	石田川支流	3522054	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
酒波	酒波谷	1522003	H20.3.24	165			無
酒波	鑓水谷	1522041	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
酒波、日置前	シブ谷	3522040	H20.3.24	165			無
深清水	淀川支流	1522001	H18.3.30	572	H18.3.30	834	有
深清水	淀川支流	2522014	H18.3.30	578			無
深清水	淀川支流	2522015	H20.10.10	495			無
深清水、酒波	淀川支流	1522002	H18.3.30	573	H18.3.30	835	有
杉山	藤谷	1522009	H21.1.30	42			無
杉山	北川支流	2522018	H21.1.30	42	H21.1.30	44	有
杉山	鏡石谷	2522019	H21.1.30	42	H21.1.30	44	有
杉山	北川支流	2522020	H21.1.30	42	H21.1.30	44	有
杉山	北川支流	2522044	H22.2.26	127	H22.2.26	132	有
杉山	北川支流	1522045	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有

所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		レッドゾーンの有無
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
杉山	北川支流	2522046	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
天増川	スケ谷	1522010	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
天増川	天増川支流	2522021	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
途中谷	途中谷川支流	2522027	H30.1.12	10	H30.1.12	11	有
途中谷	途中谷川支流	2522028	H30.1.12	10			無
南生見・大供	金吹川	1522055	R3.2.12	89			無
日置前	境川支流	1522004	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有
日置前	上郷川支流	1522005	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
日置前	上郷川支流	1522006	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
保坂	石田川支流	2522023	H18.3.30	579			無
保坂	石田川支流	2522024	H18.3.30	580			無
保坂	カジヤ谷	1522012	H20.3.12	130	H20.3.12	135	有
保坂	石田川支流	2522026	H20.10.10	495			無
保坂	中ノ川支流	2522043	H21.1.30	42	H21.1.30	44	有
保坂	石田川支流	2522025	H21.12.4	625	H21.12.4	630	有
椋川	寒風川支流	2522038	H18.3.30	574	H18.3.30	836	有
椋川	寒風川支流	2522037	H18.3.30	581			無
椋川	明良谷	2522031	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
椋川	尾條谷川	1522013	H21.1.30	42			無
椋川	下の谷	1522042	H21.1.30	42			無
椋川	寒風川支流	2522029	H21.1.30	42	H21.1.30	44	有
椋川	寒風川支流	2522030	H21.1.30	42	H21.1.30	44	有
椋川	寒風川支流	2522032	H21.1.30	42			無
椋川	堂前谷支谷	2522033	H21.1.30	42			無
椋川	堂前谷	2522034	H21.1.30	42	H21.1.30	44	有
椋川	寒風川支流	2522035	H30.1.12	10	H30.1.12	11	有
椋川	寒風川支流	2522036	H30.1.12	10			無
椋川	寒風川支流	1522051	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
椋川	椋川支流	2522047	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
椋川	寒風川支流	2522048	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
椋川	寒風川支流	2522049	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
椋川	寒風川支流	2522050	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有

ウ．安曇川

所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		レッドゾーンの有無
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
下古賀	溝谷川支流	2524332	H18.3.30	587			無
下古賀	溝谷川支流	1524333	H20.3.12	130	H20.3.12	135	有
下古賀	入谷川支流	1524334	H27.3.30	95	H27.3.30	100	有
下古賀	的谷川支流	2524338	H28.3.30	188			無
下古賀	的谷川	2524339	H28.3.30	188	H28.3.30	195	有
下古賀	寺谷川支流	3524335	H29.3.31	175			無
下古賀	溝谷川支流	1524406	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
下古賀	入谷川支流	2524405	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
上古賀	茶屋谷川支流	2524322	H19.3.30	205			無
上古賀	茶屋谷川支流	3524404	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
上古賀	一ノ瀬川支流	1524311	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
上古賀	安曇川支流	1524401	H29.3.31	175			無

所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		レッドゾーンの有無
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
上古賀	安曇川支流	3524402	H29.3.31	175			無
長尾	深谷川	1524213	H18.3.30	586			無
長尾	鳴谷川	3524403	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
田中	アコ谷	1524113	H16.12.22	737			無
田中	八田川支流	2524112	H17.3.30	353	H17.3.30	411	有
田中	八田川支流	1524115	H19.3.30	205			無
田中	アイ谷	1524114	H20.10.10	495	H20.10.10	499	有
田中	禅寺谷	3524116	H26.3.31	158			無
田中	八田川支流	2525212	H27.3.30	95			無
田中	八田川支流	2524111	H28.3.30	188	H28.3.30	195	有
田中	八田川支流	3524117	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
田中・中野	大築波川	1524407	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
南古賀	安曇川支流	3524222	H28.3.30	188	H28.3.30	195	有
南古賀	安曇川支流	3524401	H28.3.30	188			無

エ．朽木

所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		レッドゾーンの有無
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
雲洞谷	北川支流	2523008	H30.3.9	71	H30.3.9	73	有
雲洞谷	西谷川	1523008	H30.3.9	71	H30.3.9	73	有
雲洞谷	東谷川	1523009	H30.3.9	71			無
雲洞谷	北川支流	1523315	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
雲洞谷・地子原	木ノ本谷川支流	2523316	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
岩瀬	小彦谷	1523033	H19.3.30	205			無
宮前坊	宮前谷	1523038	H21.1.30	42	H21.1.30	44	有
宮前坊	安曇川支流	1523039	H21.1.30	42	H21.1.30	44	有
宮前坊	御滝谷	1523040	H21.1.30	42	H21.1.30	44	有
宮前坊	入部谷川支流	1523322	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
宮前坊、柏	入部谷	1523036	H21.1.30	42	H21.1.30	44	有
桑原	針畑川支流(4)	1523019	H30.9.21	382			無
桑原	針畑川支流（9）	2523022	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
桑原	針畑川支流(10)	2523023	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
桑原	スギヤ谷	2523024	H30.9.21	382			無
	針畑川支流	2523306	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
古屋	畑ヶ谷	1523017	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有
古屋	水無谷	1523018	H19.3.30	205			無
古屋	針畑川支流（7）	2523019	H30.9.21	382			無
古屋	安曇川支流（15）	2523020	H30.9.21	382			無
古屋	針畑川支流（8）	2523021	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
古屋	針畑川支流	2523307	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
古川	安曇川支流	1523100	H21.12.4	625			無
古川	安曇川支流	1523029	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
古川	北古川	1523303	H29.3.31	175			無
古川	安曇川支流	1523318	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
荒川	ドン谷	1523042	H19.3.30	205			無

所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		レッドゾーンの有無
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
荒川	宮ノ谷	1523043	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有
荒川	中谷川	1523044	H19.3.30	205			無
荒川	安曇川支流	1523300	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
荒川	安曇川支流	1523301	H29.3.31	175			無
腰越	坊ヶ谷川	1523025	H18.3.30	576	H18.3.30	838	有
市場	北川支流	1523005	H20.3.24	165			無
市場	安曇川支流	1523037	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
市場、岩瀬	安曇川支流	1523035	H18.3.30	575	H18.3.30	837	有
小川	桑ヶ谷	2523029	H19.3.30	205			無
小川	ユリガ谷	1523022	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
小川	コウリガ谷	2523028	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
小川	針畑川支流	2523304	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
小入谷	針畑川支流（11）	1523014	H30.9.28	412			無
小入谷	針畑川支流（12）	2523017	H30.9.28	412	H30.9.28	417	有
小入谷	針畑川支流（13）	2523018	H30.9.28	412	H30.9.28	417	有
小入谷	針畑川支流（14）	2523036	H30.9.28	412	H30.9.28	417	有
生杉	針畑川支流	2523015	H30.1.12	10	H30.1.12	11	有
生杉	針畑川支流	2523016	H30.1.12	10	H30.1.12	11	有
生杉	針畑川支流	2523300	H30.1.12	10	H30.1.12	11	有
生杉	針畑川支流（5）	2523013	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
生杉	針畑川支流（6）	2523014	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
村井	日の口谷	1523026	H17.3.30	352	H17.3.30	410	有
村井	八幡谷	1523027	H20.3.24	165			無
村井	横谷	1523302	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
村井	アンノ谷	1523048	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
村井・栃生	猪谷	2523319	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
大野	小野谷	1523045	H21.1.30	42	H21.1.30	44	有
大野	植谷	1523028	H26.12.24	511	H26.12.24	512	有
地子原	宮谷	1523010	H21.1.30	42	H21.1.30	44	有
地子原	谷所谷	1523011	H21.1.30	42	H21.1.30	44	有
地子原	出水谷	1523012	H21.1.30	42			無
地子原	打明谷	1523013	H21.1.30	42	H21.1.30	44	有
地子原	北川支流	2523010	H21.1.30	42	H21.1.30	44	有
地子原	野谷	2523011	H21.1.30	42	H21.1.30	44	有
地子原	北川支流	2523012	H21.1.30	42	H21.1.30	44	有
地子原	北川支流	2523009	H30.3.9	71	H30.3.9	73	有
中牧	大江戸谷	1523015	H19.3.30	205			無
中牧	オクノ谷	1523016	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有
中牧	針畑川支流	1523308	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
中牧	針畑川支流	1523309	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
中牧	針畑川支流	2523310	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
栃生	畑谷	1523024	H18.3.30	585			無
栃生	安曇川支流	2523030	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有
栃生	安曇川支流	2523031	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
栃生・村井	安曇川支流	2523320	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
栃生・村井	安曇川支流	1523321	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
能家	谷の谷	1523007	H19.3.30	205			無

所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		レッドゾーンの有無
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
能家	北川支流（9）	1523006	H30.9.28	412	H30.9.28	417	有
能家	北川支流（10）	2523004	H30.9.28	412	H30.9.28	417	有
能家	北川支流（11）	2523005	H30.9.28	412			無
能家	北川支流（12）	2523006	H30.9.28	412	H30.9.28	417	有
能家	ミズヤ谷（1）	2523007	H30.9.28	412	H30.9.28	417	有
能家	北川支流	2523311	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
柏	指月谷	2523034	H21.1.30	42	H21.1.30	44	有
柏	与市谷	1523031	H29.3.31	175			無
平良	針畑川支流	2523025	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
平良	針畑川支流	2523026	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
平良	針畑川支流	2523027	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
平良	鳥谷（1）	1523020	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
平良	鳥谷（2）	1523049	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
麻生	針畑川支流	2523305	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
麻生	向所谷	1523001	H30.3.9	71			無
麻生	麻生川支流	1523047	H30.3.9	71			無
麻生	上所谷	1523002	H30.3.9	71			無
麻生	麻生川支流	1523046	H30.3.9	71			無
麻生	上野谷	1523003	H30.3.9	71	H30.3.9	73	有
麻生	上野北谷	1523004	H30.3.9	71			無
麻生	麻生川支流(2)	2523001	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
麻生	麻生川支流	2523312	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
麻生	麻生川支流	2523313	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
麻生	麻生川支流	2523314	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
麻生	麻生川支流	2523317	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
木地山	麻生川支流	2523002	H19.3.30	205			無
野尻	寺脇谷	1523041	H21.1.30	42	H21.1.30	44	有
野尻	安曇川支流	2523035	H21.1.30	42	H21.1.30	44	有

オ．高島

所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		レッドゾーンの有無
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
拝戸	南川支川	3525416	R3.2.12	89			無
鵜川	淀川支流	2525722	H20.3.12	130	H20.3.12	135	有
鵜川	淀川支流	2525731	H20.3.12	130	H20.3.12	135	有
鵜川	淀川支流	2525732	H20.3.12	130	H20.3.12	135	有
鵜川	淀川支流	1525721	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
鵜川	阪畑川支流	1525734	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
鵜川	阪畑川	1525733	H20.3.24	165			無
鵜川	ダキワ谷	1525735	H20.3.24	165			無
鵜川	山崎川	1525736	H20.3.24	165			無
鵜川	山崎川	1525738	H20.3.24	165			無
鵜川	湯水川	1525739	H20.3.24	165			無
鵜川	淀川支流	2525749	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
音羽	小田川支流	1525511	H22.3.19	195			無

所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		レッドゾーンの有無
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
音羽	蛤谷川	2525422	H22.3.19	195			無
高島	こも谷川	1525132	H18.3.30	592			無
高島	大谷川	1525351	H18.3.30	593			無
高島	滝谷川	1525131	H20.10.10	495	H20.10.10	499	有
高島	鴨川支流	2525342	H21.3.13	156	H21.3.13	161	有
高島	和田打川	2525353	H21.3.16	173	H21.3.16	178	有
高島	滝谷川支流	1525524	H26.3.31	158	H26.3.31	166	有
高島	鴨川支流	1525740	H28.3.30	188	H28.3.30	195	有
高島	鴨川支流	1525741	H28.3.30	188	H28.3.30	195	有
高島	鴨川支流	1525533	H28.3.30	188			無
高島	鴨川支流	2525352	H28.3.30	188	H28.3.30	195	有
高島・鹿ヶ瀬・黒谷	砂馳川	1525334	H21.3.16	173	H21.3.16	178	有
黒谷	南谷	1525111	H16.12.22	738			無
黒谷	北谷	1525112	H19.3.30	205			無
黒谷	北谷支流	2525113	H19.3.30	205			無
黒谷	北谷支流	2525114	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有
黒谷	鴨川支流	1525512	H24.3.30	169	H24.3.30	175	有
黒谷	鴨川支流	1525515	H24.3.30	169			無
黒谷	鴨川支流	1525513	H25.3.29	118	H25.3.29	124	有
黒谷	鴨川支流	1525514	H25.3.29	118	H25.3.29	124	有
黒谷	流谷川	1525748	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
黒谷・鹿ヶ瀬	横谷川支流	2525746	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
黒谷・鹿ヶ瀬	横谷川	2525747	R3.2.12	89			無
鹿ヶ瀬	小白ヶ谷川支流	2525312	H21.3.13	156			無
鹿ヶ瀬	大砂谷	2525341	H21.3.13	156	H21.3.13	161	有
鹿ヶ瀬	鹿ヶ谷支流	2525322	H21.12.4	625	H21.12.4	630	有
鹿ヶ瀬	米谷川	2525324	H21.12.4	625	H21.12.4	630	有
鹿ヶ瀬	鴨川支流	1525526	H27.3.30	95			無
鹿ヶ瀬	鴨川支流	1525527	H27.3.30	95			無
鹿ヶ瀬	鴨川支流	1525529	H27.3.30	95			無
鹿ケ瀬	寒風支流	1525518	H26.3.31	158	H26.3.31	166	有
鹿ケ瀬	寒風支流	1525519	H26.3.31	158	H26.3.31	166	有
鹿ケ瀬	鴨川支流	1525521	H26.3.31	158	H26.3.31	166	有
鹿ケ瀬	鴨川支流	1525522	H26.3.31	158	H26.3.31	166	有
鹿ケ瀬	保須川	1525525	H28.3.30	188			無
鹿ケ瀬	鴨川支流	2525333	H28.3.30	188	H28.3.30	195	有
鹿ケ瀬	鴨川支流	1525520	R3.2.12	89			無
鹿ケ瀬	保須川支流	1525744	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
鹿ケ瀬	田上川支流	2525745	R3.2.12	89			無
鹿ヶ瀬・黒谷	小白ヶ谷川	1525311	H21.3.13	156			無
鹿ヶ瀬・黒谷	田上川	2525321	H21.3.13	156			無
鹿ヶ瀬・黒谷	大谷川	2525323	H21.3.13	156			無
鹿ヶ瀬・黒谷	寒風川	1525516	H24.3.30	169	H24.3.30	175	有
鹿ヶ瀬・黒谷	寒風川支流	1525517	H24.3.30	169	H24.3.30	175	有
勝野	見張谷	1525612	H16.12.22	739			無
勝野	山王谷	1525613	H16.12.22	740			無

所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		レッドゾーンの有無
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
勝野	乙女ヶ池支流	1525615	H21.12.4	625	H21.12.4	630	有
勝野	和倉谷	1525614	H26.3.31	158			無
勝野	小田川支流	3525616	H27.3.30	95			無
勝野、鵜川	鵜川支流	2525712	H21.12.4	625	H21.12.4	630	有
勝野、音羽	瀬戸川支流	1525611	H20.10.10	495			無
拝戸	南川支川	1525413	H19.3.30	205			無
拝戸	和田打川支流	2525412	H19.3.30	205			無
拝戸	南川支川	3525416	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有
拝戸	南川	1525414	H22.3.19	195	H22.3.19	198	有
拝戸	和田打川支流（3）	2525411	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
拝戸	和田内川支流	1525742	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
拝戸、音羽	和田打川支流	1525415	H19.3.30	205			無
畑	見谷川	1525123	H18.3.30	577	H18.3.30	839	有
畑	須川	1525128	H18.3.30	588			無
畑	荒谷川	1525124	H18.3.30	589			無
畑	奥ノ谷	1525126	H18.3.30	590			無
畑	越後出谷	1525127	H18.3.30	591			無
畑	足谷川	2525121	H20.3.24	165			無
畑	ここみ谷	2525122	H20.3.24	165			無
畑	須川支流	1525523	H26.3.31	158	H26.3.31	166	有
畑	須川支流	1525528	H27.3.30	95			無
武曽横山	八田川支流	3525211	H21.12.4	625	H21.12.4	630	有
武曽横山	八田川支流	1525530	H27.3.30	95			無
武曽横山	八田川支流	1525531	H27.3.30	95	H27.3.30	100	有
武曽横山	八田川支流	1525532	H27.3.30	95			無
武曽横山	大谷川支流	2525743	R3.2.12	89			無

カ．新旭

所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		レッドゾーンの有無
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
安井川	西ノ谷支流	3526600	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
饗庭	松田川	1526212	H18.3.30	582			無
饗庭	今川支流	2526214	H18.3.30	583			無
饗庭	今川支流	1526602	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
饗庭	今川支流	1526603	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
饗庭	林照寺川	1526604	R3.2.12	89			無
熊野本	田井川支流	2526114	H18.3.30	584			無
熊野本	北谷川支流	3526601	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
熊野本、安井川	西ノ谷支流	3526115	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
熊野本、安井川	西ノ谷支流	3526116	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
熊野本、饗庭	北谷川	1526605	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有

2）急傾斜地崩壊

ア．マキノ

所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		レッドゾーンの有無
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
浦	浦①	Ⅱ-8708	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有
浦	浦②	Ⅱ-8709	H20.3.7	116	H20.3.7	120	有
浦	浦③	Ⅱ-8710	H20.3.7	116	H20.3.7	120	有
浦	浦④	Ⅱ-8711	H20.3.7	116	H20.3.7	120	有
浦	浦⑤	Ⅱ-8713	H20.3.7	116	H20.3.7	120	有
浦	浦(6)	Ⅱ-8714	H21.8.7	492	H21.8.7	495	有
浦	浦７	Ⅲ-8905	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
浦	浦８	Ⅲ-8906	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
下	下②	Ⅰ-8712	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有
下	下③	Ⅰ-8714	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有
下	下④	Ⅰ-8715	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有
下	下⑤	Ⅱ-8707	H20.3.7	116	H20.3.7	120	有
下	下①	Ⅰ-8711	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
下	下(5)	Ⅱ-8703	H21.8.7	492	H21.8.7	495	有
下	下(6)	Ⅱ-8704	H21.8.7	492	H21.8.7	495	有
下開田	下開田１	Ⅰ-8006	H19.3.30	205			無
下開田	下開田２	Ⅰ-8007	R3.2.12	89			無
下開田	下開田３	Ⅰ-8901	R3.2.12	89			無
海津	海津１	Ⅰ-8725	H18.3.30	628	H18.3.30	874	有
海津	海津２	Ⅰ-8726	H18.3.30	629	H18.3.30	875	有
海津	海津７	Ⅰ-8900	H18.3.30	630	H18.3.30	876	有
海津	海津(3)	Ⅰ-8727	H21.8.7	492	H21.8.7	495	有
海津	海津(5)	Ⅰ-8729	H21.8.7	492	H21.8.7	495	有
海津	海津(6)	Ⅰ-8730	H21.8.7	492			無
海津	海津(4)	Ⅱ-8152	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
海津	海津(8)	Ⅰ-8003	H30.9.28	412	H30.9.28	417	有
海津	海津９	Ⅲ-8909	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
海津	海津 10	Ⅰ-8930	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
海津	海津 11	Ⅱ-8910	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
海津	海津 12	Ⅰ-8931	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
在原	在原	Ⅰ-8709	H20.3.7	116	H20.3.7	120	有
在原	在原２	Ⅲ-8907	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
山中	山中①	Ⅱ-8705	H20.3.7	116	H20.3.7	120	有
山中	山中③	Ⅰ-8713	H20.3.7	116	H20.3.7	120	有
山中	山中②	Ⅱ-8706	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
寺久保、蛭口	寺久保①	Ⅰ-8150	H22.4.14	313	H22.4.14	316	有
寺久保	寺久保２	Ⅰ-8927	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
小荒路	小荒路	Ⅰ-8004	H18.3.30	594	H18.3.30	840	有
小荒路	小荒路２	Ⅰ-8718	H18.3.30	596	H18.3.30	842	有
小荒路	小荒路５	Ⅰ-8716	H18.3.30	595	H18.3.30	841	有
小荒路	小荒路１	Ⅰ-8717	H19.3.30	205			無
小荒路	小荒路３	Ⅰ-8719	H19.3.30	205			無

所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		レッドゾーンの有無
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
小荒路	小荒路(4)	Ⅱ-8712	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
小荒路	小荒路(6)	Ⅲ-8158	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
小荒路	小荒路７	Ⅰ-8929	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
上開田	上開田１	Ⅰ-8720	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有
上開田	上開田③	Ⅰ-8722	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有
上開田	上開田④	Ⅰ-8156	H25.3.29	118	H25.3.29	124	有
上開田	上開田(2)	Ⅰ-8721	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
新保	新保①	Ⅰ-8155	H25.3.29	118	H25.3.29	124	有
新保	新保２	Ⅱ-8907	R3.2.12	89			無
西浜	西浜	Ⅰ-8724	H17.3.30	308	H17.3.30	366	有
西浜	西浜２	Ⅰ-8926	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
石庭	石庭	Ⅰ-8723	H20.3.7	116	H20.3.7	120	有
白谷	白谷	Ⅰ-8710	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有
白谷	白谷(2)	Ⅱ-8702	H30.9.28	412	H30.9.28	417	有
牧野	牧野	Ⅱ-8908	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
牧野	牧野２	Ⅲ-8904	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
野口	野口②	Ⅰ-8002	H19.3.30	205			無
野口	野口③	Ⅰ-8701	H20.3.7	116	H20.3.7	120	有
野口	野口⑤	Ⅰ-8703	H20.3.7	116	H20.3.7	120	有
野口	野口(9)	Ⅰ-8708	H21.8.7	492	H21.8.7	495	有
野口	野口(1)	Ⅰ-8001	H21.12.4	625	H21.12.4	630	有
野口	野口(7)	Ⅰ-8705	H21.12.4	625			無
野口	野口⑧	Ⅰ-8154	H22.12.27	702	H22.12.27	705	有
野口	野口(4)	Ⅰ-8702	H30.1.12	10			無
野口	野口(11)	Ⅱ-8701	H30.1.12	10	H30.1.12	11	有
野口	野口(12)	Ⅰ-8707	H30.9.28	412			無
野口	野口 13	Ⅰ-8928	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
野口	野口 14	Ⅱ-8909	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
野口	野口 15	Ⅲ-8908	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有

イ．今津

所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		レッドゾーンの有無
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
角川	角川	Ⅰ-8008	H18.3.30	633	H18.3.30	879	有
角川	角川１	Ⅰ-8902	H18.3.30	634	H18.3.30	880	有
角川	角川２	Ⅰ-8903	H18.3.30	635	H18.3.30	881	有
角川	角川②	Ⅱ-8719	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
角川	角川③	Ⅱ-8720	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
角川	角川(1)	Ⅰ-8733	H30.1.12	10	H30.1.12	11	有
角川	角川(4)	Ⅲ-8705	H30.1.12	10	H30.1.12	11	有
角川	角川(5)	Ⅲ-8706	H30.1.12	10	H30.1.12	11	有
角川	角川２	Ⅰ-8903	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
角川	角川６	Ⅱ-8918	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
今津	今津(5)	Ⅱ-8744	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有

所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		レッドゾーンの有無
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
今津	今津６	Ⅰ-8936	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
酒波	酒波①	Ⅰ-8746	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有
酒波、日置前	酒波②	Ⅱ-8738	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有
深清水	深清水(2)	Ⅱ-8737	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
深清水	深清水３	Ⅱ-8919	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
深清水	深清水４	Ⅰ-8937	R3.2.12	89			無
深清水	深清水５	Ⅲ-8916	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
深清水	深清水６	Ⅲ-8917	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
杉山	杉山２	Ⅰ-8736	H17.3.30	309	H17.3.30	367	有
杉山	杉山３	Ⅰ-8737	H17.3.30	310	H17.3.30	368	有
杉山	杉山①	Ⅰ-8735	H21.2.9	62	H21.2.9	66	有
杉山	杉山④	Ⅰ-8734	H21.2.9	62	H21.2.9	66	有
杉山	杉山	Ⅱ-8012	H21.2.9	62	H21.2.9	66	有
杉山	杉山(4)	Ⅰ-8251	H30.1.12	10	H30.1.12	11	有
杉山	杉山５	Ⅲ-8910	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
杉山	杉山６	Ⅰ-8932	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
杉山	杉山７	Ⅰ-8933	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
杉山	杉山８	Ⅰ-8934	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
大供	大供	Ⅲ-8900	H18.3.30	605	H18.3.30	851	有
大供	大供１	Ⅱ-8901	H18.3.30	606	H18.3.30	852	有
天増川	天増川①	Ⅰ-8731	H20.3.7	116	H20.3.7	120	有
天増川	天増川④	Ⅱ-8717	H20.3.7	116	H20.3.7	120	有
天増川	天増川⑤	Ⅱ-8718	H20.3.7	116	H20.3.7	120	有
天増川	天増川②	Ⅰ-8732	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
天増川	天増川６	Ⅱ-8911	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
途中谷	途中谷(1)	Ⅱ-8734	H30.1.12	10	H30.1.12	11	有
途中谷	途中谷(2)	Ⅱ-8735	H30.1.12	10	H30.1.12	11	有
途中谷	途中谷(4)	Ⅲ-8709	H30.1.12	10	H30.1.12	11	有
南生見	南生見(2)	Ⅰ-8753	H30.1.12	10	H30.1.12	11	有
南生見・大供・藺生	南生見３	Ⅲ-8915	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
日置前	日置前①	Ⅰ-8747	H20.3.7	116	H20.3.7	120	有
日置前、梅原	日置前②	Ⅰ-8748	H20.3.7	116	H20.3.7	120	有
梅原	梅原１	Ⅰ-8749	H18.3.30	607	H18.3.30	853	有
梅原	梅原３	Ⅰ-8751	H18.3.30	609	H18.3.30	855	有
梅原	梅原４	Ⅰ-8752	H18.3.30	610	H18.3.30	856	有
梅原	梅原５	Ⅱ-8739	H18.3.30	608	H18.3.30	854	有
梅原	梅原(6)	Ⅰ-8750	H30.9.28	412	H30.9.28	417	有
梅原	梅原(7)	Ⅱ-8740	H30.9.28	412	H30.9.28	417	有
福岡、岸脇	福岡	Ⅲ-8713	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
保坂	保坂①	Ⅰ-8009	H18.3.30	597	H18.3.30	843	有
保坂	保坂②	Ⅰ-8250	H22.4.14	313	H22.4.14	316	有
保坂	保坂③	Ⅰ-8738	H18.3.30	601	H18.3.30	847	有
保坂	保坂④	Ⅱ-8721	H18.3.30	602	H18.3.30	848	有
保坂	保坂⑥	Ⅰ-8010	H18.3.30	598	H18.3.30	844	有
保坂	保坂⑦	Ⅰ-8910	H18.3.30	599	H18.3.30	845	有
保坂	保坂⑧	Ⅰ-8911	H18.3.30	600	H18.3.30	846	有

所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		レッドゾーンの有無
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
保坂	保坂９	Ⅱ-8916	R3.2.12	89			無
保坂	保坂 10	Ⅱ-8917	R3.2.12	89			無
椋川	椋川 22	Ⅰ-8013	H18.3.30	603	H18.3.30	849	有
椋川	椋川 23	Ⅰ-8912	H18.3.30	604	H18.3.30	850	有
椋川	椋川③	Ⅰ-8741	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
椋川	椋川⑪	Ⅱ-8725	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
椋川	椋川⑮	Ⅱ-8729	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
椋川	椋川④	Ⅰ-8742	H21.2.9	62	H21.2.9	66	有
椋川	椋川⑤	Ⅰ-8743	H21.2.9	62	H21.2.9	66	有
椋川	椋川⑧	Ⅱ-8722	H21.2.9	62	H21.2.9	66	有
椋川	椋川⑨	Ⅱ-8723	H21.2.9	62	H21.2.9	66	有
椋川	椋川⑭	Ⅱ-8728	H21.2.9	62	H21.2.9	66	有
椋川	椋川⑲	Ⅱ-8733	H21.2.9	62	H21.2.9	66	有
椋川	椋川㉔	Ⅱ-8906	H21.2.9	62	H21.2.9	66	有
椋川	椋川(1)	Ⅰ-8739	H30.1.12	10			無
椋川	椋川(2)	Ⅰ-8740	H30.1.12	10			無
椋川	椋川(6)	Ⅰ-8744	H30.1.12	10	H30.1.12	11	有
椋川	椋川(7)	Ⅰ-8745	H30.1.12	10	H30.1.12	11	有
椋川	椋川(13)	Ⅱ-8727	H30.1.12	10	H30.1.12	11	有
椋川	椋川(18)	Ⅱ-8732	H30.1.12	10	H30.1.12	11	有
椋川	椋川 25	Ⅱ-8912	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
椋川	椋川 26	Ⅲ-8911	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
椋川	椋川 27	Ⅲ-8912	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
椋川	椋川 28	Ⅲ-8913	R3.2.12	89			無
椋川	椋川 29	Ⅱ-8913	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
椋川	椋川 30	Ⅲ-8914	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
椋川	椋川 31	Ⅰ-8935	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
椋川	椋川 32	Ⅱ-8914	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
椋川	椋川 33	Ⅱ-8915	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
藺生	藺生１	Ⅰ-8754	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有
藺生	藺生２	Ⅰ-8923	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有
藺生	藺生(2)	Ⅱ-8741	H30.1.12	10			無
藺生、上弘部	藺生３	Ⅲ-8903	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有

ウ．安曇川

所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		レッドゾーンの有無
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
下古賀	下古賀①	Ⅰ-8800	H18.3.30	625	H18.3.30	871	有
下古賀	下古賀②	Ⅱ-8828	H18.3.30	626	H18.3.30	872	有
下古賀	下古賀(3)	Ⅰ-8860	H27.3.30	95	H27.3.30	100	有
下古賀	下古賀(4)	Ⅰ-8861	H27.3.30	95	H27.3.30	100	有
下古賀	下古賀(5)	Ⅰ-8862	H27.3.30	95	H27.3.30	100	有
上古賀	上古賀①	Ⅰ-8796	H19.3.30	205			無
上古賀	上古賀(5)	Ⅱ-8825	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
上古賀	上古賀(6)	Ⅰ-8029	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
上古賀	上古賀(7)	Ⅱ-8450	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
上古賀	上古賀(9)	Ⅲ-8454	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
上古賀	上古賀(10)	Ⅲ-8460	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
上古賀	上古賀(11)	Ⅲ-8456	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
上古賀	上古賀④	Ⅱ-8827	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
上古賀	上古賀 12	Ⅱ-8955	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
常盤木	常盤木	Ⅰ-8607	H27.3.30	95	H27.3.30	100	有
中野	中野(2)	Ⅲ-8455	H28.3.30				無
中野	中野(3)	Ⅲ-8458	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
中野	中野(4)	Ⅱ-8459	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
中野	中野５	Ⅱ-8956	R3.2.12	89			無
中野	中野６	Ⅱ-8957	R3.2.12	89			無
中野	中野７	Ⅲ-8926	R3.2.12	89			無
中野	中野８	Ⅱ-8958	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
長尾	長尾	Ⅰ-8030	H18.3.30	622	H18.3.30	868	有
長尾	長尾②	Ⅰ-8798	H18.3.30	623	H18.3.30	869	有
長尾	長尾③	Ⅰ-8799	H18.3.30	624	H18.3.30	870	有
長尾	長尾(4)	Ⅱ-8829	H29.3.31	175			無
田中	田中	Ⅱ-8841	H19.3.30	205			無
田中	田中③	Ⅱ-8842	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有
田中	田中④	Ⅱ-8843	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有
田中	田中	Ⅱ-8840	H20.10.10	495	H20.10.10	499	有
田中	田中(5)	Ⅰ-8600	H27.3.30	95	H27.3.30	100	有
田中	田中(6)	Ⅰ-8601	H27.3.30	95	H27.3.30	100	有
田中	田中(7)	Ⅰ-8602	H27.3.30	95	H27.3.30	100	有
田中	田中(9)	Ⅰ-8604	H27.3.30	95	H27.3.30	100	有
田中	田中(10)	Ⅰ-8605	H27.3.30	95	H27.3.30	100	有
田中	田中(12)	Ⅰ-8609	H27.3.30	95	H27.3.30	100	有
田中	田中(13)	Ⅰ-8610	H27.3.30	95	H27.3.30	100	有
田中	田中(14)	Ⅰ-8611	H27.3.30	95	H27.3.30	100	有
田中	田中(11)	Ⅰ-8608	H28.3.30	188	H28.3.30	195	有
田中	田中 15	Ⅰ-8963	R3.2.12	89			無
南古賀	南古賀(1)	Ⅱ-8837	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
南古賀	南古賀(2)	Ⅰ-8606	H20.3.25	166	H20.3.25	173	有
南古賀	南古賀(4)	Ⅲ-8451	H20.3.26	167	H20.3.26	174	有
南古賀	南古賀(5)	Ⅲ-8452	H20.3.27	168	H20.3.27	175	有
南古賀	南古賀(6)	Ⅲ-8453	H20.3.28	169	H20.3.28	176	有

所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		レッドゾーンの有無
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
南古賀	南古賀８	Ⅱ-8959	H20.3.29	170	H20.3.29	177	有
南古賀	南古賀７	Ⅲ-8927	H20.3.30	171	H20.3.30	178	有

エ．朽木

所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		レッドゾーンの有無
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
雲洞谷	雲洞谷１	Ⅰ-8021	H18.3.30	617	H18.3.30	863	有
雲洞谷	雲洞谷２	Ⅰ-8913	R3.2.12	89			無
雲洞谷	雲洞谷３	Ⅰ-8794	H20.3.7	116	H20.3.7	120	有
雲洞谷	雲洞谷４	Ⅰ-8795	H20.3.7	116	H20.3.7	120	有
雲洞谷	雲洞谷５	Ⅰ-8924	H20.3.7	116	H20.3.7	120	有
雲洞谷	雲洞谷６	Ⅱ-8763	H20.3.7	116	H20.3.7	120	有
雲洞谷	雲洞谷（7）	Ⅱ-8766	H30.3.9	71	H30.3.9	73	有
雲洞谷	雲洞谷（8）	Ⅱ-8767	H30.3.9	71	H30.3.9	73	有
雲洞谷	雲洞谷９	Ⅰ-8947	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
雲洞谷	雲洞谷 10	Ⅰ-8948	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
雲洞谷	雲洞谷 12	Ⅱ-8933	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
雲洞谷	雲洞谷 13	Ⅱ-8934	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
雲洞谷	雲洞谷 14	Ⅱ-8935	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
雲洞谷	雲洞谷 11	Ⅲ-8921	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
岩瀬	岩瀬②	Ⅰ-8351	H22.4.14	313	H22.4.14	316	有
岩瀬、市場	岩瀬①	Ⅰ-8350	H22.4.14	313	H22.4.14	316	有
宮前坊	宮前坊	Ⅰ-8768	H21.1.30	42	H21.1.30	44	有
宮前坊	宮前坊②	Ⅰ-8357	H22.4.14	313	H22.4.14	316	有
宮前坊	宮前坊③	Ⅰ-8358	H22.4.14	313	H22.4.14	316	有
宮前坊	宮前坊④	Ⅰ-8359	H22.4.14	313	H22.4.14	316	有
宮前坊	宮前坊⑤	Ⅰ-8360	H22.4.14	313	H22.4.14	316	有
宮前坊	宮前坊⑦	Ⅰ-8362	H22.4.14	313	H22.4.14	316	有
宮前坊	宮前坊⑧	Ⅰ-8363	H22.4.14	313	H22.4.14	316	有
宮前坊	宮前坊⑨	Ⅰ-8364	H22.4.14	313	H22.4.14	316	有
宮前坊	柏(10)	Ⅱ-8757	H30.9.28	412	H30.9.28	417	有
宮前坊	宮前坊 11	Ⅰ-8962	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
桑原	桑原(1)	Ⅰ-8787	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
桑原	桑原(2)	Ⅱ-8809	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
桑原	桑原(3)	Ⅱ-8810	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
桑原	桑原(4)	Ⅱ-8811	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
桑原	桑原５	Ⅱ-8922	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
桑原	桑原６	Ⅱ-8923	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
古屋	古屋(2)	Ⅰ-8786	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
古屋	古屋(3)	Ⅱ-8803	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
古屋	古屋(4)	Ⅱ-8806	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
古屋	古屋５	Ⅱ-8924	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
古川	古川２	Ⅰ-8773	H17.3.30	311	H17.3.30	369	有
古川	古川２	Ⅰ-8904	H18.3.30	636	H18.3.30	882	有
古川	古川(1)	Ⅰ-8772	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有

所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		レッドゾーンの有無
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
古川	古川３	Ⅱ-8945	R3.2.12	89		103	有
荒川	荒川(1)	Ⅰ-8907	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
荒川	荒川(2)	Ⅰ-8908	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
荒川	荒川(4)	Ⅱ-8350	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
荒川	荒川(5)	Ⅰ-8762	H30.9.28	412	H30.9.28	417	有
荒川	荒川(5)	Ⅰ-8763	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
荒川	荒川６	Ⅰ-8953	R3.2.12	89			無
荒川	荒川７	Ⅱ-8941	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
荒川	荒川８	Ⅱ-8942	R3.2.12	89			無
荒川	荒川９	Ⅱ-8943	R3.2.12	89			無
荒川	荒川 10	Ⅰ-8954	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
荒川	荒川 11	Ⅰ-8955	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
荒川	荒川 12	Ⅰ-8956	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
市場	市場	Ⅰ-8015	H18.3.30	615	H18.3.30	861	有
市場	市場１	Ⅰ-8766	H18.3.30	616	H18.3.30	862	有
市場	市場③	Ⅰ-8366	H22.4.14	313	H22.4.14	316	有
市場	市場④	Ⅰ-8367	H22.4.14	313	H22.4.14	316	有
市場	市場５	Ⅰ-8952	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
小川	小川⑨	Ⅱ-8820	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有
小川	小川(5)	Ⅱ-8816	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
小川	小川(10)	Ⅱ-8821	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
小川	小川 11	Ⅰ-8938	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
小川	小川 12	Ⅰ-8939	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
小川	小川 13	Ⅱ-8920	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
小川	小川 14	Ⅰ-8940	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
小川	小川 15	Ⅰ-8941	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
小川	小川 16	Ⅱ-8921	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
小入谷	小入谷(1)	Ⅱ-8786	H30.9.28	412	H30.9.28	417	有
小入谷	小入谷(2)	Ⅱ-8788	H30.9.28	412	H30.9.28	417	有
小入谷	小入谷(3)	Ⅱ-8790	H30.9.28	412	H30.9.28	417	有
小入谷	小入谷(4)	Ⅱ-8791	H30.9.28	412	H30.9.28	417	有
小入谷	小入谷(5)	Ⅱ-8794	H30.9.28	412	H30.9.28	417	有
生杉	生杉(1)	Ⅱ-8792	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
生杉	生杉(2)	Ⅱ-8795	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
生杉	生杉(3)	Ⅱ-8796	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
生杉	生杉(4)	Ⅱ-8798	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
生杉	生杉５	Ⅱ-8927	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
生杉	生杉６	Ⅰ-8945	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
生杉	生杉７	Ⅱ-8928	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
生杉	生杉８	Ⅱ-8929	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
生杉	生杉９	Ⅱ-8930	R3.2.12	89			無
村井	村井１	Ⅰ-8775	H17.3.30	312	H17.3.30	370	有
村井	村井１	Ⅰ-8905	H17.3.30	313	H17.3.30	371	有
村井	村井２	Ⅰ-8776	H17.3.30	314	H17.3.30	372	有
村井	村井３	Ⅰ-8906	H18.3.30	637	H18.3.30	883	有
村井	村井 14	Ⅰ-8925	H20.3.7	116	H20.3.7	120	有
村井	村井(5)	Ⅱ-8773	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有

所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		レッドゾーンの有無
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
村井	村井(6)	Ⅱ-8774	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
村井	村井(7)	Ⅱ-8904	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
村井	村井(8)	Ⅰ-8777	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
村井	村井(9)	Ⅱ-8772	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
村井	村井(10)	Ⅱ-8775	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
村井	村井 15	Ⅱ-8946	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
村井	村井 16	Ⅱ-8948	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
村井・栃生	村井 17	Ⅱ-8949	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
大野	大野	Ⅰ-8769	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有
大野	大野２	Ⅱ-8771	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
大野	大野３	Ⅰ-8352	H22.4.14	313	H22.4.14	316	有
地子原	地子原③	Ⅱ-8754	H21.1.30	42	H21.1.30	44	有
地子原	地子原⑤	Ⅱ-8903	H21.1.30	42	H21.1.30	44	有
地子原	地子原（6）	Ⅰ-8765	H30.3.9	71	H30.3.9	73	有
地子原	地子原（7）	Ⅰ-8767	H30.3.9	71	H30.3.9	73	有
地子原	地子原（8）	Ⅱ-8760	H30.3.9	71	H30.3.9	73	有
地子原	地子原（9）	Ⅱ-8761	H30.3.9	71	H30.3.9	73	有
地子原	地子原 10	Ⅱ-8936	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
地子原	地子原 11	Ⅱ-8937	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
中牧	中牧②	Ⅱ-8801	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有
中牧	中牧(3)	Ⅱ-8800	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
中牧	中牧４	Ⅱ-8925	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
中牧	中牧５	Ⅰ-8943	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
中牧	中牧６	Ⅱ-8926	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
中牧	中牧７	Ⅰ-8944	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
栃生	栃生①	Ⅰ-8027	H18.3.30	619	H18.3.30	865	有
栃生	栃生②	Ⅰ-8028	H18.3.30	620	H18.3.30	866	有
栃生	栃生③	Ⅰ-8778	H18.3.30	621	H18.3.30	867	有
栃生	栃生	Ⅰ-8781	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有
栃生	栃生(4)	Ⅰ-8779	H20.3.7	116	H20.3.7	120	有
栃生	栃生(6)	Ⅱ-8776	H20.3.7	116	H20.3.7	120	有
栃生	栃生(7)	Ⅱ-8777	H20.3.7	116	H20.3.7	120	有
栃生	栃生(9)	Ⅱ-8779	H20.3.7	116	H20.3.7	120	有
栃生	栃生(10)	Ⅱ-8905	H20.3.7	116	H20.3.7	120	有
栃生	栃生(11)	Ⅱ-8778	H20.3.7	116	H20.3.7	120	有
栃生	栃生(5)	Ⅰ-8780	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
栃生	栃生 12	Ⅱ-8947	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
栃生	栃生 13	Ⅱ-8950	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
栃生	栃生 14	Ⅱ-8951	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
栃生	栃生 15	Ⅱ-8952	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
栃生	栃生 16	Ⅰ-8959	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
栃生	栃生 17	Ⅱ-8953	R3.2.12	89			無
栃生	栃生 18	Ⅱ-8954	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
能家	能家１	Ⅰ-8022	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有
能家	能家２	Ⅰ-8917	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有
能家	能家３	Ⅱ-8782	H20.3.7	116	H20.3.7	120	有
能家	能家４	Ⅱ-8783	H20.3.7	116	H20.3.7	120	有

所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		レッドゾーンの有無
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
能家	能家(6)	Ⅰ-8782	H30.9.28	412	H30.9.28	417	有
能家	能家(7)	Ⅰ-8783	H30.9.28	412	H30.9.28	417	有
能家	能家(8)	Ⅱ-8780	H30.9.28	412	H30.9.28	417	有
能家	能家(9)	Ⅱ-8781	H30.9.28	412	H30.9.28	417	有
能家	能家５	Ⅱ-8785	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
能家	能家 10	Ⅱ-8931	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
能家	能家 11	Ⅲ-8920	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
能家	能家 12	Ⅰ-8946	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
柏	柏③	Ⅱ-8755	H21.1.30	42	H21.1.30	44	有
柏	柏④	Ⅱ-8756	H21.1.30	42	H21.1.30	44	有
柏	柏⑦	Ⅱ-8759	H21.1.30	42	H21.1.30	44	有
柏	柏(9)	Ⅰ-8771	H30.9.28	412			無
柏	柏８	Ⅰ-8957	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
柏	柏９	Ⅱ-8944	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
柏	柏 10	Ⅰ-8958	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
柏	柏 11	Ⅲ-8925	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
柏	柏 12	Ⅰ-8960	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
柏	柏 13	Ⅰ-8961	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
平良	平良	Ⅰ-8024	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有
平良	平良(1)	Ⅰ-8788	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
平良	平良(2)	Ⅰ-8789	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
平良	平良(3)	Ⅱ-8812	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
平良	平良(4)	Ⅱ-8813	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
平良	平良(5)	Ⅱ-8814	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
平良	平良(6)	Ⅱ-8815	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
平良	平良７	Ⅲ-8918	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
平良	平良８	Ⅲ-8919	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
平良	平良９	Ⅰ-8942	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
麻生	木地山１	Ⅰ-8759	H17.3.30	315	H17.3.30	373	有
麻生	木地山２	Ⅱ-8900	H17.3.30	316	H17.3.30	374	有
麻生	木地山３	Ⅱ-8823	H18.3.30	638	H18.3.30	884	有
麻生	麻生 (1)	Ⅱ-8746	H30.3.9	71	H30.3.9	73	有
麻生	麻生 (2)	Ⅱ-8748	H30.3.9	71	H30.3.9	73	有
麻生	麻生 (3)	Ⅱ-8749	H30.3.9	71	H30.3.9	73	有
麻生	麻生 (4)	Ⅱ-8751	H30.3.9	71	H30.3.9	73	有
麻生	麻生 (5)	Ⅰ-8017	H30.3.9	71	H30.3.9	73	有
麻生	麻生 (6)	Ⅰ-8761	H30.3.9	71	H30.3.9	73	有
麻生	麻生(13)	Ⅱ-8762	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
麻生	麻生(14)	Ⅱ-8753	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
麻生	麻生(16)	Ⅱ-8824	H30.9.21	382	H30.9.21	386	有
麻生	麻生 17	Ⅱ-8932	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
麻生	麻生 18	Ⅲ-8922	R3.2.12	89			無
麻生	麻生 19	Ⅰ-8949	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
麻生	麻生 20	Ⅰ-8950	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
麻生	麻生 21	Ⅰ-8951	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
麻生	麻生 22	Ⅱ-8938	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
麻生	麻生 23	Ⅲ-8923	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有

所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		レッドゾーンの有無
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
野尻	野尻	Ⅰ-8764	H21.1.30	42	H21.1.30	44	有
野尻	野尻２	Ⅱ-8939	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
野尻	野尻３	Ⅱ-8940	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
野尻	野尻４	Ⅲ-8924	R3.2.12	89			無

オ．高島

所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		レッドゾーンの有無
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
鵜川	鵜川(4)	Ⅱ-8853	H20.3.7	116	H20.3.7	120	有
鵜川	鵜川(5)	Ⅱ-8854	H20.3.7	116	H20.3.7	120	有
鵜川	鵜川(3)	Ⅱ-8852	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
鵜川	鵜川(6)	Ⅰ-8613	H27.3.30	95	H27.3.30	100	有
鵜川	鵜川(7)	Ⅰ-8614	H27.3.30	95	H27.3.30	100	有
鵜川	鵜川(8)	Ⅰ-8615	H27.3.30	95	H27.3.30	100	有
鵜川	鵜川(1)	Ⅰ-8811	H28.3.30	188	H28.3.30	195	有
鵜川	鵜川(2)	Ⅰ-8812	H28.3.30	188	H28.3.30	195	有
音羽	音羽①	Ⅰ-8554	H22.3.19	195	H22.3.19	198	有
音羽	音羽②	Ⅰ-8555	H22.3.19	195	H22.3.19	198	有
高島	高島①	Ⅰ-8804	H18.3.30	627	H18.3.30	873	有
高島	高島②	Ⅱ-8846	H21.3.13	156	H21.3.13	161	有
高島	高島④	Ⅰ-8561	H23.3.25	144	H23.3.25	153	有
高島	高島⑤	Ⅰ-8562	H23.3.25	144	H23.3.25	153	有
高島	富坂(8)	Ⅰ-8590	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
高島	富坂(3)	Ⅰ-8589	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
高島	富坂(5)	Ⅰ-8595	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
高島	高島(7)	Ⅰ-8591	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
高島（伊黒）	高島(4)	Ⅲ-8717	H28.3.30	188	H28.3.30	195	有
高島（富坂）	富坂(4)	Ⅰ-8031	H28.3.30	188	H28.3.30	195	有
高島（富坂）	高島(5)	Ⅲ-8718	H28.3.30	188	H28.3.30	195	有
高島（富坂）	富坂(6)	Ⅰ-8596	H28.3.30	188	H28.3.30	195	有
高島（富坂）	富坂(7)	Ⅰ-8597	H28.3.30	188	H28.3.30	195	有
高島（伊黒）	高島(10)	Ⅰ-8594	H28.3.30	188	H28.3.30	195	有
高島（伊黒）	高島(11)	Ⅰ-8598	H28.3.30	188	H28.3.30	195	有
高島（伊黒）	高島(12)	Ⅰ-8599	H28.3.30	188	H28.3.30	195	有
富坂	富坂②	Ⅰ-8502	H21.3.13	156	H21.3.13	161	有
高島	高島③	Ⅱ-8847	H21.3.13	156	H21.3.13	161	有
黒谷	黒谷１	Ⅱ-8855	H18.3.30	639	H18.3.30	885	有
黒谷	黒谷①	Ⅰ-8563	H23.3.25	144	H23.3.25	153	有
黒谷	黒谷②	Ⅰ-8564	H23.3.25	144	H23.3.25	153	有
黒谷	黒谷③	Ⅰ-8565	H23.3.25	144	H23.3.25	153	有
黒谷	黒谷④	Ⅰ-8566	H23.3.25	144	H23.3.25	153	有
黒谷	黒谷(5)	Ⅰ-8567	H24.3.30	169	H24.3.30	175	有
黒谷	黒谷(6)	Ⅰ-8568	H24.3.30	169	H24.3.30	175	有
黒谷	黒谷(7)	Ⅰ-8569	H24.3.30	169	H24.3.30	175	有
黒谷	黒谷(9)	Ⅰ-8571	H24.3.30	169	H24.3.30	175	有

所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		レッドゾーンの有無
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
鹿ヶ瀬	黒谷	Ⅲ-8719	H21.8.7	492	H21.8.7	495	有
鹿ヶ瀬	鹿ヶ瀬⑤	Ⅰ-8560	H23.3.25	144			無
鹿ヶ瀬	鹿ヶ瀬(1)	Ⅰ-8556	H27.3.30	95	H27.3.30	100	有
鹿ヶ瀬	鹿ヶ瀬(2)	Ⅰ-8557	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
鹿ヶ瀬	鹿ヶ瀬６	Ⅰ-8964	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
勝野	勝野④	Ⅰ-8810	H19.3.30	205			無
勝野	勝野①	Ⅰ-8808	H21.3.13	156	H21.3.13	161	有
勝野	勝野②	Ⅰ-8809	H21.3.13	156	H21.3.13	161	有
勝野	勝野	Ⅱ-8850	H21.8.7	492	H21.8.7	495	有
勝野	勝野(5)	Ⅰ-8577	H27.3.30	95	H27.3.30	100	有
勝野	勝野(6)	Ⅰ-8578	H28.3.30	188	H28.3.30	195	有
城山台	城山台２丁目(4)	Ⅲ-8715	H27.3.30	95	H27.3.30	100	有
拝戸	高島⑥	Ⅲ-8716	H21.12.4	625	H21.12.4	630	有
拝戸	拝戸①	Ⅰ-8805	H22.3.19	195	H22.3.19	198	有
拝戸	拝戸②	Ⅰ-8550	H22.3.19	195	H22.3.19	198	有
拝戸	拝戸③	Ⅰ-8551	H22.3.19	195	H22.3.19	198	有
拝戸	拝戸④	Ⅰ-8552	H22.3.19	195	H22.3.19	198	有
拝戸	拝戸⑤	Ⅰ-8553	H22.3.19	195	H22.3.19	198	有
拝戸	拝戸６	Ⅱ-8960	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
畑	畑	Ⅰ-8032	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
畑	畑③	Ⅱ-8503	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
畑	畑②	Ⅱ-8501	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
畑	畑(4)	Ⅰ-8572	H26.3.31	158	H26.3.31	166	有
畑	畑(5)	Ⅰ-8576	H27.3.30	95	H27.3.30	100	有
畑	畑(6)	Ⅰ-8579	H27.3.30	95	H27.3.30	100	有
畑	畑 (7)	Ⅰ-8580	H27.3.30	95	H27.3.30	100	有
武曽横山	武曽横山	Ⅰ-8802	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有
武曽横山	武曽横山③	Ⅰ-8803	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有
武曽横山	武曽横山⑤	Ⅱ-8844	H19.3.30	205			無
武曽横山	武曽横山⑦	Ⅱ-8833	H21.3.13	156	H21.3.13	161	有
武曽横山	武曽横山⑥	Ⅱ-8845	H21.3.13	156	H21.3.13	161	有
武曽横山	武曽横山(2)	Ⅰ-8574	H26.3.31	158	H26.3.31	166	有
武曽横山	武曽横山(8)	Ⅰ-8581	H27.3.30	95	H27.3.30	100	有
武曽横山	武曽横山(9)	Ⅰ-8582	H27.3.30	95	H27.3.30	100	有
武曽横山	武曽横山(10)	Ⅰ-8583	H27.3.30	95	H27.3.30	100	有
武曽横山	武曽横山(11)	Ⅰ-8584	H27.3.30	95	H27.3.30	100	有
武曽横山	武曽横山(12)	Ⅰ-8585	H27.3.30	95	H27.3.30	100	有
武曽横山	武曽横山(13)	Ⅰ-8586	H27.3.30	95	H27.3.30	100	有
武曽横山	武曽横山(15)	Ⅰ-8588	H27.3.30	95	H27.3.30	100	有
武曽横山	武曽横山(17)	Ⅲ-8550	H28.3.30	188	H28.3.30	195	有
武曽横山	武曽横山(14)	Ⅰ-8587	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有

カ．新旭

所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		レッドゾーンの有無
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
安井川	安井川①	Ⅱ-8815	H19.3.30	205			無
安井川	安井川②	Ⅱ-8859	H19.3.30	205	H19.3.30	211	有
安井川	安井川(3)	Ⅲ-8722	H29.3.31	175	H29.3.31	183	有
安井川	安井川４	Ⅲ-8928	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
饗庭	五十川	Ⅰ-8034	H17.3.30	317	H17.3.30	375	有
饗庭	饗庭３	Ⅰ-8813	H18.3.30	611	H18.3.30	857	有
饗庭	饗庭２	Ⅰ-8035	H18.3.30	612	H18.3.30	858	有
饗庭	饗庭５	Ⅱ-8856	H18.3.30	614	H18.3.30	860	有
饗庭	饗庭６	Ⅱ-8857	H18.3.30	613	H18.3.30	859	有
饗庭	饗庭(7)	Ⅲ-8721	H26.3.31	158	H26.3.31	166	有
饗庭	饗庭９	Ⅰ-8966	R3.2.12	89			無
饗庭	饗庭 10	Ⅰ-8967	R3.2.12	89			無
饗庭	饗庭 11	Ⅰ-8968	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
饗庭	饗庭８	Ⅱ-8961	R3.2.12	89	R3.2.12	103	有
熊野本	熊野本１	Ⅰ-8814	H20.3.24	165	H20.3.24	172	有
熊野本	熊野本(2)	Ⅱ-8858	H26.3.31	158	H26.3.31	166	有
熊野本	熊野本３	Ⅰ-8965	R3.2.12	89			無

３）地すべり

ア．今津

所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		レッドゾーンの有無
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
天増川	天増川 (1)	8056	H30.1.12	10			無
保坂	保坂 (1)	8059	H30.1.12	10			無

イ．朽木

所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		レッドゾーンの有無
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
桑原	桑原	8061	H30.1.12	10			無

ウ．高島

所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		レッドゾーンの有無
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
畑	畑 (2)	8062	H30.1.12	10			無

（２）砂防指定地（R3.1 現在）

ア．マキノ

ID	大字等	小字	水系名	河川名	渓流名	告示 年月日
1400	在原		淀川	知内川	竜田川	H20.4.8
1403	石庭	宗志、大谷山、ゲンジャム、墓ノ内、垣内	淀川	知内川	堀切川	H22.9.24
1401	野口		淀川	知内川	知内川支流	H20.4.8
1236	浦	花谷、赤畑、西ヘラ、	淀川	知内川	浦川	H12.11.28
1234	下	カイト	淀川	知内川	札の谷川	H9.3.6
1231	下	札谷、カイト	淀川	知内川	札の谷川	H6.11.8
1228	下	正谷	淀川	知内川	正谷川	H5.1.21
1211	在原	西大切	淀川	八王子川	竜田川	S48.2.2
1230	在原	東大切、東峠	淀川	竜田川	小峠谷支川	H5.11.19
1229	在原	東峠	淀川	竜田川	小峠谷	H5.3.25
1212	在原	東峠	淀川	竜田川	小峠谷川	S48.2.2
1232	在原	東峠、東大切	淀川	竜田川	小峠谷支川	H9.3.6
1214	山中、下	平桝、西寺田、東寺田、ツク田、十五	淀川	知内川	ガニ川	S53.1.21
1217	小荒路	上出、万治	淀川	知内川	万治川	S55.2.12
1216	小荒路、野口	五良海道、大谷	淀川	知内川	知内川	S55.2.12
1219	上開田	尋谷	淀川	知内川	赤井谷川	S56.4.30
1220	森西	黒川、山田、稲山	淀川	生来川	山田川	S57.9.7
1235	森西	山田山、柿木,搦手	淀川	生来川	山田川	H10.3.23
1237	森西、辻	森上、本花、ウルシ谷、中ノ谷	淀川	宮川	ウルシ谷	H15.3.14
1209	石庭	宗志	淀川	知内川	堀切川	S39.3.18
1213	石庭	堂ノ谷	淀川	生来川	御堂川	S49.4.22
1208	大沼、新保、澤	蛇毛,清水谷、邊呂、中川原	淀川	百瀬川	百瀬川	S19.12.13
1224	沢	二反田、中川原	淀川	生来川	山田川	H1.1.21
1223	沢,森西	中川原、二反田、黒川、川原田	淀川	生来川	山田川	S63.3.18
1215	辻	日ノ谷	淀川	生来川	宮川	S54.2.9
1207	白谷	山田	淀川	八王子川		S2.7.27
1233	牧野	赤坂山	淀川	知内川	斧研川	H9.3.6
1227	牧野	赤坂山	淀川	知内川	斧研川	H5.1.21
1210	牧野	調子ケ谷	淀川	知内川	斧研川	S39.4.30
1226	牧野	調子ケ谷、赤坂山	淀川	知内川	斧研川	H2.12.12
1225	牧野	北脇、小佛、西山、上原山、ヨキトギ、両方谷	淀川	知内川	斧研川	H2.3.30
1222	野口	長谷、川向	淀川	知内川	長谷川	S59.11.29
1218	野口	八代	淀川	知内川	八代川	S56.4.30
1221	野口	八代	淀川	地内川	北谷川及び支川北谷川	S59.1.30

イ．今津

ID	大字等	小字	水系名	河川名	渓流名	告示年月日
1238	深清水	赤坂川原谷	淀川	百瀬川	百瀬川	T6.2.7
1240	深清水	赤坂川原谷	淀川	百瀬川	百瀬川	S5.7.3
1241	深清水	赤坂川原谷	淀川	百瀬川	百瀬川	S11.4.17
1239	深清水	赤坂川原谷	淀川	百瀬川	百瀬川	T11.3.27
1248	杉山	関原、藤谷	淀川	寒風川	藤谷	H16.10.5
1245	梅原	荒谷	淀川	石田川	荒谷川	H7.3.7
1242	保坂	見坂	淀川	途中谷川	中の川	S45.8.4
1247	椋川	尾篠	淀川	寒風川	下の谷	H16.1.28
1246	椋川	尾篠	淀川	寒風川	尾篠谷川	H12.11.28
1243	椋川	野畑	淀川	寒凡川	堂前谷川	H2.1.25
1244	椋川	野畑	淀川	寒凡川	堂前谷川及び左支川	H2.12.12

ウ．安曇川

ID	大字等	小字	水系名	河川名	渓流名	告示年月日
1301	下古賀	溝谷	淀川	溝谷川	溝谷川	S39.1.11
1295	下古賀	入谷、的谷	淀川	入谷川	入谷川及び支川	S39.1.11
1298	上古賀	一の瀬	淀川	一の瀬川	一の瀬川	S39.1.11
1297	上古賀	熊の山	淀川	清水谷川	清水谷川	S39.1.11
1300	上古賀	餐庭野、茶屋谷	淀川	茶屋谷川	茶屋谷川	S39.1.11
1299	上古賀	天川	淀川	天川	天川	S39.1.11
1293	上古賀		淀川	茶屋谷川	茶屋谷川	S25.8.25
1296	中野	大竺	淀川	大筑波川	大筑波川	S39.1.11
1303	長尾	上塚野	淀川	小亀谷川	小亀谷川	S45.8.25
1306	長尾	深谷	淀川	深谷川	深谷川	S45.8.25
1294	長尾	深谷	淀川	深谷川	深谷川	S39.1.11
1305	長尾	砥谷	淀川	中谷川	中谷川	S45.8.25
1304	長尾	砥谷、広瀬	淀川	鳴谷川	鳴谷川	S45.8.25
1302	田中	上久保田、大畑	淀川	八田川	八田川北流	S42.3.22

エ．朽木

ID	大字等	小字	水系名	河川名	渓流名	告示年月日
1263	雲洞谷	西山	淀川	北川	木ノ本谷川	S41.5.17
1262	雲洞谷	東山	淀川	北川	西谷川	S41.5.17
1269	雲洞谷	東山、西谷原	淀川	北川	東谷川	S43.3.30
1253	岩瀬	下岩瀬	淀川	安曇川	小彦谷	S30.6.20
1274	宮前坊	上山、脇山	淀川	安曇川	御滝谷川	S49.4.22
1265	宮前坊	入部谷	淀川	安曇川	入部谷川	S41.5.17
1282	宮前坊、柏	イヤノ畑、入部谷、嶽山、丈ヶ谷	淀川	安曇川	丈ヶ谷	H4.2.28
1286	桑原	東山	淀川	針畑川	杉屋谷	H5.11.19
1278	桑原	東山	淀川	針畑川	杉屋谷川	H1.5.29
1288	古屋	四ノ谷原、栗本原、ハゲ谷原、西山	淀川	針畑川	水上川	H5.11.19
1285	古屋	西山	淀川	針畑川	水上川	H4.2.28
1258	古屋	西山	淀川	針畑川	保谷川	S37.12.13
1275	荒川	上山、中海道	淀川	安曇川	どん谷川	S54.2.9

ID	大字等	小字	水系名	河川名	渓流名	告示年月日
1261	荒川	西峯	淀川	麻生川	慕谷川	S41.5.17
1272	荒川	赤坂	淀川	安曇川	中谷	S48.2.2
1273	小川	コリガ谷	淀川	針畑川	コリガ谷	S48.2.2
1268	小入谷	大倉谷	淀川	針畑川	針畑谷川	S41.9.10
1279	村井	庵ノ谷、横谷	淀川	安曇川	アンノ谷川	H2.3.30
1254	村井	八幡谷	淀川	安曇川	八幡谷	S31.8.30
1277	村井	八幡谷	淀川	安曇川	八幡谷川及び同左支川	H1.1.21
1280	村井	澤出、上ノ前、庵の谷、横谷	淀川	安曇川	アンノ谷川	H2.12.12
1250	村井	澤出、上ノ前、北澤、日口谷	淀川	安曇川	日口谷	S14.8.17
1252	大野	植谷	淀川	安曇川	植谷	S30.6.20
1292	地子原	出水谷、新井、大畑	淀川	北川	出水谷	H12.1.25
1287	地子原	大畑	淀川	北川	打明台	H5.11.19
1264	地子原	椋良谷	淀川	北川	谷所谷川	S41.5.17
1257	中牧	大江戸、平田	淀川	針畑川	大江戸谷川及び支川	S37.12.13
1289	中牧	中安	淀川	安曇川	水谷川	H8.3.13
1284	中牧	中安	淀川	針畑川	水谷川	H4.2.28
1251	栃生	腰越	淀川	安曇川	坊ヶ谷	S30.6.20
1255	栃生	今宮谷	淀川	安曇川	今宮谷	S32.8.12
1249	栃生	瀧形、畑、畑下、畑谷、長谷川	淀川	安曇川	畑谷	S14.8.17
1270	柏	新園、蕨台、丈ヶ谷、善知、嶽山	淀川	安曇川	智善寺谷川	S44.3.17
1271	柏	与市谷	淀川	安曇川	与市谷川	S47.4.14
1256	麻生	廻戸	淀川	麻生川	南谷川	S37.12.13
1260	麻生	廻戸	淀川	麻生川	麻生川	S38.5.6
1267	麻生	貝尻	淀川	麻生川	向所谷川	S41.5.17
1283	麻生	貝尻	淀川	麻生川	向所谷川	H4.2.28
1290	麻生	貝尻	淀川	麻生川	蛇谷	H12.1.25
1281	麻生	高月	淀川	麻生川	上所谷川	H2.12.12
1276	麻生	高月	淀川	麻生川	上所谷川	H1.1.21
1291	麻生	大谷	淀川	麻生川	横谷川	H12.1.25
1266	麻生	大谷	淀川	麻生川	横谷川	S41.5.17
1259	麻生	鳥野	淀川	麻生川	上野谷川	S38.5.6

オ．高島

ID	大字等	小字	水系名	河川名	渓流名	告示年月日
1348	鵜川	イモリ川、鵜川	淀川	山崎川	ダキワ谷	H5.1.21
1329	鵜川	鵜川	淀川	鵜川	鵜川及び椿谷川	S55.2.12
1360	鵜川	阪畑、鵜川	淀川	琵琶湖	阪畑川	H14.5.20
1343	鵜川	山崎	淀川	琵琶湖	湯水谷	H2.12.12
1354	鵜川	山崎、鵜川	淀川	山崎川	山崎川	H7.3.7
1330	鵜川	山崎、金糞	淀川	山崎川	山崎川及び山崎川支川	S57.9.7
1359	鵜川	山崎、上鷹ノ尾、下鷹ノ尾	淀川	湯水谷川	湯水谷	H10.11.19
1350	鵜川	上鷹ノ尾、山崎	淀川	湯水谷川	湯水谷	H5.8.12
1311	横山	権ノ木谷	淀川	八田川	八田川	S37.12.13
1351	鴨川	鴨川	淀川	鵜川	鵜川	H5.11.19

ID	大字等	小字	水系名	河川名	渓流名	告示 年月日
1355	高島	西山	淀川	鴨川	こも谷川	H7.3.7
1317	高島	西山	淀川	滝谷川	こも谷川	S39.3.18
1342	高島	西山	淀川	滝谷川	滝谷川	H2.12.12
1357	高島	赤山、大谷	淀川	鴨川	大谷川	H9.12.22
1314	高島	大谷	淀川	鴨川	大谷川	S38.5.6
1328	高島	大谷	淀川	和田打川	和田打川及び高僧川	S52.2.8
1313	高島	滝谷	淀川	鴨川	滝谷川	S37.12.13
1319	高島	南山	淀川	鴨川	砂馳川	S39.3.18
1352	高島、畑	葛籠、西山、瀧谷	淀川	鵜川	滝谷川支川	H5.11.19
1310	黒谷	下谷川	淀川	鴨川	鴨川	S37.12.13
1309	黒谷	鹿ヶ瀬	淀川	鴨川	ほす川	S37.12.13
1341	黒谷	中島	淀川	鴨川	南谷	H2.12.12
1353	黒谷	中島	淀川	鴨川	北谷	H6.6.9
1358	黒谷	中島	淀川	鴨川	北谷	H10.3.23
1325	鹿ヶ瀬	横谷	淀川	鴨川	横谷川	S48.2.2
1327	鹿ヶ瀬	岩倉	淀川	鴨川	保須川	S49.4.22
1333	鹿ヶ瀬	岩倉、中溝	淀川	鴨川	保須川	S63.3.18
1334	鹿ヶ瀬	岩倉、中溝	淀川	鴨川	保須川	S63.3.18
1324	鹿ヶ瀬	小白ヶ谷	淀川	鴨川	小白ヶ谷川	S48.2.2
1336	鹿ヶ瀬	小白谷	淀川	鴨川	小白ヶ谷川	S63.11.8
1340	鹿ヶ瀬	小白谷	淀川	小白ヶ谷川	小白ヶ谷川	H1.10.21
1326	鹿ヶ瀬	中溝	淀川	鴨川	大谷川	S49.4.22
1323	鹿ヶ瀬	中溝	淀川	鴨川	米石川	S47.4.14
1331	鹿ヶ瀬	中道	淀川	鴨川	田上川	S59.11.29
1316	鹿ヶ谷	寒風	淀川	鴨川	寒風川	S38.5.6
1318	鹿瀬	中道	淀川	鴨川	田上川	S39.3.18
1338	勝野	見張	淀川	琵琶湖	見張谷川	S63.11.8
1345	勝野	見張	淀川	琵琶湖	山王谷	H3.4.5
1363	勝野	蓑脇、城山、杉原	淀川	琵琶湖	和倉谷	H18.11.16
1402	勝野		淀川	小田川	小田川支流	H21.2.9
1362	拝戸	東原	淀川	和田打川	東原谷	H18.3.30
1404	拝戸	東原、蛇川、宮ノ西	淀川	和田打川	南川支川	H22.11.19
1322	拝戸	木土戸	淀川	和田打川	南川	S47.4.14
1307	拝戸	杣山	淀川	南川	拝戸	T6.2.7
1399	拝戸		淀川	和田打川	南川支川	H19.8.23
1349	畑	ココミ谷、見谷	淀川	鴨川	見谷	H5.1.21
1346	畑	越後出	淀川	鴨川	越後出谷	H4.2.28
1339	畑	奥ノ谷	淀川	荒谷川	荒谷川支流	H1.10.21
1312	畑	下木谷	淀川	鴨川	須川	S37.12.13
1320	畑	下木谷、尾中谷	淀川	鴨川	須川	S42.3.22
1332	畑	見谷、奥ノ谷	淀川	須川	荒谷川	S59.11.29
1308	畑	足谷	淀川	須川	足谷川	S37.12.13
1356	畑	足谷、ココミ谷	淀川	鴨川	ココミ谷	H9.12.22
1344	畑	中道、奥ノ谷、越後出	淀川	荒谷川	荒谷川、同左支川１及び同左支川２	H3.4.5
1335	畑	中道、見谷、奥ノ谷	淀川	鴨川	荒谷川	S63.11.8
1361	畑	野瀬出、ココミ谷、見谷	淀川	須川	見谷	H16.10.5
1321	武曾横山	大道	淀川	八田川	八田川	S42.3.22

ID	大字等	小字	水系名	河川名	渓流名	告示 年月日
1315	武曾横山	入部谷	淀川	鴨川	入谷川	S38.5.6
1347	武曽横山	鷹ノ尾、唐木谷、蔵谷	淀川	鴨川	唐木谷	H5.1.21
1337	武曽横山	椎ノ木谷	淀川	八田川	棒ノ木谷	S63.11.8

カ．新旭

ID	大字等	小字	水系名	河川名	渓流名	告示 年月日
1367	饗庭	中山	淀川	中ノ川	中ノ川	S39.1.11
1372	饗庭	波布谷	淀川	波布谷川	波布谷川	S39.1.11
1370	饗庭	福知和、西谷	淀川	西ヶ谷川	西ヶ谷川及び支川	S39.1.11
1364	饗庭	北谷	淀川	今川	今川	S28.7.14
1365	饗庭	北谷	淀川	今川	今川	S37.10.18
1366	饗庭	北谷	淀川	今川	今川及び支川	S39.1.11
1369	饗庭	北谷	淀川	松田川	松田川	S39.1.11
1371	饗庭	北谷、川原	淀川	北谷川	北ヶ谷川	S39.1.11
1368	饗庭	北谷、中川	淀川	林照寺川	林照寺川	S39.1.11

（３）土石流危険渓流（R3.1 現在）

１）箇所区分Ⅰ

ア．マキノ

大字等	箇所名	水系名	河川名	渓流名	箇所番号	箇所区分	保全戸数	災害時施設数	公共施設数	交通網	施設の有無	斜面区分	斜面高さ
野口		淀川	知内川	知内川支流	1521001	Ⅰ	4	0	1	0.11	無		
野口		淀川	知内川	知内川支流	1521002	Ⅰ	6	0	1		無		
野口		淀川	知内川	知内川支流	1521003	Ⅰ	7	0	0		無		
小荒路		淀川	知内川	万治川	1521004	Ⅰ	39	0	3		無		
小荒路		淀川	知内川	万治川	1521005	Ⅰ	49	0	3		有		
海津		淀川	知内川	知内川支流	1521006	Ⅰ	6	0	0	0.17	無		
海津		淀川	仲ノ川	仲ノ川支流	1521007	Ⅰ	31	0	3	0.18	無		
海津		淀川	淀川	淀川支流	1521008	Ⅰ	4	0	2	0.23	無		
海津		淀川	淀川	淀川支流	1521009	Ⅰ	0	0	1	0.11	無		
野口		淀川	知内川	六の瀬川	1521010	Ⅰ	0	0	1		有		
在原		淀川	竜田川	竜田川	1521011	Ⅰ	27	0	1	0.31	有		
山中		淀川	知内川	ガニ川	1521012	Ⅰ	32	0	1		有		
山中		淀川	知内川	ガニ川支流	1521013	Ⅰ	6	0	0		無		
下		淀川	知内川	正谷川	1521014	Ⅰ	7				有		
下		淀川	知内川	札の谷川	1521015	Ⅰ	8				有		
浦		淀川	知内川	知内川支流	1521016	Ⅰ	17				有		
下		淀川	知内川	知内川支流	1521017	Ⅰ	6	0	0		無		
上開田		淀川	知内川	赤井川	1521018	Ⅰ	20	0	2		有		
上開田		淀川	知内川	知内川支流	1521019	Ⅰ	15	0	0		無		
下開田		淀川	知内川	開田川	1521020	Ⅰ	14	0	3	0	有		
下開田		淀川	知内川	知内川支流	1521021	Ⅰ	0	0	2	0	無		
下開田		淀川	知内川	知内川支流	1521022	Ⅰ	0	0	2	0	無		
下開田		淀川	知内川	知内川支流	1521023	Ⅰ	0	0	2	0	無		
西浜		淀川	知内川	知内川支流	1521024	Ⅰ	0	1	0	0	無		
白谷		淀川	知内川	白谷川	1521025	Ⅰ	17	0	0	0	無		
牧野		淀川	知内川	斧研川	1521026	Ⅰ	0	0	25	0	有		
牧野		淀川	知内川	マキノ川	1521027	Ⅰ	6	0	1	0	無		
牧野		淀川	知内川	マキノ川支流	1521028	Ⅰ	5	0	0	0	無		
石庭		淀川	知内川	堀切川	1521029	Ⅰ	34	0	1		有		
森西		淀川	生来川	山田川	1521030	Ⅰ	5	0	1	0	有		

イ．今津

大字等	箇所名	水系名	河川名	渓流名	箇所番号	箇所区分	保全戸数	災害時施設数	公共施設数	交通網	施設の有無	斜面区分	斜面高さ
深清水		淀川	淀川	淀川支流	1522001	Ⅰ	8	0	0		無		
深清水		淀川	淀川	淀川支流	1522002	Ⅰ	7	0	0		無		
酒波		淀川	境川	酒波谷	1522003	Ⅰ	12	0	1		有		
日置前		淀川	境川	境川支流	1522004	Ⅰ	21	0	1	0.16	無		
日置前		淀川	境川	境川支流	1522005	Ⅰ	18	0	4	0.08	無		
日置前		淀川	境川	境川支流	1522006	Ⅰ	13	0	5		有		
角川		淀川	石田川	石田川支流	1522007	Ⅰ	14	0	2		有		
角川		淀川	石田川	貴谷	1522008	Ⅰ	6	0	0	0.12	有		
杉山		北川	北川	藤谷	1522009	Ⅰ	2	1	0	0.12	有		
天増川		北川	天増川	スケ谷	1522010	Ⅰ	0	0	1		有		
角川		淀川	石田川	石田川支流	1522011	Ⅰ	1	2	0		無		
保坂		淀川	石田川	カジヤ谷	1522012	Ⅰ	1	0	1	0.18	有		
椋川		北川	寒風川	尾條谷川	1522013	Ⅰ	10	0	0		無		

ウ．安曇川

大字等	箇所名	水系名	河川名	渓流名	箇所番号	箇所区分	保全戸数	災害時施設数	公共施設数	交通網	施設の有無	斜面区分	斜面高さ
田中		淀川	八田川	アコ谷	1524113	Ⅰ	6	0	0		無		
田中		淀川	八田川	アイ谷	1524114	Ⅰ	5	0	0		無		
田中		淀川	八田川	八田川北流	1524115	Ⅰ	9	0	0	0.06	無		
長尾		淀川	安曇川	鳴谷川	1524211	Ⅰ	0	0	1	0.04	有		
長尾		淀川	安曇川	深谷川支流	1524212	Ⅰ	5	0	0		無		
長尾		淀川	安曇川	深谷川	1524213	Ⅰ	14	0	2	0.05	有		
上古賀		淀川	安曇川	一ノ瀬川支流	1524311	Ⅰ	8	0	0		無		
上古賀		淀川	安曇川	茶屋谷川	1524321	Ⅰ	13	0	0		有		
下古賀		淀川	安曇川	溝谷川	1524331	Ⅰ	6	0	0		有		
下古賀		淀川	安曇川	溝谷川支流	1524333	Ⅰ	6	0	0	0.04	無		
下古賀		淀川	安曇川	寺谷川	1524334	Ⅰ	5	0	0	0.04	無		

エ．朽木

大字等	箇所名	水系名	河川名	渓流名	箇所番号	箇所区分	保全戸数	災害時施設数	公共施設数	交通網	施設の有無	斜面区分	斜面高さ
麻生向所		淀川	安曇川麻生	向所谷	1523001	Ⅰ	7		1		有		
麻生上所		淀川	安曇川麻生	上所谷	1523002	Ⅰ	10		0	0.15	有		
麻生上野		淀川	安曇川	上野谷	1523003	Ⅰ	10		0		無		
麻生上野		淀川	安曇川	上野北谷	1523004	Ⅰ	0		1		無		
下市場		淀川	安曇川	安曇川支流	1523005	Ⅰ	2		1	0.1	無		
能家		淀川	安曇川	北川支流	1523006	Ⅰ	0		1	0.04	無		
能家		淀川	北川	谷の谷	1523007	Ⅰ	5		0	0.11	有		
上村		淀川	北川	西谷	1523008	Ⅰ	7		0		有		
上村		淀川	北川	東谷	1523009	Ⅰ	6		0		有		
地子原谷		淀川	安曇川北川	宮谷	1523010	Ⅰ	7		1	0.14	有		
谷所		淀川	安曇川北川	谷所谷	1523011	Ⅰ	10		0	0.12	無		
地子原打		淀川	安曇川北川	出水谷	1523012	Ⅰ	2		1	0.08	有		
打明		淀川	安曇川北川	打明谷	1523013	Ⅰ	5		0	0.1	無		
小入村		淀川	安曇川北川	小入谷	1523014	Ⅰ	5		0		無		
中牧		淀川	安曇川針畑	大江戸谷	1523015	Ⅰ	3		2	0.1	有		
中牧		淀川	安曇川北川	オクノ谷	1523016	Ⅰ	0		2	0.09	有		
古屋		淀川	針畑川	畑ケ谷	1523017	Ⅰ	3		1	0.08	有		
古屋		淀川	針畑川	水無谷	1523018	Ⅰ	6		1	0.14	無		
桑原		淀川	安曇川	針畑川支流	1523019	Ⅰ	1		1	0.07	有		
平良		淀川	針畑川	鳥谷	1523020	Ⅰ	3		1	0.12	無		
小谷		淀川	安曇川北川	コリガ谷	1523021	Ⅰ	5		1	0.12	無		
小川		淀川	安曇川	ユリガ谷	1523022	Ⅰ	5		0	0.24	無		
小川		淀川	安曇川	表谷	1523023	Ⅰ	0		1		無		
栃生		淀川	安曇川北川	畑谷	1523024	Ⅰ	10		1	0.06	有		
腰越		淀川	安曇川	坊ケ谷川	1523025	Ⅰ	7		0	0.13	有		
東村井		淀川	安曇川	日の口谷	1523026	Ⅰ	10		2	0.16	有		
西村井		淀川	安曇川	八幡谷	1523027	Ⅰ	6		2		有		
大野		淀川	安曇川	植谷	1523028	Ⅰ	8		0	0.18	有		
岩瀬古川		淀川	安曇川	安曇川支流	1523029	Ⅰ	6		0	0.09	有		
上岩瀬		淀川	安曇川	大彦谷	1523030	Ⅰ	12		1	0.17	有		
上柏		淀川	安曇川	与市谷	1523031	Ⅰ	6		0	0.13	有		
岩瀬上岩		淀川	安曇川	安曇川支流	1523032	Ⅰ	6		0	0.1	無		

大字等	箇所名	水系名	河川名	渓流名	箇所番号	箇所区分	保全戸数	災害時施設数	公共施設数	交通網	施設の有無	斜面区分	斜面高さ
岩瀬 下岩		淀川	安曇川	小彦谷	1523033	Ⅰ	18		2	0.15	無		
下柏		淀川	安曇川	知善寺谷	1523034	Ⅰ	8		0	0.08	有		
市場 上市		淀川	安曇川 北川	安曇川支流	1523035	Ⅰ	2	1	1		無		
		淀川	安曇川	入部谷	1523036	Ⅰ	10		0	0.11	有		
市場 上市		淀川	安曇川 北川	安曇川支流	1523037	Ⅰ	3		1		無		
中場 宮前		淀川	安曇川	宮前谷	1523038	Ⅰ	4		1		無		
中場 宮前		淀川	安曇川	安曇川支流	1523039	Ⅰ	9		0		無		
中場 宮前		淀川	安曇川	御滝谷	1523040	Ⅰ	9		0		有		
中場 野尻		淀川	安曇川	寺脇谷	1523041	Ⅰ	5		0		有		
荒川 下荒		淀川	安曇川	ドン谷	1523042	Ⅰ	5		0	0.06	有		
荒川 下荒		淀川	安曇川	宮ノ谷	1523043	Ⅰ	7		0	0.09	有		
荒川 下荒		淀川	安曇川	下荒川	1523044	Ⅰ	6		0	0.05	有		

オ．高島

大字等	箇所名	水系名	河川名	渓流名	箇所番号	箇所区分	保全戸数	災害時施設数	公共施設数	交通網	施設の有無	斜面区分	斜面高さ
黒谷		淀川	鴨川	南谷	1525111	Ⅰ	6	0	0		有		
黒谷		淀川	鴨川	北谷	1525112	Ⅰ	12	0	0		有		
畑		淀川	鴨川	見谷川	1525123	Ⅰ	5	0	0		有		
畑		淀川	鴨川	荒谷川	1525124	Ⅰ	10	0	0		有		
畑		淀川	鴨川	奥ノ谷	1525126	Ⅰ	10	0	0		有		
畑		淀川	鴨川	越後出谷	1525127	Ⅰ	10	0	0		有		
畑		淀川	鴨川	須川	1525128	Ⅰ	12	0	0		有		
高島		淀川	鴨川	滝谷川	1525131	Ⅰ	9	0	2		有		
高島		淀川	鴨川	こも谷川	1525132	Ⅰ	8	0	2		有		
鹿ヶ瀬		淀川	鴨川	小白ヶ谷川	1525311	Ⅰ	5	0	0		有		
高島		淀川	鴨川	砂馳川	1525334	Ⅰ	6	0	0	0.25	有		
高島		淀川	鴨川	大谷川	1525351	Ⅰ	7	0	1	0.08	有		
拝戸		淀川	和田打川	南川支流	1525413	Ⅰ	6	0	0		有		
拝戸		淀川	和田打川	南川	1525414	Ⅰ	9	0	0	0.08	有		
拝戸		淀川	和田打川	和田打川支流	1525415	Ⅰ	42	0	1	0.05	無		

大字等	箇所名	水系名	河川名	渓流名	箇所番号	箇所区分	保全戸数	災害時施設数	公共施設数	交通網	施設の有無	斜面区分	斜面高さ
音羽		淀川	和田打川	和田打川支流	1525421	Ⅰ	8	0	0	0.04	無		
音羽		淀川	小田川	小田川	1525511	Ⅰ	5	0	0		有		
勝野		淀川	小田川	小田川支流	1525611	Ⅰ	16	0	1		無		
勝野		淀川	小田川	見張谷	1525612	Ⅰ	6	0	3		有		
勝野		淀川	小田川	山王谷	1525613	Ⅰ	18	0	3		有		
勝野		淀川	小田川	小田川支流	1525614	Ⅰ	7	0	0		有		
勝野		淀川	小田川支流	地蔵さんの谷	1525615	Ⅰ	5	0	0		無		
勝野		淀川	－	淀川支流	1525711	Ⅰ	0	0	2	0.08	無		
鵜川		淀川	－	淀川支流	1525721	Ⅰ	5	0	0	0.08	無		
鵜川		淀川	坂畑川	坂畑川	1525733	Ⅰ	5	0	0	0.24	無		
鵜川		淀川	坂畑川	坂畑川支流	1525734	Ⅰ	5	0	0	0.22	無		
鵜川		淀川	ダキワ谷	ダキワ谷	1525735	Ⅰ	5	0	2	0.17	有		
鵜川		淀川	山崎川	山崎川	1525736	Ⅰ	8	0	0	0.19	有		
鵜川		淀川	山崎川	山崎川	1525738	Ⅰ	8	0	0	0.2	有		
鵜川		淀川	湯水谷	湯水谷	1525739	Ⅰ	5	0	0	0.23	有		

カ．新旭

大字等	箇所名	水系名	河川名	渓流名	箇所番号	箇所区分	保全戸数	災害時施設数	公共施設数	交通網	施設の有無	斜面区分	斜面高さ
熊野本		淀川	田井川	北谷川支流	1526117	Ⅰ	16	0	0		無		
饗庭		淀川	林照寺川	松田川	1526212	Ⅰ	6	0	1		有		

２）箇所区分Ⅱ

ア．マキノ

大字等	箇所名	水系名	河川名	渓流名	箇所番号	箇所区分	保全戸数	災害時施設数	公共施設数	交通網	施設の有無	斜面区分	斜面高さ
野口		淀川	知内川	知内川支流	2521031	Ⅱ	3	0	0		無		
野口		淀川	知内川	知内川支流	2521032	Ⅱ	1	0	0	0.05	有		
浦		淀川	知内川	知内川支流	2521034	Ⅱ	2	0	0	0	無		
浦		淀川	知内川	浦川	2521035	Ⅱ	4	0	0	0	有		
森西		淀川	百瀬川	百瀬川支流	2521036	Ⅱ	1	0	0	0	無		
辻		淀川	生来川	御堂川	2521037	Ⅱ	4	0	0	0	有		
辻		淀川	生来川	宮川	2521038	Ⅱ	4	0	0	0	有		
森西		淀川	生来川	ウルシ谷	2521039	Ⅱ	2	0	0	0	無		
森西		淀川	生来川	生来川支流	2521040	Ⅱ	3	0	0		有		
森西		淀川	生来川	山田川支流	2521041	Ⅱ	1	0	0	0	無		
森西		淀川	生来川	山田川支流	2521042	Ⅱ	1	0	0	0	無		
森西		淀川	百瀬川	清水谷	2521043	Ⅱ	2	0	0	0	無		

イ．今津

大字等	箇所名	水系名	河川名	渓流名	箇所番号	箇所区分	保全戸数	災害時施設数	公共施設数	交通網	施設の有無	斜面区分	斜面高さ
深清水		淀川	淀川	淀川支流	2522014	Ⅱ	3	0	0		無		
深清水		淀川	淀川	淀川支流	2522015	Ⅱ	4	0	0		無		
日置前		淀川	境川	境川支流	2522016	Ⅱ	2	0	0		有		
角川		淀川	石田川	石田川支流	2522017	Ⅱ	9	0	0		有		
杉山		北川	北川	北川支流	2522018	Ⅱ	1	0	0	0.09	有		
杉山		北川	北川	鏡石谷	2522019	Ⅱ	1	0	0	0.05	無		
杉山		北川	北川	北川支流	2522020	Ⅱ	1	0	0	0.07	無		
天増川		北川	天増川	天増川支流	2522021	Ⅱ	4	0	0		有		
角川		淀川	石田川	石田川支流	2522022	Ⅱ	1	0	0		有		
保坂		淀川	石田川	石田川支流	2522023	Ⅱ	3	0	0		有		
保坂		淀川	石田川	石田川支流	2522024	Ⅱ	1	0	0		無		
保坂		淀川	石田川	石田川支流	2522025	Ⅱ	3	0	0		無		
保坂		淀川	石田川	石田川支流	2522026	Ⅱ	2	0	0	0.07	無		
途中谷		淀川	途中谷川	途中谷川支流	2522027	Ⅱ	1	0	0	0.07	無		
途中谷		淀川	途中谷川	途中谷川支流	2522028	Ⅱ	3	0	0	0.08	無		
椋川		北川	寒風川	寒風川支流	2522029	Ⅱ	1	0	0		有		
椋川		北川	寒風川	寒風川支流	2522030	Ⅱ	3	0	0		無		
椋川		北川	寒風川	寒風川支流	2522031	Ⅱ	1	0	0		有		
椋川		北川	寒風川	寒風川支流	2522032	Ⅱ	1	0	0		無		
椋川		北川	寒風川	堂前谷支谷	2522033	Ⅱ	2	0	0		有		
椋川		北川	寒風川	堂前谷	2522034	Ⅱ	3	0	0		有		
椋川		北川	寒風川	寒風川支流	2522035	Ⅱ	1	0	0		無		
椋川		北川	寒風川	寒風川支流	2522036	Ⅱ	1	0	0		無		
椋川		北川	寒風川	寒風川支流	2522037	Ⅱ	2	0	0		有		
椋川		北川	寒風川	寒風川支流	2522038	Ⅱ	1	0	0		無		

ウ．安曇川

大字等	箇所名	水系名	河川名	渓流名	箇所番号	箇所区分	保全戸数	災害時施設数	公共施設数	交通網	施設の有無	斜面区分	斜面高さ
田中		淀川	八田川	八田川支流	2524111	Ⅱ	1	0	0	0.06	無		
田中		淀川	八田川	八田川支流	2524112	Ⅱ	4	0	0	0.06	無		
上古賀		淀川	安曇川	茶屋谷支流	2524322	Ⅱ	4	0	0		無		
下古賀		淀川	安曇川	溝谷川支流	2524332	Ⅱ	3	0	0		無		
下古賀		淀川	安曇川	入谷川	2524337	Ⅱ	1	0	0		有		
下古賀		淀川	安曇川	的谷川支流	2524338	Ⅱ	1	0	0		無		
下古賀		淀川	安曇川	的谷川	2524339	Ⅱ	1	0	0	0.04	有		

エ．朽木

大字等	箇所名	水系名	河川名	渓流名	箇所番号	箇所区分	保全戸数	災害時施設数	公共施設数	交通網	施設の有無	斜面区分	斜面高さ
中小屋		淀川	安曇川	麻生川支流	2523001	Ⅱ	1			0.05	無		
中小屋		淀川	安曇川	麻生川支流	2523002	Ⅱ	3			0.08	有		
横谷		淀川	安曇川	横谷	2523003	Ⅱ	4		0		有		
能家		淀川	安曇川	北川支流	2523004	Ⅱ	1		0	0.04	無		
能家		淀川	安曇川	北川支流	2523005	Ⅱ	2		0	0.07	無		
能家		淀川	安曇川	北川支流	2523006	Ⅱ	1		0	0.07	無		
能家		淀川	北川	ミズヤ谷	2523007	Ⅱ	3		0	0.55	無		
上村		淀川	安曇川北川	安曇川支流	2523008	Ⅱ	3		0	0.07	無		
雲洞谷		淀川	安曇川	北川支流	2523009	Ⅱ	1		0	0.05	無		
向所		淀川	安曇川	北川支流	2523010	Ⅱ	3		0		無		
谷所		淀川	安曇川	北川支流	2523011	Ⅱ	2		0	0.1	無		
打明		淀川	安曇川	北川支流	2523012	Ⅱ	2		0	0.05	無		
生杉		淀川	安曇川	針畑川支流	2523013	Ⅱ	2		0		無		
生杉		淀川	安曇川	針畑川支流	2523014	Ⅱ	1		0		無		
生杉		淀川	安曇川	針畑川支流	2523015	Ⅱ	2		0		無		
生杉		淀川	安曇川	針畑川支流	2523016	Ⅱ	2		0		無		
小入谷		淀川	安曇川	針畑川支流	2523017	Ⅱ	1		0		無		
小入谷		淀川	安曇川	針畑川支流	2523018	Ⅱ	2		0		無		
古屋		淀川	安曇川	針畑川支流	2523019	Ⅱ	1		0		有		
古屋		淀川	安曇川北川	安曇川支流	2523020	Ⅱ	2		0	0.09	有		
古屋		淀川	安曇川	針畑川支流	2523021	Ⅱ	2		0	0.08	無		
桑原		淀川	安曇川	針畑川支流	2523022	Ⅱ	1		0	0.09	無		
桑原		淀川	安曇川	針畑川支流	2523023	Ⅱ	2		0		無		
桑原		淀川	針畑川	スギヤ谷	2523024	Ⅱ	2		0	0.09	有		
平良		淀川	安曇川	針畑川支流	2523025	Ⅱ	1		0	0.07	有		
平良		淀川	安曇川	針畑川支流	2523026	Ⅱ	2		0	0.11	無		
平良		淀川	安曇川	針畑川支流	2523027	Ⅱ	1		0	0.05	無		
小川		淀川	針畑川	コウリガ谷	2523028	Ⅱ	4		0	0.12	有		
小川		淀川	安曇川	桑ケ谷	2523029	Ⅱ	1		0	0.06	有		
腰越		淀川	安曇川	安曇川支流	2523030	Ⅱ	1		0	0.06	有		
腰越		淀川	安曇川	安曇川支流	2523031	Ⅱ	1		0	0.05	有		
東村井		淀川	安曇川	横谷	2523032	Ⅱ	3		0	0.09	有		
古川		淀川	安曇川	北古川	2523033	Ⅱ	4		0	0.05	有		
上柏		淀川	安曇川	指名谷	2523034	Ⅱ	1		0	0.08	有		
野尻		淀川	安曇川	安曇川支流	2523035	Ⅱ	1		0	0.09	無		

オ．高島

大字等	箇所名	水系名	河川名	渓流名	箇所番号	箇所区分	保全戸数	災害時施設数	公共施設数	交通網	施設の有無	斜面区分	斜面高さ
黒谷		淀川	鴨川	北谷支流	2525113	Ⅱ	4	0	0		無		
黒谷		淀川	鴨川	北谷支流	2525114	Ⅱ	3	0	0		無		
畑		淀川	鴨川	足谷川	2525121	Ⅱ	3	0	0		有		
畑		淀川	鴨川	ここみ谷	2525122	Ⅱ	3	0	0		有		
武曾横山		淀川	八田川	八田川支流	2525212	Ⅱ	2	0	0	0.06	無		
鹿ヶ瀬		淀川	鴨川	小白ヶ谷川支流	2525312	Ⅱ	4	0	0		有		
鹿ヶ瀬		淀川	鴨川	田上川	2525321	Ⅱ	2	0	0	0.04	有		
鹿ヶ瀬		淀川	鴨川	鹿ヶ谷支流	2525322	Ⅱ	4	0	0	0.04	無		
鹿ヶ瀬		淀川	鴨川	大谷川	2525323	Ⅱ	3	0	0	0.11	有		
鹿ヶ瀬		淀川	鴨川	米石川	2525324	Ⅱ	2	0	0	0.06	有		
鹿ヶ瀬		淀川	鴨川	保須川支流	2525331	Ⅱ	1	0	0		無		
鹿ヶ瀬		淀川	鴨川	保須川	2525332	Ⅱ	1	0	0	0.04	有		
高島		淀川	鴨川	鴨川支流	2525333	Ⅱ	1	0	0	0.08	無		
高島		淀川	鴨川	大砂谷	2525341	Ⅱ	2	0	0		有		
高島		淀川	鴨川	鴨川支流	2525342	Ⅱ	3	0	0	0.05	有		
高島		淀川	鴨川	鴨川支流	2525352	Ⅱ	4	0	0		無		
高島		淀川	鴨川	和田打川	2525353	Ⅱ	2	0	0	0.17	有		
拝戸		淀川	和田打川	和田打川支流	2525411	Ⅱ	3	0	0	0.1	無		
拝戸		淀川	和田打川	和田打川支流	2525412	Ⅱ	3	0	0	0.07	無		
音羽		淀川	小田川	小田川支流	2525422	Ⅱ	4	0	0		無		
鵜川		淀川	－	淀川支流	2525712	Ⅱ	1	0	0	0.08	無		
鵜川		淀川	－	淀川支流	2525722	Ⅱ	1	0	0	0.09	有		
鵜川		淀川	－	淀川支流	2525731	Ⅱ	1	0	0	0.11	無		
鵜川		淀川	－	淀川支流	2525732	Ⅱ	2	0	0	0.27	無		

カ．新旭

大字等	箇所名	水系名	河川名	渓流名	箇所番号	箇所区分	保全戸数	災害時施設数	公共施設数	交通網	施設の有無	斜面区分	斜面高さ
安井川		淀川	田井川	西ノ谷支流	2526111	Ⅱ	3	0	0		無		
安井川		淀川	田井川	西ノ谷川	2526112	Ⅱ	3	0	0	0.06	有		
熊野本		淀川	田井川	北谷川	2526113	Ⅱ	2	0	0		有		
熊野本		淀川	田井川	田井川支流	2526114	Ⅱ	2	0	0		無		
饗庭		淀川	林照寺川	林照寺川	2526211	Ⅱ	3	0	0		有		
饗庭		淀川	林照寺川	今川	2526213	Ⅱ	1	0	0		有		
饗庭		淀川	林照寺川	今川支流	2526214	Ⅱ	1	0	0		無		

（４）土石流危険渓流に準ずる渓流

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地	渓流概況				保全対策				砂防設備有	備考
					渓流長 Km	渓流面積 k㎡	河幅 m	主な地質	人口	人家戸数	公共施設等 km	耕地面積 ha		
8004	淀川	知内川	八代川	野口	1.77	0.46				3	国道 0.17km			
8005	淀川	知内川	知内川支流	上ノ山	0.14	0.08				4	国道 0.06km			
8008	淀川	百瀬川	百瀬川支流	森西	0.18	0.64				1				
8601	淀川	知内川	知内川支流	野口	0.52	0.21				2				
8602	淀川	知内川	知内川支流	野口	0.34	0.11				4	国道 0.11km			
8603	淀川	百瀬川	百瀬川支流	森西	1.82	0.93				3				
8009	淀川	立川	立川支流	深清水	0.36	0.04 0.10 0.11		5	7	2		4.4		
8010	淀川	立川	立川支流	深清水	0.26	0.06 0.11 0.13		5	11	3		5.3		
8014	淀川	石田川	石田川支流	角川	0.08	0.02 0.02 0.02		5	11	3		1.4		
8015	北川	松山川	藤谷	杉山	2.00	0.63 1.40 1.49		5	11	3	国道 0.15km	0.0		
8016	北川	天増川	天増川支流	天増川	0.87	0.36 0.34 0.36		5	14	4		0.0		
8017	北川	乾谷川	北乾谷	乾谷	0.83	0.35 0.40 0.47		5	11	3		1.1		
8018	北川	乾谷川	北乾谷	乾谷	0.42	0.03 0.08 0.09		5	3	1		0.8		
8019	北川	寒風川	ｻｷﾊﾗ谷	崎原	0.81	0.07 0.46 0.74		5	3	1		1.4		
8021	北川	寒風川	寒風川支流	笹が谷	0.68	0.07 0.13 0.15		5	3	1		0.1		
8023	北川	寒風川	寒風川支流	上自在坊	0.21	0.03 0.03 0.03		5	3	1		0.4		
8026	淀川	天川	天川支流	大供	0.26	0.12 0.13		5	11	3		0.2	有 ダム工 流路工	
8604	北川	寒風川	寒風川支流	杉山	0.96	0.17 0.26 0.28		5	7	2	国道 0.05km	0.0		
8614	北川	天増川	天増川支流	天増川	0.3	0.05 0.06 0.06	6.0	5	3	1		0.0		
8615	北川	寒風川	大谷川	乾谷	0.20	0.03 0.05 0.05	7.0	5	7	2		0.3		

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地	渓流概況				保全対策				砂防設備有	備考
					渓流長 Km	渓流面積 k㎡	河幅 m	主な地質	人口	人家戸数	公共施設等 km	耕地面積 ha		
8616	北川	乾谷川	北乾谷	乾谷	0.25	0.06 0.13 0.16	8.0	5	11	3		0.9		
	淀川	田井川	入谷川	下古賀	1.52	[0.01] 0.76 (0.86)		7	3	1		0.3	有 流路工	
	淀川	安曇川	溝谷川	下古賀	1.68	[0.03] 1.35 (1.56)		7	15	4	県道 0.10 km	0.5	有 ﾀﾞﾑ工	
	淀川	安曇川	安曇川支流	中野	0.92	0.31 (0.34)		7	3	1		1.1		
	淀川	鴨川	八田川支流	田中	0.11	[0.02] 0.02 (0.02)		7	7	2	県道 0.07 km	1.6		
8047	淀川	安曇川	針畑川支流	生杉	0.49	[0.05] 0.14 (0.17)		5	6	2		0.3		
8048	淀川	安曇川	針畑川支流	生杉	0.49	[0.07] 0.24 (0.27)		5	6	2		0.2		
8049	淀川	安曇川	針畑川支流	生杉	0.35	[0.06] 0.06 (0.07)		5	3	1		0.1		
8050	淀川	安曇川	針畑川支流	生杉	0.37	[0.04] 0.14 (0.19)		5	13	4		1.1		
8051	淀川	安曇川	針畑川支流	小入谷	0.45	[0.04] 0.19 (0.25)		5	3	1		0.0		
8052	淀川	安曇川	針畑川支流	小入谷	0.18	[0.03] 0.05 (0.05)		5	3	1		0.1		
8053	淀川	安曇川	針畑川支流	小入谷	0.23	[0.02] 0.12 (0.16)		5	6	2		0.0		
8055	淀川	安曇川	針畑川支流	中牧	0.29	[0.05] 0.08 (0.09)		5	3	1		0.0		
8058	淀川	安曇川	針畑川支流	古屋	0.16	[0.05] 0.05 (0.06)		5	3	1	県道 0.09 Km	0.9		
8059	淀川	安曇川	針畑川支流	古屋	0.35	[0.06] 0.06 (0.07)		5	6	2	県道 0.09 Km	0.9		
8060	淀川	安曇川	北川支流	能家	0.16	[0.03] 0.03 (0.03)		5	3	1	県道 0.06 Km	1.1		
8061	淀川	安曇川	北川支流	能家	0.10	[0.01] 0.01 (0.01)		5	6	2	県道 0.07 Km	0.3		
8062	淀川	安曇川	北川支流	能家	0.19	[0.05] 0.05 (0.05)		5	3	1	県道 0.10 Km	0.5		
8064	淀川	安曇川	北川支流	能家	0.45	[0.11] 0.11 (0.11)		5	6	2	県道 0.08 Km	0.3		
8065	淀川	安曇川	北川支流	雲洞谷	1.05	[0.13] 0.79 (0.85)		5	3	1	県道 0.10 Km	1.7		
8066	淀川	安曇川	北川支流	雲洞谷	1.28	[0.55] 0.57 (0.60)		5	3	1	県道 0.10 Km	0.0		

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地	渓流概況				保全対策				砂防設備有	備考
					渓流長 Km	渓流面積 k㎡	河幅 m	主な地質	人口	人家戸数	公共施設等 km	耕地面積 ha		
8067	淀川	安曇川	熊畑谷	熊ノ畑	2.59	[0.29] 2.94 (3.22)		5	3	1	県道 0.06 Km	0.0		
8068	淀川	安曇川	麻生川支流	中小屋	0.14	[0.05] 0.04 (0.05)		5	9	3	県道 0.08 Km	0.0		
8069	淀川	安曇川	横谷	横谷	1.26	[0.37] 1.43 (1.98)		5	13	4		0.4		
8070	淀川	安曇川	麻生川支流	横谷	0.32	[0.04] 0.10 (0.11)		5	3	1	県道 0.14 Km	0.0		
8071	淀川	安曇川	北川支流	向所	0.21	[0.07] 0.07 (0.07)		5	13	4		1.3		
8072	淀川	安曇川	北川支流	谷所	0.44	[0.06] 0.18 (0.22)		5	9	3	県道 0.10 Km	2.7		
8073	淀川	安曇川	北川支流	打明	0.26	[0.04] 0.05 (0.06)		5	9	3	県道 0.06 Km	0.4		
8074	淀川	安曇川	安曇川支流	野尻	0.21	[0.04] 0.03 (0.04)		5	6	2	県道 0.06 Km	1.0		
8076	淀川	安曇川	指名谷	上柏	2.46	[0.45] 1.78 (1.81)		5	3	1		0.3		
8077	淀川	安曇川	横谷	東村井	4.48	[0.32] 3.95 (4.05)		5	9	3	国道 0.14 Km	0.2		
8078	淀川	安曇川	安曇川支流	腰越	0.59	[0.28] 0.27 (0.28)		5	3	1	国道 0.09 Km	0.0		
8079	淀川	安曇川	北古川	古川	0.28	[0.12] 0.11 (0.12)		5	13	4	国道 0.13 Km	1.1		
8081	淀川	安曇川	キリ淵谷	日野平	1.60	[0.97] 1.93 (1.98)		5	3	1		0.0		
8082	淀川	安曇川	針畑川支流	桑原	0.37	[0.10] 0.13 (0.16)		5	3	1	県道 0.14 Km	0.7		
8083	淀川	安曇川	針畑川支流	桑原	0.20	[0.03] 0.04 (0.06)		5	3	1		0.0		
8084	淀川	安曇川	針畑川支流	桑原	0.12	[0.02] 0.02 (0.02)		5	3	1		0.1		
8085	淀川	安曇川	針畑川支流	桑原	0.47	[0.08] 0.17 (0.19)		5	9	3	県道 0.12 Km	0.6		
8086	淀川	安曇川	針畑川支流	平良	0.51	[0.18] 0.18 (0.19)		5	3	1	県道 0.14 Km	0.0		
8087	淀川	安曇川	針畑川支流	平良	0.66	[0.16] 0.45 (0.47)		5	6	2	県道 0.16 Km	1.3		
8088	淀川	安曇川	針畑川支流	平良	0.44	[0.13] 0.14 (0.16)								
8089	淀川	安曇川	針畑川支流	平良	0.74	[0.15] 0.21 (0.22)		5	3	1	県道 0.10 Km	0.3		

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地	渓流概況				保全対策				砂防設備有	備考
					渓流長 Km	渓流面積 k㎡	河幅 m	主な地質	人口	人家戸数	公共施設等 km	耕地面積 ha		
8090	淀川	安曇川	ユリガ谷	小川	0.96	[0.37] 0.74 (0.76)		5	9	3	県道 0.25 Km	2.4		
8091	淀川	安曇川	桑ケ谷	小川	2.34	[0.29] 2.05 (2.13)		5	6	2	県道 0.12 Km	0.2		
8092	淀川	安曇川	表谷	小川	0.33	[0.06] 0.07 (0.08)		5	3	1		0.5		
8605	淀川	安曇川	安曇川支流	下市場	0.23	0.04 (0.05)		5	13	4	国道 0.09 Km	0.0		
8606	淀川	安曇川	安曇川支流	腰越	0.15	[0.06] 0.05 (0.06)		5	3	1	国道 0.08 Km	0.0		
8607	淀川	針畑川	針畑川支流	平良	1.10	[0.40] 0.57 (0.60)		5	3	1	県道 0.08 Km	0.0		
8611	淀川	安曇川北川	安曇川支流	上村	0.21	[0.06] 0.06 (0.06)	8.0	5	9	3	県道 0.10 Km	0.1		
8612	淀川	針畑川	スギヤ谷	桑原	0.33	[0.36] 0.44 (0.47)	2.5	5	6	2	県道 0.10 Km	0.1		
8040	淀川	鴨川	保須川	鹿ケ瀬	1.76	[0.08] 0.31 (0.32)		1	11	3	県道 0.14 km	3.8	有 ﾀﾞﾑ工	
8041	淀川	鴨川	鴨川支流	鹿ケ瀬	1.39	[0.19] 0.52 (0.55)		2	7	2	県道 0.17 km	3.2		
8042	淀川	鴨川	砂走川	鹿ケ瀬	1.66	[0.16] 0.98 (1.08)		2	7	2	県道 0.23 km	1.5	有	
8043	淀川	鴨川	鴨川支流	高島	0.66	0.21 (0.23)		2	7	2	国道 0.13 km	0.3		
8045	淀川	小田川	小田川支流	音羽	0.26	0.11 (0.14)		1	15	4	県道 0.09 km	0.0		
8046	淀川	小田川	小田川支流	勝野	0.51	[0.21] 0.21 (0.23)		1	3	1	国道 0.13 km	0.3		
8608	淀川	鴨川	鴨川支流	武曽横山	0.71	0.13 (0.15)		7	3	1		0.0		
8609	淀川	鴨川	鴨川支流	畑	0.87	[0.29] 0.28 (0.32)		1	15	4		3.7		
8610				鵜川	0.35	[0.09] 0.08 (0.09)		1	7	2	国道 0.1 km	0.4		

（５）急傾斜地崩壊危険区域

番号	区域名	所　在　地	指定面積(ha)
28	下開田	下開田大尾蔵 307 外 5	0.4620
143	野口	マキノ町野口路原、千道	1.4500
181	海津	海津大崎谷 200-1 外 3	0.6000
410	上ノ山	マキノ町上ノ山 28 外	0.8100
411	田谷	マキノ町小荒路北山 357 外	1.0500
29	保坂 1 号	保坂庄田 322-外 3	0.4520
30	保坂 2 号	保坂庄田 299 外 3	0.4090
31	角川	角川梅木街道 835 外 5	3.2890
32	杉山	杉山関原 299 外 3	1.3800
55	保坂 3 号	保坂長尾サ 555 外 7	5.5430
21	上古賀	里の内 776 外 5	0.3850
385	上古賀 2 号	安曇川町上古賀荒畑 1219 外	0.2900
340	長尾	深谷 1052-1 外 4	0.1600
6	朽木雲洞谷	朽木雲洞谷犬丸原 1221 外 5	1.8830
205	富坂	高島西山 1843-3 外 27	1.080
219	武曽横山	武曽横山字横林 3195 他 13	0.4900
261	畑	高島町畑石谷 32 外	0.5900
298	富坂	高島字蛇谷口 1640-2 他	0.3200
299	畑	畑ココミ谷 953 他	0.2800
341	畑	畑石谷 43	0.1700
376	黒谷	黒谷中島 890 他	0.9100
4	饗庭	新旭町饗庭宮前 452 外 6	3.8080
346	饗庭	新旭町饗庭宮元 691-1 外	0.2900

（６）急傾斜地崩壊危険個所（R3.1）

１）自然斜面

ア．マキノ

大字等	箇所名	箇所番号	箇所区分	保全戸数	災害時施設数	公共施設数	交通網	施設の有無	斜面区分	斜面高さ
野口路原	野口①	8001	Ⅰ	10		2	0.21	有	自然	86
野口無限家	野口②	8002	Ⅰ	9			0.16	無	自然	38
海津大崎谷	海津	8003	Ⅰ	0		1		有	自然	13
小荒路十寺	小荒路	8004	Ⅰ	0		1	0.16	有	自然	126
下開田尾蔵光嘘	下開田①	8006	Ⅰ	12		2	0.2	有	自然	41
下開田ネギ谷	下開田②	8007	Ⅰ	12		2	0.21	有	自然	80
野口国境	野口③	8701	Ⅰ	0		1		無	自然	6
野口路原	野口⑪	8701	Ⅱ	1			0.06	無	自然	27
牧野	牧野	8702	Ⅱ	2				無	自然	7
野口国境	野口④	8702	Ⅰ	0		1	0.01	有	自然	12
下小谷	下⑤	8703	Ⅱ	1			0.03	無	自然	80
野口国境	野口⑤	8703	Ⅰ	0		1	0.02	無	自然	18
下小谷	下⑥	8704	Ⅱ	2			0.06	無	自然	36
野口国境	野口⑥	8704	Ⅰ	0		1	0.07	無	自然	33
山中カイト	山中②	8705	Ⅱ	1				無	自然	6
野口路原	野口⑦	8705	Ⅰ	2		1		無	自然	10
在原	在原①	8706	Ⅰ	0		1	0.02	無	自然	56
山中東カイト	山中③	8706	Ⅱ	2				無	自然	84
下川南	下⑦	8707	Ⅱ	1			0.06	無	自然	42
野口路原	野口⑧	8707	Ⅰ	0		1		無	自然	8
浦北出	浦①	8708	Ⅱ	4			0.07	無	自然	25
野口路原	野口⑨	8708	Ⅰ	0		1	0.01	無	自然	15
浦西出	浦②	8709	Ⅱ	3			0.02	無	自然	68
在原	在原②	8709	Ⅰ	0		1		無	自然	50
浦南出	浦③	8710	Ⅱ	2			0.06	無	自然	16
白谷奥田	白谷	8710	Ⅰ	52			0.71	無	自然	272
浦奥谷	浦④	8711	Ⅱ	4			0.05	無	自然	46
下小中	下①	8711	Ⅰ	5			0.03	無	自然	46
下小中	下②	8712	Ⅰ	10			0.15	無	自然	110
小荒路矢ノ花	小荒路④	8712	Ⅱ	1			0.07	無	自然	44
浦上分	浦⑤	8713	Ⅱ	4			0.09	無	自然	90
山中寺ノ谷	山中①	8713	Ⅰ	1		1		無	自然	30
浦上分	浦⑥	8714	Ⅱ	2			0.05	無	自然	40
下カイト	下③	8714	Ⅰ	0		1	0.03	無	自然	72
下川南	下④	8715	Ⅰ	4		1	0.07	無	自然	82
海津亀甲	海津⑦	8715	Ⅱ	1			0.09	無	自然	88
海津岩谷	海津⑧	8716	Ⅱ	1				無	自然	10
野口上出	野口⑩	8716	Ⅰ	3		1	0.13	無	自然	56
小荒路	小荒路①	8717	Ⅰ	8			0.3	無	自然	204
小荒路釜谷	小荒路②	8718	Ⅰ	9		1	0.31	無	自然	210
小荒路	小荒路③	8719	Ⅰ	10		2	0.22	有	自然	136

大字等	箇所名	箇所番号	箇所区分	保全戸数	災害時施設数	公共施設数	交通網	施設の有無	斜面区分	斜面高さ
上開田山越	上開田①	8720	Ⅰ	5			0.06	無	自然	40
上開田村前	上開田②	8721	Ⅰ	0		1		無	自然	10
上開田村前	上開田③	8722	Ⅰ	5			0.11	無	自然	42
石庭高尾	石庭	8723	Ⅰ	0		1		無	自然	28
西浜別所	西浜	8724	Ⅰ	0		1		無	自然	42
海津森谷	海津①	8725	Ⅰ	4		3	0.14	無	自然	105
海津岩谷	海津②	8726	Ⅰ	0		1		無	自然	72
海津岩谷	海津③	8727	Ⅰ	6		1	0.2	無	自然	80
海津午王谷	海津④	8728	Ⅰ	0		1	0.03	無	自然	20
海津大崎谷	海津⑤	8729	Ⅰ	0		1		無	自然	25
海津大崎谷	海津⑥	8730	Ⅰ	0		1		無	自然	24

イ．今津

大字等	箇所名	箇所番号	箇所区分	保全戸数	災害時施設数	公共施設数	交通網	施設の有無	斜面区分	斜面高さ
角川梅木街道	角川	8008	Ⅰ	37		1	0.14	有	自然	13
保坂庄田	保坂①	8009	Ⅰ	2		3	0.07	有	自然	65
保坂庄田越千山	保坂②	8010	Ⅰ	22		1	0.68	有	自然	77
杉山関原	杉山	8012	Ⅱ	1			0.03	有	自然	33
椋川笹ヶ谷	椋川	8013	Ⅰ	7			0.2	有	自然	70
杉山寒風	杉山④	8702	Ⅲ					無	自然	70
杉山芝ヶ谷	杉山⑤	8703	Ⅲ				0.1	無	自然	60
保坂広戸	保坂⑤	8704	Ⅲ					無	自然	30
角川ハゲト	角川④	8705	Ⅲ					無	自然	50
角川ハゲト	角川⑤	8706	Ⅲ					無	自然	40
角川蛭原	角川⑥	8707	Ⅲ					無	自然	80
途中谷八鳶	途中谷③	8708	Ⅲ					無	自然	55
途中谷村下	途中谷④	8709	Ⅲ					無	自然	60
椋川上自在坊	椋川⑳	8710	Ⅲ					無	自然	70
椋川ノハタ	椋川 21	8711	Ⅲ					無	自然	80
椋川大谷	椋川 22	8712	Ⅲ					無	自然	75
福岡鹿背	福岡	8713	Ⅲ				0.16	無	自然	12
天増川滝花	天増川④	8717	Ⅱ	4			0.04	有	自然	63
天増川貫見	天増川⑤	8718	Ⅱ	2			0.14	有	自然	52
角川伏拝	角川②	8719	Ⅱ	1			0.05	有	自然	6
角川伏拝	角川③	8720	Ⅱ	3			0.11	無	自然	22
保坂庄田	保坂④	8721	Ⅱ	1			0.03	無	自然	30
椋川尾條	椋川⑧	8722	Ⅱ	1			0.02	有	自然	15
椋川尾條	椋川⑨	8723	Ⅱ	2			0.09	無	自然	60
椋川尾條	椋川⑩	8724	Ⅱ	2			0.07	無	自然	35
椋川中井	椋川⑪	8725	Ⅱ	2				無	自然	27
椋川中山	椋川⑫	8726	Ⅱ	1			0.06	無	自然	30
椋川大谷	椋川⑬	8727	Ⅱ	1				無	自然	20

大字等	箇所名	箇所番号	箇所区分	保全戸数	災害時施設数	公共施設数	交通網	施設の有無	斜面区分	斜面高さ
椋川大谷	椋川⑭	8728	Ⅱ	1			0.03	無	自然	30
椋川大谷	椋川⑮	8729	Ⅱ	2			0.04	有	自然	40
椋川大谷	椋川⑯	8730	Ⅱ	1			0.01	無	自然	30
天増川本所	天増川①	8731	Ⅰ	7			0.11	無	自然	115
椋川大谷	椋川⑰	8731	Ⅱ	1				無	自然	41
天増川向所	天増川②	8732	Ⅰ	0		1	0.16	無	自然	8
椋川大谷	椋川⑱	8732	Ⅱ	1				有	自然	45
角川	角川①	8733	Ⅰ	0		1	0.05	有	自然	71
椋川野畑	椋川⑲	8733	Ⅱ	2			0.07	無	自然	40
途中谷途中	途中谷①	8734	Ⅱ	1			0.07	無	自然	15
杉山ナラ	杉山①	8735	Ⅰ	0		1	0.05	有	自然	79
深清水北野	深清水①	8736	Ⅱ	3			0.08	無	自然	28
杉山	杉山②	8736	Ⅰ	0		1	0.08	無	自然	85
深清水坂口	深清水②	8737	Ⅱ	3			0.07	有	自然	60
杉山	杉山③	8737	Ⅰ	0		2	0.03	無	自然	52
酒波酒波谷	酒波②	8738	Ⅱ	2			0.06	無	自然	86
保坂長尾サ	保坂③	8738	Ⅰ	7		2	0.18	有	自然	70
梅原北頃谷	梅原⑤	8739	Ⅱ	1			0.02	無	自然	42
椋川尾條	椋川①	8739	Ⅰ	0		1	0.02	無	自然	15
梅原北頃谷	梅原⑥	8740	Ⅱ	1			0.05	無	自然	82
椋川尾條	椋川②	8740	Ⅰ	0		1	0.01	無	自然	15
椋川中井	椋川③	8741	Ⅰ	5			0.09	無	自然	45
蘭生西山	蘭生②	8741	Ⅱ	1				有	自然	8
今津天皇	今津④	8742	Ⅱ	2			0.07	無	自然	5
椋川中井	椋川④	8742	Ⅰ	0		1		有	自然	18
大供	大供	8743	Ⅱ	2			0.05	無	自然	9
椋川野畑	椋川⑤	8743	Ⅰ	5			0.19	無	自然	20
今津岩丸	今津⑤	8744	Ⅱ	1			0.02	無	自然	11
椋川上自在坊	椋川⑥	8744	Ⅰ	15			0.25	有	自然	60
椋川上自在坊	椋川⑦	8745	Ⅰ	8			0.16	無	自然	35
酒波青蓮山	酒波①	8746	Ⅰ	0		1	0.13	無	自然	70
日置前	日置前①	8747	Ⅰ	0		1	0.05	無	自然	136
日置前南畑	日置前②	8748	Ⅰ	8			0.3	無	自然	85
梅原北頃谷	梅原①	8749	Ⅰ	5			0.11	無	自然	93
梅原北頃谷	梅原②	8750	Ⅰ	6			0.1	無	自然	66
梅原中頃谷	梅原③	8751	Ⅰ	7			0.16	無	自然	46
南生見丹切	南生見①	8753	Ⅰ	0		1	0.17	有	自然	42
蘭生西山	蘭生①	8754	Ⅰ	0		1		無	自然	11
南生見丹切	南生見②	8755	Ⅰ	0		1		無	自然	34
今津上古谷	今津①	8756	Ⅰ	0		1		有	自然	50
今津赤谷	今津②	8757	Ⅰ	0		1	0.04	無	自然	55
今津赤谷	今津③	8758	Ⅰ	0		1	0.04	有	自然	46

ウ．安曇川

大字等	箇所名	箇所番号	箇所区分	保全戸数	災害時施設数	公共施設数	交通網	施設の有無	斜面区分	斜面高さ
上古賀里ノ内	上古賀	8029	Ⅰ	5				有	自然	17
長尾西	長尾	8030	Ⅰ	7			0.09	有	自然	8
上古賀荒畑	上古賀①	8796	Ⅰ	4		1	0.05	無	自然	10
長尾最正	長尾②	8798	Ⅰ	0		1	0.19	無	自然	78
長尾最正	長尾③	8799	Ⅰ	0		1		無	自然	36
下古賀中尾	下古賀①	8800	Ⅰ	0		1	0.04	無	自然	43
上古賀西片屋	上古賀②	8825	Ⅱ	2			0.15		自然	46
上古賀片山	上古賀④	8827	Ⅱ	2			0.03		自然	15
下古賀中尾	下古賀②	8828	Ⅱ	1			0.04		自然	36
長尾上塚野	長尾④	8829	Ⅱ	1					自然	48
中野ニノ平	中野①	8830	Ⅱ	1					自然	14
中野臼谷	中野②	8831	Ⅱ	2			0.06		自然	18
中野臼谷	中野③	8832	Ⅱ	1			0.09		自然	100
中野臼谷	中野④	8833	Ⅱ	2			0.13		自然	95
中野臼谷	中野⑤	8834	Ⅱ	1			0.11		自然	55
中野臼谷	中野⑥	8835	Ⅱ	2			0.22		自然	76
中野臼谷	中野⑦	8836	Ⅱ	3			0.13		自然	41
南古賀梅ノ子	南古賀①	8837	Ⅱ	1					自然	6
南古賀梅ノ子	南古賀②	8838	Ⅱ	4					自然	6
常磐木梅ノ子	常磐木	8839	Ⅱ	1					自然	10
田中大畑	田中②	8841	Ⅱ	2			0.07		自然	34
田中中清水	田中③	8842	Ⅱ	1			0.03		自然	6
田中大畑	田中④	8843	Ⅱ	1			0.03		自然	18

エ．朽木

大字等	箇所名	箇所番号	箇所区分	保全戸数	災害時施設数	公共施設数	交通網	施設の有無	斜面区分	斜面高さ
荒川中海道	荒川	8014	Ⅰ	28		1	0.45	無	自然	22
市場山岸	市場	8015	Ⅰ	6		1		無	自然	10
麻生貝尻	麻生①	8017	Ⅰ	8				有	自然	20
雲洞谷　犬丸原・西山	雲洞谷	8021	Ⅰ	10		1	0.26	無	自然	80
能家掛原	能家	8022	Ⅰ	3		1	0.12	無	自然	13
平良島原	平良	8024	Ⅰ	5		1		無	自然	80
栃生　深瀬	栃生１	8027	Ⅰ			1	0.1	無	自然	16
栃生右渕平	栃生②	8028	Ⅰ	5			0.2	無	自然	11
麻生筒渕	麻生⑤	8745	Ⅱ	2			0.08		自然	100
麻生阪向	麻生⑥	8746	Ⅱ	1			0.04		自然	50
麻生	麻生⑦	8747	Ⅱ	1			0.03		自然	30
麻生上大畠	麻生⑧	8748	Ⅱ	1			0.06		自然	60
麻生貝尻	麻生⑨	8749	Ⅱ	1			0.03		自然	15
麻生高月	麻生⑩	8750	Ⅱ	1			0.06		自然	60

大字等	箇所名	箇所番号	箇所区分	保全戸数	災害時施設数	公共施設数	交通網	施設の有無	斜面区分	斜面高さ
麻生高月	麻生⑪	8751	Ⅱ	3			0.22		自然	145
麻生鳥野	麻生⑫	8752	Ⅱ	1			0.06		自然	15
麻生鞍渕野	麻生⑬	8753	Ⅱ	1					自然	50
地子原谷所	地子原③	8754	Ⅱ	2					自然	10
柏丈ヶ谷	柏③	8755	Ⅱ	4			0.03		自然	20
柏善智	柏④	8756	Ⅱ	1			0.05		自然	10
柏獄山	柏⑤	8757	Ⅱ	1			0.02		自然	30
柏獄山	柏⑥	8758	Ⅱ	1			0.06		自然	30
麻生廻戸	麻生②	8759	Ⅰ	2		1	0.2	無	自然	60
地子原廣野	地子原④	8760	Ⅱ	1					自然	85
麻生久保所	麻生③	8760	Ⅰ	5				無	自然	30
雲洞谷木ノ本原	雲洞谷③	8761	Ⅱ	1					自然	30
麻生馬背	麻生④	8761	Ⅰ	0		1	0.06	無	自然	35
荒川	荒川①	8762	Ⅰ	0		1	0.12	無	自然	90
麻生廻戸	麻生⑭	8762	Ⅱ	1					自然	20
雲洞谷西山	雲洞谷④	8763	Ⅱ	1			0.08		自然	40
荒川	荒川②	8763	Ⅰ	36		1	0.65	無	自然	65
雲洞谷西山	雲洞谷⑤	8764	Ⅱ	2			0.11		自然	50
野尻下野	野尻	8764	Ⅰ	0		2	0.13	無	自然	100
雲洞谷西山	雲洞谷⑥	8765	Ⅱ	2			0.03		自然	50
地子原大畑	地子原①	8765	Ⅰ	0		1		無	自然	20
雲洞谷東山	雲洞谷⑦	8766	Ⅱ	2			0.01		自然	70
市場下打越	市場①	8766	Ⅰ	2		1	0.03	無	自然	10
雲洞谷東山	雲洞谷⑧	8767	Ⅱ	2			0.01		自然	110
地子原	地子原②	8767	Ⅰ	8			0.04	無	自然	100
宮前坊上山	宮前坊	8768	Ⅰ	4		1	0.2	無	自然	30
大野志伊連	大野②	8768	Ⅱ	1			0.01		自然	130
市場高木	市場②	8769	Ⅰ	0		1		無	自然	10
大野澤	大野③	8769	Ⅱ	4			0.14		自然	190
大野澤	大野④	8770	Ⅱ	2					自然	8
大野畷	大野⑤	8771	Ⅱ	3					自然	10
柏	柏②	8771	Ⅰ	0		3		無	自然	70
古川窪出平	古川①	8772	Ⅰ	0		2	0.03	無	自然	160
村井北出	村井④	8772	Ⅱ	2					自然	15
古川	古川②	8773	Ⅰ	7			0.23	無	自然	140
大野蛇子谷口	大野⑥	8773	Ⅱ	3			0.1		自然	55
村井茂谷	村井⑤	8774	Ⅱ	1			0.01		自然	10
大野　澤	大野①	8774	Ⅰ	0		1	0.02	無	自然	20
村井上ノ前	村井⑥	8775	Ⅱ	3			0.02		自然	9
村井北出	村井①	8775	Ⅰ	9		1	0.2	無	自然	150
村井日口谷	村井②	8776	Ⅰ	5			0.11	無	自然	100
栃生腰越	栃生⑦	8776	Ⅱ	2			0.08		自然	40
村井楪尾	村井③	8777	Ⅰ	0		1		無	自然	50
栃生腰越	栃生⑧	8777	Ⅱ	2			0.06		自然	12
栃生腰越	栃生⑨	8778	Ⅱ	3			0.04		自然	60

大字等	箇所名	箇所番号	箇所区分	保全戸数	災害時施設数	公共施設数	交通網	施設の有無	斜面区分	斜面高さ
栃生日野平	栃生③	8778	Ⅰ	8			0.21	無	自然	210
栃生　畑	栃生④	8779	Ⅰ	1		1		無	自然	20
栃生右淵平	栃生⑩	8779	Ⅱ	1					自然	5
栃生長谷川	栃生⑤	8780	Ⅰ	1		1	0.1	無	自然	18
能家熊ノ谷	能家④	8780	Ⅱ	3			0.16		自然	30
栃生　野海道平	栃生⑥	8781	Ⅰ	5			0.11	無	自然	130
能家澤原	能家⑤	8781	Ⅱ	2			0.05		自然	70
能家熊ノ谷	能家①	8782	Ⅰ	9			0.29	無	自然	70
能家池町	能家⑥	8782	Ⅱ	1			0.06		自然	70
能家宮ノ下	能家⑦	8783	Ⅱ	2			0.01		自然	15
能家熊ノ谷	能家②	8783	Ⅰ	12			0.46	無	自然	110
能家掛原	能家③	8784	Ⅰ	3		1	0.17	無	自然	90
能家掛原	能家⑧	8784	Ⅱ	1			0.07		自然	50
古屋西山	古屋①	8785	Ⅰ	0		1	0.13	無	自然	90
能家尾輪谷	能家⑨	8785	Ⅱ	3			0.16		自然	110
古屋東山	古屋②	8786	Ⅰ	0		1	0.01	無	自然	30
小入谷東山	小入谷①	8786	Ⅱ	1			0.04		自然	50
桑原東山	桑原①	8787	Ⅰ	3		1	0.11	無	自然	115
小入谷東山	小入谷②	8787	Ⅱ	2			0.03		自然	50
小入谷西山	小入谷③	8788	Ⅱ	2			0.07		自然	50
平良折尾	平良①	8788	Ⅰ	0		1	0.04	無	自然	40
小入谷西山	小入谷④	8789	Ⅱ	1			0.02		自然	60
平良永原	平良②	8789	Ⅰ	0		1		無	自然	110
小川戸谷原	小川①	8790	Ⅰ	0		1	0.09	無	自然	210
小入谷東山	小入谷⑤	8790	Ⅱ	3			0.02		自然	40
小川戸谷原	小川②	8791	Ⅰ	0		1	0.09	無	自然	190
小入谷西山	小入谷⑥	8791	Ⅱ	2			0.05		自然	50
小川戸谷原	小川③	8792	Ⅰ	1		1	0.09	無	自然	110
生杉家本原	生杉①	8792	Ⅱ	1			0.01		自然	20
小川表ノ谷	小川④	8793	Ⅰ	0		1		無	自然	8
生杉沢田原	生杉②	8793	Ⅱ	1			0.04		自然	45
雲洞谷西山	雲洞谷①	8794	Ⅰ	1		1	0.04	無	自然	15
小入谷岩ヶ下	小入谷⑦	8794	Ⅱ	1			0.08		自然	140
雲洞谷西山	雲洞谷②	8795	Ⅰ	0		1	0.04	無	自然	80
生杉沢田原	生杉③	8795	Ⅱ	1			0.05		自然	45
生杉宮ノ谷原	生杉④	8796	Ⅱ	1			0.01		自然	40
生杉南田原	生杉⑤	8797	Ⅱ	2			0.05		自然	45
生杉貫井谷原	生杉⑥	8798	Ⅱ	1			0.02		自然	60
生杉貫井谷原	生杉⑦	8799	Ⅱ	1			0.03		自然	60
中牧中安	中牧①	8800	Ⅱ	2			0.06		自然	50
中牧大江	中牧②	8801	Ⅱ	1			0.06		自然	60
古屋上頃原	古屋③	8802	Ⅱ	1			0.05		自然	45
古屋西山	古屋④	8803	Ⅱ	2			0.08		自然	75
古屋畑ヶ谷原	古屋⑤	8804	Ⅱ	1			0.02		自然	30
古屋畑ヶ谷原	古屋⑥	8805	Ⅱ	1			0.02		自然	20

大字等	箇所名	箇所番号	箇所区分	保全戸数	災害時施設数	公共施設数	交通網	施設の有無	斜面区分	斜面高さ
古屋水無谷原	古屋⑦	8806	Ⅱ	1					自然	30
古屋的場原	古屋⑧	8807	Ⅱ	1					自然	40
桑原ノガイト	桑原②	8808	Ⅱ	1					自然	120
桑原東山	桑原③	8809	Ⅱ	2			0.08		自然	200
桑原西山	桑原④	8810	Ⅱ	1			0.06		自然	50
桑原宮ノ下	桑原⑤	8811	Ⅱ	1			0.03		自然	50
平良宮ノ前	平良③	8812	Ⅱ	1			0.05		自然	20
平良鳥原	平良④	8813	Ⅱ	1			0.05		自然	40
平良小杉	平良⑤	8814	Ⅱ	1			0.04		自然	15
平良小杉	平良⑥	8815	Ⅱ	2			0.03		自然	55
小川笠作原	小川⑤	8816	Ⅱ	1			0.09		自然	70
小川ユルヅメ	小川⑥	8817	Ⅱ	1			0.14		自然	70
小川笠作原	小川⑦	8818	Ⅱ	1			0.03		自然	150
小川戸谷原	小川⑧	8819	Ⅱ	1			0.04		自然	80
小川浦ノ谷	小川⑨	8820	Ⅱ	3			0.09		自然	230
小川山越原	小川⑩	8821	Ⅱ	1					自然	70
小川戸谷原	小川⑪	8822	Ⅱ	3			0.08		自然	110
麻生廻戸	麻生⑮	8823	Ⅱ	1			0.05		自然	85
麻生廻戸	麻生⑯	8824	Ⅱ	1			0.04		自然	75

オ．高島

大字等	箇所名	箇所番号	箇所区分	保全戸数	災害時施設数	公共施設数	交通網	施設の有無	斜面区分	斜面高さ
高島滝谷口	富坂	8031	Ⅰ	8			0.22	有	自然	20
畑　石谷	畑	8032	Ⅰ	5			0.21	有	自然	20
武曽横山西蓮寺	武曽横山	8033	Ⅱ	7				有	自然	10.4
畑　ココミ谷	畑②	8501	Ⅱ	5				有	自然	11.2
高島　蛇谷口	富坂②	8502	Ⅰ	5			0.03	有	自然	13.1
畑堂谷	畑③	8503	Ⅱ	5			0.11	有	自然	30
城山台２丁目杉原	城山台２丁目③	8714	Ⅲ						自然	30
城山台２丁目杉原	城山台２丁目④	8715	Ⅲ						自然	78
拝戸東出	拝戸③	8716	Ⅲ				0.11		自然	14
高島所化山	高島④	8717	Ⅲ						自然	32
高島	高島⑤	8718	Ⅲ						自然	26
黒谷	黒谷②	8719	Ⅲ						自然	90
拝戸谷口	拝戸④	8720	Ⅲ						自然	10
武曽横山南谷	武曽横山①	8801	Ⅰ	0		1		無	自然	34
武曽横山椎ノ木谷	武曽横山②	8802	Ⅰ	0		0		無	自然	15
武曽横山片山	武曽横山③	8803	Ⅰ	5			0.27	無	自然	27
高島中ノ坊	高島①	8804	Ⅰ	0		1	0.04	無	自然	8
拝戸東原	拝戸①	8805	Ⅰ	0		1	0.06	無	自然	20
拝戸谷口	拝戸②	8806	Ⅰ	0		1		無	自然	11
勝野見張	勝野①	8807	Ⅰ	0		1		無	自然	8

大字等	箇所名	箇所番号	箇所区分	保全戸数	災害時施設数	公共施設数	交通網	施設の有無	斜面区分	斜面高さ
勝野権田	勝野②	8808	Ⅰ	0		1		無	自然	22
勝野権田	勝野③	8809	Ⅰ	0		1		無	自然	8
武曽横山片山	武曽横山②	8844	Ⅱ	3			0.03		自然	16
武曽横山西出浦	武曽横山⑥	8845	Ⅱ	1			0.01		自然	13
高島城垣内	高島②	8846	Ⅱ	1			0.04		自然	9
高島講堂	高島③	8847	Ⅱ	1					自然	16
鹿ヶ瀬中道	鹿ヶ瀬	8848	Ⅱ	2			0.05		自然	9
音羽村ノ内	音羽	8849	Ⅱ	1					自然	9
城山台２丁目	城山台２丁目①	8850	Ⅱ	1					自然	30
城山台２丁目	城山台２丁目②	8851	Ⅱ	2					自然	80
黒谷	黒谷①	8855	Ⅱ	1					自然	14

カ．新旭

大字等	箇所名	箇所番号	箇所区分	保全戸数	災害時施設数	公共施設数	交通網	施設の有無	斜面区分	斜面高さ
饗庭　大町	饗庭②	8035	Ⅰ	10				無	自然	270
饗庭天道	饗庭⑦	8721	Ⅲ				0.09		自然	12
安井川淵ノ下	安井川③	8722	Ⅲ				0.15		自然	14
饗庭天道	饗庭③	8813	Ⅰ	0		1		無	自然	15
熊野本善林寺	熊野本①	8814	Ⅰ	0		1		無	自然	8
安井川鳥居	安井川①	8815	Ⅰ	1		1		無	自然	8
饗庭岡中	饗庭⑥	8857	Ⅱ	1					自然	7
熊野本横林	熊野本②	8858	Ⅱ	1			0.01		自然	12
安井川鳥居	安井川②	8859	Ⅱ	2					自然	7

２）人工斜面

地域	大字等	箇所名	箇所番号	箇所区分	保全戸数	災害時施設数	公共施設数	交通網	施設の有無	斜面区分	斜面高さ
今津	天増川本所	天増川⑥	8701	Ⅲ					無	人工	100
今津	天増川宮畑	天増川③	8734	Ⅰ	2		1		無	人工	12
今津	途中谷村下	途中谷②	8735	Ⅱ	1			0.03	無	人工	20
今津	梅原野出、久保	梅原④	8752	Ⅰ	16		1	0.39	有	人工	10
安曇川	上古賀脇ノ上	上古賀③	8826	Ⅱ	3					人工	10
安曇川	田中山崎	田中①	8840	Ⅱ	1					人工	5
安曇川	長尾最正	長尾①	8797	Ⅰ	0		1	0.09	無	人工	25
朽木	中牧　大平田	中牧（人）	8001				2		無	人工	5
朽木	柏寺田	柏⑦	8759	Ⅱ	1					人工	5
朽木	柏	柏①	8770	Ⅰ	0		2		無	人工	20
高島	勝野権田	勝野④	8810	Ⅰ	0		1		無	人工	36
高島	鵜川宮ノ前	鵜川①	8811	Ⅰ	0		1		無	人工	10
高島	鵜川出山	鵜川②	8812	Ⅰ	0		1		無	人工	13
高島	鵜川宮ノ前	鵜川③	8852	Ⅱ	3			0.02		人工	11
高島	鵜川宮ノ前	鵜川④	8853	Ⅱ	2					人工	7
高島	鵜川宮ノ前	鵜川⑤	8854	Ⅱ	4					人工	10
新旭	饗庭松田	饗庭⑤	8856	Ⅱ	1			0.02		人工	8

（７）地すべり危険箇所（R3.1）

地域	大字等	箇所名	水系名	河川名	渓流名	箇所番号	保全戸数	災害時施設数	公共施設数	交通網	施設の有無	斜面区分	斜面高さ
今津	天増川	天増川(1)	淀川	北川	天増川	56	1		0	0.17	無		
今津	保坂	保坂(1)	淀川	石田川	途中谷川	59	0		1	0.3	無		
今津	南生見	南生見	淀川	石田川	石田川	60	23		0		無		
朽木	熊ノ畑	熊ノ畑	淀川	安曇川	麻生川	57	0		0	0.3	無		
朽木	能家	能家	淀川	安曇川	北川	58	0		0	0.25	無		
朽木	桑原	桑原	淀川	安曇川	針畑川	61	1		0	0.25	無		
高島	畑	畑(2)	淀川	鴨川	須川	62	41		1	0.8	無		

＊すべり種類４：その他の地すべり

（８）山地災害危険地（山腹）

地区名	所在地	保全対象		
湯の谷森西	マキノ町森西	人家 5 戸		
コウロウ	マキノ町下開田	人家 15 戸		道路
青谷	マキノ町上開田	人家 10 戸		道路
尋谷	マキノ町上開田	人家 13 戸		道路
西山	マキノ町牧野	人家 15 戸		道路
兵ケ谷	マキノ町白谷	人家 3 戸		道路
奥田	マキノ町白谷	人家 10 戸		道路
真谷①	マキノ町下	人家 10 戸		
真谷②	マキノ町下	人家 7 戸		
礼谷	マキノ町下	人家 11 戸		道路
正谷①	マキノ町下	人家 10 戸		
正谷②	マキノ町下	人家 6 戸		道路
箱根山	マキノ町山中	人家 3 戸		
上の山	マキノ町山中	人家 22 戸		
夫婦岩	マキノ町山中		公共施設	道路
奥谷	マキノ町浦	人家 6 戸		
西出	マキノ町浦	人家 7 戸		道路
西大切	マキノ町在原	人家 20 戸		道路
ウコ谷	マキノ町在原			道路
稲場	マキノ町野口	人家 5 戸		道路
離レ山	マキノ町野口			道路
足谷	マキノ町野口			道路
路原	マキノ町野口	人家 15 戸		道路
五ノ瀬	マキノ町野口			
無限家	マキノ町野口	人家 17 戸		道路
大谷	マキノ町野口	人家 6 戸	公共施設	道路
上出	マキノ町小荒路	人家 20 戸		道路
万治①	マキノ町小荒路	人家 3 戸		道路
万治②	マキノ町小荒路	人家 10 戸		
大崎谷	マキノ町海津	人家 3 戸		道路
森谷	マキノ町海津	人家 12 戸		道路
上尾①	マキノ町海津	人家 5 戸	公共施設	
上尾②	マキノ町海津	人家 5 戸		道路
海の谷	マキノ町西浜	人家 2 戸		
間ケ谷	マキノ町西浜	人家 3 戸		
別所	マキノ町西浜	人家 11 戸	公共施設	道路
尾蔵	マキノ町下開田	人家 7 戸		道路
上分	マキノ町浦	人家 1 戸	公共施設	道路
田谷	マキノ町小荒路	人家 15 戸		道路
大谷	マキノ町野口	人家 6 戸	公共施設	道路
酒波谷①	今津町酒波	人家 5 戸		
酒波谷②	今津町酒波			道路
谷	今津町三谷	人家 7 戸		道路
東山	今津町藺生	人家 15 戸		
芋谷①	今津町梅原	人家 1 戸		
中	今津町南生見	人家 25 戸		
東	今津町北生見	人家 18 戸		道路
追分	今津町追分	人家 2 戸		道路
セチガ谷	今津町保坂	人家 2 戸		道路
庄田	今津町保坂	人家 6 戸	公共施設	道路
越ヶ山	今津町保坂	人家 7 戸		道路
伏拝	今津町角川			道路

地区名	所在地	保全対象		
梅木街道	今津町角川	人家 5 戸		道路
水坂	今津町杉山	人家 10 戸		
関原	今津町杉山	人家 7 戸		道路
滝花	今津町天増川	人家 4 戸		道路
本所	今津町天増川	人家 14 戸		道路
向所	今津町天増川	人家 4 戸		道路
貫見	今津町天増川	人家 12 戸		道路
長尾	今津町保坂	人家 9 戸		道路
尾条	今津町椋川	人家 22 戸		道路
中井	今津町椋川	人家 4 戸		道路
野畑	今津町椋川	人家 5 戸		道路
大谷	今津町椋川	人家 10 戸		道路
越ケ谷	今津町保坂	人家 5 戸		道路
赤坂河原谷	今津町深清水			道路
河内山	今津町日置前			道路
タラダイ	今津町深清水			道路
今坂谷①	今津町角川		公共施設	道路
今坂谷②	今津町角川			道路
芋谷②	今津町梅原	人家 5 戸		道路
後谷	今津町途中谷	人家 8 戸		道路
荒谷	今津町梅原	人家 8 戸		
里の内	安曇川町上古賀	人家 17 戸		道路
砥谷①	安曇川町長尾	人家 11 戸		道路
砥谷②	安曇川町長尾			道路
溝谷①	安曇川町下古賀	人家 8 戸		道路
溝谷②	安曇川町下古賀	人家 4 戸		道路
寺谷	安曇川町下古賀			道路
馬場①	安曇川町田中	人家 9 戸		道路
馬場②	安曇川町田中	人家 11 戸		道路
佐賀	安曇川町田中	人家 10 戸		道路
大畑	安曇川町田中	人家 8 戸		道路
上寺	安曇川町田中	人家 10 戸		道路
マワリト	朽木麻生	人家 10 戸		道路
中小屋	朽木麻生	人家 12 戸		道路
相岩谷	朽木荒川	人家 8 戸		道路
中海道	朽木荒川	人家 20 戸		道路
上山	朽木宮前坊	人家 18 戸		道路
下野	朽木野尻	人家 4 戸		道路
在所	朽木宮前坊	人家 80 戸		道路
折腰	朽木市場	人家 15 戸	公共施設	道路
高木	朽木市場	人家 2 戸	公共施設	道路
下柏	朽木柏	人家 4 戸		道路
下岩瀬	朽木岩瀬	人家 5 戸		道路
上岩瀬	朽木岩瀬	人家 9 戸		道路
西山	朽木古川	人家 10 戸		道路
窪出平	朽木古川	人家 8 戸		道路
滝谷平	朽木古川	人家 10 戸		道路
植谷①	朽木大野	人家 7 戸		道路
植谷②	朽木大野	人家 3 戸		道路
八幡谷①	朽木村井	人家 5 戸		道路
八幡谷②	朽木村井	人家 6 戸		道路
北沢	朽木村井	人家 11 戸		道路
腰越	朽木栃生	人家 12 戸		道路
大岡	朽木栃生	人家 4 戸		道路

地区名	所在地	保全対象		
野街道	朽木栃生	人家 6 戸		道路
右渕	朽木栃生	人家 15 戸		道路
折谷原	朽木小川	人家 5 戸		道路
小杉	朽木平良	人家 2 戸		道路
島の原	朽木平良	人家 5 戸	公共施設	道路
東山①	朽木桑原	人家 6 戸		道路
東山②	朽木桑原	人家 9 戸		道路
東山③	朽木桑原	人家 3 戸		道路
東山	朽木古屋	人家 8 戸		道路
西山	朽木古屋	人家 5 戸		道路
下小林	朽木中牧	人家 5 戸		
中安	朽木中牧	人家 3 戸	公共施設	道路
中原谷	朽木中牧			
イエモトハラ	朽木生杉	人家 5 戸		道路
サワダハラ	朽木生杉	人家 5 戸		
カケハラ①	朽木生杉	人家 5 戸		道路
カケハラ②	朽木能家	人家 6 戸		道路
向所	朽木能家	人家 3 戸		道路
ショウズタニ	朽木地子原	人家 6 戸		道路
ハタバラ	朽木地子原	人家 4 戸		道路
イヌマルバラ	朽木地子原	人家 5 戸		道路
松原谷	朽木小川	人家 4 戸		道路
戸谷原	朽木小川	人家 6 戸		道路
オモテ谷	朽木小川	人家 1 戸		道路
ヌクイ谷	朽木生杉	人家 3 戸		
横林①	武曽横山	人家 15 戸		道路
上拝戸	拝戸	人家 6 戸		道路
シャカデン	音羽	人家 6 戸		道路
権田	勝野	人家 5 戸	公共施設	道路
ミヤノマエ	鵜川	人家 5 戸		道路
中道	鹿ケ瀬	人家 16 戸		道路
中島	黒谷	人家 14 戸		道路
奥の谷	畑	人家 5 戸		
西山	高島	人家 4 戸		道路
横林②	武曽横山	人家 15 戸		道路
宮尻	新旭町饗庭	人家 6 戸		道路
岡	新旭町饗庭	人家 2 戸		道路

（９）崩壊土砂流出危険箇所（渓流）

地区名	所在地	保全対象		
湯の谷	マキノ町森西	人家 57 戸		
コウロウ谷	マキノ町下開田	人家 26 戸		
尋谷	マキノ町上開田	人家 12 戸		道路
峠谷	マキノ町上開田			道路
掘切川	マキノ町石庭	人家 26 戸		
斧研川	マキノ町牧野	人家 20 戸		
斧研川支流	マキノ町牧野	人家 20 戸		
正谷	マキノ町下	人家 12 戸		道路
白谷	マキノ町白谷	人家 10 戸		道路
也七谷	マキノ町白谷			道路
笹尾谷	マキノ町白谷			道路
在原	マキノ町在原	人家 23 戸		道路
大向谷在原	マキノ町在原	人家 20 戸		道路
バン谷	マキノ町在原			道路
二ノ瀬	マキノ町野口	人家 6 戸		道路
五ノ瀬	マキノ町野口	人家 10 戸		道路
千堂谷	マキノ町野口	人家 10 戸		道路
路原	マキノ町野口	人家 5 戸		道路
入喰谷	マキノ町野口			道路
南橋	マキノ町野口	人家 12 戸		道路
岩谷	マキノ町野口			道路
野掘	マキノ町野口			道路
上出	マキノ町小荒路	人家 7 戸		道路
トゲナシ谷	マキノ町小荒路	人家 10 戸		
岩谷	マキノ町海津	人家 5 戸		道路
森谷	マキノ町海津	人家 6 戸		道路
梅が谷	マキノ町西浜	人家 12 戸		
斧研川②	マキノ町牧野	人家 20 戸		道路
山田	マキノ町白谷	人家 46 戸		道路
酒波谷	今津町酒波	人家 20 戸		
上出	今津町三谷	人家 10 戸		
荒谷	今津町梅原	人家 20 戸		
雨谷	今津町梅原	人家 2 戸		道路
三枚平①	今津町追分	人家 2 戸		道路
三枚平②	今津町保坂			道路
市坂谷	今津町保坂	人家 15 戸		道路
一の谷	今津町保坂			道路
蛭原①	今津町角川			道路
蛭原②	今津町角川			道路
梅木街道①	今津町角川	人家 5 戸		道路
縄手	今津町角川	人家 10 戸		道路
梅木街道②	今津町角川	人家 10 戸		道路
広戸(足谷)	今津町角川	人家 10 戸		道路
赤石谷	今津町角川	人家 2 戸		道路
寺谷	今津町角川	人家 27 戸		道路
関原	今津町杉山			道路
宮乃谷	今津町天増川	人家 7 戸		道路
後谷	今津町途中谷	人家 8 戸		道路
尾条①	今津町椋川	人家 10 戸		道路
尾条②	今津町椋川	人家 5 戸		道路
中山	今津町椋川	人家 9 戸		道路
中井(明良谷)	今津町椋川	人家 15 戸		道路
野畑	今津町椋川	人家 2 戸		道路
大谷	今津町椋川	人家 4 戸		道路
大谷①	今津町椋川	人家 2 戸		道路
大谷②	今津町椋川	人家 13 戸		道路
大谷③	今津町椋川	人家 2 戸		道路

地区名	所在地	保全対象		
大谷④	今津町椋川	人家 39 戸	公共施設	道路
サキハラ谷	今津町椋川	人家 3 戸		道路
河内谷	今津町日置前		公共施設	道路
河内山①	今津町日置前			道路
河内山②	今津町日置前			道路
赤坂河原谷①	今津町深清水	人家 5 戸		道路
赤坂川原谷②	今津町深清水	人家 5 戸		道路
平谷	今津町深清水			道路
姥ヶ谷①	今津町天増川			道路
姥ヶ谷②	今津町天増川			道路
谷足谷	今津町酒波			道路
平池②	今津町深清水			道路
河内山③	今津町日置前	人家 23 戸		道路
ハチカリ	今津町途中谷	人家 8 戸		道路
滝谷	今津町途中谷	人家 16 戸		道路
二ノ谷	今津町途中谷	人家 16 戸		道路
寒風	今津町杉山	人家 8 戸		道路
河内山④	今津町日置前	人家 23 戸		道路
後谷	今津町保坂	人家 10 戸	公共施設	道路
セチガ谷	今津町保坂	人家 48 戸		道路
赤坂河原谷③	今津町深清水	人家 80 戸		道路
赤坂河原谷④	今津町深清水	人家 80 戸		道路
本屋谷	安曇川町上古賀	人家 20 戸		道路
深尾	安曇川町長尾	人家 35 戸		道路
溝谷	安曇川町下古賀	人家 11 戸		道路
寺谷	安曇川町下古賀	人家 3 戸		道路
熊の畑	朽木麻生	人家 3 戸		道路
上所	朽木麻生	人家 10 戸		道路
上野	朽木麻生	人家 6 戸		道路
相岩谷	朽木荒川			道路
ドン谷	朽木荒川	人家 10 戸		道路
小彦谷	朽木岩瀬	人家 12 戸		道路
大彦谷	朽木岩瀬	人家 8 戸		道路
与一谷	朽木柏	人家 11 戸		道路
西山谷	朽木古川	人家 10 戸		道路
植谷	朽木大野	人家 5 戸		道路
小谷	朽木村井	人家 3 戸		道路
八幡谷	朽木村井	人家 10 戸		道路
棚林谷	朽木村井			道路
横谷	朽木村井	人家 2 戸		道路
猪谷	朽木村井			道路
畑ケ谷	朽木栃生	人家 5 戸		道路
荒谷	朽木栃生			道路
ヤナガ谷	朽木小川	人家 6 戸		道路
松原谷	朽木小川	人家 2 戸		道路
宮ノ谷	朽木平良	人家 5 戸	公共施設	道路
コスギ谷	朽木平良	人家 5 戸		道路
トリ谷	朽木平良			道路
ヘラ谷①	朽木平良	人家 2 戸		道路
ヘラ谷②	朽木桑原	人家 6 戸		道路
西山①	朽木桑原			道路
西山②	朽木桑原			道路
西山③	朽木古屋	人家 5 戸		道路
下壷	朽木桑原	人家 8 戸		道路
小細谷	朽木古屋	人家 14 戸		道路
ヌクイバンダラ	朽木生杉	人家 3 戸		道路
ヌクイ谷	朽木生杉	人家 10 戸		道路
クボ	朽木中牧	人家 3 戸		道路
ジゾウ谷	朽木能家	人家 6 戸		道路

地区名	所在地	保全対象		
カケハラ	朽木能家	人家 9 戸		道路
ニシタニバラ	朽木雲洞谷	人家 10 戸		道路
クロタキ谷	朽木古川			道路
カツラ谷	朽木古川			道路
カレキ谷	朽木古川			道路
コン谷	朽木古川	人家 10 戸		道路
西山④	朽木古川	人家 10 戸		道路
ワサ谷	朽木雲洞谷			道路
西山⑤	朽木小入谷			道路
クツタカ	朽木古川			道路
北谷	朽木雲洞谷			道路
栃生東山	朽木栃生			道路
相獄山	朽木柏	人家 7 戸		道路
カキノキ谷	朽木小入谷	人家 3 戸		
原田谷	朽木村井			道路
西山⑥	朽木雲洞谷	人家 2 戸		道路
西山⑦	朽木古屋	人家 14 戸		道路
慕谷	朽木荒川	人家 150 戸		道路
荒谷	朽木雲洞谷			道路
西山谷⑧	朽木桑原	人家 12 戸	公共施設	道路
八田谷	武曽横山	人家 20 戸		道路
入部谷	武曽横山			道路
杣山	拝戸	人家 16 戸		道路
音羽山	音羽	人家 66 戸	公共施設	道路
見張	勝野	人家 15 戸		道路
鵜川	鵜川	人家 6 戸	公共施設	道路
山崎	鵜川	人家 6 戸	公共施設	道路
蛇谷	鵜川	人家 50 戸	公共施設	道路
葛龍	高島	人家 1 戸		道路
ユユミ谷	畑	人家 20 戸		道路
中溝	鹿ケ瀬	人家 10 戸		道路
中道	鹿ケ瀬	人家 18 戸		道路
杉谷鉢栗	鹿ケ瀬	人家 18 戸		道路
本流	黒谷	人家 12 戸		道路
支流	黒谷	人家 12 戸		道路
西山	高島	人家 10 戸		道路
保須川	中溝	人家 8 戸		道路
ハンノキ谷	武曽横山			道路
飛惣橋	武曽横山	人家 30 戸		道路
大谷	中溝	人家 10 戸		道路
古坂	武曽横山	人家 26 戸		道路
池の谷	武曽横山			道路
出山	鵜川	人家 2 戸	公共施設	道路
入谷	新旭熊野本	人家 2 戸		道路

３．雪害発生危険箇所

（１）雪崩危険箇所

番号	位　置	積雪深(cm)			保全対象			
		既往最大	平均	積雪時	人家(戸)	居住(人)	公共施設	道路(m)
522-1	保坂庄田	430	250	200			2	
522-2	保坂庄田	430	250	200			1	100
522-3	天増川流花	350	250	200	18	40		
522-4	角川 梅ノ木街道	350	250	200	30	99		400
522-5	角川伏拝	350	250	200	8	28		250
522-6	角川ハゲト	350	250	200				50
522-7	角川伏拝	350	250	200				50
522-8	角川中村	350	250	200				50
522-10	保坂エビ坂	430	250	200				50
522-11	保坂エビ坂	430	250	200				50
522-12	保坂三坂ビラ	430	250	200				50
522-13	椋川辻堂	400	250	200				30
522-14	椋川尾條	400	250	200				20
522-15	椋川中井	400	250	200				30
522-16	杉山関原	305	250	200	7	13		
522-17	保坂長尾サ	430	250	200	12	43		
522-18	保坂三坂	430	250	200				200

（２）雪崩危険箇所（高島土木事務所所轄分）

箇所番号	箇所名	所　在　地	平均 傾斜度	最急傾斜度	見通し角度	雪崩発生 斜面面積	人家 個数
8001	国境	ﾏｷﾉ町野口	24	30	24	19,400	0
8002	路原	ﾏｷﾉ町野口	34	54	31	35,100	11
8003	路原	ﾏｷﾉ町野口	29	32	31	23,400	11
8004	在原	ﾏｷﾉ町野口	27	40	26	49,200	26
8005	野口	ﾏｷﾉ町野口	20	45	20	27,800	6
8006	上の山	ﾏｷﾉ町小荒路	29	42	29	128,700	14
8007	田谷	ﾏｷﾉ町小荒路	34	41	34	64,000	13
8008	小荒路	ﾏｷﾉ町小荒路	32	39	32	30,500	47
8009	北小学校	ﾏｷﾉ町小荒路	35	37	34	20,800	0
8010	山中	ﾏｷﾉ町下	35	36	35	53,500	34
8011	山中	ﾏｷﾉ町下	24	44	22	281,700	31
8012	小中	ﾏｷﾉ町下	22	43	22	50,700	21
8013	坂ノ下	ﾏｷﾉ町下	21	45	20	119,400	8
8014	浦	ﾏｷﾉ町下	30	39	30	9,300	13
8015	上分	ﾏｷﾉ町小荒路	21	45	20	77,300	6
8016	上開田	ﾏｷﾉ町上開田	25	36	25	23,900	16
8017	下開田	ﾏｷﾉ町下開田	20	45	20	401,500	24
8018	矢内川橋	ﾏｷﾉ町知内	24	45	22	74,400	0
8019	海津	ﾏｷﾉ町海津	30	40	34	13,300	7
8020	海津	ﾏｷﾉ町海津	27	39	27	12,000	10
8093	小荒路	ﾏｷﾉ町小荒路	31	38	28	29,900	
8094	小荒路	ﾏｷﾉ町小荒路	30	45	27	119,500	6
8095	山中	ﾏｷﾉ町山中	29	34	25	26,300	5
8096	山中	ﾏｷﾉ町山中	27	32	27	36,700	6
8097	上開田	ﾏｷﾉ町上開田	21	45	19	26,200	0
8098	石庭	ﾏｷﾉ町石庭	30	35	30	70,300	0
8099	西浜	ﾏｷﾉ町西浜	29	38	30	128,500	0
8100	海津	ﾏｷﾉ町海津	31	36	28	147,500	0

箇所番号	箇所名	所　在　地	平均傾斜度	最急傾斜度	見通し角度	雪崩発生斜面面積	人家個数
8101	海津	ﾏｷﾉ町海津	27	35	27	324,900	0
8102	海津	ﾏｷﾉ町海津	31	36	28	42,000	0
8501	白谷	ﾏｷﾉ町白谷	24	45	27	256,600	106
8502	下	ﾏｷﾉ町下	20	42	20	513,700	17
8103	天増川	今津町天増川	38	38	30	67,400	1
8104	杉山	今津町杉山	34	42	35	20,000	0
8105	日置前	今津町日置前	29	38	30	100,100	14
8106	梅原	今津町梅原	24	38	23	57,100	6
8107	北生見	今津町北生見	22	45	25	97,300	0
8108	保坂	今津町保坂	30	42	29	96,600	3
8109	途中谷	今津町途中谷	22	40	20	77,900	5
8110	椋川	今津町椋川	27	51	25	105,000	0
8111	椋川	今津町椋川	31	38	27	40,300	1
8112	深清水	今津町深清水	23	34	21	123,100	5
8113	深清水	今津町深清水	30	40	26	86,100	5
8021	天増川	今津町天増川	43	55	29	181,000	10
8022	天増川	今津町天増川	26	26	24	63,000	8
8023	天増川	今津町天増川	36	40	30	5,000	4
8024	大杉	今津町大杉	41	50	31	13,000	5
8025	杉山	今津町杉山	40	48	18	6,000	1
8026	角川	今津町角川	22	50	18	8,000	48
8027	角川	今津町角川	34	40	31	3,000	6
8028	酒波	今津町酒波	27	40	22	63,000	0
8029	三谷	今津町三谷	22	53	22	344,000	39
8032	保坂	今津町保坂	20	42	20	54,000	5
8033	保坂	今津町保坂	30	40	30	25,000	6
8034	保坂	今津町保坂	31	45	31	17,000	7
8035	保坂	今津町保坂	32	45	325	25,000	6
8036	西小学校	今津町保坂	24	35	24	36,000	0
8037	途中谷	今津町途中谷	40	55	31	27,000	5
8038	笹ケ谷	今津町椋川	34	36	18	18,200	7
8039	笹ケ谷	今津町椋川	27	45	24	32,800	5
8040	明良谷	今津町椋川	35	52	20	47,000	5
8045	蘭生	今津町蘭生	34	40	20	83,000	17
8048	中小屋	朽木木地山	28	45	26	64,900	5
8051	横谷	朽木麻生	37	50	33	18,200	5
8052	向所	朽木麻生	30	37	30	34,300	8
8054	上所	朽木麻生	27	51	26	92,600	10
8055	地良々	朽木麻生	26	50	26	60,100	9
8056	上野	朽木麻生	23	45	22	45,300	7
8057	上荒川	朽木荒川	25	46	25	202,800	30
8058	下荒川	朽木荒川	19	48	19	115,400	14
8059	野尻	朽木市場	23	48	23	165,600	10
8060	市場	朽木市場	22	50	21	124,500	8
8061	打明	朽木地子原	24	53	23	128,400	12
8062	打明	朽木地子原	36	45	35	9,700	9
8064	犬丸	朽木雲洞谷	22	46	22	94,500	13
8065	上村	朽木上村	32	45	320	77,300	3
8067	上村	朽木上村	32	43	31	21,400	9
8069	能家	朽木能家	28	44	27	41,000	6
8071	小入谷	朽木小入谷	22	35	21	33,900	5
8072	生杉	朽木生杉	27	45	26	16,300	6
8073	生杉	朽木生杉	33	41	26	16,900	6
8075	中牧	朽木中牧	26	37	26	101,300	1
8077	古屋	朽木古屋	22	33	21	26,300	6
8078	古川	朽木古川	22	50	23	547,800	37
8079	大野	朽木大野	30	45	28	118,800	10

箇所番号	箇所名	所　在　地	平均傾斜度	最急傾斜度	見通し角度	雪崩発生斜面面積	人家個数
8080	大野	朽木大野	29	46	27	51,800	15
8081	西村井	朽木村井	28	33	28	58,300	3
8082	西村井	朽木村井	35	45	34	13,900	10
8083	東村井	朽木村井	25	45	24	123,100	20
8084	腰越	朽木栃生	29	45	28	126,400	17
8086	野街道	朽木栃生	30	40	30	29,400	7
8087	右渕平	朽木栃生	38	43	35	81,300	10
8088	平良	朽木平良	35	42	35	9,700	5
8090	小川	朽木小川	36	44	35	25,100	5
8114	中牧	朽木中牧	18	34	18	15,000	0
8115	桑原	朽木桑原	22	34	31	30,600	2
8116	平良	朽木平良	32	34	32	16,500	0
8117	小川	朽木小川	36	38	34	74,300	3
8118	小川	朽木小川	9	34	11	20,200	0
8119	中小屋	朽木中小屋	27	34	27	53,600	5
8120	上野	朽木麻生	21	24	22	14,300	3
8121	能家	朽木能家	38	45	27	33,900	0
8122	雲洞谷	朽木雲洞谷	31	40	29	64,300	0
8123	上村	朽木雲洞谷	29	36	28	26,100	6
8124	家一	朽木雲洞谷	28	36	25	180,400	8
8125	谷所	朽木地子原	21	38	20	24,100	0
8126	大野	朽木大野	33	45	27	226,400	7
8127	西村井	朽木村井	23	33	27	264,100	8
8128	西村井	朽木村井	25	38	23	333,800	1

４．宅地造成等規制区域

［本編　p46　：　２編_１章「２．法による土地利用の規制・誘導」
p74　：　２編_２章_８_（１０）「１）宅地造成の規制」　参照］

A 規制区域	B 市全域面積	A／B×100	備　　考
20,556ha	51,100ha	40.2%	

５．防護対策地域（ＵＰＺ）

［本編　p420　：　６編_５章_１「(２)原子力災害対策を重点的に実施すべき地域」
p423　：　６編_５章_２_(５)「１）屋内退避、避難等措置のための事前準備」
p434　：　６編_５章_３_(４)_３）_「②避難（一時移転）_ｖ)」
p434　：　６編_５章_３_(４)_３）_「②避難（一時移転）_ア」
p435　：　６編_５章_３_(４)_３）_「②避難（一時移転）_ウ」
p442　：　６編_５章_５_(１)_「１)防護対策地域」
p442　：　６編_５章_５_(１)_「３）避難集合場所（最寄りの広域避難所）_①」
p443　：　６編_５章_５_(１)_「５)圏外の広域避難所（原子力避難所または市外避難所)」　参照］

（１）原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（ＵＰＺ）

本市において、「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域」（以下「防護対策地域」という。）は、原子力規制委員会が定める新指針で示されている「緊急時防護措置を準備する区域（30km)」と、県が独自に行った放射性物質の拡散予測シミュレーションの結果を踏まえて定めた区域（最大43km）に準拠し、以下のとおりとする。

また、本計画において想定する４つの原子力発電所事故に対する防護対策地域は、原子力発電所の立地場所、周辺の地勢、風向・風速によって、放射性物質の拡散予測結果が異なるため、以下のいずれかの条件に該当する区域を対象とする。

（以降ア～エに示す４つの図の中で、斜線で塗られた範囲に示す区域）

１）大飯・美浜・敦賀の各原子力発電所の原子炉から 30km 圏内の区域

２）県が実施した放射性物質拡散予測シミュレーション結果の中で、放射性ヨウ素による甲状腺内部被ばく等価線量が 100mSv 以上 500mSv 未満となる区域

なお、防護対策地域（UPZ）圏内の地域コミュニティ（区・自治会）は、（２）のとおりである。

【補足事項】

１．琵琶湖への影響予測結果が示されたが、今回、県防災計画における防護対策地域（UPZ）の見直しは行われないので、この避難計画でも踏襲する。

２．原子力災害により拡散した放射性物質が本市の方向に飛来し、地表面への沈着や琵琶湖水の汚染、環境放射線モニタリングの結果によっては、本市から市外への広域避難も想定しておく必要がある。

（２）防護対策地域（ＵＰＺ）圏内の行政区

１）防護対策地域（ＵＰＺ）圏内の行政区および避難対象人口（人）

（令和３年１月１日現在）

行政区	UPZ 圏内に含まれるまたは一部がかかる避難対象人口			
	大飯原発	美浜原発	大飯・美浜原発	敦賀原発
海津１区	－	148	148	148
海津２区	－	133	133	133
海津３区	－	211	211	211
西浜	－	456	456	456
西浜住宅団地	－	23	23	23
藤美寮	－	85	85	85
高木浜一丁目	－	277	277	277
マキノ駅前第一団地	－	24	24	24
サニーハイツマキノ	－	10	10	10
第２サニーハイツ	－	29	29	29
高木浜二丁目	－	109	109	109
マキノ駅前第三団地	－	45	45	45
マキノ駅前第二団地	－	29	29	29
小荒路	－	170	170	170
野口	－	63	63	63
山中	－	76	76	76
下	－	105	105	105
浦	－	42	42	42
在原	－	46	46	46
寺久保	－	173	173	173
石庭	－	181	181	181
白谷	－	89	89	89
上開田	－	77	77	77
下開田	－	66	66	66
牧野	－	205	205	205
白谷長寿苑	－	40	40	40
蛭口	－	476	476	476
マキノ辻	－	40	40	40
森西	－	93	93	93
沢	－	435	435	435
知内	－	371	371	371
新保	－	277	277	277
新保住宅	－	45	45	45
中庄	－	367	367	367
大沼	－	197	197	197
グリーンレイク	－	203	203	203

注）数値が入ってる地域は、UPZ 圏内に含まれるまたは一部がかかる

行政区	UPZ 圏内に含まれるまたは一部がかかる避難対象人口			
	大飯原発	美浜原発	大飯・美浜原発	敦賀原発
今津南浜	―	350	350	350
松陽台	―	1,263	1,263	1,263
中浜	―	166	166	166
今津北浜	―	162	162	162
東区	―	258	258	258
西区	―	423	423	423
栄区	―	569	569	569
天神	―	239	239	239
宮西	―	137	137	137
今津中野	―	304	304	304
南新保	―	487	487	487
市ケ崎	―	200	200	200
カームタウン	―	315	315	315
新保寺	―	122	122	122
東新町	―	395	395	395
大供	―	187	187	187
弘川	―	590	590	590
杉沢	―	595	595	595
浜分	―	547	547	547
川尻	―	32	32	32
武末	―	108	108	108
下弘部	―	234	234	234
上弘部	―	142	142	142
藺生	―	126	126	126
梅原	―	198	198	198
大床	―	38	38	38
岸脇	―	196	196	196
自衛隊	―	285	285	285
清風荘		12	12	12
清湖園	―	28	28	28
北深清水	―	173	173	173
南深清水	―	230	230	230
新田	―	73	73	73
桂	―	178	178	178
酒波	―	100	100	100
平ケ崎	―	144	144	144
北林	―	276	276	276
伊井	―	193	193	193
三谷	―	222	222	222

注）数値が入ってる地域は、UPZ 圏内に含まれるまたは一部がかかる

行政区	UPZ 圏内に含まれるまたは一部がかかる避難対象人口			
	大飯原発	美浜原発	大飯・美浜原発	敦賀原発
構	―	105	105	105
北仰	―	294	294	294
中ノ町	―	111	111	111
今津辻	―	81	81	81
今津井ノ口	―	127	127	127
角川	56	56	56	56
保坂	27	27	27	27
杉山	28	28	28	28
天増川	11	11	11	11
椋川	36	36	36	―
市場	―	397	397	―
上野	―	120	120	―
野尻	―	69	69	―
荒川	―	96	96	―
荒川惣田	―	87	87	―
麻生	70	―	70	―
木地山	15	―	15	―
地子原	56	―	56	―
雲洞谷	72	―	72	―
大野	―	―	55	―
古川	―	―	57	―
岩瀬	―	―	118	―
柏	―	―	46	―
宮前坊	―	142	142	―
能家	9	―	9	―
桑原	13	―	13	―
小入谷	16	―	16	―
生杉	18	―	18	―
中牧	7	―	7	―
古屋	10	―	10	―

注）数値が入ってる地域は、UPZ 圏内に含まれるまたは一部がかかる

行政区	UPZ 圏内に含まれるまたは一部がかかる避難対象人口			
	大飯原発	美浜原発	大飯・美浜原発	敦賀原発
下古賀	―	270	270	―
上古賀	―	338	338	―
長尾	―	144	144	―
安曇川中野	―	247	247	―
泰山寺	―	45	45	―
新旭井ノ口	―	231	231	―
安養寺	―	610	610	―
北畑	―	697	697	―
藁園	―	1,497	1,497	1,497
木津	―	269	269	269
岡	―	232	232	232
日爪	―	104	104	104
五十川	―	357	357	―
米井	―	88	88	―
辻沢	―	215	215	―
今市	―	391	391	―
平井	―	723	723	―
田井	―	87	87	―
森	―	711	711	―
堀川	―	412	412	―
山形	―	112	112	―
霜降	―	286	286	―
針江	―	750	750	750
深溝	―	622	622	622
航空自衛隊	―	62	62	―

注）数値が入ってる地域は、UPZ 圏内に含まれるまたは一部がかかる

２）原子力発電所からコミュニティまでの距離

［本編 p445：６編_５章_５_（２）_２）「①距離によるゾーン分け」参照］

ア．原子力発電所からコミュニティまでの距離（大飯原発）

ゾーン	原子力発電所からの距離	学　区	行　政　区
A	20～25km（65 人）	朽木西小学校	能家 9、小入谷 16、生杉 18、中牧 7
		朽木東小学校	木地山 15
B	25～30km（260 人）	朽木西小学校	桑原 13、古屋 10
		朽木東小学校	麻生 70、地子原 56、雲洞谷 72
		旧今津西小学校	杉山 28、天増川 11
C	30～35km（119 人）	旧今津西小学	角川 56、保坂 27、椋川 36
計	444 人		

イ．原子力発電所からコミュニティまでの距離（美浜原発）

ゾーン	原子力発電所からの距離	学　区	行　政　区
B	25～30km（2,454 人）	旧マキノ北小学校	小荒路 170、野口 63、山中 76、下 105、浦 42、在原 46
		マキノ東小学校	海津 1 区 148、海津 2 区 133、海津 3 区 211、西浜 456、西浜住宅団地 23、藤美寮 85、高木浜一丁目 277、マキノ駅前第一団地 24、サニーハイツマキノ 10、第 2 サニーハイツ 29、高木浜二丁目 109、マキノ駅前第三団地 45、マキノ駅前第二団地 29
		マキノ西小学校	白谷 89、牧野 205、白谷長寿苑 40
		旧今津西小学校	杉山 28、天増川 11
C	30～35km（3,523 人）	マキノ西小学校	寺久保 173、石庭 181、上開田 77、下開田 66、蛭口 476
		マキノ南小学校	マキノ辻 40、森西 93、沢 435、知内 371、新保 277、新保住宅 45、中庄 367、大沼 197、グリーンレイク 203
		今津北小学校	北深清水 173、南深清水 230
		旧今津西小学校	角川 56、保坂 27、椋川 36

ゾーン	原子力発電所からの距離	学　区	行　政　区
D	35～40km (21,023 人)	今津東小学校	今津南浜 350、松陽台 1,263、中浜 166、今津北浜 162、東区 258、西区 423、栄区 569、天神 239、宮西 137、今津中野 304、南新保 487、市ケ崎 200、カームタウン 315、新保寺 122、東新町 395、大供 187、弘川 590、杉沢 595、浜分 547、川尻 32、武末 108、下弘部 234、上弘部 142、藺生 126、梅原 198、大床 38、岸脇 196、自衛隊 285、清風荘 12、清湖園 28
		今津北小学校	新田 73、桂 178、酒波 100、平ケ崎 144、北林 276、伊井 193、三谷 222、構 105、北仰 294、中ノ町 111、今津辻 81、今津井ノ口 127
		朽木東小学校	市場 397、上野 120、野尻 69、荒川 96、荒川惣田 87、宮前坊 142
		旧広瀬小学校	下古賀 270、上古賀 338、長尾 144、安曇川中野 247、泰山寺 45
		新旭南小学校	新旭井ノ口 231、安養寺 610、北畑 697、藁園 1,497
		新旭北小学校	木津 269、岡 232、日爪 104、五十川 357、米井 88、辻沢 215、今市 391、平井 723、田井 87、森 711、堀川 412、山形 112、霜降 286、針江 750、深溝 622、航空自衛隊 62
計	27,000 人		

ウ．原子力発電所からコミュニティまでの距離（大飯＋美浜原発）

ゾーン	原子力発電所からの距離	学区	行　政　区
A	20～25km（65 人）	朽木東小学校	木地山 15
		朽木西小学校	能家 9、小入谷 16、生杉 18、中牧 7
B	25～30km（2,675 人）	マキノ東小学校	海津 1 区 148、海津 2 区 133、海津 3 区 211、西浜 456、西浜住宅団地 23、藤美寮 85、高木浜一丁目 277、マキノ駅前第一団地 24、サニーハイツマキノ 10、第 2 サニーハイツ 29、高木浜二丁目 109、マキノ駅前第三団地 45、マキノ駅前第二団地 29
		旧マキノ北小学校	小荒路 170、野口 63、山中 76、下 105、浦 42、在原 46
		マキノ西小学校	白谷 89、牧野 205、白谷長寿苑 40
		旧今津西小学校	杉山 28、天増川 11
		朽木東小学校	麻生 70、地子原 56、雲洞谷 72
		朽木西小学校	桑原 13、古屋 10
C	30～35km（4,710 人）	マキノ西小学校	寺久保 173、石庭 181、上開田 77、下開田 66、蛭口 476
		マキノ南小学校	マキノ辻 40、森西 93、沢 435、知内 371、新保 277、新保住宅 45、中庄 367、大沼 197、グリーンレイク 203
		今津北小学校	北深清水 173、南深清水 230
		旧今津西小学校	角川 56、保坂 27、椋川 36
		朽木東小学校	市場 397、上野 120、野尻 69、荒川 96、荒川惣田 87、大野 55、古川 57、岩瀬 118、柏 46、宮前坊 142
D	35～40km（20,112 人）	今津東小学校	今津南浜 350、松陽台 1,263、中浜 166、今津北浜 162、東区 258、西区 423、栄区 569、天神 239、宮西 137、今津中野 304、南新保 487、市ケ崎 200、カームタウン 315、新保寺 122、東新町 395、大供 187、弘川 590、杉沢 595、浜分 547、川尻 32、武末 108、下弘部 234、上弘部 142、藺生 126、梅原 198、大床 38、岸脇 196、自衛隊 285、清風荘 12、清湖園 28

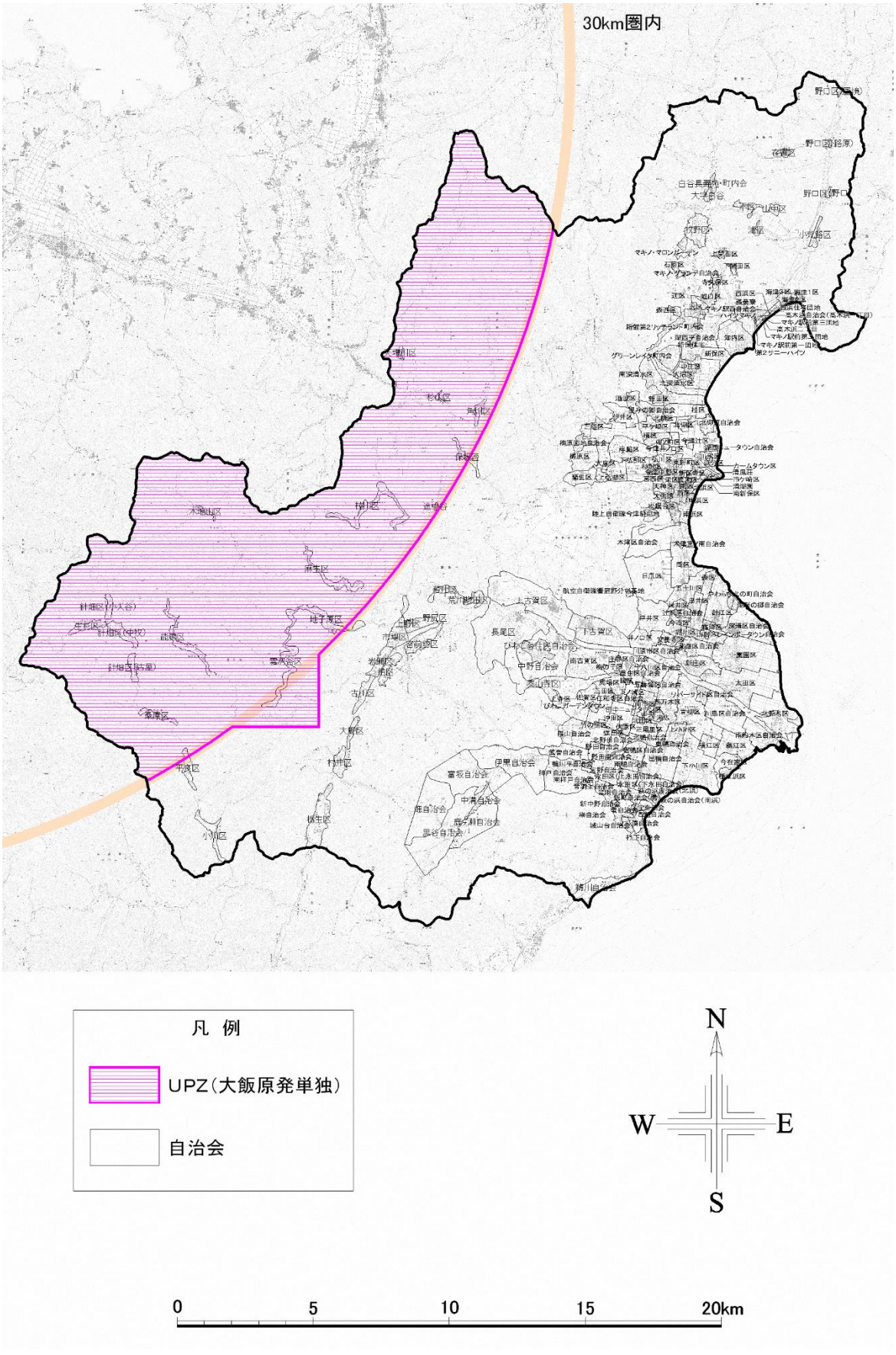
ゾーン	原子力発電所からの距離	学区	行　政　区
		今津北小学校	新田 73、桂 178、酒波 100、平ケ崎 144、北林 276、伊井 193、三谷 222、構 105、北仰 294、中ノ町 111、今津辻 81、今津井ノ口 127
		旧広瀬小学校	下古賀 270、上古賀 338、長尾 144、安曇川中野 247、泰山寺 45
		新旭南小学校	新旭井ノ口 231、安養寺 610、北畑 697、藁園 1,497
		新旭北小学校	木津 269、岡 232、日爪 104、五十川 357、米井 88、辻沢 215、今市 391、平井 723、田井 87、森 711、堀川 412、山形 112、霜降 286、針江 750、深溝 622、航空自衛隊 62
計	27,562 人		

エ．原子力発電所からコミュニティまでの距離（敦賀原発）

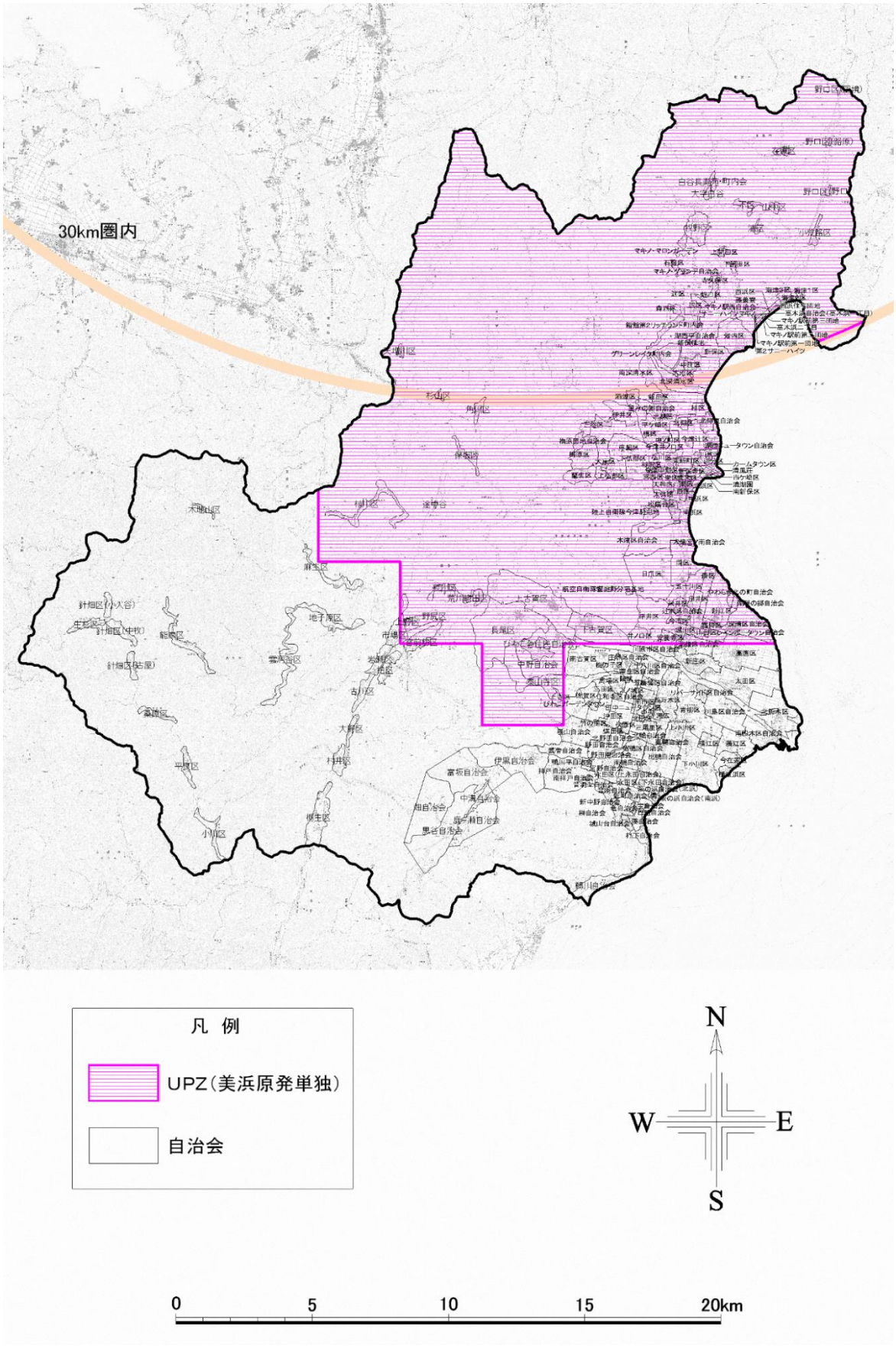
ゾーン	原子力発電所からの距離	学区	行　政　区
B	25～30km（836 人）	旧マキノ北小学校	小荒路 170、野口 63、山中 76、下 105、浦 42、在原 46
		マキノ西小学校	白谷 89、牧野 205、白谷長寿苑 40
C	30～35km（4,983 人）	マキノ東小学校	海津 1 区 148、海津 2 区 133、海津 3 区 211、西浜 456、西浜住宅団地 23、藤美寮 85、高木浜一丁目 277、マキノ駅前第一団地 24、サニーハイツマキノ 10、第 2 サニーハイツ 29、高木浜二丁目 109、マキノ駅前第三団地 45、マキノ駅前第二団地 29
		マキノ西小学校	寺久保 173、石庭 181、上開田 77、下開田 66、蛭口 476
		マキノ南小学校	マキノ辻 40、森西 93、沢 435、知内 371、新保 277、新保住宅 45、中庄 367、大沼 197、グリーンレイク 203
		今津北小学校	北深清水 173、南深清水 230
D	35～40km（10,734 人）	今津東小学校	今津南浜 350、松陽台 1,263、中浜 166、今津北浜 162、東区 258、西区 423、栄区 569、天神 239、宮西 137、今津中野 304、南新保 487、市ケ崎 200、カームタウン 315、新保寺 122、東新町 395、大供 187、弘川 590、杉沢 595、浜分 547、川尻 32、武末 108、下弘部 234、上弘部 142、藺生 126、梅原 198、大床 38、岸脇 196、自衛隊 285、清風荘 12、清湖園 28
		今津北小学校	新田 73、桂 178、酒波 100、平ケ崎 144、北林 276、伊井 193、三谷 222、構 105、北仰 294、中ノ町 111、今津辻 81、今津井ノ口 127
		旧今津西小学校	角川 56、保坂 27、杉山 28、天増川 11
E	40～45km（3,474 人）	新旭南小学校	藁園 1,497
		新旭北小学校	木津 269、岡 232、日爪 104、針江 750、深溝 622
計	20,027 人		

３）防護対策地域（UPZ）圏内の地域コミュニティ（区・自治会）図

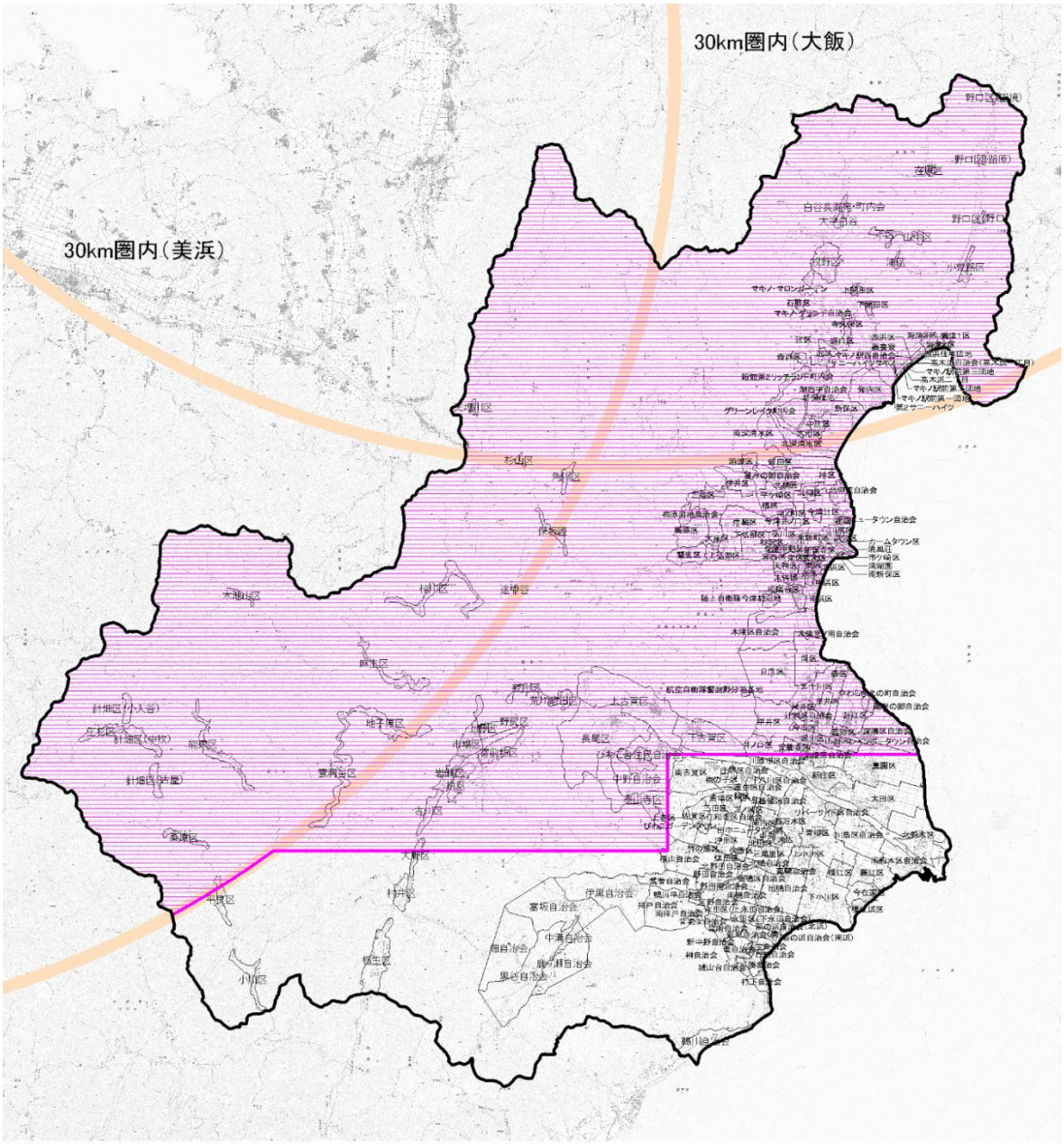
ア．防護対策地域（UPZ：大飯原発単独事故時）

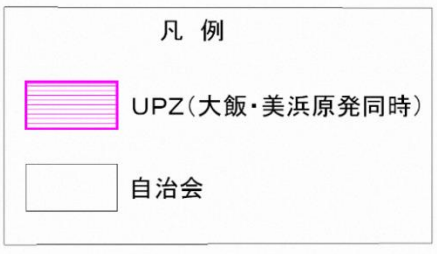


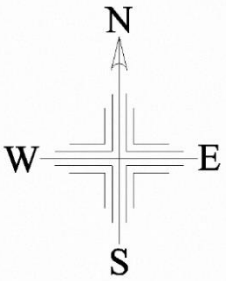
イ．防護対策地域（UPZ：美浜原発単独事故時）

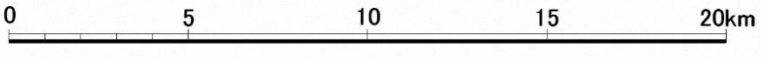


ウ．防護対策地域（UPZ：大飯・美浜原発同時事故時）

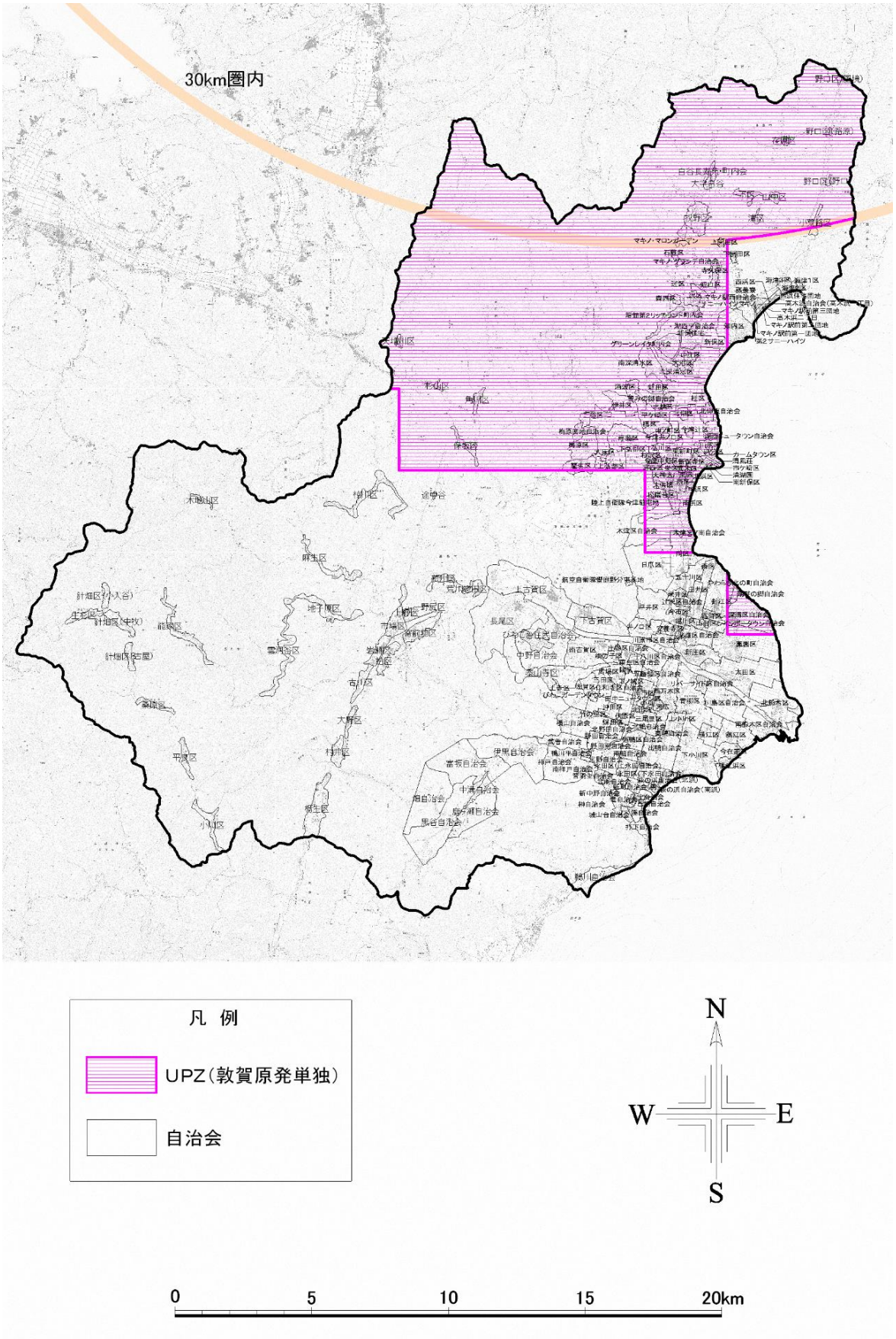








エ．広域避難所位置図（敦賀原発単独事故）



Ⅲ．公共施設及び防災関係施設一覧

１．避難施設一覧

［本編　p56　：　２編_２章_３_（３）「１）避難所の指定」
p223　：　３編_１２章_３_「（１）避難所の設置_７)」　参照］

（１）広域避難所一覧表

種別	施　設　名	所　在　地	収容人数	連絡先	地震	風水害
広域	マキノ東小学校	マキノ町海津 2384	296	28-0018	○	○
広域	マキノ西小学校	マキノ町寺久保 552-1	317	27-0030	○	○
広域	マキノ南小学校	マキノ町新保 887	311	27-0013	○	○
広域	旧マキノ北小学校在原分校	マキノ町在原 506	85	28-0687	○	○
広域	マキノ中学校	マキノ町蛭口 601	568	27-0025	○	○
広域	マキノ土に学ぶ里研修センター	マキノ町蛭口 260-1	612	27-1131	○	○
広域	道の駅マキノ追坂峠	マキノ町海津 897-27	22	28-8081	○	
広域	今津東小学校	今津町弘川 59	706	22-2021	○	○
広域	今津北小学校	今津町日置前 100	349	22-2134	○	○
広域	ＥＣＣ学園高等学校	今津町椋川 512-1	143	24-8101	○	○
広域	今津中学校	今津町弘川 924	1213	22-2161	○	○
広域	高島高等学校	今津町今津 1936	1412	22-2002	○	○
広域	今津東コミュニティセンター	今津町中沼一丁目 4-1	190	22-3222	○	○
広域	今津上コミュニティセンター	今津町下弘部 1348-1	46	22-4830	○	○
広域	今津北コミュニティセンター	今津町日置前 149-1	69	22-2249	○	○
広域	高島市民会館	今津町中沼一丁目 3-1	993	22-1764	○	○
広域	今津東保育園	今津町住吉二丁目 16-5	103	22-2205	○	○
広域	働く女性の家	今津町今津 1640	109	22-5775	○	○
広域	今津勤労者体育センター	今津町今津 1952-1	327	22-6844	○	○
広域	今津上体育館	今津町上弘部 486	163	22-4104	○	○
広域	今津北体育館	今津町日置前 100	151	22-4257	○	○
広域	今津総合運動公園内	今津町日置前 3110	303	22-5555	○	○
広域	朽木西小学校	朽木中牧 187	78	38-5054	○	
広域	大阪自彊館救護施設　角川ヴィラ	今津町角川 1161	80	24-0066	○	○
広域	朽木中学校	朽木市場 1055	378	38-2314	○	○
広域	朽木公民館	朽木市場 792	142	38-2324	○	○
広域	京都精華大学朽木学舎	朽木朽木古谷 472	36	38-5118	○	○
広域	山帰来	朽木中牧 528	29	38-5120		○
広域	グリーンパーク想い出の森朽木体育館	朽木柏 341-3	319	38-2770	○	○
広域	旧広瀬小学校	安曇川町下古賀 1182	438	33-0016	○	○
広域	安曇小学校	安曇川町田中 445-1	552	32-0044	○	○
広域	青柳小学校	安曇川町青柳 1138	411	32-0039	○	○
広域	本庄小学校	安曇川町南船木 391	311	34-0006	○	○
広域	安曇川中学校	安曇川町田中 567	553	32-0057	○	○
広域	古賀保育園	安曇川町下古賀 1182	50	33-0011	○	○
広域	健康の森梅ノ子運動公園	安曇川町南古賀 65	45	33-1515	○	

種別	施　設　名	所　在　地	収容人数	連絡先	地震	風水害
広域	安曇川世代交流センター	安曇川町南船木 249	143	34-1320	○	
広域	安曇川高等学校	安曇川町西万木 1168	304	32-0477	○	○
広域	安曇川総合体育館	安曇川町田中 630-1	648	32-2543	○	○
広域	安曇川図書館	安曇川町青柳 1173	47	32-4711	○	○
広域	藤樹の里文化芸術会館	安曇川町上小川 106	361	32-2461	○	○
広域	安曇川ふれあいセンター	安曇川町田中 89	248	32-0003	○	○
広域	鴨川流域土地改良区事務所	安曇川町下小川 2912	46	32-2297	○	
広域	藤波こども園	安曇川町下小川 120-1	97	32-0329	○	
広域	安曇川はこぶね保育園	安曇川町青柳 700-1	276	33-7900	○	
広域	高島Ｂ＆Ｇ海洋センター	宮野 1516	793	36-1370	○	○
広域	高島小学校	勝野 1045	516	36-1106	○	○
広域	高島中学校	勝野 1070	687	36-0079	○	○
広域	高島こども園	野田 1631	72	36-0352	○	○
広域	しろふじ保育園	永田 1233-1	173	36-1501	○	○
広域	アイリッシュパーク	勝野 670	192	36-0219	○	○
広域	新旭南小学校	新旭町新庄 853	616	25-2009	○	
広域	新旭北小学校	新旭町饗庭 26	616	25-2209	○	○
広域	湖西中学校	新旭町北畑 564-2	678	25-2271	○	○
広域	新旭養護学校	新旭町太田 988-6	393	25-6810	○	
広域	新旭体育館	新旭町旭 818	380	25-5597	○	○
広域	新旭武道館	新旭町旭 820	141	25-5597	○	○
広域	新旭総合福祉センターやすらぎ荘	新旭町北畑 45-1	41	25-5730	○	○
広域	静里なのはな園	新旭町藁園 2305	77	25-7087	○	○
広域	観光物産プラザ	新旭町旭一丁目 10-1	151	25-5500	○	○
	計	60 箇所				

（２）指定福祉避難所の公示一覧表

［本編 p56：２編_２章_３_（３）「１）避難所の指定」

施設の名称	所在地	受入対象		
		高齢者	障がい者	その他
きらりマキノデイサービスセンター （在宅介護サービスセンターはあとふるマキノ）	高島市マキノ町新保１０９５番地	○		○
きらり今津北デイサービスセンター	高島市今津町桂８３０番地１	○		○
きらり今津デイサービスセンター	高島市今津町上弘部４３８番地２	○		○
きらり安曇川デイサービスセンター （安曇川デイサービスセンター）	高島市安曇川町田中５５５番地	○		○
きらり高島デイサービスセンター （高島デイサービスセンター）	高島市勝野６８０番地	○		○
障害福祉サービス　アイリス	高島市新旭町北畑４５番地		○	○
障害福祉サービス　大地	高島市安曇川町下小川２４４１番地２５		○	○
障害福祉サービス　ハーモニー	高島市新旭町藁園２６０７番地		○	○
障害福祉サービスドリーム・あんです・だんだん	高島市今津町南新保５９３番地		○	○
障害者支援施設　藤美寮	高島市マキノ町西浜１４１５番地		○	
養護老人ホーム　藤波園	高島市マキノ町西浜１４１５番地	○		
アンフィニ （高島市安曇川障害者デイサービスセンター）	高島市安曇川町下小川２４４１番地４	○	○	
地域密着型小規模特別養護老人ホーム☒わの風	高島市マキノ町沢１７９１番地１	○		
特別養護老人ホーム　ニューサンライズ	高島市新旭町藁園２６０３番地	○	○	○
レインボーデイサービスセンター	高島市新旭町藁園２６０３番地	○	○	○
特別養護老人ホーム　あっとほーむ萩	高島市勝野１番地２	○	○	○
介護老人保健施設　グリーンテラス	高島市新旭町旭６９６番地	○	○	○
救護施設　角川ヴィラ	高島市今津町角川１１６１	○	○	○
救護施設　橡生の里	高島市今津町角川１１７７番地１	○	○	○
あずみの郷デイサービスセンター	高島市安曇川町田中３７４１番１	○	○	
特別養護老人ホーム　ふじの里	高島市安曇川町下小川３２２０番地１	○		○
ふじの里デイサービスセンター	高島市安曇川町下小川３２２０番地１	○		○
介護老人保健施設　陽光の里	高島市勝野１６６７番地１４	○	○	○
特別養護老人ホーム　ふじの里	高島市安曇川町下小川３２２０番地１	○		○
ふじの里デイサービスセンター	高島市安曇川町下小川３２２０番地１	○		○
介護老人保健施設　陽光の里	高島市勝野１６６７番地１４	○	○	○
デイサービスセンター藤	高島市マキノ町西浜１４１５番地		○	
特別養護老人ホーム　藤のれん	高島市安曇川町下小川１２７番地１	○		○
朽木小規模特別養護老人ホーム　やまゆりの里	高島市朽木市場６５６番地	○	○	○

（３）各地区の避難先一覧表

地　　区	市が指定する避難先（広域避難所）	
	地　震	風水害
海津１区	マキノ東小学校	マキノ東小学校
海津２区	マキノ東小学校	マキノ東小学校
海津３区	マキノ東小学校	マキノ東小学校
西浜区	マキノ東小学校	マキノ東小学校
小荒路区	マキノ東小学校	マキノ東小学校
野口区	マキノ東小学校	マキノ東小学校
在原区	旧マキノ北小学校在原分校	旧マキノ北小学校在原分校
山中区	マキノ東小学校	マキノ東小学校
下区	マキノ東小学校	マキノ東小学校
浦区	マキノ東小学校	マキノ東小学校
寺久保区	マキノ西小学校	マキノ西小学校
蛭口区	マキノ中学校	マキノ中学校
石庭区	マキノ西小学校	マキノ西小学校
牧野区	マキノ西小学校	マキノ西小学校
大字白谷	マキノ西小学校	マキノ西小学校
上開田区	マキノ西小学校	マキノ西小学校
下開田区	マキノ西小学校	マキノ西小学校
辻区	マキノ中学校	マキノ中学校
森西区	マキノ中学校	マキノ中学校
沢区	マキノ中学校	マキノ中学校
知内区	マキノ土に学ぶ里研修センター	マキノ土に学ぶ里研修センター
新保区	マキノ南小学校	マキノ南小学校
中庄区	マキノ南小学校	マキノ南小学校
大沼区	マキノ南小学校	マキノ南小学校
白谷長寿苑・町内会	マキノ西小学校	マキノ西小学校
グリーンレイク町内会	マキノ南小学校	マキノ南小学校
湖西平自治会	マキノ南小学校	マキノ南小学校
箱館第２リッチランド町内会	マキノ中学校	マキノ中学校
マキノ・マロンガーデン町内会	マキノ西小学校	マキノ西小学校
マキノグランデ自治会	マキノ西小学校	マキノ西小学校
マキノ駅西自治会	マキノ土に学ぶ里研修センター	マキノ土に学ぶ里研修センター
高木浜一丁目	マキノ土に学ぶ里研修センター	マキノ土に学ぶ里研修センター
高木浜二丁目	マキノ土に学ぶ里研修センター	マキノ土に学ぶ里研修センター
南浜区	高島市民会館	高島市民会館
松陽台区	高島市民会館	高島市民会館
中浜区	今津東コミュニティセンター	今津東コミュニティセンター
北浜区	今津東コミュニティセンター	今津東コミュニティセンター
東区	高島高等学校	高島高等学校
西区	高島高等学校	高島高等学校
栄区	高島高等学校	高島高等学校

地　　区	市が指定する避難先（広域避難所）	
	地　震	風水害
天神区	今津勤労者体育センター	今津勤労者体育センター
南新保区	今津東小学校	今津東小学校
カームタウン区	今津東小学校	今津東小学校
市ケ崎区	今津東小学校	今津東小学校
大供区	今津東保育園	今津東保育園
弘川区	今津中学校	今津中学校
新保寺区	今津東小学校	今津東小学校
宮西区	今津勤労者体育センター	今津勤労者体育センター
今津中野区	今津勤労者体育センター	今津勤労者体育センター
杉沢区	今津中学校	今津中学校
武末区	働く女性の家	働く女性の家
東新町区	今津東小学校	今津東小学校
下弘部区	今津上体育館	今津上体育館
上弘部区	今津上体育館	今津上体育館
藺生区	今津上体育館	今津上体育館
梅原区	今津総合運動公園内	今津総合運動公園内
梅原団地自治会	今津総合運動公園内	今津総合運動公園内
大床区	今津上体育館	今津上体育館
岸脇区	今津総合運動公園内	今津総合運動公園内
北深清水区	今津北体育館	今津北体育館
南深清水区	今津北体育館	今津北体育館
西深清水区	今津北体育館	今津北体育館
新田区	今津北体育館	今津北体育館
桂区	今津北体育館	今津北体育館
酒波区	今津北小学校	今津北小学校
平ケ崎区	今津北小学校	今津北小学校
北林区	今津北小学校	今津北小学校
望みの郷自治会	今津北小学校	今津北小学校
伊井区	今津総合運動公園内	今津総合運動公園内
三谷区	今津総合運動公園内	今津総合運動公園内
中ノ町区	今津中学校	今津中学校
今津井ノ口区	今津中学校	今津中学校
構区	今津北小学校	今津北小学校
北仰区	今津北小学校	今津北小学校
北仰東自治会	今津北小学校	今津北小学校
今津辻区	今津中学校	今津中学校
浜分区	今津中学校	今津中学校
湖西ニュータウン自治会	今津中学校	今津中学校
川尻区	今津中学校	今津中学校
角川区	大阪自彊館救護施設　角川ヴィラ	大阪自彊館救護施設　角川ヴィラ
保坂区	大阪自彊館救護施設　角川ヴィラ	大阪自彊館救護施設　角川ヴィラ

地　　区	市が指定する避難先（広域避難所）	
	地　震	風水害
途中谷	ＥＣＣ学園高等学校	ＥＣＣ学園高等学校
椋川区	ＥＣＣ学園高等学校	ＥＣＣ学園高等学校
杉山区	大阪自彊館救護施設　角川ヴィラ	大阪自彊館救護施設　角川ヴィラ
天増川区	大阪自彊館救護施設　角川ヴィラ	大阪自彊館救護施設　角川ヴィラ
市場区	朽木中学校	朽木中学校
上野区	朽木中学校	朽木中学校
野尻区	朽木中学校	朽木中学校
荒川区	朽木公民館	朽木公民館
荒川惣田区	朽木公民館	朽木公民館
麻生区	朽木公民館	朽木公民館
木地山区	朽木公民館	朽木公民館
地子原区	朽木公民館	朽木公民館
雲洞谷区	朽木公民館	朽木公民館
能家区	朽木公民館	朽木公民館
針畑区	朽木西小学校	山帰来
生杉区	朽木西小学校	山帰来
桑原区	平良集会所	平良集会所
平良区	平良集会所	平良集会所
小川区	平良集会所	平良集会所
大野区	ｸﾞﾘｰﾝﾊﾟｰｸ想い出の森　朽木体育館	ｸﾞﾘｰﾝﾊﾟｰｸ想い出の森　朽木体育館
村井区	朽木中学校	朽木中学校
栃生区	ｸﾞﾘｰﾝﾊﾟｰｸ想い出の森　朽木体育館	ｸﾞﾘｰﾝﾊﾟｰｸ想い出の森　朽木体育館
古川区	朽木公民館	朽木公民館
岩瀬区	朽木公民館	朽木公民館
柏区	ｸﾞﾘｰﾝﾊﾟｰｸ想い出の森　朽木体育館	ｸﾞﾘｰﾝﾊﾟｰｸ想い出の森　朽木体育館
宮前坊区	ｸﾞﾘｰﾝﾊﾟｰｸ想い出の森　朽木体育館	ｸﾞﾘｰﾝﾊﾟｰｸ想い出の森　朽木体育館
下古賀区	旧広瀬小学校	旧広瀬小学校
上古賀区	旧広瀬小学校	旧広瀬小学校
長尾区	旧広瀬小学校	旧広瀬小学校
中野自治会	旧広瀬小学校	旧広瀬小学校
南古賀区	旧広瀬小学校	旧広瀬小学校
梅の子区	安曇小学校	安曇小学校
南市区自治会	安曇川ふれあいセンター	安曇川ふれあいセンター
下ノ城区	安曇川中学校	安曇川中学校
馬場区	安曇川総合体育館	安曇川総合体育館
仁和寺区自治会	安曇川総合体育館	安曇川総合体育館
三田区	安曇川総合体育館	安曇川総合体育館
佐賀区	安曇川総合体育館	安曇川総合体育館
上寺区	安曇川総合体育館	安曇川総合体育館
びわこガーデンタウン	安曇川総合体育館	安曇川総合体育館
沖田区	安曇川中学校	安曇川中学校

地　　区	市が指定する避難先（広域避難所）	
	地　震	風水害
伏原区	安曇川中学校	安曇川中学校
北出区	安曇川ふれあいセンター	安曇川ふれあいセンター
三尾里区	安曇川ふれあいセンター	安曇川ふれあいセンター
末広	安曇川高等学校	安曇川高等学校
中央	安曇川ふれあいセンター	安曇川ふれあいセンター
西万木区	安曇川高等学校	安曇川高等学校
五番領区自治会	安曇川ふれあいセンター	安曇川ふれあいセンター
十八川区自治会	安曇小学校	安曇小学校
三重生区自治会	安曇小学校	安曇小学校
庄堺区自治会	安曇小学校	安曇小学校
泰山寺区	安曇川総合体育館	安曇川総合体育館
陵区	安曇川総合体育館	安曇川総合体育館
煤田区	安曇川中学校	安曇川中学校
田中ニュータウン自治会	安曇川中学校	安曇川中学校
竹の里区	安曇川中学校	安曇川中学校
青柳区（青柳）	青柳小学校	青柳小学校
青柳区（島）	青柳小学校	安曇川はこぶね保育園
青柳区（二ツ家）	安曇川高等学校	安曇川高等学校
上小川区	藤樹の里文化芸術会館	藤樹の里文化芸術会館
下小川区（下小川）	藤樹の里文化芸術会館	藤樹の里文化芸術会館
下小川区（三ツ矢）	鴨川流域土地改良区事務所	藤樹の里文化芸術会館
下小川区（出福）	鴨川流域土地改良区事務所	藤樹の里文化芸術会館
横江区	藤樹の里文化芸術会館	藤樹の里文化芸術会館
リバーサイド区自治会	安曇川はこぶね保育園	安曇川高等学校
北船木区	本庄小学校	本庄小学校（２階以上）
南船木区自治会	安曇川世代交流センター	本庄小学校（２階以上）
川島区自治会	本庄小学校	安曇川高等学校
藤江区	藤樹の里文化芸術会館	藤樹の里文化芸術会館
今在家区	本庄小学校	藤樹の里文化芸術会館
横江浜区	安曇川世代交流センター	藤樹の里文化芸術会館
びわこ台住民自治会	旧広瀬小学校	旧広瀬小学校
鵜川区	高島小学校	高島小学校
打下区	高島中学校	高島中学校
城山台自治会	高島小学校	高島小学校
湊組自治会	高島中学校	高島中学校
巴組自治会	高島中学校	高島中学校
榊自治会	高島中学校	高島中学校
新中野自治会	高島中学校	高島中学校
竜自治会	高島中学校	高島中学校
宝自治会	アイリッシュパーク	アイリッシュパーク
新町自治会	アイリッシュパーク	アイリッシュパーク

地　　区	市が指定する避難先（広域避難所）	
	地　震	風水害
萩の浜自治会	アイリッシュパーク	アイリッシュパーク
永田区	アイリッシュパーク	アイリッシュパーク
音羽区	高島中学校	高島中学校
音羽上自治会	高島中学校	高島中学校
出鴨自治会	高島Ｂ＆Ｇ海洋センター	高島Ｂ＆Ｇ海洋センター
北鴨自治会	安曇川ふれあいセンター	安曇川ふれあいセンター
東鴨自治会	安曇川ふれあいセンター	安曇川ふれあいセンター
宿鴨区自治会	高島Ｂ＆Ｇ海洋センター	高島Ｂ＆Ｇ海洋センター
南鴨自治会	高島Ｂ＆Ｇ海洋センター	高島Ｂ＆Ｇ海洋センター
宮野自治会	高島Ｂ＆Ｇ海洋センター	高島Ｂ＆Ｇ海洋センター
鴨川平自治会	高島Ｂ＆Ｇ海洋センター	高島Ｂ＆Ｇ海洋センター
野田区	高島こども園	高島こども園
野田南自治会	高島こども園	高島こども園
北野田自治会	安曇川中学校	安曇川中学校
横山区	高島こども園	高島こども園
武曽区	高島こども園	高島こども園
伊黒区	高島Ｂ＆Ｇ海洋センター	高島Ｂ＆Ｇ海洋センター
富坂区	高島Ｂ＆Ｇ海洋センター	高島Ｂ＆Ｇ海洋センター
拝戸区自治会	高島Ｂ＆Ｇ海洋センター	高島Ｂ＆Ｇ海洋センター
南拝戸	高島Ｂ＆Ｇ海洋センター	高島Ｂ＆Ｇ海洋センター
中溝自治会	黒谷会議所	黒谷会議所
鹿ヶ瀬区	黒谷会議所	黒谷会議所
黒谷区	黒谷会議所	黒谷会議所
畑区	黒谷会議所	黒谷会議所
新庄区	新旭南小学校	新旭体育館
川原市区自治会	新旭南小学校	観光物産プラザ
井ノ口区	新旭南小学校	観光物産プラザ
安養寺区	新旭南小学校	観光物産プラザ
北畑区自治会	観光物産プラザ	観光物産プラザ
藁園区	新旭体育館	新旭体育館
太田区	新旭養護学校	湖西中学校
木津区自治会	新旭北小学校	新旭北小学校
岡区	新旭北小学校	新旭北小学校
日爪区	新旭北小学校	新旭北小学校
五十川区	新旭北小学校	新旭北小学校
米井区	新旭北小学校	新旭北小学校
辻沢区自治会	湖西中学校	新旭北小学校
今市区	湖西中学校	新旭北小学校
平井区	湖西中学校	新旭北小学校
田井区	湖西中学校	湖西中学校
森区	湖西中学校	湖西中学校

地　　区	市が指定する避難先（広域避難所）	
	地　震	風水害
堀川区	湖西中学校	湖西中学校
山形区	湖西中学校	湖西中学校
霜降区	湖西中学校	湖西中学校
針江区	新旭武道館	新旭武道館
深溝区自治会	静里なのはな園	静里なのはな園
レインボータウン自治会	湖西中学校	湖西中学校
やわらぎ北の町自治会	新旭武道館	新旭武道館
木津宮の南自治会	新旭北小学校	新旭北小学校
湖畔の郷自治会	新旭武道館	新旭武道館
ウッディーパーク自治会	湖西中学校	新旭北小学校

※想定以上の被害が発生した場合などにおいて、指定された広域避難所の収容力に不足が生じたとき、または倒壊等により施設が使用できないときは、避難可能な最寄りの広域避難所へ避難者を誘導するものとする。

（４）原子力災害時の避難先

［本編　p404　：　６編_３章_５「(６)避難所_４)」
p436　：　６編_５章_３_(４)_３_「②避難（一時移転）_エ」
p442　：　６編_５章_５_(１)_「３）避難集合場所（最寄りの広域避難所）_①」　参照］

１）避難集合場所及び避難先

ア．避難集合場所および避難先（大飯原発）

コミュニティ（区・自治会）	市が指定する避難先（広域避難所）	
	避難集合場所	避難先(原子力避難所)
角川区	救護施設　角川ヴィラ	今津中学校
保坂区	救護施設　角川ヴィラ	今津中学校
途中谷	ＥＣＣ学園高等学校	今津中学校
椋川区	ＥＣＣ学園高等学校	今津中学校
杉山区	救護施設　角川ヴィラ	今津中学校
天増川区	救護施設　角川ヴィラ	今津中学校
麻生区	朽木公民館	ｸﾞﾘｰﾝﾊﾟｰｸ想い出の森　朽木体育館
木地山区	朽木公民館	ｸﾞﾘｰﾝﾊﾟｰｸ想い出の森　朽木体育館
地子原区	朽木公民館	ｸﾞﾘｰﾝﾊﾟｰｸ想い出の森　朽木体育館
雲洞谷区	朽木公民館	ｸﾞﾘｰﾝﾊﾟｰｸ想い出の森　朽木体育館
能家区	朽木公民館	朽木中学校
針畑区	朽木西小学校	朽木中学校
生杉区	朽木西小学校	朽木中学校
桑原区	朽木公民館	朽木中学校

イ．避難集合場所および避難先（美浜原発）

コミュニティ（区・自治会）	市が指定する避難先（広域避難所）	
	避難集合場所	避難先 （原子力避難所）
海津１区	マキノ東小学校	藤波こども園
海津２区	マキノ東小学校	安曇小学校
海津３区	マキノ東小学校	安曇川はこぶね保育園
西浜区	マキノ東小学校	本庄小学校
小荒路区	マキノ東小学校	安曇川中学校
野口区	マキノ東小学校	安曇川中学校
在原区	旧マキノ北小学校在原分校	鴨川流域土地改良区事務所
山中区	マキノ東小学校	安曇川中学校
下区	マキノ東小学校	安曇川中学校
浦区	マキノ東小学校	安曇川中学校
寺久保区	マキノ西小学校	高島中学校
蛭口区	マキノ中学校	新旭南小学校
石庭区	マキノ西小学校	高島中学校
牧野区	マキノ西小学校	安曇小学校
大字白谷	マキノ西小学校	高島中学校
上開田区	マキノ西小学校	高島中学校
下開田区	マキノ西小学校	高島中学校
辻区	マキノ中学校	新旭総合福祉センターやすらぎ荘
森西区	マキノ中学校	高島こども園
沢区	マキノ中学校	新旭養護学校
知内区	マキノ土に学ぶ里研修センター	高島Ｂ＆Ｇ海洋センター
新保区	マキノ南小学校	藤樹の里文化芸術会館
中庄区	マキノ南小学校	青柳小学校
大沼区	マキノ南小学校	高島小学校
白谷長寿苑・町内会	マキノ西小学校	安曇小学校
グリーンレイク町内会	マキノ南小学校	高島小学校
湖西平自治会	マキノ南小学校	高島小学校
箱館第２リッチランド町内会	マキノ中学校	健康の森梅ノ子運動公園
マキノ・マロンガーデン町内会	マキノ西小学校	安曇小学校
マキノグランデ自治会	マキノ西小学校	高島中学校
マキノ駅西自治会	マキノ土に学ぶ里研修センター	安曇川ふれあいセンター
高木浜一丁目	マキノ土に学ぶ里研修センター	高島Ｂ＆Ｇ海洋センター
高木浜二丁目	マキノ土に学ぶ里研修センター	安曇川ふれあいセンター
南浜区	高島市民会館	大津市　和邇市民体育館
松陽台区	高島市民会館	大津市　木戸市民センター
中浜区	今津東コミュニティセンター	大津市　仰木の里小学校体育館
北浜区	今津東コミュニティセンター	大津市　逢阪市民センター
東区	高島高等学校	大津市　県立武道館
西区	高島高等学校	大津市　やまびこ総合支援センター
栄区	高島高等学校	大津市　滋賀短期大学付属高等学校体育館
天神区	今津勤労者体育センター	大津市　坂本市民体育館

コミュニティ（区・自治会）	市が指定する避難先（広域避難所）	
	避難集合場所	避難先 （原子力避難所）
南新保区	今津東小学校	大津市　北大津高校体育館
カームタウン区	今津東小学校	大津市　真野中学校体育館
市ケ崎区	今津東小学校	大津市　市民会館
大供区	今津東保育園	大津市　逢阪小学校体育館
弘川区	今津中学校	大津市　やまびこ総合支援センター
新保寺区	今津東小学校	大津市　下坂本市民センター
宮西区	今津勤労者体育センター	大津市　中央市民センター
今津中野区	今津勤労者体育センター	大津市　唐崎中学校体育館
杉沢区	今津中学校	大津市　びわ湖大津館、県立体育館、県立県民交流ｾﾝﾀｰ
武末区	今津働く女性の家	大津市　真野小学校体育館
東新町区	今津東小学校	大津市　勤労福祉センター
下弘部区	今津上体育館	大津市　県立スポーツ会館
上弘部区	今津上体育館	大津市　比叡平小学校体育館
藺生区	今津上体育館	大津市　下坂本小学校体育館
梅原区	今津上体育館	大津市　日吉中学校体育館
梅原団地自治会	今津上体育館	大津市　真野北市民センター
大床区	今津上体育館	大津市　和邇市民体育館
岸脇区	今津北体育館	大津市　小野小学校体育館
北深清水区	今津北体育館	安曇川総合体育館
南深清水区	今津北体育館	安曇川総合体育館
新田区	今津北体育館	大津市　仰木の里市民センター
桂区	今津北体育館	大津市　和邇小学校体育館
酒波区	今津北小学校	新旭南小学校
平ケ崎区	今津北小学校	しろふじ保育園
北林区	今津北小学校	アイリッシュパーク
望みの郷自治会	今津北小学校	安曇川世代交流センター
伊井区	今津北小学校	大津市　真野北小学校体育館
三谷区	今津北小学校	大津市　木戸小学校体育館
中ノ町区	今津中学校	大津市　真野市民センター
今津井ノ口区	今津中学校	大津市　日吉台小学校体育館
構区	今津北小学校	大津市　日吉中学校体育館
北仰区	今津北小学校	安曇川高等学校
北仰東自治会	今津北小学校	安曇川高等学校
今津辻区	今津中学校	大津市　日吉台小学校体育館

コミュニティ（区・自治会）	市が指定する避難先（広域避難所）	
	避難集合場所	避難先 （原子力避難所）
浜分区	今津中学校	大津市　小松小学校体育館
湖西ニュータウン自治会	今津中学校	大津市　平野小学校体育館
川尻区	今津中学校	大津市　和邇市民体育館
角川区	救護施設　角川ヴィラ	安曇川総合体育館
保坂区	救護施設　角川ヴィラ	安曇川総合体育館
途中谷	ＥＣＣ学園高等学校	大津市　葛川少年自然の家
椋川区	ＥＣＣ学園高等学校	大津市　葛川少年自然の家
杉山区	救護施設　角川ヴィラ	安曇川総合体育館
天増川区	救護施設　角川ヴィラ	安曇川総合体育館
市場区	朽木中学校	大津市　和邇文化センター
上野区	朽木中学校	大津市　葛川小学校体育館
野尻区	朽木中学校	大津市　伊香立環境交流館
荒川区	朽木公民館	大津市　伊香立小学校体育館
荒川惣田区	朽木公民館	大津市　伊香立小学校体育館
宮前坊区	朽木公民館	大津市　葛川少年自然の家
下古賀区	旧広瀬小学校	大津市　皇子山中学校体育館
上古賀区	旧広瀬小学校	大津市　仰木中学校体育館
長尾区	旧広瀬小学校	大津市　中央小学校体育館
中野自治会	旧広瀬小学校	大津市　仰木の里東小学校体育館
泰山寺区	安曇川総合体育館	大津市　中ふれあいセンター
びわこ台住民自治会	旧広瀬小学校	大津市　中ふれあいセンター
井ノ口区	新旭南小学校	大津市　堅田小学校体育館
安養寺区	新旭南小学校	大津市　県立県民交流センター
北畑区自治会	新旭南小学校	大津市　皇子が丘公園体育館
藁園区	新旭体育館	大津市　県立県民交流センター
木津区自治会	新旭北小学校	大津市　志賀中学校体育館
岡区	新旭北小学校	大津市　旧大津公会堂
日爪区	新旭北小学校	大津市　堅田中学校体育館
五十川区	新旭北小学校	大津市　大津商業高校体育館
米井区	新旭北小学校	大津市　藤尾小学校体育館
辻沢区自治会	湖西中学校	大津市　坂本小学校体育館
今市区	湖西中学校	大津市　打出中学校体育館
平井区	湖西中学校	大津市　大津高校体育館
田井区	湖西中学校	大津市　堅田市民センター
森区	湖西中学校	大津市　県立体育館

コミュニティ（区・自治会）	市が指定する避難先（広域避難所）	
	避難集合場所	避難先 （原子力避難所）
堀川区	湖西中学校	大津市　県立体育館
山形区	湖西中学校	大津市　藤尾小学校体育館
霜降区	湖西中学校	大津市　堅田高校体育館
針江区	静里なのはな園	大津市　県立芸術劇場びわ湖ホール
深溝区自治会	静里なのはな園	大津市におの浜ふれあいスポーツセンター
レインボータウン自治会	湖西中学校	大津市　長等市民センター
やわらぎ北の町自治会	静里なのはな園	大津市　堅田中学校体育館
木津宮の南自治会	新旭北小学校	大津市　唐崎市民センター
湖畔の郷自治会	静里なのはな園	大津市　長等小学校体育館
ウッディーパーク自治会	湖西中学校	大津市　唐崎市民センター

ウ．避難集合場所および避難先（大飯＋美浜原発）

コミュニティ（区・自治会）	市が指定する避難先（広域避難所）	
	避難集合場所	避難先 （原子力避難所）
海津１区	マキノ東小学校	藤波こども園
海津２区	マキノ東小学校	安曇小学校
海津３区	マキノ東小学校	安曇川はこぶね保育園
西浜区	マキノ東小学校	本庄小学校
小荒路区	マキノ東小学校	安曇川中学校
野口区	マキノ東小学校	安曇川中学校
在原区	旧マキノ北小学校在原分校	鴨川流域土地改良区事務所
山中区	マキノ東小学校	安曇川中学校
下区	マキノ東小学校	安曇川中学校
浦区	マキノ東小学校	安曇川中学校
寺久保区	マキノ西小学校	高島中学校
蛭口区	マキノ中学校	新旭南小学校
石庭区	マキノ西小学校	高島中学校
牧野区	マキノ西小学校	安曇小学校
大字白谷	マキノ西小学校	高島中学校
上開田区	マキノ西小学校	高島中学校
下開田区	マキノ西小学校	高島中学校
辻区	マキノ中学校	新旭総合福祉センターやすらぎ荘
森西区	マキノ中学校	高島保育園
沢区	マキノ中学校	新旭養護学校
知内区	マキノ土に学ぶ里研修センター	高島Ｂ＆Ｇ海洋センター
新保区	マキノ南小学校	藤樹の里文化芸術会館
中庄区	マキノ南小学校	青柳小学校
大沼区	マキノ南小学校	高島小学校
白谷長寿苑・町内会	マキノ西小学校	安曇小学校
グリーンレイク町内会	マキノ南小学校	高島小学校
湖西平自治会	マキノ南小学校	高島小学校
箱館第２リッチランド町内会	マキノ中学校	健康の森梅ノ子運動公園
マキノ・マロンガーデン町内会	マキノ西小学校	安曇小学校
マキノグランデ自治会	マキノ西小学校	高島中学校
マキノ駅西自治会	マキノ土に学ぶ里研修センター	安曇川ふれあいセンター
高木浜一丁目	マキノ土に学ぶ里研修センター	高島Ｂ＆Ｇ海洋センター
高木浜二丁目	マキノ土に学ぶ里研修センター	安曇川ふれあいセンター
南浜区	高島市民会館	大津市　和邇市民体育館
松陽台区	高島市民会館	大津市　木戸市民センター
中浜区	今津東コミュニティセンター	大津市　仰木の里小学校体育館
北浜区	今津東コミュニティセンター	大津市　逢阪市民センター
東区	高島高等学校	大津市　県立武道館
西区	高島高等学校	大津市　やまびこ総合支援センター
栄区	高島高等学校	大津市　滋賀短期大学付属高等学校体育館
天神区	今津勤労者体育センター	大津市　坂本市民体育館
南新保区	今津東小学校	大津市　北大津高校体育館
カームタウン区	今津東小学校	大津市　真野中学校体育館

コミュニティ（区・自治会）	市が指定する避難先（広域避難所）	
	避難集合場所	避難先 （原子力避難所）
市ケ崎区	今津東小学校	大津市　市民会館
大供区	今津東保育園	大津市　逢阪小学校体育館
弘川区	今津中学校	大津市　やまびこ総合支援センター
新保寺区	今津東小学校	大津市　下坂本市民センター
宮西区	今津勤労者体育センター	大津市　中央市民センター
今津中野区	今津勤労者体育センター	大津市　唐崎中学校体育館
杉沢区	今津中学校	大津市　びわ湖大津館、県立体育館、県立県民交流ｾﾝﾀｰ
武末区	今津働く女性の家	大津市　真野小学校体育館
東新町区	今津東小学校	大津市　勤労福祉センター
下弘部区	今津上体育館	大津市　県立スポーツ会館
上弘部区	今津上体育館	大津市　比叡平小学校体育館
藺生区	今津上体育館	大津市　下坂本小学校体育館
梅原区	今津北体育館	大津市　日吉中学校体育館
梅原団地自治会	今津北体育館	大津市　真野北市民センター
大床区	今津上体育館	大津市　和邇市民体育館
岸脇区	今津北体育館	大津市　小野小学校体育館
北深清水区	今津北体育館	安曇川総合体育館
南深清水区	今津北体育館	安曇川総合体育館
新田区	今津北体育館	大津市　仰木の里市民センター
桂区	今津北体育館	大津市　和邇小学校体育館
酒波区	今津北小学校	新旭南小学校
平ケ崎区	今津北小学校	大津市　志賀小学校体育館
北林区	今津北小学校	大津市　唐崎小学校体育館
望みの郷自治会	今津北小学校	安曇川世代交流センター
伊井区	今津北小学校	大津市　真野北小学校体育館
三谷区	今津北小学校	大津市　木戸小学校体育館
中ノ町区	今津中学校	大津市　真野市民センター
今津井ノ口区	今津中学校	大津市　日吉台小学校体育館
構区	今津北小学校	大津市　日吉中学校体育館
北仰区	今津北小学校	安曇川高等学校
北仰東自治会	今津北小学校	安曇川高等学校
今津辻区	今津中学校	大津市　日吉台小学校体育館
浜分区	今津中学校	大津市　小松小学校体育館
湖西ニュータウン自治会	今津中学校	大津市　平野小学校体育館
川尻区	今津中学校	大津市　和邇市民体育館
角川区	救護施設　角川ヴィラ	安曇川総合体育館
保坂区	救護施設　角川ヴィラ	安曇川総合体育館
途中谷	ＥＣＣ学園高等学校	大津市　葛川少年自然の家
椋川区	ＥＣＣ学園高等学校	大津市　葛川少年自然の家
杉山区	救護施設　角川ヴィラ	安曇川総合体育館
天増川区	救護施設　角川ヴィラ	安曇川総合体育館
市場区	朽木中学校	大津市　和邇文化センター
上野区	朽木中学校	大津市　葛川小学校体育館
野尻区	朽木中学校	大津市　伊香立環境交流館

コミュニティ（区・自治会）	市が指定する避難先（広域避難所）	
	避難集合場所	避難先 （原子力避難所）
荒川区	朽木公民館	大津市　伊香立小学校体育館
荒川惣田区	朽木公民館	大津市　伊香立小学校体育館
麻生区	朽木公民館	アイリッシュパーク
木地山区	朽木公民館	アイリッシュパーク
地子原区	朽木公民館	しろふじ保育園
雲洞谷区	朽木公民館	しろふじ保育園
能家区	朽木公民館	アイリッシュパーク
針畑区	朽木西小学校	アイリッシュパーク
生杉区	朽木西小学校	アイリッシュパーク
桑原区	朽木公民館	アイリッシュパーク
大野区	朽木公民館	大津市　伊香立中学校体育館
古川区	朽木公民館	大津市　伊香立中学校体育館
岩瀬区	朽木公民館	大津市　伊香立中学校体育館
柏区	朽木公民館	大津市　和邇文化センター
宮前坊区	朽木公民館	大津市　葛川少年自然の家
下古賀区	旧広瀬小学校	大津市　皇子山中学校体育館
上古賀区	旧広瀬小学校	大津市　仰木中学校体育館
長尾区	旧広瀬小学校	大津市　中央小学校体育館
中野自治会	旧広瀬小学校	大津市　仰木の里東小学校体育館
泰山寺区	安曇川総合体育館	大津市　中ふれあいセンター
びわこ台住民自治会	旧広瀬小学校	大津市　中ふれあいセンター
井ノ口区	新旭南小学校	大津市　堅田小学校体育館
安養寺区	新旭南小学校	大津市　県立県民交流センター
北畑区自治会	新旭南小学校	大津市　皇子が丘公園体育館
藁園区	新旭体育館	大津市　県立県民交流センター
木津区自治会	新旭北小学校	大津市　志賀中学校体育館
岡区	新旭北小学校	大津市　旧大津公会堂
日爪区	新旭北小学校	大津市　堅田中学校体育館
五十川区	新旭北小学校	大津市　大津商業高校体育館
米井区	新旭北小学校	大津市　藤尾小学校体育館
辻沢区自治会	湖西中学校	大津市　坂本小学校体育館
今市区	湖西中学校	大津市　打出中学校体育館
平井区	湖西中学校	大津市　大津高校体育館
田井区	湖西中学校	大津市　堅田市民センター
森区	湖西中学校	大津市　県立体育館
堀川区	湖西中学校	大津市　県立体育館
山形区	湖西中学校	大津市　藤尾小学校体育館
霜降区	湖西中学校	大津市　堅田高校体育館
針江区	静里なのはな園	大津市　県立芸術劇場びわ湖ホール
深溝区自治会	静里なのはな園	大津市　におの浜ふれあいｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ
レインボータウン自治会	湖西中学校	大津市　長等市民センター
やわらぎ北の町自治会	静里なのはな園	大津市　堅田中学校体育館
木津宮の南自治会	新旭北小学校	大津市　唐崎市民センター
湖畔の郷自治会	静里なのはな園	大津市　長等小学校体育館

コミュニティ（区・自治会）	市が指定する避難先（広域避難所）	
	避難集合場所	避難先 （原子力避難所）
ウッディーパーク自治会	湖西中学校	大津市　唐崎市民センター

エ．避難集合場所および避難先（敦賀原発）

コミュニティ（区・自治会）	市が指定する避難先（広域避難所）	
	避難集合場所	避難先 （原子力避難所）
海津１区	マキノ東小学校	藤波こども園
海津２区	マキノ東小学校	安曇小学校
海津３区	マキノ東小学校	安曇川はこぶね保育園
西浜区	マキノ東小学校	本庄小学校
小荒路区	マキノ東小学校	安曇川中学校
野口区	マキノ東小学校	安曇川中学校
在原区	旧マキノ北小学校在原分校	鴨川流域土地改良区事務所
山中区	マキノ東小学校	安曇川中学校
下区	マキノ東小学校	安曇川中学校
浦区	マキノ東小学校	安曇川中学校
寺久保区	マキノ西小学校	高島中学校
蛭口区	マキノ中学校	新旭南小学校
石庭区	マキノ西小学校	高島中学校
牧野区	マキノ西小学校	安曇小学校
大字白谷	マキノ西小学校	高島中学校
上開田区	マキノ西小学校	高島中学校
下開田区	マキノ西小学校	高島中学校
辻区	マキノ中学校	新旭総合福祉センターやすらぎ荘
森西区	マキノ中学校	高島保育園
沢区	マキノ中学校	新旭養護学校
知内区	マキノ土に学ぶ里研修センター	高島Ｂ＆Ｇ海洋センター
新保区	マキノ南小学校	藤樹の里文化芸術会館
中庄区	マキノ南小学校	青柳小学校
大沼区	マキノ南小学校	高島小学校
白谷長寿苑・町内会	マキノ西小学校	安曇小学校
グリーンレイク町内会	マキノ南小学校	高島小学校
湖西平自治会	マキノ南小学校	高島小学校
箱館第２リッチランド町内会	マキノ中学校	健康の森梅ノ子運動公園
マキノ・マロンガーデン町内会	マキノ西小学校	安曇小学校
マキノグランデ自治会	マキノ西小学校	高島中学校
マキノ駅西自治会	マキノ土に学ぶ里研修センター	安曇川ふれあいセンター
高木浜一丁目	マキノ土に学ぶ里研修センター	高島Ｂ＆Ｇ海洋センター
高木浜二丁目	マキノ土に学ぶ里研修センター	安曇川ふれあいセンター

コミュニティ（区・自治会）	市が指定する避難先（広域避難所）	
	避難集合場所	避難先 （原子力避難所）
南浜区	高島市民会館	大津市　和邇市民体育館
松陽台区	高島市民会館	大津市　木戸市民センター
中浜区	今津東コミュニティセンター	大津市　仰木の里小学校体育館
北浜区	今津東コミュニティセンター	大津市　逢阪市民センター
東区	高島高等学校	大津市　県立武道館
西区	高島高等学校	大津市　やまびこ総合支援センター
栄区	高島高等学校	大津市　滋賀短期大学付属高等学校体育館
天神区	今津勤労者体育センター	大津市　坂本市民体育館
南新保区	今津東小学校	大津市　北大津高校体育館
カームタウン区	今津東小学校	大津市　真野中学校体育館
市ケ崎区	今津東小学校	大津市　市民会館
大供区	今津東保育園	大津市　逢阪小学校体育館
弘川区	今津中学校	大津市　やまびこ総合支援センター
新保寺区	今津東小学校	大津市　下坂本市民センター
宮西区	今津勤労者体育センター	大津市　中央市民センター
今津中野区	今津勤労者体育センター	大津市　唐崎中学校体育館
武末区	今津働く女性の家	大津市　真野小学校体育館
杉沢区	今津中学校	大津市　びわ湖大津館、県立体育館、県立県民交流ｾﾝﾀｰ
東新町区	今津東小学校	大津市　勤労福祉センター
下弘部区	今津上体育館	大津市　県立スポーツ会館
上弘部区	今津上体育館	大津市　比叡平小学校体育館
藺生区	今津上体育館	大津市　下坂本小学校体育館
梅原区	今津北体育館	大津市　日吉中学校体育館
梅原団地自治会	今津北体育館	大津市　真野北市民センター
大床区	今津上体育館	大津市　和邇市民体育館
岸脇区	今津北体育館	大津市　小野小学校体育館
北深清水区	今津北体育館	安曇川総合体育館
南深清水区	今津北体育館	安曇川総合体育館
新田区	今津北体育館	大津市　仰木の里市民センター
桂区	今津北体育館	大津市　和邇小学校体育館
酒波区	今津北小学校	新旭南小学校
平ケ崎区	今津北小学校	しろふじ保育園
北林区	今津北小学校	アイリッシュパーク
望みの郷自治会	今津北小学校	安曇川世代交流センター

コミュニティ（区・自治会）	市が指定する避難先（広域避難所）	
	避難集合場所	避難先 （原子力避難所）
伊井区	今津北小学校	大津市　真野北小学校体育館
三谷区	今津北小学校	大津市　木戸小学校体育館
中ノ町区	今津中学校	大津市　真野市民センター
今津井ノ口区	今津中学校	大津市　日吉台小学校体育館
構区	今津北小学校	大津市　日吉中学校体育館
北仰区	今津北小学校	安曇川高等学校
北仰東自治会	今津北小学校	安曇川高等学校
今津辻区	今津中学校	大津市　日吉台小学校体育館
浜分区	今津中学校	大津市　小松小学校体育館
湖西ニュータウン自治会	今津中学校	大津市　平野小学校体育館
川尻区	今津中学校	大津市　和邇市民体育館
角川区	救護施設　角川ヴィラ	安曇川総合体育館
保坂区	救護施設　角川ヴィラ	安曇川総合体育館
杉山区	救護施設　角川ヴィラ	安曇川総合体育館
天増川区	救護施設　角川ヴィラ	安曇川総合体育館
藁園区	新旭体育館	大津市　県立県民交流センター
木津区自治会	新旭北小学校	大津市　志賀中学校体育館
岡区	新旭北小学校	大津市　旧大津公会堂
日爪区	新旭北小学校	大津市　堅田中学校体育館
針江区	静里なのはな園	大津市　県立芸術劇場びわ湖ホール
深溝区自治会	静里なのはな園	大津市　におの浜ふれあいｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ
やわらぎ北の町自治会	静里なのはな園	大津市　堅田中学校体育館
木津宮の南自治会	新旭北小学校	大津市　唐崎市民センター
湖畔の郷自治会	静里なのはな園	大津市　長等小学校体育館

２）県外避難先

コミュニティ（区・自治会）	大阪府が提供する避難先			
	府県名	市町名	拠点避難所	
			名称	所在地
海津１区	大阪府	豊中市	豊島体育館	服部西町４丁目１２－１
海津２区	大阪府	豊中市	豊島体育館	服部西町４丁目１２－１
海津３区	大阪府	豊中市	豊島体育館	服部西町４丁目１２－１
西浜区	大阪府	豊中市	豊島体育館	服部西町４丁目１２－１
小荒路区	大阪府	池田市	豊島野公園	天神１丁目７－１
野口区	大阪府	池田市	豊島野公園	天神１丁目７－１
在原区	大阪府	能勢町	能勢町浄るりシアター	宿野３０
山中区	大阪府	池田市	豊島野公園	天神１丁目７－１
下区	大阪府	池田市	豊島野公園	天神１丁目７－１
浦区	大阪府	池田市	豊島野公園	天神１丁目７－１
寺久保区	大阪府	吹田市	万博公園駐車場	千里万博公園１－１
蛭口区	大阪府	箕面市	第二総合運動場	外院１－２－３
石庭区	大阪府	吹田市	万博公園駐車場	千里万博公園１－１
牧野区	大阪府	吹田市	万博公園駐車場	千里万博公園１－１
大字白谷	大阪府	吹田市	万博公園駐車場	千里万博公園１－１
上開田区	大阪府	吹田市	万博公園駐車場	千里万博公園１－１
下開田区	大阪府	吹田市	万博公園駐車場	千里万博公園１－１
辻区	大阪府	箕面市	第二総合運動場	外院１－２－３
森西区	大阪府	箕面市	第二総合運動場	外院１－２－３
沢区	大阪府	箕面市	第二総合運動場	外院１－２－３
知内区	大阪府	吹田市	万博公園駐車場	千里万博公園１－１
新保区	大阪府	豊中市	豊島体育館	服部西町４丁目１２－１
中庄区	大阪府	豊中市	豊島体育館	服部西町４丁目１２－１
大沼区	大阪府	豊中市	豊島体育館	服部西町４丁目１２－１
白谷長寿苑・町内会	大阪府	吹田市	万博公園駐車場	千里万博公園１－１
グリーンレイク町内会	大阪府	豊中市	豊島体育館	服部西町４丁目１２－１
湖西平自治会	大阪府	豊中市	豊島体育館	服部西町４丁目１２－１
箱館第２ﾘｯﾁﾗﾝﾄﾞ町内会	大阪府	箕面市	第二総合運動場	外院１－２－３
ﾏｷﾉ・ﾏﾛﾝｶﾞｰﾃﾞﾝ町内会	大阪府	豊能町	高山コミュニティセンター	高山１０
マキノグランデ自治会	大阪府	豊能町	高山コミュニティセンター	高山１０
マキノ駅西自治会	大阪府	吹田市	万博公園駐車場	千里万博公園１－１
高木浜一丁目	大阪府	吹田市	万博公園駐車場	千里万博公園１－１
高木浜二丁目	大阪府	吹田市	万博公園駐車場	千里万博公園１－１
南浜区	大阪府	高槻市	市立総合スポーツセンター	芝生町４丁目１－１
松陽台区	大阪府	高槻市	市立総合スポーツセンター	芝生町４丁目１－１
中浜区	大阪府	高槻市	市立総合スポーツセンター	芝生町４丁目１－１
北浜区	大阪府	高槻市	市立総合スポーツセンター	芝生町４丁目１－１
東区	大阪府	守口市	大枝公園	東光町３－１
西区	大阪府	交野市	市立総合体育施設駐車場	向井田２－５－１
栄区	大阪府	守口市	大枝公園	東光町３－１
天神区	大阪府	大東市	深北緑地	深野北２・３・４・５丁目
南新保区	大阪府	寝屋川市	(旧)明徳小学校	明徳１丁目１－１
カームタウン区	大阪府	寝屋川市	(旧)明徳小学校	明徳１丁目１－１

コミュニティ（区・自治会）	大阪府が提供する避難先			
	府県名	市町名	拠点避難所	
			名称	所在地
市ケ崎区	大阪府	寝屋川市	(旧)明徳小学校	明徳１丁目１－１
大供区	大阪府	島本町	島本町ふれあいセンター	桜井３丁目４－１
弘川区	大阪府	枚方市	市立総合体育館	中宮大池４丁目１０－１
新保寺区	大阪府	寝屋川市	(旧)明徳小学校	明徳１丁目１－１
宮西区	大阪府	大東市	深北緑地	深野北２・３・４・５丁目
今津中野区	大阪府	大東市	深北緑地	深野北２・３・４・５丁目
杉沢区	大阪府	枚方市	市立総合体育館	中宮大池４丁目１０－１
武末区	大阪府	枚方市	市立総合体育館	中宮大池４丁目１０－１
東新町区	大阪府	寝屋川市	(旧)明徳小学校	明徳１丁目１－１
下弘部区	大阪府	門真市	市立門真市民プラザ	北島５４６番地
上弘部区	大阪府	四條畷市	市民総合センター	中野３丁目５－２５
蘭生区	大阪府	門真市	市立門真市民プラザ	北島５４６番地
梅原区	大阪府	門真市	市立門真市民プラザ	北島５４６番地
梅原団地自治会	大阪府	門真市	市立門真市民プラザ	北島５４６番地
大床区	大阪府	門真市	市立門真市民プラザ	北島５４６番地
岸脇区	大阪府	四條畷市	市民総合センター	中野３丁目５－２５
北深清水区	大阪府	茨木市	西河原公園	城の前町１
南深清水区	大阪府	茨木市	西河原公園	城の前町１
新田区	大阪府	茨木市	西河原公園	城の前町１
桂区	大阪府	茨木市	西河原公園	城の前町１
酒波区	大阪府	茨木市	西河原公園	城の前町１
平ケ崎区	大阪府	茨木市	西河原公園	城の前町１
北林区	大阪府	摂津市	三宅スポーツセンター	千里丘東１－１７－４６
望みの郷自治会	大阪府	茨木市	西河原公園	城の前町１
伊井区	大阪府	摂津市	三宅スポーツセンター	千里丘東１－１７－４６
三谷区	大阪府	茨木市	西河原公園	城の前町１
中ノ町区	大阪府	枚方市	市立総合体育館	中宮大池４丁目１０－１
今津井ノ口区	大阪府	枚方市	市立総合体育館	中宮大池４丁目１０－１
構区	大阪府	茨木市	西河原公園	城の前町１
北仰区	大阪府	茨木市	西河原公園	城の前町１
北仰東自治会	大阪府	摂津市	三宅スポーツセンター	千里丘東１－１７－４６
今津辻区	大阪府	枚方市	市立総合体育館	中宮大池４丁目１０－１
浜分区	大阪府	枚方市	市立総合体育館	中宮大池４丁目１０－１
湖西ニュータウン自治会	大阪府	枚方市	市立総合体育館	中宮大池４丁目１０－１
川尻区	大阪府	枚方市	市立総合体育館	中宮大池４丁目１０－１
角川区	大阪府	枚方市	市立総合体育館	中宮大池４丁目１０－１
保坂区	大阪府	枚方市	市立総合体育館	中宮大池４丁目１０－１
途中谷	大阪府	高槻市	市立総合スポーツセンター	芝生町４丁目１－１
椋川区	大阪府	高槻市	市立総合スポーツセンター	芝生町４丁目１－１
杉山区	大阪府	枚方市	市立総合体育館	中宮大池４丁目１０－１
天増川区	大阪府	枚方市	市立総合体育館	中宮大池４丁目１０－１
市場区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
上野区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
野尻区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３

コミュニティ（区・自治会）	大阪府が提供する避難先			
	府県名	市町名	拠点避難所	
			名称	所在地
荒川区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
荒川惣田区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
麻生区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
木地山区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
地子原区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
雲洞谷区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
能家区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
針畑区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
生杉区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
桑原区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
大野区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
古川区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
岩瀬区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
柏区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
宮前坊区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
下古賀区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
上古賀区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
長尾区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
中野自治会	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
泰山寺区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
びわこ台住民自治会	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
井ノ口区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
安養寺区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
北畑区自治会	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
藁園区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
木津区自治会	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
岡区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
日爪区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
五十川区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
米井区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
辻沢区自治会	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
今市区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
平井区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
田井区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
森区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
堀川区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
山形区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
霜降区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
針江区	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
深溝区自治会	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
レインボータウン自治会	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
やわらぎ北の町自治会	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
木津宮の南自治会	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３
湖畔の郷自治会	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３

コミュニティ（区・自治会）	大阪府が提供する避難先			
	府県名	市町名	拠点避難所	
			名称	所在地
ウッディーパーク自治会	大阪府	大阪市	鶴見緑地	鶴見区緑地公園２－１６３

※「拠点避難所」とは、各避難所への移送拠点として避難先市町が設置する所をいう。

３）市が指定する広域避難所一覧と UPZ 圏との相関

-： UPZ 圏内

番号	避難所名	住所	電話番号（0740）	収容人数（全体）	収容人数（その他）	収容人数（ｺﾝｸﾘｰﾄ施設）	大飯原発単独事故	美浜原発単独事故	大飯・美浜原発同時事故	敦賀原発単独事故
1	マキノ東小学校	マキノ町海津 2384	28-0018	296	0	296	UPZ 圏外	-	-	-
2	マキノ西小学校	マキノ町寺久保 552-1	27-0030	317	0	317	UPZ 圏外	-	-	-
3	マキノ南小学校	マキノ町新保 887	27-0013	311	152	159	UPZ 圏外	-	-	-
4	旧マキノ北小学校在原分校	マキノ町在原 506	28-0687	85	0	85	UPZ 圏外	-	-	-
5	マキノ中学校	マキノ町蛭口 601	27-0025	568	0	568	UPZ 圏外	-	-	-
6	マキノ土に学ぶ里研修センター	マキノ町蛭口 260-1	27-1131	612	0	612	UPZ 圏外	-	-	-
7	道の駅マキノ追坂峠	マキノ町海津 897-27	28-8081	22	22	0	UPZ 圏外	-	-	-
8	今津東小学校	今津町弘川 59	22-2021	706	0	706	UPZ 圏外	-	-	-
9	今津北小学校	今津町日置前 100	22-2134	349	0	349	UPZ 圏外	-	-	-
10	救護施設　角川ヴィラ	今津町角川 1161	24-0066	80	0	80	-	-	-	-
11	ＥＣＣ学園高等学校	今津町椋川 512-1	24-8101	143	0	143	-	-	-	UPZ 圏外
12	今津中学校	今津町弘川 924	22-2161	1213	0	1213	UPZ 圏外	-	-	-
13	高島高等学校	今津町今津 1936	22-2002	1412	754	658	UPZ 圏外	-	-	-
14	今津東コミュニティセンター	今津町中沼 1 丁目 4-1	22-3222	190	0	190	UPZ 圏外	-	-	-
15	今津上コミュニティセンター	今津町下弘部 1348-1	22-4830	46	0	46	UPZ 圏外	-	-	-
16	今津北コミュニティセンター	今津町日置前 149-1	22-2249	69	0	69	UPZ 圏外	-	-	-
17	今津宮の森コミュニティセンター	今津町弘川 1692	22-2945	40	40	0	UPZ 圏外	-	-	-
18	高島市民会館	今津町中沼 1 丁目 3-1	22-1764	993	0	993	UPZ 圏外	-	-	-
19	今津東保育園	今津町住吉 2 丁目 16-5	22-2205	103	0	103	UPZ 圏外	-	-	-
20	今津働く女性の家	今津町今津 1640	22-5775	109	0	109	UPZ 圏外	-	-	-
21	今津勤労者体育センター	今津町今津 1952-1	22-6844	327	0	327	UPZ 圏外	-	-	-
22	今津上体育館	今津町上弘部 486	22-4104	163	0	163	UPZ 圏外	-	-	-
23	今津北体育館	今津町日置前 100	22-4257	151	0	151	UPZ 圏外	-	-	-
24	今津図書館	今津町舟橋 2 丁目 3-1	22-3827	57	0	57	UPZ 圏外	-	-	-
25	今津総合運動公園内	今津町日置前 3110	22-5555	1177	1123	54	UPZ 圏外	-	-	-

-： UPZ 圏内

番号	避難所名	住所	電話番号 (0740)	収容人数 (全体)	収容人数 (その他)	収容人数 (ｺﾝｸﾘｰﾄ施設)	大飯原発 単独事故	美浜原発 単独事故	大飯・美浜原発 同時事故	敦賀原発 単独事故
26	今津浜分コミュニティーセンター	今津町浜分 387-1	22-3269	23	0	23	UPZ 圏外	-	-	-
27	今津西コミュニティーセンター	今津町保坂 300	24-0248	41	0	41	-	-	-	-
28	朽木西小学校	朽木中牧 187	38-5054	78	0	78	-	UPZ 圏外	-	UPZ 圏外
29	朽木東小学校	朽木市場 1113	38-2011	162	53	109	UPZ 圏外	-	-	UPZ 圏外
30	朽木中学校	朽木市場 1055	38-2314	378	0	378	UPZ 圏外	-	-	UPZ 圏外
31	朽木農民研修センター	朽木市場 792	38-2324	84	0	84	UPZ 圏外	-	-	UPZ 圏外
32	朽木公民館	朽木市場 792	38-2324	142	0	142	UPZ 圏外	-	-	UPZ 圏外
33	平良集会所	朽木平良 100-1	38-5263	16	16	0	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外
34	高島市針畑郷山村都市交流館「山帰来」	朽木中牧 528	38-5727	29	29	0	-	UPZ 圏外	-	UPZ 圏外
35	朽木こども園	朽木市場 1101-2	38-2070	33	33	0	UPZ 圏外	-	-	UPZ 圏外
36	旧広瀬小学校	安曇川町下古賀 1182	33-0016	438	0	438	UPZ 圏外	-	-	UPZ 圏外
37	安曇小学校	安曇川町田中 445-1	32-0044	552	0	552	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外
38	青柳小学校	安曇川町青柳 1138	32-0039	411	0	411	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外
39	本庄小学校	安曇川町南船木 391	34-0006	311	0	311	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外
40	安曇川中学校	安曇川町田中 567	32-0057	553	0	553	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外
41	古賀保育園	安曇川町下古賀 1182	33-0011	50	50	0	UPZ 圏外	-	-	UPZ 圏外
42	健康の森梅ノ子運動公園	安曇川町南古賀 65	33-1515	45	45	0	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外
43	安曇川世代交流センター	安曇川町南船木 249	34-1320	143	0	143	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外
44	安曇川高等学校	安曇川町西万木 1168	32-0477	304	34	270	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外
45	安曇川総合体育館	安曇川町田中 630-1	32-2543	648	0	648	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外
46	安曇川図書館	安曇川町青柳 1173	32-4711	47	0	47	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外
47	藤樹の里文化芸術会館	安曇川町上小川 106	32-2461	361	0	361	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外
48	安曇川ふれあいセンター	安曇川町田中 89	32-0003	248	0	248	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外
49	鴨川流域土地改良区事務所	安曇川町下小川 2912	32-2297	46	0	46	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外
50	中央ユニバーサルこども園	安曇川町田中 532-1	32-0575	34	0	34	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外
51	藤波こども園	安曇川町下小川 120-1	32-0329	97	97	0	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外

-： UPZ 圏内

番号	避難所名	住所	電話番号（0740）	収容人数（全体）	収容人数（その他）	収容人数（ｺﾝｸﾘｰﾄ施設）	大飯原発単独事故	美浜原発単独事故	大飯・美浜原発同時事故	敦賀原発単独事故
52	安曇川はこぶね保育園	安曇川町青柳 700-1	33-7900	276	276	0	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外
53	高島Ｂ＆Ｇ海洋センター	宮野 1516	36-1370	793	793	0	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外
54	高島小学校	勝野 1045	36-1106	516	0	516	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外
55	高島中学校	勝野 1070	36-0079	687	0	687	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外
56	高島こども園	野田 1631	36-0352	72	72	0	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外
57	しろふじ保育園	永田 1233-1	36-1501	173	59	114	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外
58	アイリッシュパーク	勝野 670	36-0219	192	0	192	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外
59	黒谷会議所	黒谷 567	37-0955	16	16	0	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外
60	新旭南小学校	新旭町新庄 853	25-2009	616	0	616	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外
61	新旭北小学校	新旭町饗庭 26	25-2209	616	0	616	UPZ 圏外	-	-	UPZ 圏外
62	湖西中学校	新旭町北畑 564-2	25-2271	678	0	678	UPZ 圏外	-	-	UPZ 圏外
63	新旭養護学校	新旭町太田 988-6	25-6810	393	0	393	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外
64	新旭体育館	新旭町旭 818	25-5597	380	380	0	UPZ 圏外	-	-	UPZ 圏外
65	新旭武道館	新旭町旭 820	25-5597	141	141	0	UPZ 圏外	-	-	UPZ 圏外
66	新旭総合福祉センターやすらぎ荘	新旭町北畑 45-1	25-5730	41	0	41	UPZ 圏外	-	-	UPZ 圏外
67	静里なのはな園	新旭町藁園 2305	25-7087	77	77	0	UPZ 圏外	-	-	-
68	観光物産プラザ	新旭町北畑 567	25-8100	151	0	151	UPZ 圏外	-	-	UPZ 圏外
69	大師山さくら園	新旭町饗庭 5138	25-8439	107	107	0	UPZ 圏外	-	-	UPZ 圏外
70	観光物産プラザ	新旭町旭一丁目 10-1	25-5500	151	0	151	UPZ 圏外	-	-	UPZ 圏外

４）市が指定する福祉避難所一覧と UPZ 圏との相関

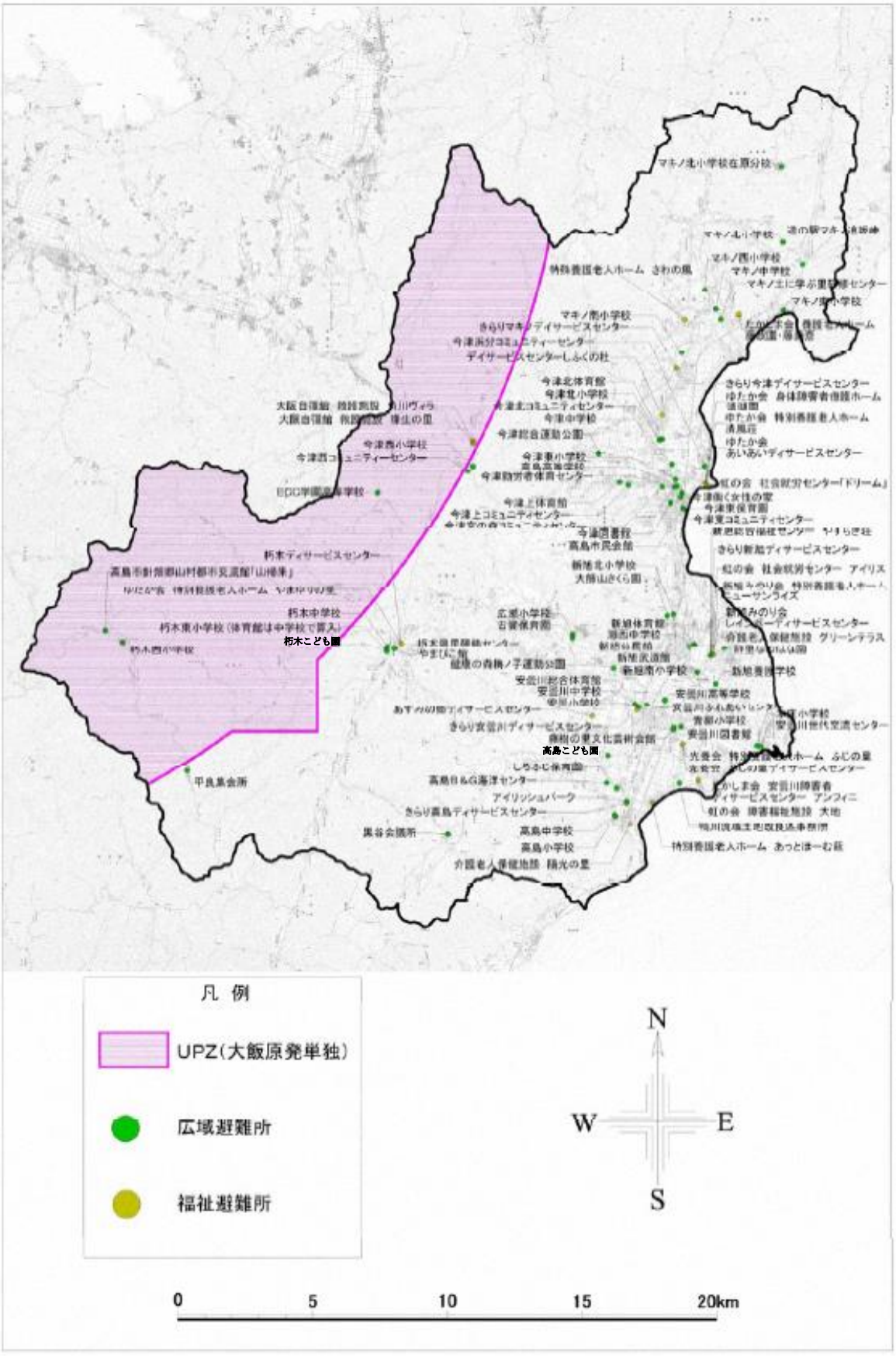
-： UPZ 圏内

番号	避難所名	住所	収容人数	電話番号(0740)	大飯原発単独事故	美浜原発単独事故	大飯・美浜原発同時事故	敦賀原発単独事故
1	きらりマキノディサービスセンター	高島市マキノ町新保 1095	12	27-1700	UPZ 圏外	―	―	―
2	養護老人ホーム　藤波園	高島市マキノ町西浜 1415	60	28-8008	UPZ 圏外	―	―	―
3	障害者支援施設　藤美寮	高島市マキノ町西浜 1415	46	28-1128	UPZ 圏外	―	―	―
4	特別養護老人ホーム　さわの風	高島市マキノ町沢 1791-1	29	27-8020	UPZ 圏外	―	―	―
5	大阪自彊館　救護施設　橡生の里	高島市今津町角川 1177-1	160	24-0026	―	―	―	―
6	大阪自彊館　救護施設　角川ヴィラ	高島市今津町角川 1161	200	24-0066	―	―	―	―
7	特別養護老人ホーム　清風荘	高島市今津町南新保 87	90	22-1601	UPZ 圏外	―	―	―
8	身体障害者療護ホーム　清湖園	高島市今津町南新保 87	60	22-3490	UPZ 圏外	―	―	―
9	あいあいディサービスセンター	高島市今津町南新保 87	20	22-1601	UPZ 圏外	―	―	―
10	社会就労センター「ドリーム」	高島市今津町南新保 593	48	22-8100	UPZ 圏外	―	―	―
11	きらり今津通所介護	高島市今津町上弘部 438-2	35	22-7525	UPZ 圏外	―	―	―
12	ディサービスセンターしふくの杜	高島市今津町桂 830-1	40	22-8211	UPZ 圏外	―	―	―
13	特別養護老人ホーム　やまゆりの里	高島市朽木市場 656	50	38-8030	UPZ 圏外	―	―	UPZ 圏外
14	朽木ディサービスセンター	高島市朽木市場 656	18	38-8040	UPZ 圏外	―	―	UPZ 圏外
15	安曇川ディサービスセンター	高島市安曇川町田中 555	40	32-2133	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外
16	ふじの里ディサービスセンター	高島市安曇川町下小川 3220-1	25	32-4165	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外
17	特別養護老人ホーム　ふじの里	高島市安曇川町下小川 3220-1	80	32-4165	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外
18	あずみの郷ディサービスセンター	高島市安曇川町田中 3741-1	39	32-8391	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外
19	障害福祉施設　大地	高島市安曇川町下小川 2441-25	20	32-3860	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外
20	障害者ディサービスセンター　アンフィニ	高島市安曇川町下小川 2441-4	15	32-4141	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外
21	高島ディサービスセンター	高島市勝野 680	45	36-1998	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外
22	介護老人保健施設　陽光の里	高島市勝野 1667-14	100	36-1220	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外
23	特別養護老人ホーム　あっとほーむ萩	高島市勝野 1-2	42	36-0122	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外	UPZ 圏外
24	新旭総合福祉センター やすらぎ荘（デイサービス棟）	高島市新旭町熊野本 45-1	40	25-5730	UPZ 圏外	-	-	UPZ 圏外
25	レインボーディサービスセンター	高島市新旭町藁園 2603	30	25-8288	UPZ 圏外	-	-	-
26	特別養護老人ホーム　ニューサンライズ	高島市新旭町藁園 2603	64	25-8288	UPZ 圏外	-	-	-

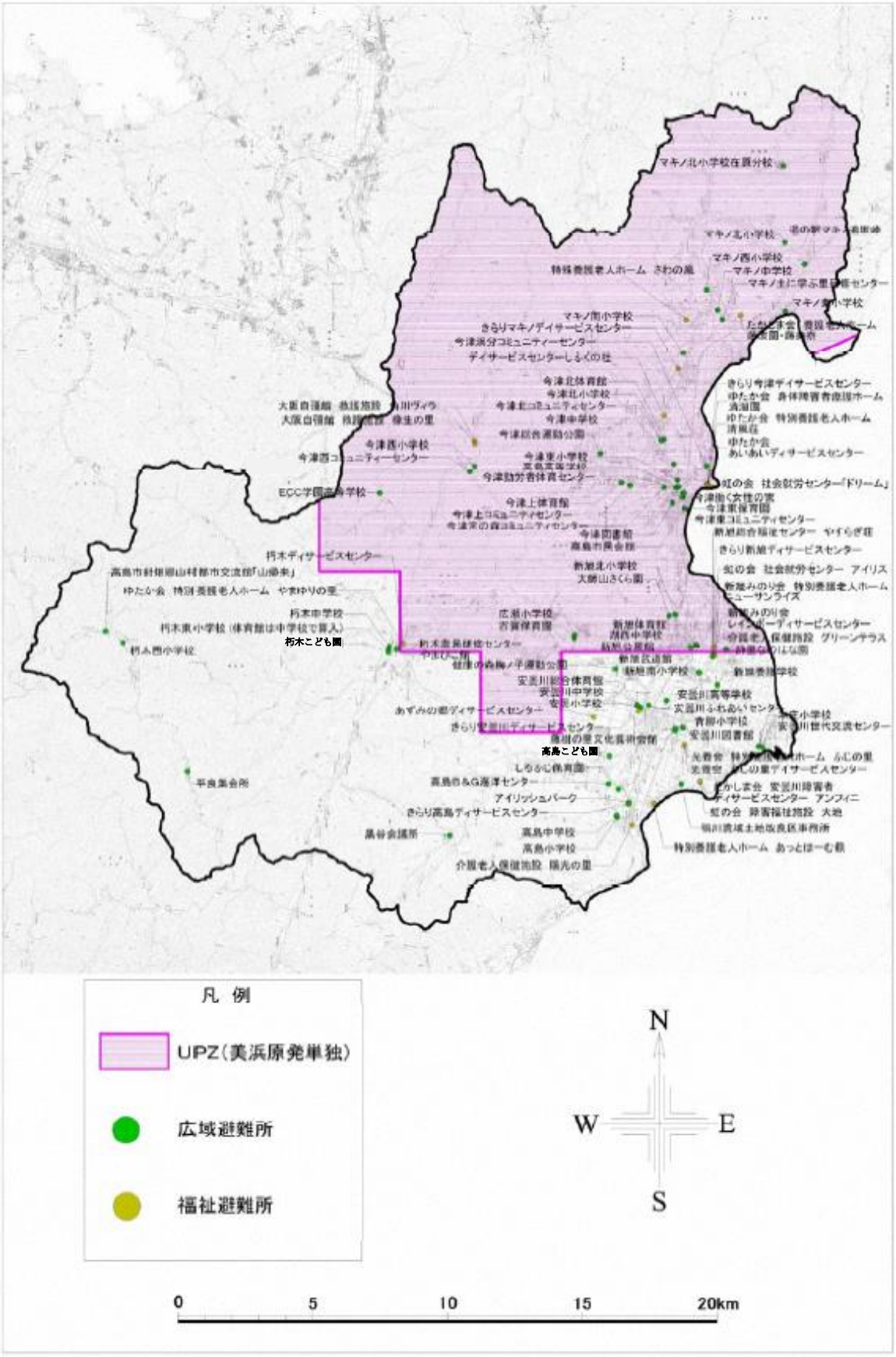
番号	避難所名	住所	収容人数	電話番号(0740)	大飯原発単独事故	美浜原発単独事故	大飯・美浜原発同時事故	敦賀原発単独事故
27	アイリス	高島市新旭町北畑 45	34	25-5315	UPZ 圏外	-	-	UPZ 圏外
28	介護老人保健施設　グリーンテラス	高島市新旭町旭 696	60	25-5090	UPZ 圏外	-	-	UPZ 圏外
29	ハーモニー	高島市新旭町藁園 2607	20	25-3500	UPZ 圏外	-	-	-

５）防護対策地域（UPZ）圏と広域避難所

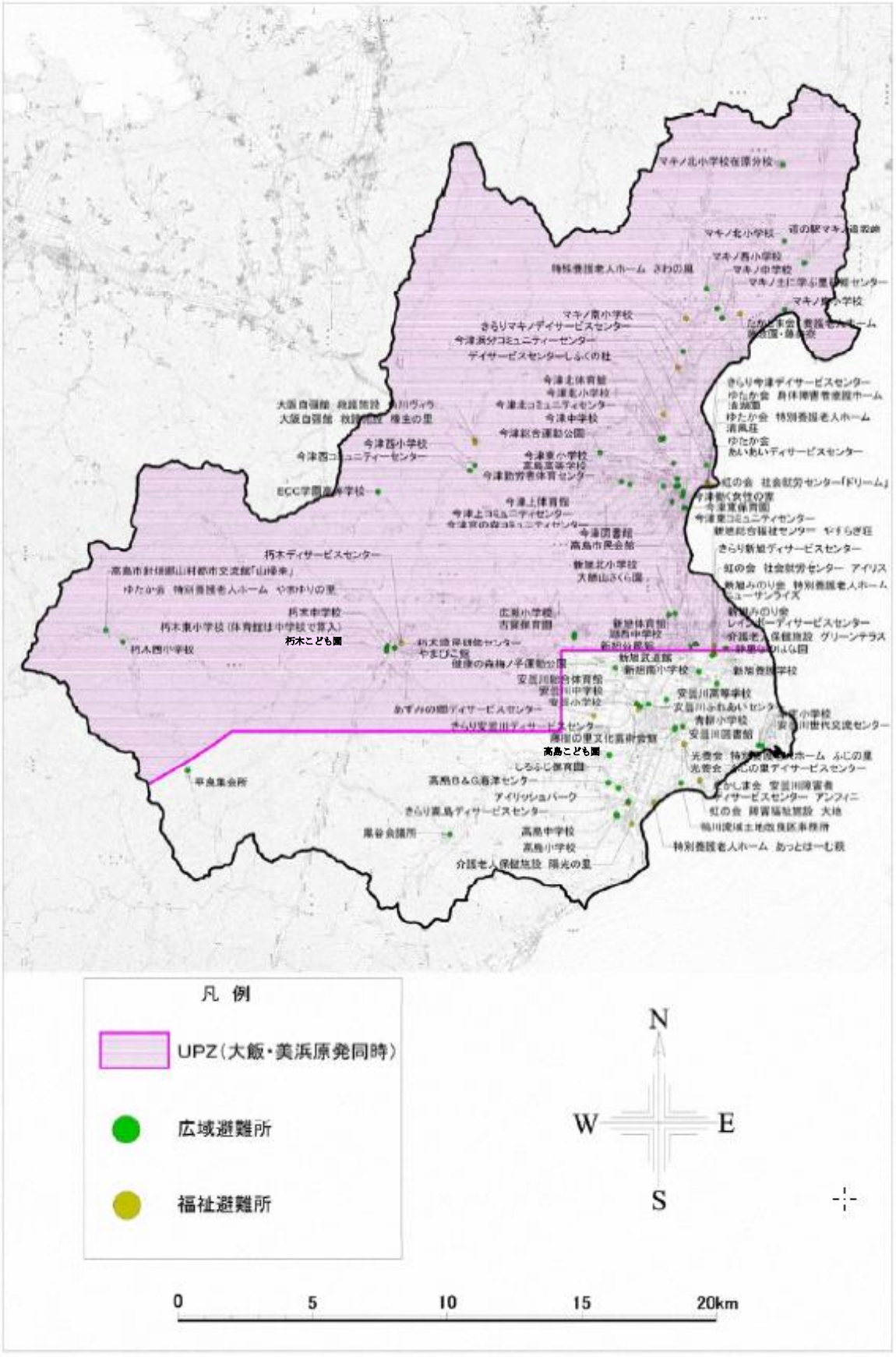
ア．広域避難所位置図（大飯原発単独事故）



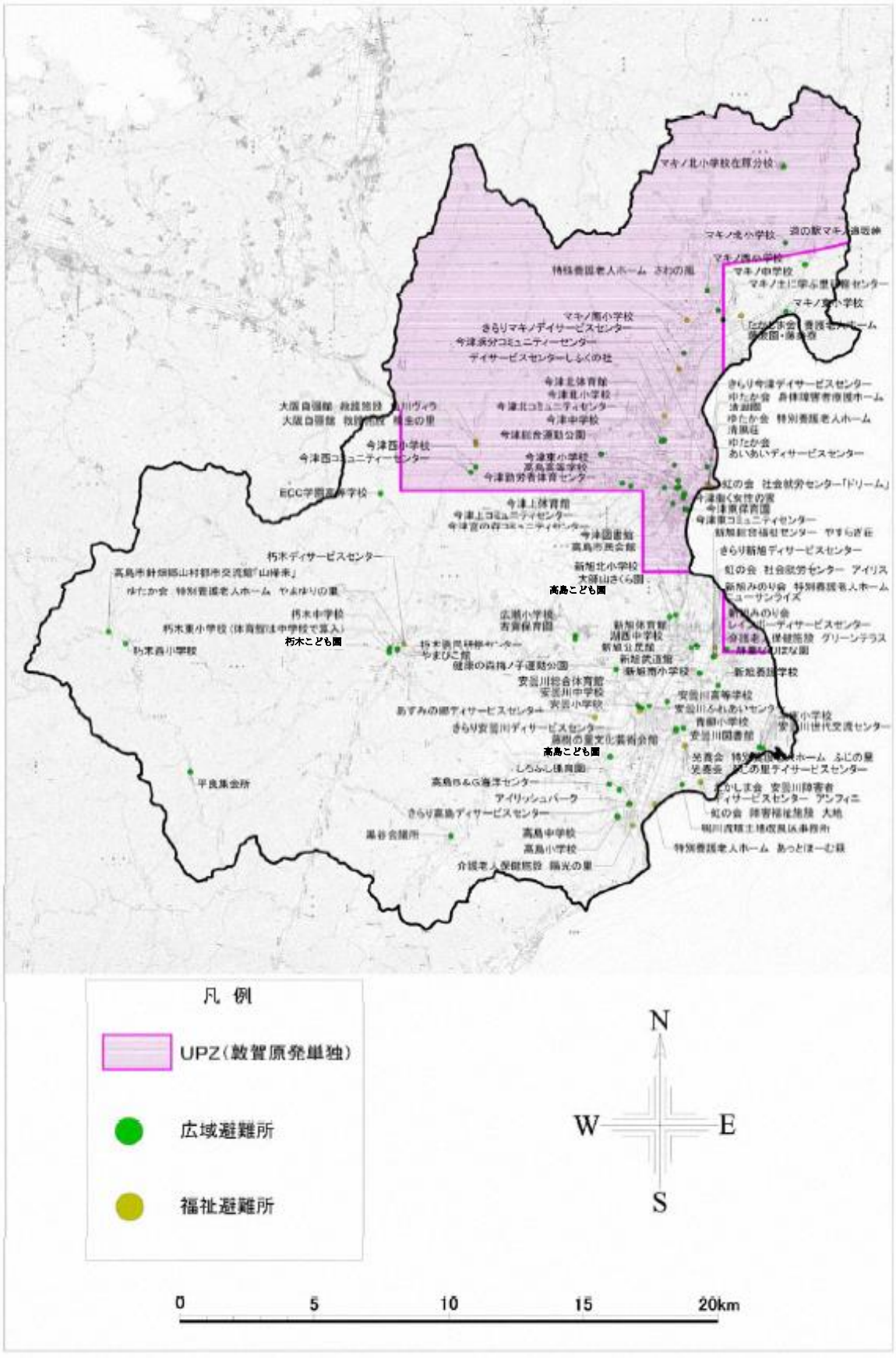
イ．広域避難所位置図（美浜原発単独事故）



ウ．広域避難所位置図（大飯・美浜原発同時事故）



エ．広域避難所位置図（敦賀原発単独事故）



２．避難確保等が必要な社会福祉施設等

（１）浸水想定区域内の社会福祉施設等

［本編　p96　：　２編_３章_８_（１）「１）洪水浸水想定区域内に所在する施設等」
p306　：　３編_２９章_３「（１）洪水浸水想定区域内に所在する施設等」　参照］

１）安曇川想定最大浸水区域（24 時間総雨量 659 ㎜、水深 0.5m 以上）に含まれる施設一覧

施　設　名	住　　所	連絡先	備考
地域密着型通所介護事業所 びわの音・西近江　まち家族	今津町名小路 1 丁目 3 番地 1	22-0006	1.0～2.0m未満
地域密着型通所介護事業所　びわの音･西近江グループホーム　ねねの家	今津町名小路 1 丁目 3 番地 1	22-1665	1.0～2.0m未満
今津東保育園	今津町住吉 2 丁目 16 番地 5	22-2205	1.0～2.0m未満
就労継続支援事業所　湖西夢工房	今津町桜町 2 丁目 3 番地 5	20-1334	1.0～2.0m未満
堀井歯科医院	今津町住吉 2 丁目 12 番地 8	22-3886	1.0～2.0m未満
放課後等デイサービス　アップル	今津町住吉 1 丁目 3 番地 5	22-5820	0.5～1.0m未満
医療法人あいりんクリニック	今津町中沼 1 丁目 5 番地 6	22-1711	0.5～1.0m未満
弘部歯科医院	今津町中沼 1 丁目 3 番地 3	22-3800	0.5～1.0m未満
古賀保育園	安曇川町下古賀 1182 番地	33-0011	2.0～5.0m未満
あだち歯科クリニック	安曇川町西万木 811 番地	32-6480	2.0～5.0m未満
横木歯科医院	安曇川町西万木 793 番地	32-0350	2.0～5.0m未満
医療法人　氷室内科医院	安曇川町末広 2 丁目 12 番地	32-2112	2.0～5.0m未満
認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム　沖の白石	安曇川町北船木 1729 番地 1	34-0880	2.0～5.0m未満
県立安曇川高等学校	安曇川町西万木 1168 番地	32-0477	2.0～5.0m未満
青柳小学校	安曇川町青柳 1138 番地	32-0039	2.0～5.0m未満
医療法人　土田医院	安曇川町末広３丁目 22 番地 1	32-3317	2.0～5.0m未満
藤波こども園	安曇川町下小川 120 番 1	32-0329	2.0～5.0m未満
特別養護老人ホーム　藤のれん	安曇川町下小川 127 番地 1	32-4165	1.0～2.0m未満
安原歯科医院	安曇川町田中 45 番地 2	32-0081	2.0～5.0m未満
認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム　Ｂｅスマイルあど川	安曇川町田中 302 番地	32-0587	2.0～5.0m未満
第５学童保育所	安曇川町田中 426 番地 藤乃井ﾊｳｽ内	32-4801	1.0～2.0m未満
はれやま眼科	安曇川町末広３丁目 2 番地 2	32-8060	1.0～2.0m未満
東医院	安曇川町青柳 915 番地	32-1331	1.0～2.0m未満
多胡クリニック	安曇川町南舟木 680 番地 2	34-0345	1.0～2.0m未満
放課後等デイサービス 第２アップル	安曇川町中央 2 丁目 2 番地 1 他	22-5820	1.0～2.0m未満
林田医院	安曇川町中央 2 丁目 2 番 1	32-1600	1.0～2.0m未満
地域密着型通所介護事業所 リハビリデイサービスひまわり	安曇川町田中 299 番地	20-4252	1.0～2.0m未満

施　設　名	住　　所	連絡先	備考
安曇川中学校	安曇川町田中 567 番地	32-0057	1.0～2.0m未満
安曇小学校	安曇川町田中 455 番地 1	32-0044	1.0～2.0m未満
安曇川はこぶね保育園	安曇川町青柳 700 番地 1	33-7900	1.0～2.0m未満
特別養護老人ホーム　ふじの里	安曇川町下小川 3220 番地 1	32-4165	1.0～2.0m未満
本庄小学校	安曇川町南船木 391 番地	34-0006	1.0～2.0m未満
地域活動支援センター　アンフィニ	安曇川町下小川 2441 番地 4	32-4141	1.0～2.0m未満
生活介護事業所　大地	安曇川町下小川 2441 番地 25	32-3860	1.0～2.0m未満
中央ユニバーサルこども園	安曇川町田中 532 番地 1	32-0575	1.0～2.0m未満
小泉クリニック	安曇川町西万木 1264 番地 1	32-6101	1.0～2.0m未満
澤村医院	安曇川町中央 4 丁目 1 番地 3	32-3525	1.0～2.0m未満
みやもと整形外科クリニック	安曇川町中央 3 丁目 2 番地 22	28-7520	1.0～2.0m未満
おおやま歯科クリニック	安曇川町末広 3 丁目 8 番地	32-8088	1.0～2.0m未満
なかの歯科	安曇川町末広 4 丁目 40 番地 1	32-3377	1.0～2.0m未満
歯科山本医院	安曇川町西万木 641 番地 13	32-0323	1.0～2.0m未満
朽木学童保育所　どんぐり	朽木市場 505 番地	38-2134	2.0～5.0m未満
認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム　はあとふる朽木	朽木市場 593 番地 1	38-8000	2.0～5.0m未満
介護老人福祉施設　やまゆりの里	朽木市場 656 番地	38-8030	2.0～5.0m未満
地域密着型通所介護事業所 朽木デイサービスセンター	朽木市場 656 番地	38-3080	2.0～5.0m未満
高島市民病院　朽木診療所	朽木市場 701 番地	38-2071	1.0～2.0m未満
金田歯科医院	鴨 2908 番地	36-2277	2.0～5.0m未満
高島市民病院	勝野 1667 番地	36-0220	1.0～2.0m未満
介護老人福祉施設　あっとほーむ萩	勝野 1 番地 2	36-0122	1.0～2.0m未満
介護老人保健施設　陽光の里	勝野 1667 番地 14	36-1220	0.5～1.0m未満
共同生活援助事業所　スキップ	新旭町新庄 1443 番地 2	20-1600	2.0～5.0m未満
地域密着型通所介護事業所 デイサービスひより	新旭町旭 892 番地 1	20-2185	2.0～5.0m未満
地域密着型通所介護事業所 デイサービスより愛	新旭町針江 291 番地	25-5301	2.0～5.0m未満
湖西クリニック	新旭町安井川 1218 番地 1	25-2539	2.0～5.0m未満
認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム　Ｂｅスマイル新旭	新旭町安井川 1 丁目 12 番 1	20-1270	2.0～5.0m未満
小規模多機能居宅介護　元気な仲間	新旭町安井川 148 番地 4	25-5703	2.0～5.0m未満
澤村クリニック	新旭町旭 1 丁目 7 番地 1	25-5082	2.0～5.0m未満
やすはら眼科クリニック	新旭町熊野本 1 丁目 6 番 8 号	20-2011	2.0～5.0m未満
新旭南小学校	新旭町新庄 853 番地	25-2009	1.0～2.0m未満

施　設　名	住　　所	連絡先	備考
医療法人社団 山内耳鼻いんこう科	新旭町熊野本１丁目１番地 15	25-7888	1.0～2.0m未満
自立訓練事業所 デイセンター・おりーぶ	新旭町針江５番地９	077-535-0313	1.0～2.0m未満
サ高住　愛の鈴　高島２番館	新旭町新庄 489 番地 13	077-579-1115 Kajyu ｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ	1.0～2.0m未満
サ高住　愛の鈴　高島１番館	新旭町新庄 489 番地 14	077-579-1115 Kajyu ｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ	1.0～2.0m未満
野上歯科医院	新旭町旭２丁目２番地４	25-7500	1.0～2.0m未満
藤本歯科医院	新旭町新庄 625 番地１	25-2232	1.0～2.0m未満
サ高住　オアシス	新旭町旭 462 番地	25-8051	1.0～2.0m未満
湖西中学校	新旭町北畑 564 番地２	25-2271	1.0～2.0m未満
まつもと整形外科	新旭町旭 870 番地 20	25-8201	1.0～2.0m未満
就労継続支援（Ｂ型）事業所 アイリス	新旭町北畑 45 番地	25-5315	1.0～2.0m未満
就労継続支援（Ｂ型）事業所 マーブル	新旭町北畑４番地 30	25-8277	1.0～2.0m未満
うえはら歯科	新旭町旭１丁目９番地４	25-8241	1.0～2.0m未満
医療法人社団松田歯科医院 まつだ内科歯科クリニック	新旭町旭 696 番地	25-5050	0.5～1.0m未満
介護老人保健施設　グリーンテラス	新旭町旭 696 番地	25-5090	0.5～1.0m未満
通所介護事業所　きらり新旭	新旭町北畑 45 番地１	25-5730	0.5～1.0m未満
医療法人かおり会　本多医院	新旭町旭 1069 番地２	25-4123	0.5～1.0m未満
特別養護老人ホーム ニューサンライズ	新旭町藁園 2603 番地	25-8288	0.5～1.0m未満
通所介護事業所　レインボー	新旭町藁園 2603 番地	25-8288	0.5～1.0m未満
サ高住　メディケアさくら	新旭町旭 605 番地１	25-2525	0.5～1.0m未満
小規模多機能型居宅介護 メディケアさくら	新旭町旭 605 番地１	25-2525	0.5～1.0m未満
放課後等デイサービス　みんなのね	新旭町太田 1255 番地５	25-3000	0.5～1.0m未満
うえの内科･消化器内視鏡クリニック	新旭町熊野本１丁目１番地１	25-0714	0.5～1.0m未満
ぱれっと	新旭町藁園 2607 番地	050-1809-2925	0.5～1.0m未満
ブロッサムジュニア　高島教室	新旭町旭 707 番地	20-9051	0.5～1.0m未満

２）琵琶湖想定最大浸水区域（120 時間総雨量 555 ㎜、水深 0.5m 以上）に含まれる施設一覧

施　設　名	住　　所	連絡先	最大想定浸水深
マキノ東こども園	マキノ町西浜 300 番地 1	28-0001	0.5～1.0m未満
今津東保育園	今津町住吉 2 丁目 16 番地 5	22-2205	1.0～2.0m未満
就労継続支援（B型）事業所 湖西夢工房	今津町住吉 2 丁目 3 番地 5	20-1334	1.0～2.0m未満
生活介護事業所　ドリーム･だんだん	今津町南新保 593 番地	22-8100	1.0～2.0m未満
就労移行支援（B型）事業所 ドリーム・あんです	今津町南新保 593 番地	22-8100	1.0～2.0m未満
堀井歯科医院	今津町住吉 2 丁目 12 番地 8	22-3886	1.0～2.0m未満
認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム　ねねの家	今津町名小路 1 丁目 3 番地 1	22-1665	0.5～1.0m未満
認知症対応型共同生活介護事業所 グループホームねねの家・3 号館	今津町桜町 1 丁目 6 番 3	22-1665	0.5～1.0m未満
地域密着型通所介護事業所 びわの音・西近江　まち家族	今津町名小路 1 丁目 3 番地 1	22-0006	0.5～1.0m未満
軽費老人ホーム（ケアハウス） ケアハウスじゅらく	今津町南新保 87 番地	22-1601	0.5～1.0m未満
放課後等デイサービス　アップル	今津町住吉 1 丁目 3 番地 5	22-5820	0.5～1.0m未満
弘部歯科医院	今津町中沼 1 丁目 3 番地 3	22-3800	0.5～1.0m未満
医療法人　あいりんクリニック	今津町中沼 1 丁目 5 番地 6	22-1711	0.5～1.0m未満
障害者支援施設　清湖園	今津町南新保 87 番地 14	22-3490	0.5～1.0m未満
介護老人福祉施設　清風荘	今津町南新保 87 番地 15	22-1601	0.5～1.0m未満
地域密着型通所介護事業所 清風荘　あいあいﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	今津町南新保 87 番地 15	22-1601	0.5～1.0m未満
一般財団法人近江愛隣園 今津病院	今津町南新保 87 番地 1	22-2238	0.5～1.0m未満
小規模多機能型居宅介護事業所 陽だまり	今津町浜分 256 番地 2	22-2321	0.5～1.0m未満
医療法人　ながおか医院	今津町今津 1487 番地	22-2030	0.5～1.0m未満
認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム　沖の白石	安曇川町北船木 1729 番地 1	34-0880	1.0～2.0m未満
県立びわ湖こどもの国	安曇川町北船木 2981 番地	34-1392	0.5～1.0m未満
藤波こども園	安曇川町下小川 120 番地 1	32-0329	0.5～1.0m未満
多胡クリニック	安曇川町南舟木 680 番地 2	34-0345	0.5～1.0m未満
介護老人福祉施設　あっとほーむ萩	勝野 1 番地 2	36-0122	0.5～1.0m未満
認知症対応型通所介護事業所あっとほーむ萩	勝野 1 番地 2	36-0122	0.5～1.0m未満
高島市民病院	勝野 1667 番地	36-0220	1.0～2.0m未満
認可外保育施設 高島市民病院　院内保育所	勝野 1667 番地	36-0220	1.0～2.0m未満

施　設　名	住　　所	連絡先	最大想定浸水深
介護老人保健施設　陽光の里	勝野 1667 番地 14	36-1220	0.5～1.0ｍ未満

（２）土砂災害警戒区域および特別警戒区域内に所在する施設等

［本編　p96　：　２編_３章_８_（２）「１）土砂災害警戒区域および特別警戒区域内に所在する施設等」
p306　：　３編_２９章_４「（１）土砂災害警戒区域および特別警戒区域内に所在する施設等」　　参照］

１）土砂災害防止法に基づく地域指定

自然現象	区域指定	施　　設　　名	住　　所	連絡先
土石流	警戒区域	養護老人ホーム　藤波園	マキノ町西浜 1415 番地	28-8008
土石流	警戒区域	障害者支援施設　藤美寮	マキノ町西浜 1415 番地	28-1128
土石流	警戒区域	就労継続支援事業所 藤の樹工房	マキノ町西浜 1415 番地	28-1138
土石流	警戒区域	地域密着型通所介護事業所 デイサービスセンター じゃがいもの家	マキノ町浦 345 番地	28-8068
土石流	警戒区域	救護施設　角川ヴィラ	今津町角川 1161 番地	24-0066
土石流	警戒区域	社会福祉法人大阪自彊館 角川クリニック	今津町角川 1161 番地 4	24-8001
土石流	警戒区域	共同生活援助事業所 箱館ハウス	今津町日置前 2730 番地 1	22-4301
土石流	警戒区域	共同生活援助事業所 あっとホーム	今津町日置前 2730 番地 1	22-1555
土石流 急傾斜地崩壊	警戒区域	障害者支援施設　杉山寮	今津町杉山 253 番地	24-0045
急傾斜地崩壊	警戒区域	ＥＣＣ学園高等学校 滋賀高島本校	今津町椋川 512 番地 1	24-8101
土石流	警戒区域	朽木こども園	朽木市場 1101 番地 2	38-2070
土石流 急傾斜地崩壊	警戒区域	高島市民病院　針畑診療所	朽木中牧 111 番地 3	36-0220
急傾斜地崩壊	警戒区域	朽木東小学校	朽木市場 1113 番地	38-2011
土石流	警戒区域	朽木中学校	朽木市場 1055 番地	38-2314
土石流	警戒区域	朽木西小学校	朽木中牧 187 番地	38-5054
土石流	警戒区域	大師山さくら園	新旭町饗庭 5138 番地	25-8439
土石流	警戒区域	学童やまびこ	新旭町饗庭 3106 番地 6	25-7582
土石流	警戒区域	高島学園中学校	勝野 1070 番地	36-8012

３．公共・公益施設

（１）公共施設

１）市の主要公共施設

［本編 p225：３編_１２章_４_（１）「１）自主避難を行う場所」参照］

（令和５年４月現在）

No	施　設　名	所　在　地	TEL(0740)	備　考
1	高島市役所	新旭町北畑 565 番地	25-8000	防災中心拠点
2	マキノ支所	マキノ町沢 1410 番地	27-1121	地域防災拠点
3	今津支所	今津町弘川 204 番地 1	22-2551	地域防災拠点
4	朽木支所	朽木市場 604 番地	38-2331	地域防災拠点
5	安曇川支所	安曇川町田中 89 番地	32-1131	地域防災拠点
6	高島支所	勝野 215 番地	36-1121	地域防災拠点
7	新旭公民館 （観光物産ﾌﾟﾗｻﾞ）	新旭町旭一丁目 10 番地 1	25-5500	地域防災拠点・ 広域避難所
8	今津北ｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ	今津町日置前 149 番地 1	22-2249	広域避難所
9	今津東ｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ	今津町中沼一丁目 4 番地 1	22-3222	広域避難所
10	今津上ｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ	今津町下弘部 1348 番地 1	22-4830	広域避難所
11	今津宮の森ｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ	今津町弘川 1692 番地/1705 番地 1	22-2945	広域避難所
12	高島市民会館	今津町中沼一丁目 3 番地 1	22-1764	広域避難所
13	安曇川世代交流ｾﾝﾀｰ	安曇川町南船木 249 番地	34-1320	広域避難所
14	安曇川ふれあいｾﾝﾀｰ	安曇川町田中 89 番地	32-0003	広域避難所
15	マキノ図書館	マキノ町蛭口 260 番地 1	27-0350	
16	今津図書館	今津町舟橋一丁目 3 番地 1	22-3827	広域避難所
17	安曇川図書館	安曇川町青柳 1173 番地	32-4711	広域避難所
18	朽木図書サロン	朽木市場 792 番地	38-2324	
19	高島図書室	勝野 670 番地	36-0219	
20	新旭図書室	新旭町旭一丁目 10 番地 1	25-2811	
21	マキノ公民館	マキノ町蛭口 260 番地 1	27-1131	
22	今津公民館	今津町日置前 149 番地 1	22-2249	
23	今津西ｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ	今津町保坂 300 番地	24-0248	広域避難所
24	今津浜分ｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ	今津町浜分 387 番地 1	22-3269	広域避難所
25	安曇川公民館	安曇川町田中 89 番地	32-0003	
26	高島公民館	勝野 670 番地	36-0219	
27	今津北体育館	今津町日置前 100 番地	22-4257	広域避難所
28	今津上体育館	今津町上弘部 486 番地	22-4104	広域避難所
29	勤労者体育ｾﾝﾀｰ	今津町今津 1952 番地 1	22-6844	広域避難所
30	今津総合運動公園	今津町日置前 3124 番地 1 他	22-5555	広域避難所

No	施　設　名	所　在　地	TEL(0740)	備　考
31	安曇川総合体育館	安曇川町田中 630 番地 1	32-2543	広域避難所
32	健康の森梅の子運動公園	安曇川町南古賀 55 番地	33-1515	広域避難所
33	新旭体育館	新旭町 818 番地	25-8100	広域避難所
34	新旭武道館	新旭町旭 820 番地	25-5597	広域避難所
35	ﾏｷﾉ土に学ぶ里研修ｾﾝﾀｰ	マキノ町蛭口 260 番地 1	27-1131	広域避難所
36	文化交流施設「やまびこ館」	朽木市場 792 番地	38-2324	広域避難所
37	藤樹の里文化芸術会館	安曇川町上小川 106 番地	32-2461	広域避難所
38	アイリッシュパーク	勝野 670 番地	36-0219	広域避難所
39	朽木農民研修ｾﾝﾀｰ	朽木市場 792 番地	38-2324	広域避難所
40	高島Ｂ＆Ｇ海洋ｾﾝﾀｰ	宮野 1516 番地	36-1370	広域避難所
41	働く女性の家	今津町今津 1640 番地	22-5775	広域避難所
42	針畑郷山村都市交流館「山帰来」	朽木中牧 528 番地	38-9008	広域避難所
43	高島病院平良診療所	朽木平良 100 番地 1	38-5263	広域避難所
44	環境ｾﾝﾀｰ	今津町途中谷 236 番地	24-0031	
45	高島市 MICS ｾﾝﾀｰ	新旭町饗庭 3475 番地 5	22-1360	
46	斎場	今津町今津 2211 番地	22-4740	

２）主な県の出先機関

No	施　設　名	所　在　地	TEL 0740	備　考
1	高島農業農村振興事務所	今津町今津 1758 番地	22-0121	県地方本部
2	高島土木事務所	今津町今津 1758 番地	22-6053	
3	高島健康福祉事務所(高島保健所)	今津町今津 448 番地 45	22-2525	
4	高島環境事務所	今津町今津 1758 番地	22-6066	
5	石田川ﾀﾞﾑ管理事務所	今津町角川 529 番地	24-0011	
6	高島浄化センター	今津町今津 1562 番地	22-5255	
7	高島警察署	今津町中沼二丁目４番地	22-0110	
8	海津警察官駐在所	マキノ町西浜 239 番地 1	28-0110	
9	蛭口警察官駐在所	マキノ町蛭口 1355 番地 3	27-0110	
10	弘川交番	今津町弘川 615 番地 1	22-5599	
11	朽木警察官駐在所	朽木市場 610 番地 2	38-21１０	
12	安曇川駅前交番	新旭町中央一丁目１番地 9	32-0226	
13	古賀警察官駐在所	安曇川町下古賀 1186 番地	33-0019	
14	船木警察官駐在所	安曇川町南船木 192 番地 5	34-0222	
15	勝野交番	勝野 3058 番地	36-0016	
16	水上警察隊高島分駐所	勝野番外地	077-522-1231	
17	新旭警察官駐在所	新旭町北畑一丁目 16-5	25-2110	

３）主な国の出先機関

No	施　設　名	所　在　地	TEL 0740	備　考
1	今津税務署	今津町住吉一丁目 5 番地 10	22-2561	
2	高島簡易裁判所	今津町住吉一丁目 3 番地 8	22-2148	
3	大津地方法務局高島出張所	今津町住吉一丁目 3 番地 1	22-2352	
4	ハローワーク高島	安曇川町末広四丁目 37 番地	32-0047	
5	陸上自衛隊今津駐屯地	今津町平郷国有地	22-2581	
6	航空自衛隊饗庭野分屯基地	新旭町饗庭 3356 番地 1	25-4343	
7	独立行政法人水資源機構琵琶湖開発総合管理所湖西管理所	今津町住吉一丁目 3 番地 4	22-1500	

４）その他

No	施　設　名	所　在　地	TEL 0740	備　考
1	高島市商工会	安曇川町田中 89 番地	32-1580	
2	びわ湖高島観光協会	新旭町旭一丁目 10 番地 1	33-7101	
3	高島市社会福祉協議会	新旭町北畑 45 番地 1	25-5730	
4	鴨川土地改良区事務所	安曇川町下小川 2912 番地	32-2297	広域避難所
5	黒谷会議所	黒谷 572 番地 1	37-0955	広域避難所
6	JR 西日本 マキノ駅	マキノ町西浜 1243 番地	28-1155	
7	近江中庄駅	マキノ町中庄 1043 番地	―	
8	近江今津駅	今津町名小路一丁目 9 番地 1	22-1661	
9	新旭駅	新旭町旭 917 番地 2	25-5321	
10	安曇川駅	安曇川町西万木 601 番地 2	32-1100	
11	近江高島駅	勝野 2245 番地 5	36-1100	
12	道の駅マキノ追坂峠	マキノ町海津 897 番地 27	28-8081	道路防災拠点・広域避難所
13	道の駅くつき新本陣	朽木市場 777 番地	38-2398	道路防災拠点
14	道の駅新旭風車村	新旭町藁園 336 番地	25-6464	道路防災拠点
15	道の駅藤樹の里安曇川	安曇川町青柳 1162 番地 1	32-8460	道路防災拠点
16	西日本ｼﾞｪｲｱｰﾙﾊﾞｽ㈱近江今津営業所	今津町今津 448 番地 25	22-2152	
17	江若交通㈱安曇川支所	安曇川町五番領 154 番地	32-1371	

（２）学校等教育施設および児童福祉施設等

１）小・中学校

（令和５年４月現在）

学校名	郵便番号	電話番号	FAX 番号	所在地	エレベーター有無	階層
マキノ中学校	520-1833	27-0025	27-1388	マキノ町蛭口 601 番地	無	３階建て
マキノ東小学校	520-1811	28-0018	28-0821	マキノ町海津 2384 番地	無	３階建て
マキノ西小学校	520-1834	27-0030	27-1392	マキノ町寺久保 552 番地 1	無	３階建て
マキノ南小学校	520-1822	27-0013	27-0505	マキノ町新保 887 番地	無	３階建て
今津中学校	520-1611	22-2161	22-2191	今津町弘川 924 番地	無	３階建て
今津東小学校	520-1611	22-2021	22-0021	今津町弘川 59 番地	無	３階建て
今津北小学校	520-1655	22-2134	22-3972	今津町日置前 100 番地	無	３階建て
朽木中学校	520-1401	38-2314	38-3227	朽木市場 1055 番地	無	３階建て
朽木東小学校	520-1401	38-2011	38-3228	朽木市場 1113 番地	無	３階建て
朽木西小学校	520-1444	38-5054	38-5058	朽木中牧 187 番地	無	２階建て
安曇川中学校	520-1217	32-0057	32-4377	安曇川町田中 567 番地	無	３階建て
安曇小学校	520-1217	32-0044	32-0044	安曇川町田中 445 番地 1	無	３階建て
青柳小学校	520-1221	32-0039	32-0045	安曇川町青柳 1138 番地	無	３階建て
本庄小学校	520-1233	34-0006	34-0016	安曇川町南船木 391 番地	無	３階建て
高島中学校	520-1121	36-0079	36-8012	勝野 1070 番地	無	３階建て
高島小学校	520-1121	36-1106	36-2336	勝野 1045 番地	無	３階建て
湖西中学校	520-1521	25-2271	25-3912	新旭町北畑 564 番地 2	無	３階建て
新旭南小学校	520-1522	25-2009	25-2090	新旭町新庄 853 番地	無	３階建て
新旭北小学校	520-1531	25-2209	25-2648	新旭町饗庭 26 番地	無	３階建て

２）こども園等

		名　　称	位　　置	電　話	ＦＡＸ
公立	1	高島市立マキノ東こども園 （保育所型認定こども園）	〒520-1812 マキノ町西浜 300 番地 1	28- 0001	28- 0004
	2	高島市立マキノ西こども園 （保育所型認定こども園）	〒520-1833 マキノ町蛭口 1365 番地 1	27- 0144	27- 0149
	3	高島市立今津東保育園 （小規模保育事業所 A）	〒520-1623 今津町住吉二丁目 16 番地 5	22- 2205	22- 4833
	4	高島市立朽木こども園 （保育所型認定こども園）	〒520-1401 朽木市場 1101 番地 2	38- 2070	38- 2090
	5	高島市立古賀保育園 （小規模保育事業所 A）	〒520-1202 安曇川町下古賀 1182 番地	33- 0011	33- 1541
	6	高島市立高島こども園 （保育所型認定こども園）	〒520-1102 野田 1631 番地	36- 0352	36- 0352
	7	高島市立大師山さくら園 （保育所型認定こども園）	〒520-1531 新旭町饗庭 5138 番地	25- 8439	25- 3399
	8	高島市立静里なのはな園 （保育所型認定こども園）	〒520-1511 新旭町藁園 2305 番地	25- 7087	25- 7095
私立	9	社会福祉法人近江愛隣会 愛隣こども園 幼保連携型認定こども園）	〒520-1613 今津町上弘部 1231 番地 1	22- 2339	22- 1771
	10	社会福祉法人のぞみ会 なないろこども園 （幼保連携型認定こども園）	〒520-1652 今津町福岡 1926 番地	22- 0314	22- 0319
	11	社会福祉法人はこぶね会 安曇川はこぶね保育園 （幼保連携型認定こども園）	〒520-1221 安曇川町青柳 700 番地 1	33- 7900	33- 7901
	12	社会福祉法人慈光会 しろふじ保育園 （幼保連携型認定こども園）	〒520-1112 永田 1233 番地 1	36- 1501	36- 1845
	13	学校法人安曇川学園 中央ユニバーサルこども園 （幼保連携型認定こども園）	〒520-1217 安曇川町田中 532 番地 1	32- 0575	32- 3554
	14	学校法人藤波学園 藤波こども園 （幼保連携型認定こども園）	〒520-1223 安曇川町下小川 120 番 1	32- 0329	32- 8005
	15	学校法人恵の園　今津幼稚園	〒520-1621 今津町今津 1650 番地 1	22- 2214	22- 2480
	16	社会福祉法人はこぶね会 はこぶね保育園ひかりの （小規模保育事業 A 型）	〒520-1221 安曇川町青柳 705 番地 1	33- 7811	33- 7812
	17	家庭的保育園 Peek-a-boo （家庭的保育事業）	〒520-1652 今津町福岡 1145 番地 13	20- 1744	20- 1744
	18	家庭的保育園 Peek-a-boo （家庭的保育事業）	〒520-1501 新旭町旭 1043 番地 15	20- 1744	20- 1744

３）学童保育所

（令和５年４月現在）

	学童保育所	運営団体	開所場所	住所	対象地域	電話
1	第１学童保育所	NPO 法人子育ち・子育てサポートきらきらクラブ	旧今津給食センター	今津町弘川 204 番地	今津東小学校区	22-1445
2	第２学童保育所	NPO 法人子育ち・子育てサポートきらきらクラブ	旧今津北保育所	今津町日置前 85 番地４	今津北小学校区	22-0381
3	第３学童保育所	NPO 法人子育ち・子育てサポートきらきらクラブ	旧今津漁業者研修センター	今津町浜分 218 番地	今津東小学校区	22-1336
4	第４学童保育所	NPO 法人子育ち・子育てサポートきらきらクラブ	旧マキノ老人福祉センター	マキノ町蛭口 1371 番地	マキノ全域	27-8151
5	第５学童保育所	NPO 法人子育ち・子育てサポートきらきらクラブ	藤乃井ハウス	安曇川町田中 426 番地	安曇小学校区	32-4801
6	第６学童保育所	NPO 法人子育ち・子育てサポートきらきらクラブ	旧藤波幼稚園	安曇川町上小川 61 番地３	青柳小学校区 本庄小学校区	28-7226
7	第７学童保育所	NPO 法人子育ち・子育てサポートきらきらクラブ	今津中学校寄宿舎	今津町弘川 204 番地	今津東小学校区	33-7815
8	第８学童保育所	NPO 法人子育ち・子育てサポートきらきらクラブ	藤乃井ハウス	安曇川町田中 426 番地	安曇小学校区	33-7033
9	第９学童保育所	NPO 法人子育ち・子育てサポートきらきらクラブ	旧マキノ老人福祉センター	マキノ町蛭口 1371 番地	マキノ全域	20-9027
10	第 10 学童保育所	NPO 法人子育ち・子育てサポートきらきらクラブ	旧藤波幼稚園	安曇川町上小川 61 番地３	安曇小学校区	32-0065
11	朽木学童保育所どんぐり	朽木学童保育所保護者会	朽木中学校寄宿舎	朽木市場 505 番地	朽木全域	38-2134
12	学童しろふじ	社会福祉法人　慈光会	しろふじ保育園	永田 1233 番地１	高島全域	36-1501
13	学童やまびこ第１	NPO 法人　クマノヤマネット	子育て支援施設もりっこ	新旭町饗庭 3106 番地６	新旭北小学校区	25-7582
14	学童やまびこ第２	NPO 法人　クマノヤマネット	子育て支援施設もりっこ	新旭町饗庭 3106 番地６	新旭北小学校区	25-7582
15	新旭学童保育所トライアングル	NPO 法人　元気な仲間	ほおじろ荘	新旭町旭 734 番地２	新旭南小学校区	33-7323

（３）高齢者福祉施設

種　別	事　業　所　名	運営法人	住　　所	電話	備考
特別養護老人ホーム ※地域密着型介護老人福祉施設も含む	朽木小規模特別養護老人ﾎｰﾑ やまゆりの里	（福）初穂会	朽木市場 656 番地	38-8030	
	特別養護老人ホーム 清風荘	（福）ゆたか会	今津町南新保 87 番地 15	22-1601	
	さわの風（小規模特別養護老人ﾎｰﾑ）	（福）ゆたか会	マキノ町沢 1791-1	27-8020	
	特別養護老人ﾎｰﾑ ニューサンライズ	（福）新旭みのり会	新旭町藁園 2603 番地	25-8288	
	特別養護老人ホーム あっとほーむ萩	（福）新旭みのり会	高島市勝野 1-2	36-0122	
	特別養護老人ホーム ふじの里	（福）光養会	安曇川町下小川 3220 番地 1	32-4165	
	特別養護老人ホーム ふじの里なごみの家	（福）光養会	安曇川町下小川 3220 番地 1	32-4165	
	特別養護老人ホーム 藤のれん	（福）光養会	安曇川町下小川 127 番地 1	32-1515	
	桜美林シューレ高島	（福）清水安三記念福祉会	新旭町北畑 525 番地 2	28-7666	
介護老人保健施設	介護老人保健施設 陽光の里	高島市	勝野 1667-14	36-1220	
	介護老人保健施設 グリーンテラス	（医）社団 松田歯科医院	新旭町旭 696 番地	25-5090	
小規模多機能型居宅介護	ニチイケアセンター高島	（株）ニチイ学館	勝野 1725 番地	36-8711	（法人住所：東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地）
	小規模多機能型居宅介護事業所　さわの風	（福）ゆたか会	マキノ町沢 1791-1	27-8020	
	えがお屋本舗下古賀店	（福）高島市社会福祉協議会	安曇川町下古賀 1255 番地	20-1352	
	えがお屋本舗上弘部店	（福）高島市社会福祉協議会	今津町上弘部 438 番地 2	28-7525	
	小規模多機能型居宅介護 メディケアさくら	（医）かおり会	新旭町旭 605 番地 1	25-2525	
	小規模多機能型居宅介護事業所　はぴねすマキノ	（医）マキノ病院	マキノ町新保 1097 番地	27-0230	
	小規模多機能居宅介護 元気な仲間	（NPO）元気な仲間	新旭町安井川 148-4	25-5703	
	小規模多機能型居宅介護事業所　陽だまり	（福）たかしま会	今津町南新保 1-18	22-2321	
	萩の浜荘　小規模多機能型介護事業所	（福）日野友愛会	勝野 1-79	28-7010	

種　別	事　業　所　名	運営法人	住　　所	電話	備考
短期入所生活介護	やまゆりの里 短期入所生活介護	（福）初穂会	朽木市場 656 番地	38-8030	
	ショートステイ　さわのかぜ	（福）ゆたか会	マキノ町沢 1791 番地 1	27-8020	
	ショートステイせいふう	（福）ゆたか会	今津町南新保 87 番地 15	22-4649	
	短期入所施設　ニューサンライズ	（福）新旭みのり会	新旭町藁園 2603 番地	25-8288	
	短期入所施設　あっとほーむ萩	（福）新旭みのり会	高島市勝野 1-2	36-0122	
	桜美林シューレ高島	（福）清水安三記念福祉会	新旭町北畑 525 番地 2	28-7666	
	特別養護老人ホーム ふじの里 ｼｮｰﾄｽﾃｲ	（福）光養会	安曇川町下小川 3220 番地 1	32-4165	
認知症対応型共同生活介護	ニチイケアセンター高島	（株）ニチイ学館	勝野 1725	36-8701	
	グループホームはあとふるマキノ	（福）高島市社会福祉協議会	マキノ町新保 1095 番地	27-1823	
	グループホームはあとふる朽木	（福）高島市社会福祉協議会	朽木市場 593 番地 1	38-8000	
	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑＢｅスマイルあど川	（株）Ｂｅスマイル	安曇川町田中 302 番地	32-0587	
	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑＢｅスマイル新旭	（株）Ｂｅスマイル	新旭町安井川 1 丁目 12-1	20-1270	
	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ ねねの家 (1 号館・2 号館・3 号館)	(NPO)びわの音・西近江	今津町名小路 1-3-1　等	22-1665	
	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑくつろぎ	（福）新旭みのり会	新旭町北畑 183-1	25-5260	
	グループホーム　沖の白石	湖西ホームズ株式会社	安曇川町北船木 1729 番地 1	34-0880	
地域密着型通所介護	ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ じゃがいもの家	（NPO）じゃがいもの家	マキノ町浦 345 番地	28-8068	
	朽木デイサービスセンター	（福）初穂会	朽木市場 656 番地	38-8030	
	デイサービス　さくら	（医）かおり会	新旭町藁園 1326-2	25-8261	
	リハビリデイサービスほたる	合同会社 TMK	鴨川平 3 丁目 4 番地 9	20-4052	
	デイサービスひより遊庵	（株）Logic	新旭町北畑 2 丁目 2 番地 9	20-9036	
	デイサービスより愛	（NPO）元気な仲間	新旭町針江 291 番地	25-5301	
	いく歩デイサービス近江今津	（株）ランカル	今津町弘川 1520-3	24-7070	

種　別	事　業　所　名	運営法人	住　　所	電話	備考
	おうみの里マキノデイサービスセンター	（株）リハビリライフ	マキノ町西浜 748-2	20-2177	
	リハビリデイサービスひまわり	合同会社 TMK	安曇川町田中 299	20-4252	
	機能訓練デイサービスウォーク	(株)K's medical support	勝野 2245-9	36-8103	
通所介護	あずみの郷　通所介護事業所	オオヤマホールディング（株）	安曇川町田中 3741-1	32-8391	
	高島市社会福祉協議会きらりマキノ	（福）高島市社会福祉協議会	マキノ町新保 1095 番地	27-1778	
	高島市社会福祉協議会きらり今津北	（福）高島市社会福祉協議会	今津町桂 830 番地 1	22-8211	
	高島市社会福祉協議会きらり今津	（福）高島市社会福祉協議会	今津町上弘部 438 番地 2	22-8179	
	高島市社会福祉協議会きらり安曇川	（福）高島市社会福祉協議会	安曇川町田中 555 番地	32-2133	
	高島市社会福祉協議会きらり高島	（福）高島市社会福祉協議会	勝野 680 番地	36-1998	
	通所介護事業所 レインボー	（福）新旭みのり会	新旭町藁園 2603 番地	25-8288	
	ふじの里　デイサービスセンター	（福）光養会	安曇川町下小川 3220 番地 1	32-4140	
	デイサービス　ひより	（株）Logic	新旭町旭 892-1	20-1080	
通所リハビリテーション	デイケア　さくら	（医）かおり会	新旭町太田 888-1	25-6591	
	デイケア　マキノ	（医）マキノ病院	マキノ町新保 1097 番地	27-0099	
	今津病院通所リハビリテーション	(一財)近江愛隣園	今津町南新保 87 番地 1	22-2238	
	介護老人保健施設　陽光の里（通所リハビリ）	高島市	勝野 1667-14	36-1220	
認知症対応型通所介護	高島市社会福祉協議会きらりマキノ	（福）高島市社会福祉協議会	マキノ町新保 1095 番地	27-1778	
	デイサービスセンター いまづ	（有）メディカルアーツ研究所	今津町弘川 1533-1	22-1194	

（４）障がい者福祉施設等

１）障害者総合支援法による施設および事業所（令和５年４月現在）

種別	形態	事業所名	運営法人	住　　所	電話番号	備考
居宅介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾌﾟ）	居宅	朽木ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰｽﾃｰｼｮﾝ	（福）ゆたか会	朽木市場 656	38-8030	
		元気な仲間	（NPO）元気な仲間	新旭町針江 291	25-8360	
		こころいちばん ﾎｰﾑﾍﾙﾌﾟｻｰﾋﾞｽ	（福）ゆたか会	今津町住吉 2-11-2	22-5561	
		高島居宅介護事業所	（福）高島市社会福祉協議会	勝野 215	36-8222	
		わになろう	（福）虹の会	新旭町藁園 2607	25-8276	
		ヘルパーステーションひより	（株）Ｌｏｇｉｃ	新旭町旭 892-1	20-2185	
行動援護	居宅	わになろう	（福）虹の会	新旭町藁園 2607	25-8276	
短期入所（ｼｮｰﾄｽﾃｲ）	施設	杉山寮	（福）すぎやまの家	今津町杉山 253	24-0045	
		清湖園	（福）ゆたか会	今津町南新保 87-14	22-3490	
		藤美寮	（福）たかしま会	マキノ町西浜 1415	28-1128	
生活介護	入所	杉山寮	（福）すぎやまの家	今津町杉山 253	24-0045	
		清湖園	（福）ゆたか会	今津町南新保 87-14	22-3490	
		藤美寮	（福）たかしま会	マキノ町西浜 1415	28-1128	
	通所	清湖園	（福）ゆたか会　清湖園	今津町南新保 87-14	22-3490	
		大地	（福）虹の会	安曇川町下小川 2441-25	32-3860	
		ドリームだんだん	（福）虹の会	今津町南新保 593	22-8100	
		ハーモニー	（福）虹の会	新旭町藁園 2607	25-3500	
		藤美寮	（福）たかしま会	マキノ町西浜 1415	28-1128	
		うらら	（一社）このゆびとまれ	マキノ町沢 1221-1	20-4208	
施設入所支援	入所	杉山寮	（福）すぎやまの家	今津町杉山 253	24-0045	
		清湖園	（福）ゆたか会	今津町南新保 87-14	22-3490	
		藤美寮	（福）たかしま会	マキノ町西浜 1415	28-1128	
生活訓練	通所（訪	自立訓練（生活訓練）事業所　かけはし	（一社）このゆびとまれ	マキノ町沢 1221-1	20-4208	

種別	形態	事業所名	運営法人	住　　所	電話番号	備考
就労継続支援Ａ型	通所	ジョブ・サポートセンター ・ メイピス	（NPO）風の会	今津町上弘部 438	20-1600	
就労継続支援Ｂ型	通所	アイ・コラボレーション高島	（NPO）	今津町中沼 2-1-5	22-6777	
		アイリス	（福）虹の会	新旭町北畑 45	25-5315	
		わーくる夢	（福）ゆたか会	今津町住吉 2-11-2	22-3312	
		ジョブ・サポートセンター ・メイピス	（NPO）　風の会	今津町上弘部 438	20-1600	
		ドリーム・あんです	（福）虹の会	今津町南新保 593	22-8100	
		ぬくもりスマイル作業所	（NPO）和・のどか	マキノ町新保 920	27-1625	
		藤の樹工房	（福）たかしま会	マキノ町西浜 1415	28-1822	
		すみれ	（NPO）近江湖西会	新旭町新庄 487-3	20-1144	
		マーブル	（福）虹の会	新旭町北畑 4-30	25-8277	
		ホトラ舎	（株）ネ	安曇川町中野 783	33-0051	
就労移行支援	通所	わーくる夢	（福）ゆたか会	今津町桜町 2-3-5	22-3312	
就労定着支援	通所	わーくる夢	（福）ゆたか会	今津町桜町 2-3-5	22-3312	
放課後等デイサービス	通所	第一アップル	（NPO）ワーカーズコープ	今津町住吉 1-3-5	22 - 5820	
		第２アップル	（NPO）ワーカーズコープ	安曇川町中央 2-2-1	28-7111	
		みんなの木	（同）エルブイアール	高島鴨 1413	36-1500	
		みんなのね		新旭町太田 1255-5	25-3000	
共同生活援助		アーカス（マキノ）	（福）虹の会	マキノ町西浜 771-1	25-3344	
		さかえ（今津）		今津町舟橋 2-6-4	25-3344	
		さくら（新旭）		新旭町新庄 716-1	25-3344	
		太陽（安曇川）		安曇川町西万木 165-1	25-3344	
		ひまわり（新旭）		新旭町安井川 1650-3	25-3344	
		ほがらか（新旭）		新旭町熊野本 1198-14	25-3344	

種別	形態	事業所名	運営法人	住　　所	電話番号	備考
		よこまち（安曇川）		安曇川町五番領 19-6	25-3344	
		あっとホーム	（福）たかしま会	今津町日置前 2730-1	28-1128	（藤美寮）
		羽ばたき		マキノ町西浜 233-1	28-1128	（藤美寮）
		たっちの家		マキノ町知内 1149-1	28-1128	（藤美寮）
		箱館ハウス		今津町日置前 2730-1	28-1128	（藤美寮）
		高木浜ホーム		マキノ町高木浜 2-6-19	28-1128	（藤美寮）
		やまえみ	(株)ネ	安曇川町中野 783	33-0051	
		杉山ホーム	（福）すぎやまの家	今津町弘川 1432-20	20-2139	
					20-2139	
		あしみ	（福）大阪自彊館	今津町浜分 415-66	22-4850	
		ききょう		今津町浜分 528-30	22-2501	
		スキップ	(NPO)　風の会	新旭町新庄 1443-2	20-1600	（メイピス）
		みなみはま	（一社）虹の村　よりあい	今津町今津 448-84	22-7373	
		プリエール	（株）夢の木	勝野 1791-3	36-1123	（夢の木訪問看護）

２）地域生活支援事業による施設

（令和５年４月現在）

種別	形態	事業所名	運営法人	住　　所	電話番号	備考
地域活動支援ｾﾝﾀｰ【ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ】	通所	高島市安曇川障害者ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰｱﾝﾌｨﾆ	（福）たかしま会	安曇川町下小川2441-4	32-4141	
		わになろう	（福）虹の会	新旭町藁園 2607	25-8276	
日中一時支援	施設	きらきらクラブ	（NPO）きらきらクラブ	今津町南新保 87-16	22-1226	
		元気な仲間	（NPO）元気な仲間	新旭町安井川 148-4	25-5703	
		清湖園	（福）ゆたか会	今津町南新保 87-14	22-3490	
		藤美寮	（福）たかしま会	マキノ町西浜 1415	28-1128	
		わになろう	（福）虹の会	新旭町藁園 2607	25-8276	
移動支援【社会参加・余暇支援】	余暇	こころいちばんﾎｰﾑﾍﾙﾌﾟｻｰﾋﾞｽ	（福）ゆたか会	今津町住吉 2-11-2	22-5561	
		わになろう	（福）虹の会	新旭町藁園 2607	25-8276	
		元気な仲間	（NPO）元気な仲間	新旭町針江 291	25-8360	
訪問入浴	居宅	在宅介護センター高島	アサヒサンクリー	今津町今津 2447-9	22-5321	
		きらり高島	（福）高島市社会福祉協議会	勝野 680	36-8222	
２４時間対応型利用制度支援事業（ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ事業）	居宅	わになろう	（福）虹の会	新旭町藁園 2607	25-8276	

（５）医療関係施設等

［本編 p87：２編_３章_４_（１）「１）医療協力体制の整備_①_カ」参照］

１）医師会所在地

医師会名	事務局所在地	連絡先
滋賀県医師会	栗東市綣一丁目 10-7　医協ビル内	077-514-8711
高島市医師会	勝野 1667（高島市民病院内）	20-9005
大津赤十字病院医師会	大津市長等１丁目 1-35	077-522-4131
滋賀医科大学医師会	大津市瀬田月輪町　滋賀医科大学総務課内	077-548-2008

２）医療機関

区分	医療機関名	所　在　地	連絡先	備考
第１次医療圏	マキノ駅前診療所	マキノ町高木浜１丁目 22 番地 15	28-8088	
	医療法人　中西眼科医院	マキノ町沢 161 番地 97	27-2470	
	おかだ小児科医院	今津町名小路１丁目１番地 6	22-8071	
	医療法人景湖 ピュアクリニック	今津町浜分 67 番地 128	24-7000	
	たるもと整形外科	今津町今津 452 番地 5	22-0022	
	医療法人のぞみ会　藤井医院	今津町南新保 514 番地 1	22-5311	
	医療法人　前川クリニック	今津町桜町１丁目 7 番地 3	22-2881	
	医療法人　あいりんクリニック	今津町中沼１丁目 5 番地 6	22-1711	
	医療法人　ながおか医院	今津町今津 1487 番地	22-2030	
	社会福祉法人大阪自彊館　角川クリニック	今津町角川 1161 番地 4	24-8001	
	医療法人　片岡クリニック	新旭町新庄 989 番地 4	25-6373	
	澤村クリニック	新旭町旭１丁目 7 番地 1	25-5082	
	医療法人　湖西クリニック	新旭町安井川 1218 番地 1	25-2539	
	医療法人かおり会　本多医院	新旭町旭 1069 番地 2	25-4123	
	医療法人かおり会　藁園本多医院	新旭町太田 888 番地 1	25-6591	
	医療法人社団　まつだ内科歯科クリニック	新旭町旭 696 番地	25-5050	
	まつもと整形外科	新旭町旭 870 番地 20	25-8201	
	やすはら眼科クリニック	新旭町熊野本１丁目 6 番地 8	20-2011	
	医療法人社団　山内耳鼻いんこう科	新旭町熊野本１丁目１番地 15	25-7888	
	東医院	安曇川町青柳 915 番地	32-1331	
	小泉クリニック	安曇川町西万木 1264 番地 1	32-6101	
	澤村医院	安曇川町中央４丁目１番地 3	32-3525	
	多胡クリニック	安曇川町南舟木 680 番地 2	34-0345	
	医療法人　土田医院	安曇川町末広３丁目 22 番地 1	32-3317	
	医療法人　林田医院	安曇川町中央２丁目２番１号	32-1600	
	はれやま眼科	安曇川町末広３丁目２番地 2	32-8060	

区分	医療機関名	所　在　地	連絡先	備考
	医療法人　氷室内科医院	安曇川町末広 2 丁目 12 番地	32-2112	
	みやもと整形外科クリニック	安曇川町中央 3 丁目 2 番地 22	28-7520	
	小篠医院	勝野 1727 番地 3	36-1511	
	医療法人　やまにしクリニック	勝野 638 番地	36-0015	
	高島市民病院朽木診療所	朽木市場 701 番地	38-2071	
第 2 次医療圏	高島市民病院	勝野 1667 番地	36-0220	総合・救急
	医療法人マキノ病院	マキノ町新保 1097 番地	27-0099	救急
	財団法人近江愛隣園今津病院	今津町南新保 87 番地 1	22-2238	
第 3 次医療圏	大津市民病院	大津市本宮 2 丁目 9-9	077-522-4607	総合・救急、地域災害医療ｾﾝﾀｰ
	大津赤十字病院	大津市長等 1 丁目 1-35	077-522-4131	総合・救急、基幹災害医療ｾﾝﾀｰ

３）歯科医院

医療機関名	所　在　地	TEL	備考
林歯科医院	マキノ町蛭口 1362	27-1533	
たつなみ歯科医院	今津町南新保 165	24-7057	
原田歯科医院	今津町桜町 1 丁目 6-1	22-2016	
弘部歯科医院	今津町中沼 1 丁目 3-9	22-3800	
藤本歯科医院	今津町今津 1614	22-2369	
堀井歯科医院	今津町住吉 2 丁目 12-8	22-3886	
前川歯科医院	今津町今津 1979-7	22-5250	
あだち歯科クリニック	安曇川町西万木 811	32-6480	
おおやま歯科クリニック	安曇川町末広 3 丁目 8	32-8088	
なかの歯科	安曇川町末広 4 丁目 40-1	32-3377	
安原歯科医院	安曇川田中 45-2	32-0081	
歯科山本医院	安曇川町西万木 641-13	32-0323	
横木歯科医院	安曇川町西万木 793	32-0350	
かくたに歯科クリニック	勝野 1738	36-2028	
金田歯科医院	鴨 2908	36-2277	
うえはら歯科	新旭町旭 1 丁目 9-4	25-8241	
野上歯科医院	新旭町旭 2 丁目 2-4	25-7500	
藤本歯科医院	新旭町新庄 625-1	25-2232	
医療法人社団 松田歯科医院 まつだ内科歯科クリニック	新旭町旭 696	25-4444	
高島市民病院	勝野 1667	36-0220	

４．本市の防災関連施設一覧

（１）防災拠点

１）防災拠点

種別	施設名
防災中心拠点	高島市市役所
	高島市消防本部

２）地域防災拠点

地域防災拠点	連絡先	代替施設	連絡先
マキノ支所	0740-27-1121	マキノ老人福祉センター	0740-27-1910
今津支所	0740-22-2551	今津老人福祉センター	0740-22-5101
朽木支所	0740-38-2331	文化交流施設やまびこ館	0740-38-2324
安曇川支所	0740-32-1131		
高島支所	0740-36-1121	高島総合福祉センター	0740-36-8008
新旭公民館 （観光物産プラザ）	0740-25-8100		
北部消防署	0740-22-1234		
マキノ救急分遣所	0740-28-0119		
朽木分遣所	0740-38-2100		
南部消防署	0740-32-1212		

３）防災倉庫等

種別	施設名	場所
県防災物資備蓄倉庫	高島県事務所	新旭町太田 2780-1　滋賀貨物運輸
市の防災倉庫 （地域物資集積拠点）	マキノ町防災センター	マキノ町沢 1412
	今津町防災センター	今津町日置前 4942
	新旭防災センター	新旭町北畑 622－2
	安曇川防災センター	安曇川町青柳 695-1
	高島防災センター	勝野 631-1
	朽木防災センター	朽木市場 723-2

（２）水防関係

１）水防倉庫

番号	河川名	倉庫名称	所在地			管理者	坪数
120	百瀬川	マキノ町水防倉庫	高島市	マキノ町	沢	高島市	20.0
121	天川	大供水防倉庫	高島市	今津町	大供	高島土木事務所	10.0
122	石田川	今津水防倉庫	高島市	今津町	弘川	高島市	10.0
123	―	新旭町総合防災基地倉庫	高島市	新旭町	北畑	高島市	148.0
125	安曇川	第二水防倉庫	高島市	安曇川町	青柳	高島市	11.2
126	安曇川	第三水防倉庫	高島市	安曇川町	南船木	高島市	8.5
127	八田川	第四水防倉庫	高島市	安曇川町	沖田	高島市	10.0
128	鴨川	第五水防倉庫	高島市	安曇川町	下小川	高島市	4.8
129	安曇川	第六水防倉庫	高島市	安曇川町	常磐木	高島市	8.5
130	和田打川	高島町水防倉庫	高島市		勝野	高島市	10.0
131	鴨川	鴨川水防倉庫	高島市		鴨	高島市	10.0
132	―	高島土木事務所倉庫	高島市		鴨	高島土木事務所	36.0
133	安曇川	朽木水防倉庫	高島市		朽木市場	高島市	12.0

出典：令和２年度滋賀県水防計画　資料編

（３）気象観測施設

１）雨量観測所

番号	所　轄	観測所名	位　置	自記・テレメータの別	管　理　者
9001	高島	今津	高島市今津町今津	テレメータ	高島土木事務所
9002	高島	マキノ	高島市マキノ町沢	テレメータ	高島土木事務所
9003	高島	安曇川	高島市安曇川町田中	テレメータ	高島土木事務所
9004	高島	ガリバー	高島市鹿ヶ瀬	テレメータ	高島土木事務所
9005	高島	市場	高島市朽木市場	テレメータ	高島土木事務所
9006	高島	針畑	高島市朽木小入谷	テレメータ	高島土木事務所
9007	高島	上古賀	高島市安曇川町上古賀	テレメータ	高島土木事務所
9101	高島	河内谷	高島市今津町日置前	テレメータ	高島土木事務所
9102	高島	石田川ダム	高島市今津町角川	自記	高島土木事務所
9105	高島	天川ダム	高島市今津町大供	テレメータ	高島土木事務所
9201	高島	野口	高島市マキノ町野口	テレメータ	高島土木事務所
9202	高島	保坂	高島市今津町保坂	テレメータ	高島土木事務所
9203	高島	勝野	高島市勝野	テレメータ	高島土木事務所
9204	高島	村井	高島市朽木村井	テレメータ	高島土木事務所
9205	高島	箱館山	高島市今津町日置前	テレメータ	高島土木事務所
1311	国土交通省	マキノ	高島市マキノ町寺久保	テレメータ	琵琶湖河川事務所
1312	国土交通省	大溝	高島市勝野	テレメータ	琵琶湖河川事務所
1313	国土交通省	市場	高島市朽木荒川	テレメータ	琵琶湖河川事務所
9401	気象庁	今津	高島市今津町弘川	テレメータ	彦根地方気象台
9402	気象庁	朽木平良	高島市朽木平良	テレメータ	彦根地方気象台

出典：令和２年度滋賀県水防計画　資料編

２）水位観測所〈通報水位、警戒水位および量水標〉

※ダムは洪水時最高水位（サーチャージ水位）を表記

番号	所轄土木事務所等	観測所名	河川名	位置	固定量水標ﾃﾚﾒｰﾀの種別	水位				計画	管理者
						水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断	氾濫危険水位		
9051	高島	小荒路	知内川	高島市マキノ町小荒路	固定	1.00	1.30				高島土木事務所
9052	高島	寺久保橋	知内川	高島市マキノ町上開田	固定	0.90	1.30			2.60	高島土木事務所
9053	高島	知内川	知内川	高島市マキノ町蛭口	ﾃﾚﾒｰﾀ	1.00	1.30			2.50	高島土木事務所
9054	高島	百瀬川	百瀬川	高島市マキノ町沢	ﾃﾚﾒｰﾀ	0.50	0.60				高島土木事務所
9055	高島	新保６号堰	百瀬川	高島市マキノ町新保	固定	0.50	0.60				高島土木事務所
9056	高島	小振橋	今津川	高島市今津町南新保	固定	1.00	1.20				高島土木事務所
9057	高島	天川橋	天川	高島市今津町今津	固定	1.00	1.20				高島土木事務所
9058	高島	船橋	安曇川	高島市朽木市場	ﾃﾚﾒｰﾀ	1.20	1.70	1.88	2.54		高島土木事務所
9059	高島	常安橋	安曇川	高島市安曇川町常盤木	ﾃﾚﾒｰﾀ	1.00	1.50	2.35	2.54		高島土木事務所
9060	高島	鴨川橋	鴨川	高島市鴨	ﾃﾚﾒｰﾀ	1.20	1.90				高島土木事務所
9061	高島	神奈川	神奈川	高島市新旭町太田	ﾃﾚﾒｰﾀ						高島土木事務所
9062	高島	太田大川	太田大川	高島市新旭町太田	ﾃﾚﾒｰﾀ						高島土木事務所
9063	高島	両台橋	安曇川	高島市安曇川町上古賀	ﾃﾚﾒｰﾀ						高島土木事務所
9064	高島	桜橋	天川	高島市今津町大供大門	ﾃﾚﾒｰﾀ						高島土木事務所
9065	高島	三ツ石	北川	高島市朽木市場	固定	1.90	3.00			5.40	高島土木事務所
9066	高島	野田橋	鴨川	高島市野田	ﾃﾚﾒｰﾀ						高島土木事務所
9067	高島	八田橋	八田川	高島市武曽横山	ﾃﾚﾒｰﾀ						高島土木事務所
9151	高島	保坂	石田川	高島市今津町保坂	ﾃﾚﾒｰﾀ						高島土木事務所
9152	高島	岸脇	石田川	高島市今津町岸脇	ﾃﾚﾒｰﾀ	1.30	1.80				高島土木事務所
9191	高島	ダム貯水位	石田川ﾀﾞﾑ	高島市今津町角川	ﾃﾚﾒｰﾀ					EL302.5	高島土木事務所
9195	高島	ダム貯水位	天川ダム	高島市今津町大供	ﾃﾚﾒｰﾀ					EL172.3	高島土木事務所
1356	国土交通省	大溝	琵琶湖	高島市勝野	ﾃﾚﾒｰﾀ						琵琶湖河川事務所

出典：令和２年度滋賀県水防計画　資料編

３）積雪観測所

事務所名	道路種別	路 線 名	箇 所 名	管理番号
高島土木事務所	国道	303 号	高島市今津町杉山	雪 802
	県道	小荒路牧野沢線	高島市マキノ町蛭口	雪 805
	国道	367 号	高島市今津町保坂	雪 804
	県道	白谷野口線	高島市マキノ町在原	雪 801
	県道	麻生古屋梅ノ木線	高島市朽木中牧	雪 803
	県道	今津マキノ線	高島市今津町福岡	雪 806
	県道	安曇川高島線	高島市安曇川町田中	雪 807
	国道	367 号	高島市朽木市場	雪 808

出典：令和２年度滋賀県地域防災計画　資料編

４）地震観測所

ア．滋賀県

設置場所		震度発表名称
マキノ町沢 1410	マキノ支所敷地内	高島市マキノ町
今津町弘川 204-1	今津支所敷地内	高島市今津町弘川
新旭町北畑 565	市役所敷地内	高島市新旭町
安曇川町田中 89	安曇川支所敷地内	高島市安曇川町
勝野 215	高島支所敷地内	高島市勝野
朽木市場 604	朽木支所敷地内	高島市朽木市場

イ．防災科学技術研究所

地域名称	震度発表名称	観測点所在地
滋賀県北部	高島市今津町日置前	今津町日置前 149-3
滋賀県北部	高島市朽木柏	朽木柏 179-1

（４）市内環境放射線測定地点

［本編 p423：６編_５章_２_（５）「２）環境放射線モニタリングの実施」参照］

No.	地域	測定地点
1	マキノ	マキノ支所前駐車場
2	マキノ	在原集会所前
3	マキノ	国境バス停前
4	マキノ	マキノ東小学校グラウンド
5	マキノ	ＪＲ近江中庄駅前駐車場
6	今津	今津支所車庫付近
7	今津	今津北コミュニティセンター前
8	今津	今津上コミュニティセンター前
9	今津	角川生活改善センター前
10	今津	ECC 学園高等学校前
11	朽木	朽木支所前駐車場
12	朽木	栃生休憩所付近
13	朽木	平良集会所前
14	朽木	針畑ルネッサンスセンター前
15	朽木	木地山集会所前
16	安曇川	安曇川支所南側駐車場
17	安曇川	青柳小学校校門付近
18	安曇川	本庄小学校校門付近
19	安曇川	旧広瀬小学校体育館付近
20	安曇川	たいさんじ風花の丘
21	高島	高島支所東駐車場
22	高島	うかわファームマート前
23	高島	歴史民俗資料館前
24	高島	横山集会所前
25	高島	旧黒谷公民館跡地
26	新旭	新旭養護学校校門前
27	新旭	藁園源氏浜駐車場
28	新旭	水鳥観察センター駐車場
29	新旭	新旭北小学校付近
30	新旭	高島市役所北側玄関前

５．道路・交通施設

（１）緊急輸送道路

［本編　p55　：２編_２章_３「（２）防災路線の指定」
p243　：３編_１５章_１_（２）「１）緊急時確保路線の指定」
p316　：３編_３１章_４「（１）緊急交通路の指定」　参照］

１）県指定緊急時確保路線（第１次、第２次）

第１次および第２次緊急時確保路線については、本編の第３編第１３章「輸送計画」４．（４）「緊急輸送道路の確保」に記載の一覧表を参照すること。

２）第３次緊急時確保路線（市が任意で定める路線）

ア．マキノ町地域

用　途	避　難　経　路				
	路線名	種別	区間（起点～終点）	延長（km）	管理者
第１・２次緊急輸送道路へのアクセス	小荒路牧野沢線	一般県道	マキノ町沢　～マキノ町小荒路	10.0	滋賀県
	蛭口国道取付線	１級市道	マキノ町蛭口　～マキノ町西浜	1.1	高島市
広域避難所へのアクセス	東小学校国道取付線	その他市道	マキノ町海津　～マキノ町海津	0.1	高島市
	白谷野口線	一般県道	マキノ町白谷　～マキノ町在原	5.3	滋賀県
			市道蛭口国道取付線(第３次)に接す		
			県道小荒路牧野沢線(第３次)に接す		
			市道蛭口国道取付線(第３次)に接す		
			国道 161 号(第１次)に接す		
			国道 161 号(第１次)に接す		
福祉避難所へのアクセス	中庄原道２号線	その他市道	マキノ町中庄　～マキノ町中庄	0.1	高島市
	近江中庄駅前連絡線	１級市道	マキノ町中庄　～マキノ町中庄	0.1	高島市
			市道沢県道取付線(第３次)に接す		
市の主要公共施設へのアクセス	寺久保石庭線	２級市道	マキノ町寺久保～マキノ町寺久保	0.7	高島市
	沢牧野線	その他市道	マキノ町沢　～マキノ町寺久保	0.6	高島市
	沢県道取付線	１級市道	マキノ町沢　～マキノ町沢	0.4	高島市
	坪江線	その他市道	マキノ町西山　～マキノ町西山	0.2	高島市
	知内漁港線	その他市道	マキノ町知内　～マキノ町知内	0.2	高島市
	中学校知内通学線	その他市道	マキノ町知内　～マキノ町蛭口	2.0	高島市
			国道 161 号(第１次)に接す		
			マキノ支所に隣接		
			国道 161 号(第１次)に接す		
			マキノ支所に隣接		
	小荒路十寺線	その他市道	マキノ町小荒路～マキノ町小荒路	0.1	高島市

ア．マキノ町地域

用　　途	避　難　経　路				
	路線名	種別	区間（起点～終点）	延長(km)	管理者
	醍醐県道取付線	その他市道	マキノ町蛭口　～マキノ町蛭口	0.2	高島市
	天神道線	2級市道	マキノ町海津　～マキノ町海津	0.2	高島市
	中庄堀中ノ下線	その他市道	マキノ町中庄　～マキノ町中庄	0.1	高島市
	西浜国道取付線	2級市道	マキノ町西浜　～マキノ町西浜	0.1	高島市
			県道小荒路牧野沢線(第3次)に接す		
	マキノ浜中央線	1級市道	マキノ町高木浜～マキノ町高木浜	0.1	高島市
	マキノ駅前連絡線	1級市道	マキノ町西浜　～マキノ町高木浜	0.3	高島市
	近江中庄駅前連絡線	1級市道	マキノ町中庄　～マキノ町中庄	0.6	高島市
			国道161号(第1次)に接す		

イ．今津町地域

用　　途	避　難　経　路				
	路線名	種別	区間（起点～終点）	延長(km)	管理者
第１・２次緊急輸送道路へのアクセス	海津今津線(湖周道路)	主要地方道	今津町南新保　～今津町今津	0.9	滋賀県
	海津今津線	主要地方道	今津町弘川　～今津町南新保	1.3	滋賀県
	今津マキノ線	一般県道	今津町日置前　～今津町弘川	1.8	滋賀県
	藺生日置前線	一般県道	今津町上弘部　～今津町日置前	4.3	滋賀県
	今津駅前線	１級市道	今津町今津　～今津町大伴大門	1.1	高島市
	住吉線	１級市道	今津町舟橋　～今津町住吉	0.6	高島市
	大伴線	１級市道	今津町今津　～今津町大供大門	0.5	高島市
	今津弘川線	１級市道	今津町今津　～今津町弘川	0.5	高島市
			県道安曇川今津線(第２次)に接す		
			県道安曇川今津線(第２次)に接す		
広域避難所へのアクセス	区画街路４号線	その他市道	今津町住吉　～今津町住吉	0.1	高島市
			主要地方道海津今津線(第２次)に接す		
	石田川線	その他市道	今津町弘川　～今津町弘川	0.3	高島市
			市道今津弘川線(第３次)に接す		
	下弘部道線	その他市道	今津町上弘部　～今津町上弘部	0.1	高島市
			国道 303 号(第１次)に接す		
			今津北小学校前線(第３次)に接す		
	総合運動公園１号線	その他市道	今津町日置前　～今津町日置前	0.2	高島市
			今津北小学校前線(第３次)に接す		
	今津北小学校前線	その他市道	今津町日置前　～今津町日置前	0.2	高島市
			国道 303 号(第１次)を通行		
	椋川分校線	その他市道	今津町椋川　～今津町椋川	0.2	高島市
	椋川道線	１級市道	今津町椋川　～今津町椋川	2.0	高島市
	天増川道線	２級市道	今津町天増川　～今津町杉山	1.7	高島市
	大杉線	その他市道	今津町杉山　～今津町杉山	0.1	高島市
福祉避難所へのアクセス	角川道線	１級市道	今津町角川　～今津町角川	0.3	高島市
			市道市ケ崎線(第３次)に接す		
			市道市ケ崎線(第３次)に接す		
			市道市ケ崎線(第３次)に接す		
	市ケ崎１号線	その他市道	今津町南新保　～今津町南新保	0.1	高島市
			市道石田川線(第３次)に接す		
	市ケ崎５号線	その他市道	今津町南新保　～今津町南新保	0.2	高島市
			主要地方道海津今津線(第１次)に接す		

イ．今津町地域

用　　途	避　難　経　路				
	路線名	種別	区間（起点～終点）	延長(km)	管理者
			(自衛隊専用道路)		
			県道藺生日置前線(第 3 次)に近接		
			県道藺生日置前線(第 3 次)に接す		
			市道総合運動公園 1 号線(第 3 次)に接す		
			(自衛隊専用道路)		
			市道今津駅前線(第 3 次)に接す		
			市道橘線(第 2 次)に接す		
市の主要公共施設へのアクセス	浜分漁港線	その他市道	今津町浜分　～今津町浜分	0.3	高島市
	湖岸線	その他市道	今津町浜分　～今津町南新保	0.1	高島市
			国道 367 号(第 2 次)に接す		
	北大林線	その他市道	今津町今津　～今津町今津	0.1	高島市
	栄町堀切線	その他市道	今津町今津　～今津町今津	0.2	高島市
	市ケ崎線	その他市道	今津町南新保　～今津町南新保	0.3	高島市
	石田川線	その他市道	今津町南新保　～今津町南新保	0.5	高島市
			県道藺生日置前線(第 3 次)に接す		
			県道藺生日置前線(第 3 次)に接す		
			主要地方道海津今津線(第 1 次)に接す		
			県道今津マキノ線(第 3 次)に接す		
			国道 367 号(第 2 次)に接す		
	中町線	その他市道	今津町今津　～今津町今津	0.1	高島市
			県道安曇川今津線(第 2 次)に接す		
			県道海津今津線(新道)(第 3 次)に接す		
			市道今津駅前線(第 3 次)に接す		
			県道安曇川今津線(第 2 次)に接す		

ウ．朽木地域

用　　途	避　難　経　路				
	路線名	種別	区間（起点～終点）	延長(km)	管理者
第１・２次緊急輸送道路へのアクセス	麻生古屋梅ノ木線	一般県道	朽木麻生　～朽木小川	32.1	滋賀県
	市場野田鴨線	一般県道	朽木市場　～朽木柏	0.8	滋賀県
広域避難所へのアクセス			国道 367 号(第２次)に接す		
			県道麻生古屋梅ノ木線(第３次)に接す		
			県道麻生古屋梅ノ木線(第３次)に接す		
			市道上戸線(第３次)に接す		
			市道若走路線(第３次)に接す		
	小浜朽木高島線	主要地方道	朽木荒川　～朽木麻生木地山	10.3	滋賀県
	小入谷線	その他市道	朽木小入谷　～朽木小入谷	0.6	高島市
	若走路線	１級市道	朽木生杉　～朽木中牧	0.7	高島市
福祉避難所へのアクセス			国道 367 号(第２次)に接す		
			国道 367 号(第２次)に接す		
市の主要公共施設へのアクセス			国道 367 号(第２次)に接す		
	上戸線	１級市道	朽木市場　～朽木市場	0.2	高島市
			県道麻生古屋梅ノ木線(第３次)に接す		
	想い出の森線	その他市道	朽木柏　～朽木柏	0.7	高島市
	想い出の森２号線	その他市道	朽木柏　～朽木柏	0.2	高島市
	柏線	１級市道	朽木柏　～朽木柏	0.3	高島市
			国道 367 号(第２次)に接す		
			県道市場野田鴨線(第３次)に接す		
			県道市場野田鴨線(第３次)に接す		
			県道市場野田鴨線(第３次)に接す		
			国道 367 号(第２次)に接す		
			国道 367 号(第２次)に接す		

エ．安曇川町地域

用　　途	避　難　経　路				
	路線名	種別	区間（起点～終点）	延長(km)	管理者
第１・２次緊急輸送道路へのアクセス	小浜朽木高島線	主要地方道	安曇川町五番領～安曇川町田中	0.7	滋賀県
	中野新旭線	一般県道	安曇川町下古賀～新旭町安井川	3.9	滋賀県
	常磐木音羽線	一般県道	安曇川町常盤木～音羽	4.5	滋賀県
	安曇川高島線	一般県道	安曇川町田中　～拝戸	4.9	滋賀県
	青柳五番領線	１級市道	安曇川町青柳　～安曇川町田中	1.5	高島市

エ．安曇川町地域

用　　途	避　難　経　路				
	路線名	種別	区間（起点～終点）	延長（km）	管理者
	藤樹道線	2級市道	安曇川町上小川～安曇川町青柳	0.3	高島市
広域避難所へのアクセス	下古賀9号線	その他市道	安曇川町下古賀～安曇川町下古賀	0.1	高島市
	下古賀8号線	その他市道	安曇川町下古賀～安曇川町下古賀	0.1	高島市
			市道下古賀9号線(第3次)に接す		
			主要地方道小浜朽木高島線(第2次)に接す		
			県道安曇川高島線(第3次)に接す		
			市道藤樹道線(第3次)に接す		
			市道南船木10号線(第3次)に接す		
	北船木・横江浜線	2級市道	安曇川町南船木～安曇川町南船木	0.3	高島市
	南舟木西万木線	一般県道	安曇川町南船木～安曇川町南船木	0.2	滋賀県
	南船木10号線	その他市道	安曇川町南船木～安曇川町南船木	0.4	高島市
	藤江1号線	農道	安曇川町南船木～安曇川町南船木	0.3	高島市
			県道安曇川高島線(第3次)に接す		
			市道西万木五番領線(第2次)に接す		
			県道安曇川高島線(第3次)に近接		
			市道青柳五番領線(第3次)に接す		
			市道青井川線(第3次)に接す		
			主要地方道小浜朽木高島線(第3次)に接す		
	三矢出福5号線	農道	安曇川町下小川～安曇川町下小川	0.1	高島市
	三ツ矢・下小川線	2級市道	安曇川町下小川～安曇川町下小川	0.1	高島市
福祉避難所へのアクセス	下横1号線	農道	安曇川町下小川～安曇川町下小川	0.3	高島市
	青井川線	2級市道	安曇川町下小川～安曇川町上小川	0.5	高島市
			県道北舟木勝野線(第2次)に接す		
			県道北舟木勝野線(第2次)に接す		
	新田中線	2級市道	安曇川町田中　～安曇川町田中	0.3	高島市
			県道安曇川高島線(第3次)に近接		
市の主要公共施設へのアクセス			県道安曇川高島線(第3次)に接す		
			主要地方道小浜朽木高島線(第2次)に接す		
	北船木6号線	その他市道	安曇川町北船木～安曇川町北船木	0.2	高島市
			安曇川町北船木～安曇川町北船木		
			県道北舟木勝野線(第2次)に接す		
	南舟木西万木線	一般県道	安曇川町青柳　～安曇川町青柳	0.5	滋賀県

エ．安曇川町地域

用　途	避　難　経　路				
	路線名	種別	区間（起点～終点）	延長(km)	管理者
			県道南舟木西万木線(第３次)に接す		
	下古賀４号線	その他市道	安曇川町下古賀～安曇川町下古賀	0.3	高島市
			県道安曇川高島線(第３次)に接す		
	小浜朽木高島線	主要地方道	安曇川町田中　～安曇川町田中	0.2	滋賀県
			市道藤樹道線(第３次)に接す		
			市道北船木・横江浜線(第３次)に接す		
			市道青柳五番領(第３次)に近接		
	下古賀９号線	その他市道	安曇川町下古賀～安曇川町下古賀	0.1	高島市
			県道南舟木西万木線(第３次)に接す		
			市道青柳五番領(第３次)に接す		
			主要地方道小浜朽木高島線(第２次)に接す		
			国道 161 号(第１次)に接す		

オ．高島地域

用　途	避　難　経　路				
	路線名	種別	区間（起点～終点）	延長(km)	管理者
第１・２次緊急輸送道路へのアクセス	畑勝野線	一般県道	音羽　～畑	8.2	滋賀県
広域避難所へのアクセス			県道常磐木音羽線(第３次)に接す		
	市場野田鴨線	一般県道	野田　～野田	0.3	滋賀県
	鴨音羽線	２級市道	永田　～音羽	0.1	高島市
			市道庁舎西線(第３次)に接す		
	黒谷八ヶ渕線	その他市道	黒谷　～黒谷	0.2	高島市
	高島停車場線	一般県道	宝　～宝	0.1	滋賀県
	勝野萩の浜線	２級市道	宝　～宝	0.3	高島市
	畑上線	その他市道	畑　～畑	0.3	高島市
福祉避難所へのアクセス			市道港打下幹線(第３次)に接す		
			市道庁舎西線(第３次)に接す		
市の主要公共施設へのアクセス			県道畑勝野線(第２次)に接す		
	農村広場前線	その他市道	武曽横山　～武曽横山	0.1	高島市
	横山線	その他市道	武曽横山　～武曽横山	0.6	高島市
			県道常磐木音羽線(第３次)に接す		

オ．高島地域

用　途	避　難　経　路				
	路線名	種別	区間（起点～終点）	延長(km)	管理者
	港線	その他市道	湊　～湊	0.1	高島市
			近江高島駅東線(第２次)に接す		
			高島支所に隣接		
			高島支所に隣接		
			県道常磐木音羽線(第３次)に接す		
	伊黒集落内５号線	２級市道	伊黒　～伊黒	0.4	高島市
			市道港打下幹線(第３次)に接す		
	打下湖岸線	その他市道	湊　～湊	0.1	高島市
	港打下幹線	１級市道	湊　～湊	0.4	高島市
	高島停車場線	一般県道	湊　～湊	0.2	滋賀県
			市道高島駅前線(第２次)に接す		

カ．新旭町地域

用　途	避　難　経　路				
	路線名	種別	区間（起点～終点）	延長(km)	管理者
第１・２次緊急輸送道路へのアクセス	新旭高島線	一般県道	新旭町饗庭　～新旭町安井川	4.2	滋賀県
	北舟木北畑線	一般県道	新旭町太田　～新旭町新庄	1.7	滋賀県
	堀川線	１級市道	新旭町旭　～新旭町北畑	0.7	高島市
	平井藁園１号線	１級市道	新旭町熊野本　～新旭町藁園	2.3	高島市
	新庄木津線	その他市道	新旭町北畑　～新旭町旭	0.9	高島市
広域避難所へのアクセス			市道堀川線(第３次)に接す		
			市道平井藁園１号線(第３次)に接す		
			市道平井藁園１号線(第３次)に接す		
			市道水泥２号線(第３次)に接す		
			市道平井藁園１号線(第３次)に接す		
			県道北舟木北畑線(第３次)に接す		
			県道北舟木北畑線(第３次)に接す		
			市道堀川線(第３次)に接す		
			県道新旭高島線(第３次)に接す		
	大師線	その他市道	新旭町藁園　～新旭町藁園	0.1	高島市
	安井川米内２号線	その他市道	新旭町藁園　～新旭町熊野本	0.3	高島市
福祉避難所へのアクセス	水泥２号線	その他市道	新旭町旭　～新旭町北畑	0.2	高島市
	水泥２号線	その他市道	新旭町旭　～新旭町北畑	0.2	高島市

カ．新旭町地域

用　　途	避　難　経　路				
	路線名	種別	区間（起点～終点）	延長(km)	管理者
	水泥 2 号線	その他市道	新旭町旭　～新旭町北畑	0.2	高島市
	水泥 2 号線	その他市道	新旭町旭　～新旭町北畑	0.2	高島市
市の主要公共施設へのアクセス			市道堀川線(第 3 次)に接す		
	新庄東町北町 1 号線	2 級市道	新旭町新庄　～新旭町新庄	0.4	高島市
	平井西線	その他市道	新旭町熊野本　～新旭町熊野本	0.2	高島市
	二本松線	2 級市道	新旭町饗庭　～新旭町熊野本	2.2	高島市
	安井川米井 1 号線	2 級市道	新旭町熊野本　～新旭町熊野本	0.5	高島市
			市道新庄木津線(第 2 次)に接す		
			県道北舟木北畑線(第 3 次)に接す		
			市道堀川線(第 3 次)に接す		
			市道安井川米井 1 号線(第 3 次)に接す		
	安井川団地 1 号線	その他市道	新旭町安井川　～新旭町安井川	0.1	高島市
	羽坂線	その他市道	新旭町安井川　～新旭町安井川	0.3	高島市
	日爪木津 2 号線	2 級市道	新旭町饗庭　～新旭町饗庭	0.1	高島市
	松田川線	その他市道	新旭町饗庭　～新旭町饗庭	0.3	高島市
	木津五十川線	その他市道	新旭町饗庭　～新旭町饗庭	0.2	高島市
	岡日爪線	その他市道	新旭町饗庭　～新旭町饗庭	0.5	高島市
			県道新旭高島線(第 3 次)に接す		
	田井針江支線	その他市道	新旭町旭　～新旭町旭	0.1	高島市
			国道 161 号(第 1 次)側道に接す		
			市道新庄木津線(第 2 次)に接す		
	森藁園線	1 級市道	新旭町深溝　～新旭町藁園	0.1	高島市
	藁園熊野本線	一般県道	新旭町藁園　～新旭町旭	0.5	滋賀県
	太田針江 1 号線	1 級市道	新旭町旭　～新旭町旭	0.3	高島市
			市道平井藁園 1 号線(第 3 次)に接す		
	新庄東町北町 2 号線	その他市道	新旭町新庄　～新旭町新庄	0.1	高島市
	北在家線	その他市道	新旭町太田　～新旭町太田	0.1	高島市
	駅南安養寺線	2 級市道	新旭町旭　～新旭町北畑	0.1	高島市
			市道新庄木津線(第 3 次)に接す		
			県道安曇川今津線(第 2 次)に接す		

（２）陸上輸送拠点等

種　類	名　称	所在地	連絡先
滋賀県広域陸上輸送拠点	びわ湖こどもの国	安曇川町北船木 2981	0740-34-1392
物資総合集積拠点	びわ湖こどもの国	安曇川町北船木 2981	0740-34-1392
	今津総合運動公園	今津町日置前 3110	0740-22-5555
地域物資集積拠点 および備蓄拠点	マキノ防災センター	マキノ町沢 1412	－
	今津防災センター	今津町日置前 4942	0740-22-6996
	新旭防災センター	新旭町北畑 622-2	0740-25-3902
	朽木防災センター	朽木市場 723-2	0740-38-3315
	安曇川防災センター	安曇川町青柳 695-1	0740-33-3379
	高島防災センター	勝野 631-1	0740-36-2711
道路防災拠点（道の駅）	マキノ追坂峠	マキノ町海津 897-27	0740-28-8081
	しんあさひ風車村	新旭町藁園 336	－
	藤樹の里あどがわ	安曇川町青柳 1162-1	0740-32-8460
	くつき新本陣	朽木市場 777	0740-38-2398

（３）湖上輸送拠点等

１）湖上輸送拠点

種　類	拠点施設名	所在地	所有者
滋賀県広域湖上輸送拠点	近江今津港	今津町今津 30	琵琶湖汽船㈱
	今津漁港	今津町今津地先	高島市
地域湖上輸送拠点	海津漁港	マキノ町西浜地先	高島市
	知内漁港	マキノ町知内地先	高島市
	浜分漁港	今津町浜分地先	高島市
	北船木漁港	安曇川町北船木地先	高島市
	大溝漁港	勝野地先	高島市

２）緊急輸送用船舶借上先（漁船）

漁業協同組合名	所在地	電話	動力漁船		無動力漁船		備考
			ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ	電気点火	1ﾄﾝ以上	1ﾄﾝ未満	
海津	マキノ町西浜 42	0740-28-0220	12	14		1	
百瀬	ﾏｷﾉ町知内 2033-12	0740-27-0161	15	1			
浜分	今津町浜分 251-1	0740-22-2792	6	5	1	5	
湖西	新旭町針江 1-48	0740-25-2844	5	36		1	
北船木	安曇川町北船木 2638	0740-34-0005	1	6			
三和	安曇川町四津川 752-1	0740-34-1131	14	8		5	
高島	勝野 3022	0740-36-1418	1	10	2	4	

（４）臨時ヘリポート

［本編　p90　：　２編_３章_５_（２）_１）「②ヘリポート等適地」
p237　：　３編_１３章_４_（７）「１）情報の収集」　参照］

１）飛行場外離着陸場一覧

（令和２年 １月 １日現在）

番　号　11-1

離着陸場名	ﾋﾟｯｸﾗﾝﾄﾞｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	着陸帯	長　さ	20m
			幅	20m
所　在　地	高島市ﾏｷﾉ町寺久保 835-1		標　高	113m
土地管理者	ﾏｷﾉ町果樹生産組合　0740-27-1811	WGS	N 35.28.15	E 136.02.22
凹凸及び亀裂　無	使用についての承認　済	横断勾配 0%　縦断勾配 0%	舗装等　　輾圧　土	

番　号　11-2

離着陸場名	**陸自大供ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ**	着陸帯	長　さ	16m
			幅	16m
所　在　地	高島市今津町今津平郷国有地		標　高	122m
土地管理者	陸上自衛隊今津駐屯地演習場管理班 0740-22-2581	WGS	N 35.24.14	E 136.01.13
凹凸及び亀裂　無	使用についての承認　済	横断勾配 0%　縦断勾配 0%	舗装等　　芝　地	

番　号　11-3

離着陸場名	**高島市消防本部**	着陸帯	長　さ	34m
			幅	34m
所　在　地	高島市今津町日置前 5150		標　高	111m
土地管理者	高島市消防本部　0740-22-1234	WGS	N 35.25.24	E 136.01.03
凹凸及び亀裂　無	使用についての承認　済	横断勾配 0%　縦断勾配 0%	舗装等　　ｱｽﾌｧﾙﾄ	

番　号　11-4

離着陸場名	総合運動公園駐車場	着陸帯	長　さ	16m
			幅	16m
所　在　地	高島市今津町日置前 3110		標　高	128m
土地管理者	高島市今津総合運動公園管理事務所 0740-22-5555	WGS	N 35.24.55	E 135.59.52
凹凸及び亀裂　無	使用についての承認済	横断勾配 0%　縦断勾配 0%	舗装等　アスファルト	

番　号　11-4ａ

離着陸場名	総合運動公園(A)ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	着陸帯	長　さ	20m
			幅	20m
所　在　地	高島市今津町日置前 3110		標　高	118m
土地管理者	高島市今津総合運動公園管理事務所　0740-22-5555	WGS	N 35.25.05	E 136.00.03
凹凸及び亀裂　無	使用についての承認済	横断勾配 0%　縦断勾配 0%	舗装等　輾圧　土	

番　号　11-4ｂ

離着陸場名	総合運動公園(B)ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	着陸帯	長　さ	20m
			幅	20m
所　在　地	高島市今津町日置前 3110		標　高	122m
土地管理者	高島市今津総合運動公園管理事務所　0740-22-5555	WGS	N 35.24.58	E 136.00.02
凹凸及び亀裂　無	使用についての承認済	横断勾配 0%　縦断勾配 0%	舗装等　輾圧　土	

番　号　11-4ｃ

離着陸場名	総合運動公園(C)野球場	着陸帯	長　さ	20m
			幅	20m
所　在　地	高島市今津町日置前 3110		標　高	123m
土地管理者	高島市今津総合運動公園管理事務所　0740-22-5555	WGS	N 35.24.58	E 135.59.55
凹凸及び亀裂　無	使用についての承認済	横断勾配 0%　縦断勾配 0%	舗装等　芝　地	

番　号　11-4ｄ

離着陸場名	総合運動公園(D)ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	着陸帯	長　さ	20m
			幅	20m
所　在　地	高島市今津町日置前 3110		標　高	124m
土地管理者	高島市今津総合運動公園管理事務所 0740-22-5555	WGS	N 35.25.03	E 135.59.52
凹凸及び亀裂　無	使用についての承認済	横断勾配 0%　縦断勾配 0%	舗装等	轍圧　土

番　号　11-5

離着陸場名	朽木中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	着陸帯	長　さ	16m
			幅	16m
所　在　地	高島市朽木市場 1055		標　高	190m
土地管理者	高島市立朽木中学校　0740-38-2314	WGS	N 35.21.09	E 135.54.48
凹凸及び亀裂　無	使用についての承認済	横断勾配 0%　縦断勾配 0%	舗装等	轍圧　土

番　号　11-6

離着陸場名	京都精華大学朽木ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	着陸帯	長　さ	34m
			幅	34m
所　在　地	高島市朽木古屋 472		標　高	424m
土地管理者	京都精華大学朽木学舎　0740-38-5118	WGS	N 35.20.22	E 135.48.37
凹凸及び亀裂　無	使用についての承認済	横断勾配 0%　縦断勾配 0%	舗装等	草　地

番　号　11-7

離着陸場名	ｸﾞﾘｰﾝﾊﾟｰｸ想い出の森	着陸帯	長　さ	20m
			幅	20m
所　在　地	高島市朽木柏 341-3		標　高	257m
土地管理者	グリーンパーク想い出の森　0740-38-2961	WGS	N 35.20.36	E 135.55.09
凹凸及び亀裂　無	使用についての承認済	横断勾配 0%　縦断勾配 0%	舗装等	芝　地

番　号　11-8

離着陸場名	**梅ノ子運動公園**	着陸帯	長　さ	20m
			幅	20m
所　在　地	高島市安曇川町南古賀地先		標　高	106m
土地管理者	梅ノ子運動公園　0740-33-1515	WGS	N 35.20. 37	E 136.00.24
凹凸及び亀裂　無	使用についての承認　済	横断勾配 0%　縦断勾配 0%	舗装等	轅圧　土

番　号　11-9

離着陸場名	**びわ湖こどもの国芝生広場**	着陸帯	長　さ	16m
			幅	16m
所　在　地	**高島市安曇川町北船木** 2981		標　高	86m
土地管理者	**滋賀県立びわ湖こどもの国**　0740-34-1392	WGS	N 35.19.15	E 136.04.32
凹凸及び亀裂　無	使用についての承認　済	横断勾配 0%　縦断勾配 0%	舗装等	**芝　地**

番　号　11-10

離着陸場名	**高島市横山農村広場**	着陸帯	長　さ	20m
			幅	20m
所　在　地	高島市武曽横山 465-1		標　高	107m
土地管理者	高島市　市民スポーツ課　0740-32-4459	WGS	N 35.19.30	E 135.59.34
凹凸及び亀裂　無	使用についての承認　済	横断勾配 0%　縦断勾配 0%	舗装等	轅圧　土

番　号　11-11

離着陸場名	高島Ｂ＆Ｇ海洋センター運動公園グラウンド	着陸帯	長　さ	20m
			幅	20m
所　在　地	高島市宮野 1516		標　高	98m
土地管理者	高島Ｂ＆Ｇ海洋センター　0740-36-1370	WGS	N 35.18.20	E 136.00.08
凹凸及び亀裂　無	使用についての承認　済	横断勾配 0%　縦断勾配 0%	舗装等	轅圧　土

番　号　11-12

離着陸場名	**森林ｽﾎﾟｰﾂ公園野球場**	着陸帯	長　さ	16m
			幅	16m
所　在　地	高島市新旭町熊野本 245		標　高	101m
土地管理者	新旭森林スポーツ公園　0740-25-3927	WGS	N 35.21.22	E 136.01.30
凹凸及び亀裂　無	使用についての承認済	横断勾配 0%　縦断勾配 0%	舗装等　芝　地	

番　号　11-13

離着陸場名	**高島市民病院**	着陸帯	長　さ	20m
			幅	20m
所　在　地	**高島市勝野** 1667		標　高	87m
土地管理者	**高島市民病院 施設管理課**　0740-36-8089	WGS	N 35.17.29	E 136.00.45
凹凸及び亀裂　無	使用についての承認済	横断勾配 0%　縦断勾配 0%	舗装等　**コンクリート**	

２）大規模災害時の飛行場外離着陸場一覧

（令和２年 １月 １日現在）

番号　大 11-1

離着陸場名	**総合運動公園駐車場**		着陸帯	長　さ	16m
				幅	16m
所　在　地	高島市今津町日置前 3110			標　高	128m
土地管理者	高島市今津総合運動公園管理事務所 0740-22-5555		WGS	N 35.24.55	E 135.59.52
土地の状況	長さ・幅 160m×140m	駐機数　１機	横断勾配　0% 縦断勾配　0%	舗装等　アスファルト	

番号　大 11-2

離着陸場名	**総合運動公園（A）ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ**		着陸帯	長　さ	20m
				幅	20m
所　在　地	高島市今津町日置前 3110			標　高	118m
土地管理者	高島市今津総合運動公園管理事務所　0740-22-5555		WGS	N 35.25.05	E 136.00.03
土地の状況	長さ・幅 156m×127m	駐機数　6 機	横断勾配　0% 縦断勾配　0%	舗装等　轃圧　土	

番号　大 11-3

離着陸場名	**総合運動公園（B）ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ**		着陸帯	長　さ	20m
				幅	20m
所　在　地	高島市今津町日置前 3110			標　高	122m
土地管理者	高島市今津総合運動公園管理事務所　0740-22-5555		WGS	N 35.24.58	E 136.00.02
土地の状況	長さ・幅 187m×120m	駐機数　5 機	横断勾配　0% 縦断勾配　0%	舗装等　轃圧　土	

番号　大 11-4

離着陸場名	**総合運動公園（C）野球場**		着陸帯	長　さ	20m
				幅	20m
所　在　地	高島市今津町日置前 3110			標　高	123m
土地管理者	高島市今津総合運動公園管理事務所　0740-22-5555		WGS	N 35.24.58	E 135.59.55
土地の状況	長さ・幅 120m×73m	駐機数　1 機	横断勾配 0% 縦断勾配　0%	舗装等　芝　地	

番号　大 11-5

離着陸場名	**総合運動公園（D）ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ**		着陸帯	長　さ	20m
				幅	20m
所　在　地	高島市今津町日置前 3110			標　高	124m
土地管理者	高島市今津総合運動公園管理事務所　0740-22-5555		WGS	N 35.25.03	E 135.59.52
土地の状況	長さ・幅 133m×107m	駐機数　4 機	横断勾配　0% 縦断勾配　0%	舗装等　轃圧　土	

番号　大 11-6

離着陸場名	ｸﾞﾘｰﾝﾊﾟｰｸ想い出の森		着陸帯	長　さ	40m
				幅	40m
所　在　地	高島市朽木柏 341-3			標　高	257m
土地管理者	ｸﾞﾘｰﾝﾊﾟｰｸ想い出の森　0740-38-2961		WGS	N 35.20.36	E 135.55.09
土地の状況	長さ ・ 幅 124m×92m	駐機数　6機	横断勾配　0% 縦断勾配　0%	舗装等　芝　地	

注)大規模災害用とは、ヘリ駐機数 5 機以上の発着場をいう。
番号大 11-1～11-4 高島総合運動公園は全施設併せて駐機数 16 機としている。

３）防災ヘリの要請先

名　　称	所　在　地	連絡先
滋賀県防災航空隊	滋賀県蒲生郡日野町北脇 214-71 日野工業団地 1-3	0748-52-6677

（５）交通規制関係

１）異常気象時通行規制区間

注）雨量は連続雨量とし、連続雨量の判断は、降雨状況、気象状況等を総合的に判断して行うが、原則として降雨の 3 時間以内の中断は、連続降雨として取扱う。ただし、時間降雨量 2mm 以下の連続 3 時間は、0 とみなす。

ア．道路種別：国道（直轄）

号線	区域	延長	雨量観測所名	電話番号	注意強化対象雨量	警戒体制対象雨量	非常体制対象雨量（通行止）
161	高島市マキノ町野口地先 14.7～18.3	3.6Km	国境基地（ﾃﾚﾒｰﾀｰ）	0740-28-0297	連続雨量 120mm	連続雨量 160mm	連続雨量 210mm

出典：滋賀県地域防災計画　資料編

イ．道路種別：国道（指定区間外）

番号	路線名	担当	規制区間		延長	交通量	規制基準			危険内容	迂回路
			自 県 郡市 町字			台/12h	規制基準値		気象観測所		
		事務所名	至 県 郡市 町字		(Km)	H2 ｾﾝｻｽ	通行注意	通行止			
1	367 号	大津	滋賀県大津市	葛川中村町	3.6	3,604	なし	連続雨量が 100m に達したとき	葛　川	崩土、落石	国　道 477 号
				葛川梅ノ木町					（2201）		国　道 161 号

出典：滋賀県地域防災計画　資料編

ウ．道路種別：県道

番号	路線名	担当事務所名	規制区間 自県郡市町字 至県郡市町字		延長 (Km)	交通量 台/12h H22 ｾﾝｻｽ	規制基準 規制基準値 通行注意	規制基準 規制基準値 通行止	規制基準 気象観測所	危険内容	迂回路
21	小浜朽木高島	高島	滋賀県高島市	朽木木地山 朽木麻生	11.6	214	なし	110mm/連続	市　場 (9005)	〃	〃
22	麻生古屋梅ノ木	大津	滋賀県大津市葛川	梅ノ木町 (京都府界) 梅ノ木町	2.8	490	〃	連続雨量が110mmに達したとき	葛　川 (2201)	崩土、落石	国道367号
32	麻生古屋梅ノ木	高島	滋賀県高島市	朽木麻生 朽木小川 (京都府界)	32.2	444	〃	100mm/連続	針　畑 (9006)	〃	〃
33	白谷野口	〃	滋賀県高島市マキノ町	白谷 野口	8.2	899	〃	120mm/連続	野　口 (9201)	〃	〃
34	西浅井マキノ	高島	滋賀県高島市マキノ町	海津 海津	4.0	899	〃	連続雨量が120mmに達したとき	マキノ (9002)	崩土、落石	国道303号

出典：滋賀県地域防災計画　資料編

161

２）被災時の交通規制

規制路線	規制地点	規制要領
国道 161 号	今津町日置前 日置前平ケ崎 交差点	湖南地域へ乗り入れる車両の通行を禁止する。 国道 303 号経由福井県方面へ迂回させる。
国道 303 号	今津町 保坂交差点	湖南地域へ乗り入れる車両の通行を禁止する。 国道 303 号経由福井県方面へ迂回させる。

出典：滋賀県地域防災計画　資料編

（６）輸送バス・船舶一覧

［本編 p452：6 編_5 章_5_(3)_2)「①道路輸送（バス)」参照］

１）自家用車

自家用車の保有台数は、以下のとおりである。

■自家用車保有台数

自家用車		台数
乗用車	普通	7,283 台
	小型	8,971 台
貨物車	普通	1,004 台
	小型	1,513 台
	被けん引き車	15 台
バス		168 台
特種（殊）自動車		870 台
軽自動車		21,920 台
その他		4,149 台
合　計		45,903 台

原動機付自転車	2,772 台

出典：高島市統計書　平成 27 年（2015 年）版

２）バス

バスの保有台数は、以下のとおりである。

■滋賀県市町別バス台数

（令和２年１月 31 日現在）

地区	市町	乗合	貸切	合計
湖南	大津市	187 台	82 台	269 台
	草津市	67 台	18 台	85 台
	守山市		21 台	21 台
湖東	彦根市	21 台	41 台	62 台
	近江八幡市		36 台	36 台
	東近江市	40 台	57 台	97 台
	野洲市	59 台	27 台	86 台
	栗東市		9 台	9 台
	愛荘町		10 台	10 台
	豊郷町		8 台	8 台
甲賀	甲賀市	36 台	15 台	51 台
	湖南市	32 台	28 台	60 台
湖北	長浜市	33 台	63 台	96 台
	米原市		16 台	16 台
湖西	高島市	24 台	16 台	40 台
合計		499 台	447 台	946 台

出典：滋賀県地域防災計画　資料編

（滋賀県バス協会提供）

３）鉄道

市内には、JR 西日本が通り、近江高島駅、安曇川駅、新旭駅、近江今津駅、近江中庄駅、マキノ駅が存在している。

原子力災害時には、臨時列車の運行は可能であるが、近江今津と近江舞子の折り返し運行については、近江舞子から今津方向に折り返しをする設備がないため実施できない。

（近江今津から出た場合、京都駅まで行かなければ折り返しはできない。）

なお、JR の運行については、次の通りである。

■通常運転の場合

○1 時間に 2 本運行なら、約 2,000 人/1 時間の輸送が可能

5 時間なら約 10,000 人、10 時間なら約 20,000 人の輸送が可能

■臨時列車運行の場合

○一度の運行で、車両：12 両、約 150 人/1 両より、150×12=1,800 人の輸送が可能。ただし、運行開始までに時間がかかる。

○通常運行プラス臨時列車は、予備車両が沢山あるわけではなく大変難しい。

○災害時、湖西線が通常運行していない場合は、臨時列車は確保できるが、人員確保やダイヤルの調整等により運行までに時間がかかる。

■震度４以下の場合

過去の被害のあった箇所の点検を行う。

■震度５以上の場合

徒歩での全線確認実施　→　確認だけで約半日は要する。

４）船舶

市内における船舶の利用可能台数は、次の通りである。

ア．船舶一覧表

船舶保有先	船舶名	定員	備　　考
琵琶湖汽船	ミシガン	787 人	今津港には入港できない
	ビアンカ	458 人	
	megumi（めぐみ）	200 人	
	インターラーケン	170 人	
	ランシング	90 人	
	べんてん	164 人	
	リオグランデ	200 人	
	うみのこ	330 人	運航は汽船・滋賀県が保有
小　　計		2,399 人	
㈱オーミマリン	第５わかあゆ	160 人	
	第６わかあゆ	100 人	
	Kirari	188 人	
	第８わかあゆ	62 人	
小　　計		510 人	
高島市漁業振興連絡会/船保有漁業組合７団体６漁港	各漁船（153 隻）	765 人	漁船定員を５名/隻とし、5 人×153 隻＝765 人
小　　計		765 人	
合　　計		3,674 人	

（７）集落間林道

（令和６年４月時点）

市町名	路　線　名	巾　員	延　長	集　落　名
高島市	西山線	4.0	4,910	マキノ町牧野、マキノ町石庭
	上開田浦線	4.0	2,338	マキノ町上開田、マキノ町浦
	寒風麻生線	5.0	11,879	今津町杉山、朽木麻生
	角川線	4.0	4,829	今津町角川
	酒波谷線	4.0～5.0	10,130	今津町酒波、今津町日置前
	栗柄河内谷線	4.0	9,793	今津町日置前
	梅原雨谷線	3.6～4.0	4,834	今津町保坂、今津町梅原
	荒谷線	4.0	2,929	今津町梅原
	大彦谷線	4.0	8,837	朽木岩瀬、朽木雲洞谷
	小入谷線	4.0	6,150	朽木小入谷
	鵜川村井線	5.0	10,752	鹿ヶ瀬、鵜川
	中野線	3.6	2,780	安曇川町中野、安曇川町泰山寺

６．通信設備

（１）通信連絡関係

［本編 p83：２編３章_２_（７）_１）非常通信「イ．非常通信体制の確立」参照］

１）滋賀県防災行政無線

	機　関　名	担　当　課	電話番号
統制局	滋賀県庁	防災危機管理局	*-51-819～824
高島地方局管内	高島市役所	防災課	212-0
	高島土木事務所	経理用地課	*-57-862
	高島保健所	庶務課	516-0
	陸自今津駐屯地	第３戦車大隊第３係	171-0
	高島市消防本部	通信司令室	160-0
	石田川ﾀﾞﾑ管理事務所	事務所	133-0
統制局管内	湖西浄化ｾﾝﾀｰ	庶務課	181-0
	大津市役所	総務課	201-0
	湖西浄化センター	庶務課	181-0
	日本放送協会大津放送局	技術部	172-0
	びわ湖放送局	技術課	173-0

発信方法　市役所内の庁内電話機からの滋賀県防災行政無線の利用は、番号の前に“６”を付加すること。

２）高島市防災行政無線

（令和３年１月31日現在）

同報系						移動系				
整備（年）	親局 中継局		屋外拡声子局	戸別受信機		整備（年）	基地局		移動局(台)	
	出力（W）	周波数（MHz）		周波数（MHz）	戸別（台）		出力（W）	周波数（MHz）	車載（台）	携帯（台）
H22～H25	10、5	64.325 63.020	81	367.7000 367.7125 367.7250 367.7375 385.7000 385.7125 385.7250 385.7375	17,995	H19～H21	10、5	273.3125 273.7125	50	120

３）高島市から大津市までの非常通信の経路

区間	経路級別	市役所からの距離(km)	通信経路	県庁までの距離(km)
高島市	A	1.0	JR 新旭駅 新旭 新旭駅長	JR 大津駅 大津市春日町 1-3 駅長	0.5ｋｍ
	A	1.2	高島警察署 今津町中沼 2 丁目 4 地域課	県警察本部 大津市京町 4-1-2 地域課	0.1ｋｍ
	B	0.5	関電㈱高島営業所 今津中溝 1607-2 当直または窓口受付	関電㈱滋賀支店 大津市におう浜 4-1-51 支店長室	2.0ｋｍ
	A	8.0	(孤立)	県総合防災課 大津市京町 4-4-1	0.0ｋｍ
大津市	A	1.0	自衛隊今津駐屯地 今津町平郷国有地 第 3 戦車大隊Ｓ3	自衛隊大津駐屯地 大津市際川 1 丁目 第 2 教育団 S3	5.0ｋｍ
	B	1.0	琵琶湖汽船㈱今津営業所 今津町今津 30 営業所長	琵琶湖汽船㈱本社 大津市浜大津 5-1 船舶部運航課	2.0ｋｍ
	A	1.2	高島市消防本部 今津日置 5150 通信司令室勤務者	大津市消防本部 大津市御陵町 3-1 通信司令室勤務者	3.0ｋｍ

有線無線混用区間
無線区間
(孤立)：孤立化防止用無線

■経路の級別

項　目	Ａ級(高信頼度)	Ｂ級
全中継回線	2 以下	3 以下
新規連絡設定	なし	あり
停電時の運用	可能	不可能
通信取扱者の配置	常時配置 (または非常時の際 30 分以内に配備につける状態)	左記以外
有線区間	なし (またはあっても予備ルートがあるか、地下ケーブル等強固な設計)	左記以外

４）アマチュア無線

名　称	代表者名	無線局	住　　所
高島アマチュア無線 非常通信ネットワーク	伊吹　克	JA3AMS	マキノ町中庄 956

５）新聞社、テレビ、ラジオ放送局連絡先

ア．高島市政記者クラブ

No		社名	部局名	〒	住所	TEL	FAX	摘要
1	新聞	読売新聞社	大津支局	520-0806	大津市打出浜 13-1 読売新聞大津支局	077-522-6691	077-522-6693	大津支局 TEL 077-522-6691 FAX 077-522-6693
2		朝日新聞社	今津支局	520-1621	今津町今津 1607-4	22-2139	22-2138	大津総局 TEL 077-524-6601 FAX 077-523-1156
3		京都新聞社	高島支局	520-1622	今津町中沼 1-3-2	22-2177	22-3749	滋賀本社 TEL 077-523-3131 FAX 077-522-8822
4		毎日新聞社	長浜通信部	520-0062	長浜市列見町 200-1 ハイエストパレス 216 号	0749-62-0813	0749-65-4511	大津支局 TEL 077-524-6655 FAX 077-526-1504
5		中日新聞	大津支局	520-0044	大津市京町四丁目４番23号アソルティ大津京町３階	077-523-3388	077-524-4447	
6		時事通信社	大津支局	520-0806	大津市打出浜 2-1 ｺﾗﾎﾞしが 21 4F	077-522-3915	077-525-5867	
7	TV	びわ湖放送	報道部	520-8585	大津市鶴の里 16-1	077-524-0155	077-524-0412	

イ．その他報道機関（新聞・TV 局・地方新聞・通信社）

No		社名	部局名	〒	住所	TEL	FAX	摘要
1	新聞	産経新聞	大津支局	520-0043	大津市中央 1-3-2	077-522-6628	077-528-2311	FAX 0749-22-7536
2		日本経済新聞社	大津支局	520-0043	大津市中央 3-1-8	077-522-4455	077-525-7843	
3		共同通信社	大津支局	520-0044	大津市京町 4-3-33 滋賀プレスビル 3 階	077-522-3762	077-522-5882	
4		滋賀産業新聞	企画営業課	520-0801	大津市におの浜 1-1-18 県建設会館２階	077-526-3630	077-524-9660	
5		福井新聞社	敦賀支社	914-0811	敦賀市中央町 1-15-25	0770-22-3939	0770-22-4529	
6		読売新聞しが県民情報	編集室		大津市打出浜 13-1	077-522-5507	077-522-5589	
7	TV	日本放送協会	大津放送局	520-0806	大津市打出浜 3-30	077-521-3074	077-521-0785	細川 Dr
8		毎日放送	大津	520-0044	大津市京町 1-1-47	077-523-6910	077-523-6921	メゾン京町 201 号
9		関西テレビ放送	報道局報道部（大津駐在）	520-0106	大津市唐崎 1-24-7	077-577-3455	077-577-3466	大阪本社 TEL 06-6314-8808 携帯 090-3165-9535
10		朝日放送株式会社	報道局（滋賀・大津地域担当）	520-0044	大津市京町 3-5-2 朝日新聞大津総局内	077-527-5054	077-525-6372	
11		読売テレビ報道局	滋賀駐在	520-0837	大津市中庄 1-14-20-201	077-526-5881	077-526-5881	
12		福井テレビ	嶺南支社	914-0063	敦賀市神楽 1-1-5			
13		ＫＢＳ京都	滋賀支社	520-0044	大津市京町 4-3-33 京都新聞滋賀プレスビル 3 階	077-522-8317	077-522-8355	

ウ．県・警察・市

No		組織名	部局名	〒	住所	TEL	FAX	摘要
1	県	滋賀県庁	広報課	520-8577	大津市京町 4-1-1	077-528-3042	077-528-4803	
2	警察	高島警察署		520-1162	今津町中沼 2-4	0740-22-0110	0740-22-0110	
3	市	高島市役所	企画広報課	520-1592	新旭町北畑 565	0740-25-8130	0740-25-8101	

（２）水防信号

水防信号は以下の事項を住民及び水防団に知らせるために、滋賀県水防信号規則(昭和 24 年滋賀県規則第 70 号)の規定に基づき行うものとする。

１）第１信号

ア　警戒水位に達したこと

イ　水防活動のための待機

２）第２信号

水防団員・消防機関に属するもの全員が直ちに出動すべきこと

３）第３信号

当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきこと

４）第４信号

必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきこと

区　分	警　鐘　信　号	サ　イ　レ　ン　信　号
第１信号	○　(5 秒休止)　○　(5 秒休止)　○	5 秒　(休止 10 秒)　5 秒　(休止 10 秒)　5 秒
第２信号	○○○　○○○　○○○	7 秒　(休止 7 秒)　7 秒　(休止 7 秒)　7 秒
第３信号	○○○○　○○○○　○○○○	10 秒　(休止 5 秒)　10 秒　(休止 5 秒)　10 秒
第４信号	乱　打	30 秒　(休止 10 秒)　30 秒　(休止 10 秒)　30 秒

備考　1　信号は適宜の時間継続すること
2　必要があれば警鐘及びサイレン信号を併用しても良い
3　危険の去ったときは口頭伝達により周知させること

７．インフラ設備

（１）電気施設

１）変電所等

変電所名	所在地	容量（ＫＶＡ）				備　考
		受電用	連絡用	配電用	計	
今津変電所	今津町今津 1515-1		25000	22000	47000	
安曇変電所	安曇川町常盤木 953-3		30000	20000	50000	
新旭変電所	新旭庭川			25000	25000	
高島変電所	勝野 1894	200000		20000	220000	
沢配電塔	マキノ町沢			3000	3000	
知内配電塔	マキノ町西浜印内前			3000	3000	
途中谷配電塔	今津町椋川辻道 1			3000	3000	
下開田配電塔	マキノ町蛭口			3000	3000	
白谷配電塔	マキノ町白谷雨ヶ谷			3000	3000	

２）発電所

発電所名	所　在　地	最大出力（kw）	備　考
荒川発電所	朽木荒川 1095-5	2400	
栃生発電所	朽木栃生 54-2	1370	

（２）ｶﾞｽ施設

１）高圧ガス第一種製造事業所・第一種貯蔵所一覧

［本編 p264：３編_２０章_２_（３）「１）高圧ガス等貯蔵施設」参照］

（H31 年 1 月 31 日現在）

	事業所名	事業所所在地	第一種製造	第一種貯蔵
183	ＡＶＸジャパン株式会社	高島市安曇川町三尾里 690-2	○	
184	高島ガス株式会社	高島市安曇川町常磐木 1105 番地 3	○	
185	魚資産業（保木資正）	高島市安曇川町西万木瀧平 1668		○
186	株式会社キョウプロ今津営業所	高島市今津町北仰字清水上 395-1	○	
187	太陽精機株式会社 びわこ工場	高島市新旭町旭字城ノ下 1600 番地	○	
188	信和精工株式会社 新旭工場	高島市新旭町新庄 1288-1		○
189	綾羽工業株式会社 高島工場	高島市新旭町太田 1011-1	○	

出典：滋賀県地域防災計画　資料編

（３）上下水道施設

１）上水道施設の状況

（令和元年 3 月 31 日現在）

種　別	事 業 体 名	浄水場 または 水源名 配水池	浄水場 または 水源地、配水池の所在地	浄　水 方　法	年間給水量 千 m3/年	備考
上水道	高島市	今津浄水場	今津町南新保	緩	2,154	
		安曇川浄水場	安曇川町田中	鉄・マ・紫・エア	1,338	
		打下浄水場	勝野	緩	745	
		広瀬北部浄水場	安曇川町上古賀	エア	100	
合　計		給水人口	28,964 人		4,337	

出典：滋賀県地域防災計画　資料編

２）簡易水道施設の状況

（令和元年 3 月 31 日現在）

種　別	事 業 体 名	浄水場 または 水源名 配水池	浄水場 または 水源地、配水池の所在地	浄　水 方　法	年間給水量 千 m3/年	備考
簡易水道	マキノ中央地区	中部水源地	マキノ町蛭口	紫	632	
	マキノ北部地区	北部水源地	マキノ町浦	鉄・マ・紫	194	
	上開田地区		マキノ町上開田	紫	10	
	在原地区		マキノ町在原	緩	7	
	保坂地区	保坂浄水場	今津町保坂	消	11	
	角川地区	角川浄水場	今津町角川	消	11	
	椋川地区	椋川浄水場	今津町椋川	緩	7	
	市場地区	市場	朽木市場	紫	134	
	野尻地区	野尻	朽木野尻	消	53	
	地子原地区	地子原	朽木地子原	緩	11	
	栃生地区	栃生	朽木栃生	鉄・マ	16	
	古川地区	古川	朽木古川	消	15	
	朽木東部地区	宮前	高島市朽木東部	膜	21	
	荒川地区	荒川	朽木荒川	鉄・マ・エア	25	

種　別	事 業 体 名	浄水場 または 水源名 配水池	浄水場 または 水源地、配水池の所在地	浄　水 方　法	年間給水量 千 m3/年	備考
	麻生地区	麻生	朽木麻生	緩	6	
	広瀬南部地区	広瀬南部	安曇川町南古賀	エア	63	
	畑地区	畑浄水場	畑	緩	11	
	黒谷地区	黒谷浄水場	黒谷	緩	36	
	高島地区	高島浄水場	高島	緩	59	
	横山地区	横山浄水場	武曽横山	緩	43	
	新旭中西部地区	新旭町水源地	新旭町饗庭	紫・エア	560	
	新旭中部地区	新旭町水源地	新旭町饗庭	紫・エア	200	
	新旭東部地区	新旭町浄水場	新旭町藁園	急	411	
簡易水道計		**給水人口**	**18,107 人**		**2,536**	

出典：滋賀県地域防災計画　資料編

３）専用水道施設の状況

（令和元年 3 月 31 日現在）

種　別	事 業 体 名	浄水場 または 水源名 配水池	浄水場 または 水源地、配水池の所在地	浄　水 方　法	年間給水量 千 m3/年	備考
専用水道	角川ヴィラ		今津町角川	急	32	
	橡生の里		今津町角川	急	23	
	箱館山スキー場		今津町日置前	消	30	
	陸上自衛隊今津駐屯地		新旭町饗庭野	消	79	受水のみ
	想い出の森給水施設		朽木柏	消	73	
専用水道計		**給水人口**	**424 人**		**237**	

出典：滋賀県地域防災計画　資料編

４）市内の総給水人口および年間の総給水量

総給水人口　　（前記１）から３）の合計）　　47,495 人

年間の総給水量（　　同上　　）　　7,110 千㎥

８．土木・農業施設

（１）ダム施設

名　　称	河川名	位　置	施設内容
石田川ﾀﾞﾑ	1級河川 淀川水系石田川	今津町角川	ﾀﾞﾑ(中央土質庶水壁型ﾛｯｸﾌｨﾙﾀﾞﾑ) 貯水池(総貯水容量 2,710,000 ㎥)
天川ﾀﾞﾑ	1級河川 淀川水系天川	今津町大供	ﾀﾞﾑ(重力式ｺﾝｸﾘｰﾄﾀﾞﾑ) 貯水池(総貯水容量 1,404,000 ㎥、 設計洪水位 EL.173.5m)
北川第１ﾀﾞﾑ （一旦中止）	1級河川 淀川水系北川 支流麻生川	朽木村麻生横谷	ﾀﾞﾑ(台形 CSG) 貯水池(総貯水容量 10,400,000 ㎥)
北川第２ﾀﾞﾑ （一旦中止）	1級河川 淀川水系北川	朽木村雲洞谷 上村	ﾀﾞﾑ(台形 CSG) 貯水池(総貯水容量約 9,940,000 ㎥)

（２）農業関係施設

１）重要水防ため池

県番号	溜池名	所在地	管理者	受益面積 ha	溜池の規模					予想被害				指定区分
					貯水量 ㎥	堤高 m	堤長 m	経過年数	危険箇所状態	人家 戸	公共建物 棟	鉄道道路 m	農地 ha	
757	緑が池	石庭	石庭農業組合	25.0	49000	16.0	120.	不明	斜樋の漏水	45	―	―	25.0	B
758	青谷溜池	牧野	牧野農業組合	15.0	12000	5.0	80.0	不明	堤体老朽	8	―	―	8.0	C
759	淡海池	深清水	淡海土地改良区	97.0	1320000	26.0	70	74	取水施設老朽	850	10	27000	410.0	A
761	芋谷池	梅原	梅原土地改良区	17.0	15000	6.0	180	95	取水施設老朽	―	―	―	5.0	C
762	三谷溜池	日置前	三谷土地改良区	54.3	30000	8.5	130	不明	斜樋工漏水	―	―	―	3.0	A
765	上寺下池	田中	上寺区長	24.0	4800	6.1	40.0	110年	―	11	1	1800	24.0	C
766	小筑波溜	中野	中野区	5.0	10000	6.0	36.0	110	余水吐斜樋老朽	6	―	347	5.7	A
770	北原の溜	音羽	音羽区	35.0	25000	10.0	80.0	文久	堤体漏水	17	―	―	2.0	A

指定区分内容　　A：特に重要なもの　　B：重要なもの　　C：要水防箇所

２）水門、樋門

河川名	名　称	位　置	管理者	操作担当者	操作基準	構造	用途
今津川	弘川用水	弘川下野	今津川第1用水組合	弘川区長	洪水時捲上式扉門調整	扉鉄製	農業用水防火用水
上郷川	二の井	桂古川	二の井用水組合	桂区長	同上	扉木製	農業用水
上郷川	桂田中井	桂あまるべ	田中井用水組合	桂区長	同上	扉木製	農業用水
上郷川	大井根	日置前平ノ前	大井根用水組合	北仰区長	同上	扉木製	農業用水防火用水
鴨川	山の神井	武曽横山	武曽区	武曽区長	なし		
鴨川	向出井	武曽横山	武曽区	武曽区長	なし		
鴨川	上井	富坂	富坂区	富坂区長	なし		
鴨川	行司井	武曽	宮野区	宮野区長	なし		
知内川	頭首工	野口	上ノ山農業組合	同　左	深水時樋門全開	RCいせき Ｌ＝12m Ｌ＝10m	
知内川	頭首工	小荒路	小荒路農業組合	同　左	深水時樋門全開		
知内川	浦樋門	浦	浦農業組合	同　左	深水時樋門全開	ｽﾙｰｽｹﾞｰﾄ 操作基準なし	
知内川	上開田樋　門	白谷	上開田農業組合	同　左	深水時樋門全開		
知内川	牧野樋門	白谷	牧野農業組合	同　左	深水時樋門全開		
知内川	大久保樋門	牧野	寺久保農業組合	同　左	深水時樋門全開		
知内川	開田樋門	上開田	下開田農業組合	同　左	深水時樋門全開		
知内川	醍醐樋門	蛭口	知内、西浜農業組合	同　左	深水時樋門全開		

３）農業河川工作物・井堰

河川名	名　称	位　置	管理者	操作担当者	操作基準	構造	用　途
百瀬川	赤坂川原谷井	深清水赤坂川原谷	赤坂川原谷水利組合	総代	洪水時取水開閉扉	ｺﾝｸﾘｰﾄ	農業用水防火用水
石田川	待井	弘川高田	待井用水組合	弘川区長	〃	〃	〃
〃	清水井	福岡清水井口	清水井用水組合	井ノ口区長	〃	〃	〃
〃	桂井	下弘部上川原	桂井用水組合	井ノ口区長	〃	〃	〃
〃	中ノ井	上弘部川原	中ノ井用水組合	弘川区長	〃	〃	〃
〃	岸脇井	岸脇栗坂	岸脇用水組合	岸脇区長	〃	〃	〃
〃	大床井	梅原50番地先	大床井用水組合	大床区長	〃	〃	農業用水

河川名	名　称	位　　置	管理者	操作担当者	操作基準	構造	用　途
〃	一ノ井	梅原久保	一ノ井用水組合	下弘部区長	〃	〃	農業用水 防火用水
〃	八升井	梅原円明	八升井用水組合	梅原区長	〃	木工沈床	〃
〃	丹切井	南生見丹切	丹切用水組合	西部土地改良区	〃	ｺﾝｸﾘｰﾄ	〃
〃	野田尾セチヶ谷井	保坂須原	野田尾セチヶ谷用水組合	総代	〃	〃	農業用水
〃	向川原井	保坂須原	向川原井用水組合	総代	〃	〃	〃
〃	保坂蛭原井	角川中村	保坂蛭原用水組合	総代	洪水時取水口閉	ｺﾝｸﾘｰﾄ	農業用水
〃	角川蛭原井	角川蛭原	角川蛭原用水組合	総代	〃	〃	〃
〃	大井根井	角川広戸	大井根井用水組合	角川区長	洪水時取水開閉扉	〃	〃
〃	縄手井	角川広戸	縄手井用水組合	総代	洪水時取水口閉	〃	農業用水
荒谷川	大井	梅原	大井用水組合	梅原区長	洪水時取水開閉扉	〃	農業用水 防火用水
境　川	寺井	酒波南山	寺井用水組合	酒波区長	〃	〃	〃
椋　川	前田井	椋川尾條	前田井用水組合	総代	洪水時取水口閉	〃	〃
〃	元太夫井	椋川尾條	元太夫井用水組合	総代	洪水時井堰転倒	鉄製	〃
寒風川	あみだ中山井	椋川中山	あみだ中山井用水組合	総代	洪水時取入口閉	ｺﾝｸﾘｰﾄ	農業用水
〃	中井	椋川野畑	中井用水組合	総代	〃	〃	〃
〃	久与門田井	椋川野畑	久与門田井用水組合	総代	〃	〃	〃
〃	前田井	椋川野畑	前田井用水組合	総代	〃	〃	〃
〃	徳田井	椋川大谷	徳田井用水組合	総代	〃	〃	〃
天　川	大井	大供神田	大井用水組合	総代	洪水時取水開閉扉	〃	農業用水 防火用水
〃	南田井	大供藤谷	南田井用水組合	大供区長	洪水時取水口閉	〃	〃
〃	四ツ会井	大供北曽波	四ツ会井用水組合	大供区長	〃	〃	〃

９．危険物等取扱施設

［本編 p99：２編_３章_１０「（１）危険物施設の災害予防計画」参照］

（１）危険物施設設置状況（完成検査済証交付施設数）

［本編 p263：３編_２０章_２_（１）「１）危険物製造所、貯蔵所、取扱所」参照］

（H31 年 3 月 31 日現在）

	合計	製造所	貯蔵所									取扱所						事業所数
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	特定・準特定屋外タンク	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所	
高島市	308	5	214	38	30		6	114		23	3	89	41				48	163
計	**308**	**5**	**214**	**38**	**30**		**6**	**114**		**23**	**3**	**89**	**41**				**48**	**163**

出典：滋賀県地域防災計画　資料編

（２）火薬類貯蔵場所

［本編 p263：３編_２０章_２「（２）火薬類貯蔵施設等の応急対策」参照］

（H31.3.31 現在）

業者名	所在地	事業形態		
		煙火製造所	火薬庫	
			火薬、爆薬、火工品含む	火工品のみ
旭化成㈱ 築紫野工場あいばの事業所	新旭町饗庭 3076-149		○	
杉橋火薬店 杉橋和彦	今津町大供 766		○	

（３）毒物劇物取り扱い施設

［本編 p264：３編_２０章_２_（４）「１）毒物劇物取扱所」参照］

１）市内の毒物劇物営業者等業態数

（H31 年 1 月 31 日現在）

	営業者							法第２２条第１項の業務上取扱者				特定毒物		計
	製造業		輸入業		販売業									
	大臣登録	知事登録	大臣登録	知事登録	一般	農業用品目	特定品目	電気メッキ業	金属熱処理業	運送業	しろあり防除業	研究者	使用者	
高島市		1			10	12								23
計	**0**	**1**	**0**	**0**	**10**	**12**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**23**

出典：滋賀県地域防災計画　資料編

１０．廃棄物処理関係施設・業者

（令和３年１月 31 日現在）

種　別	管　理	施設名（業者名）	所　在　地	連絡先
不燃ゴミ	市	今津不燃物処理場 （今津町居住者のみ利用可、R3.3 末閉鎖予定）	今津町杉山 35	24-0053
可燃ゴミ	市	高島市環境ｾﾝﾀｰ	今津町途中谷 236	24-0031
汲取処理	民　間	株式会社日映今津	今津町大供 688-1	22-2787

１１．遺体の処理関係

（１）主な火葬場一覧

（令和３年１月 31 日現在）

施設名	市　町　名	箇所数	炉体基数	備　　考
高島市斎場	高島市	1	3	

（２）遺体安置場所の候補とする公共施設

（令和３年１月 31 日現在）

施　設　名	所　在　地	電　話	備　考
マキノ高原体育館	マキノ町牧野 931	27-0936	
高島Ｂ＆Ｇ海洋センター 屋根付多目的広場	宮野 1516	36-1370	

１２．市内の文化財

［本編 p52：２編_２章「２．文化財の災害予防計画　【教育委員会（文化財課）】」参照］

（１）国指定文化財

（令和元年５月１日現在）

種別		名　　称	員数	所在地	所有者（管理者）	時代・年代	指定年月日
史跡名勝天然記念物	史跡	藤樹書院跡		安曇川町上小川	財団法人藤樹書院		大正 11 年 3 月 8 日
		清水山城館跡		新旭町熊野本・安井川	高島市他	室町	平成 16 年 2 月 27 日
	名勝	旧秀隣寺庭園		朽木岩瀬	興聖寺	南北朝	昭和 10 年 12 月 24 日
		朽木池ノ沢庭園		朽木村井	高島市		平成 24 年 1 月 24 日
重要文化財	彫刻	木造十一面観音坐像	１躯	マキノ町海津	宗正寺	南北朝	明治 34 年 3 月 27 日
		木造薬師如来立像	１躯	マキノ町上開田	称念寺	平安　延久６	明治 42 年 4 月 5 日
		木造千手観音立像	１躯	マキノ町浦	地福庵	平安	明治 42 年 4 月 5 日
		木造阿弥陀如来坐像	１躯	琵琶湖文化館	洞照寺	平安	明治 42 年 4 月 5 日
		木造釈迦如来坐像	１躯	朽木岩瀬	興聖寺	平安	明治 42 年 4 月 5 日
		木造薬師如来坐像	１躯	琵琶湖文化館	長谷寺	平安	明治 34 年 3 月 27 日
		木造大日如来坐像	１躯	新旭町新庄	大善寺	平安	明治 37 年 2 月 18 日
		木造釈迦如来坐像	１躯	新旭町安井川	保福寺	平安	明治 34 年 3 月 27 日
	書跡等	紙本墨書法華経　開結共	10 巻	大阪市立美術館	天神社	平安	大正 12 年 3 月 28 日
	絵画	絹本著色仏涅槃図	１幅	琵琶湖文化館	正法寺	鎌倉	大正 12 年 3 月 28 日
		絹本著色千手観音二十八部衆像	１幅	琵琶湖文化館	大清寺	鎌倉	昭和 51 年 6 月 5 日
	建造物	若宮神社本殿	１棟	安曇川町北船木	若宮神社	室町　明応６	平成 5 年 4 月 20 日（重文） 昭和 58 年(県有形文化財)
		白鬚神社本殿	１棟	鵜川	白鬚神社	桃山　慶長８	昭和 13 年 7 月 4 日
		思子淵神社本殿	３棟	朽木小川	思子淵神社	室町	平成 27 年 7 月 8 日 県指定：平成 23 年 3 月 24 日
		思子淵神社蔵王権現社				応安 4 年(1371)	
		思子淵神社熊野社				室町	
重要美術品	書跡等	紙本墨書後深草天皇宸翰御消息	１幅	琵琶湖文化館	個人	鎌倉	昭和 15 年 9 月 27 日
		紙本墨書崇光院宸翰秘曲御伝授記	１幅	琵琶湖文化館	個人	南北朝	昭和 15 年 9 月 21 日
	合計		**20 件**				

（２）国選定文化財

（令和元年５月１日現在）

種別		名　　称	員数	所在地	所有者（管理者）	時代・年代	選定年月日
文化的景観	重要文化的景観	高島市海津・西浜・知内の水辺景観	１件	マキノ町海津・西浜・知内			平成 20 年 3 月 28 日
		高島市針江・霜降の水辺景観	１件	新旭町針江・霜降			平成 22 年 8 月 5 日
		大溝の水辺景観	１件	勝野			平成 27 年 1 月 26 日
	合計		**3 件**				

（３）県指定文化財

（令和元年５月１日現在）

種別		名　　称	員数	所在地	所有者（管理者）	時代・年代	指定年月日
史跡名勝天然記念物	史跡	王塚古墳		今津町日置前	個人		昭和 62 年 3 月 30 日
		朽木陣屋跡		朽木野尻	高島市		昭和 58 年 3 月 28 日
		鵜川四十八体仏		鵜川	鵜川区		昭和 36 年 4 月 26 日
		稲荷山古墳		鴨	高島市他		昭和 39 年 8 月 19 日
		大溝藩分部家墓所		勝野	円光寺		平成 4 年 3 月 31 日
	名勝	極楽寺庭園		今津町福岡	極楽寺		昭和 62 年 3 月 30 日
	天然記念物	朽木のトチノキ巨木林		朽木雲洞谷	個人		平成 29 年 3 月 23 日
有形文化財	絵画	板絵著色絵馬　狩野山楽筆	２面	京都国立博物館	天神社	江戸	昭和 32 年 8 月 26 日
	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	１躯	マキノ町上開田	称念寺	平安	昭和 55 年 4 月 18 日
		木造薬師如来坐像	１躯	新旭町旭	正伝寺	平安	昭和 61 年 3 月 28 日
	書跡等	大般若波羅蜜多経	584 巻	朽木資料館	長寿寺	平安～室町	平成 4 年 3 月 31 日
		大般若波羅蜜多経	478 巻	朽木中牧	大宮神社	奈良・平安～鎌倉	平成 4 年 3 月 31 日
		大般若経	600 帖	安曇川町北船木（300 巻は琵琶湖文化館）	若宮神社	平安	昭和 58 年 3 月 28 日
		大溝藩分部家文書 附：典籍類 5 点、器物類 6 点	384 点	高島歴史民俗資料館	高島市	室町～近代	平成 27 年 3 月 24 日
	建造物	大田神社本殿	１棟	新旭町太田	大田神社	享保３年	平成 23 年 3 月 24 日
		邇々杵神社　本殿・河内神社本殿・多宝塔	3 棟	朽木宮前坊	邇々杵神社	寛文４年他	平成 27 年 12 月
		波爾布神社本殿	1 棟	新旭町饗庭	波爾布神社		平成 29 年
民俗文化財	有形民俗	朽木の木地屋用具と製品	144 点	朽木資料館	高島市	江戸～昭和	昭和 59 年 3 月 30 日
	合計		**18 件**				

（４）国登録有形文化財

（令和元年 5 月 1 日現在）

種別		名　　称	員数	所在地	所有者（管理者）	時代・年代	指定年月日
	建造物	大村家住宅主屋		マキノ町白谷	個人	江戸　後期	平成 10 年 10 月 9 日
		大村家住宅土蔵		マキノ町白谷	個人	江戸　嘉永 7	平成 10 年 10 月 9 日
		日本基督教団今津教会		今津町今津	日本基督教団今津教会	昭和 9	平成 15 年 3 月 18 日
		今津ｸﾞｫｰﾘｽﾞ資料館		今津町今津	高島市	大正 12	平成 15 年 12 月 1 日
		丸八百貨店		朽木市場	高島市	昭和８	平成 9 年 6 月 12 日
		福井三四郎家住宅主屋		勝野	びれっじ事業協同組合	江戸　18C 後期	平成 11 年 8 月 23 日
		福井三四郎家住宅土蔵				江戸　19C 前期	平成 11 年 8 月 23 日
		福井三四郎家住宅室				江戸　19C 前期	平成 11 年 8 月 23 日
		白鬚神社社務所		鵜川	白鬚神社	昭和 7	平成 14 年 2 月 14 日
		おっきん椋川交流館		今津町椋川	高島市	明治 14 年	平成 23 年 3 月 18 日
		旧今津郵便局		今津町今津	個人	昭和 11 年	平成 27 年 3 月 26 日
		合計件数	**11 件**				

（５）市指定文化財

（令和元年５月１日現在）

種別		名称	員数	所在地	所有者	時代・年代	指定年月日
有形文化財	彫刻	木造釈迦如来坐像	１躯	マキノ町海津	最勝寺	鎌倉	平成16年４月８日
		木造阿弥陀如来坐像	１躯	マキノ町海津	最勝寺	鎌倉	平成16年４月８日
		木造天部形立像	２躯	マキノ町上開田	称念寺（上開田区）	平安	平成16年４月８日
		木造薬師如来坐像	１躯	マキノ町新保	薬師堂	平安	平成16年４月８日
		木造四天王立像	４躯	マキノ町新保	薬師堂	平安	平成16年４月８日
		木造毘沙門天立像	１躯	マキノ町海津	大崎寺	鎌倉	平成16年４月８日
		木造観音勢至菩薩立像	２躯	マキノ町海津	称名寺	南北朝～室町	平成16年10月28日
		木造阿弥陀如来坐像	１躯	マキノ町海津	称名寺	南北朝～室町	平成16年10月28日
		木造聖観音菩薩立像	１躯	マキノ町中庄	幡岳寺	平安	平成16年10月28日
		狛犬	２個	マキノ町上開田	坂本神社（上開田区）	鎌倉～室町	平成16年10月28日
		欄間	５面	マキノ町海津	福善寺	江戸中期	平成16年10月28日
		板木来迎図・十三仏像	１枚	マキノ町海津	称名寺	室町～江戸中期	平成16年10月28日
		木造阿弥陀如来立像	１躯	マキノ町蛭口	称名寺	鎌倉～室町	平成16年10月28日
		木造地蔵菩薩立像	１躯	今津町上弘部	永寿院	平安	平成２年４月３日
		木造地蔵菩薩立像	１躯	今津町酒波	酒波寺	平安末～鎌倉	平成２年４月３日
		木造阿弥陀如来立像	１躯	今津町今津	西福寺	平安	平成２年４月３日
		木造阿弥陀如来立像	１躯	今津町今津	泉慶寺	平安	平成２年４月３日
		木造阿弥陀如来坐像	１躯	拝戸	昌泉寺	平安～鎌倉	平成２年３月31日
		長盛寺法界地蔵石仏	１躯	永田	長盛寺	鎌倉～室町	平成11年９月１日
		玉泉寺石仏群		安曇川町田中	玉泉寺	室町	昭和58年４月５日
		木造女神坐像（豊玉姫）	１躯	新旭町太田	大田神社	南北朝	昭和62年９月30日
		木造菅公坐像（納入経）	１躯	新旭町太田		室町	昭和62年９月30日
		木造釈迦如来坐像	１躯	新旭町饗庭	覚伝寺	鎌倉	昭和62年９月30日
		木造地蔵菩薩立像	１躯	新旭町饗庭		平安	昭和62年９月30日
		木造薬師如来坐像	１躯	新旭町饗庭	慈恩寺	平安	昭和62年９月30日
		木造阿弥陀如来坐像	１躯	新旭町饗庭			昭和62年９月30日
		木造伝千手観音立像	１躯	新旭町熊野本	善林寺	平安	昭和62年９月30日
		木造伝日光菩薩立像	１躯	新旭町熊野本			昭和62年９月30日
		木造伝月光菩薩立像	１躯	新旭町熊野本			昭和62年９月30日
		木造伝持国天立像	１躯	新旭町熊野本			昭和62年９月30日
		木造伝広目天立像	１躯	新旭町熊野本			昭和62年９月30日
		木造伝多聞天立像	１躯	新旭町熊野本			昭和62年９月30日
		木造伝増長天立像	１躯	新旭町熊野本			昭和62年９月30日
		木造聖観音立像	１躯	新旭町針江	石津寺	平安	昭和62年９月30日
		木造薬師如来立像	１躯	新旭町深溝	日吉二宮	平安	昭和62年９月30日

種別		名称	員数	所在地	所有者	時代・年代	指定年月日
		木造地蔵菩薩半跏像	１躯	新旭町深溝	神社		昭和 62 年 9 月 30 日
		木造僧形坐像	１躯	新旭町深溝			昭和 62 年 9 月 30 日
		木造僧形坐像	１躯	新旭町深溝			昭和 62 年 9 月 30 日
		木造僧形坐像	１躯	新旭町深溝			昭和 62 年 9 月 30 日
		木造僧形坐像	１躯	新旭町深溝			昭和 62 年 9 月 30 日
		木造僧形坐像	１躯	新旭町深溝			昭和 62 年 9 月 30 日
		木造釈迦如来坐像	１躯	朽木宮前坊	邇々杵神社	平安	平成 21 年 8 月 26 日
		木造男女神坐像	２躯	朽木宮前坊			平成 21 年 8 月 26 日
有形文化財	工芸品	鰐口	１個	マキノ町中庄	仁和寺	江戸	平成 16 年 4 月 8 日
		鰐口	１個	マキノ町上開田	上開田区	江戸	平成 16 年 4 月 8 日
		石造宝塔	１基	マキノ町上開田	上開田区	鎌倉	平成 16 年 4 月 8 日
		梵鐘	１基	マキノ町海津	願慶寺	江戸	平成 16 年 4 月 8 日
		椋川の懸仏群	252 点	マキノ資料館	椋川区	平安～室町	昭和 63 年 3 月 23 日
		鰐口	１口	安曇川町下小川	個人	南北朝	昭和 61 年 5 月 20 日
		鰐口	１口	安曇川町川島	阿志都弥神社	室町	昭和 60 年 4 月 3 日
		鰐口	１口	藤江草の根ハウス	円覚寺	室町	昭和 58 年 4 月 5 日
		瑞光院梵鐘	１基	高島歴史民俗資料館	瑞雪院	江戸	昭和 62 年 3 月 1 日
		鰐口	１個	畑	八幡神社	室町	昭和 63 年 7 月 1 日
		金銅誕生釈迦立像	１躯	京都国立博物館	個人	平安	昭和 57 年 6 月 1 日
	書跡	日置神社文書	４通	マキノ資料館	日置神社	鎌倉	昭和 63 年 3 月 23 日
		三浦講文書	１式	マキノ町海津	願慶寺	室町後期	平成 16 年 4 月 8 日
		西浜慶長検地帳外古文書	１式	滋賀大経済学部付属資料館	西浜区	安土桃山	平成 16 年 4 月 8 日
		浦慶長検地帳外古文書	１式	滋賀大経済学部付属資料館	浦区	安土桃山	平成 16 年 4 月 8 日
		川論裁許申付覚及び絵図	１式	マキノ町知内	知内区	江戸	平成 16 年 4 月 8 日
		知内検地帳（慶長～享保）	４冊	マキノ町知内	知内区	江戸	平成 16 年 4 月 8 日
		新保慶長検地帳及び絵図	１式	マキノ町新保	新保区	江戸	平成 16 年 4 月 8 日
		大般若経	600 巻	朽木資料館	思子淵神社	平安	昭和 51 年 2 月 23 日
		大般若経	600 巻	朽木資料館	大通院	室町	平成 2 年 3 月 29 日
		下小川八王子権現文書	３点	安曇川町下小川	個人	鎌倉～室町	昭和 55 年 5 月 14 日
		安曇河御厨官関係文書	３点	安曇川町北船木	若宮神社	平安～鎌倉	昭和 54 年 3 月 15 日
		紙本墨書小堀新助様御検地字町付絵図	１枚	安曇川町北船木		慶長７年（1602）	昭和 56 年 3 月 18 日
		紙本墨書船木内北浜御検地帳	２冊	安曇川町北船木		慶長７年（1602）	昭和 57 年 3 月 25 日
		豊臣秀次朱印状	４通	安曇川町北船木		桃山	昭和 61 年 5 月 20 日
		紙本墨書比叡新荘絵図	１枚	安曇川町川島	個人	中世	昭和 55 年 5 月 14 日

種	別	名　　称	員数	所在地	所有者	時代・年代	指定年月日
		朽木清綱家文書	１式	朽木市場	個人	鎌倉～昭和	平成 20 年 9 月 1 日
	絵画	絹本著色五大明王像	５幅	滋賀大学経済学部付属資料館	宝憧院	鎌倉～室町	平成 16 年 4 月 8 日
		絹本著色弘法大師図	１幅	マキノ町海津	宝憧院	室町	平成 16 年 4 月 8 日
		紙本著色襖絵松図	８面	マキノ町海津	願慶寺	江戸	平成 16 年 4 月 8 日
		紙本著色海津三町絵図	１面	マキノ町海津	個人	延宝５年（1677）	平成 16 年 4 月 8 日
		絹本著色阿弥陀来迎図	１幅	マキノ町海津	称名寺	鎌倉～室町	平成 16 年 4 月 8 日
		釈迦十六善神像	１幅	朽木資料館	大通院	鎌倉	平成 2 年 3 月 29 日
		絹本著色聖徳太子絵伝	４幅	龍谷大学龍谷ミュージアム	中野区	室町	昭和 57 年 3 月 25 日
		絹本著色聖徳太子像	１幅	龍谷大学龍谷ミュージアム			昭和 57 年 3 月 25 日
		絹本著色善光寺如来絵伝	４幅	龍谷大学龍谷ミュージアム			昭和 57 年 3 月 25 日
		板絵著色絵馬	１面	安曇川町三尾里	箕島神社	江戸	昭和 54 年 3 月 15 日
		鵜川山境争論絵図	１面	高島町鵜川	鵜川区	江戸	昭和 63 年 7 月 1 日
		絹本著色地蔵十王図	21 幅	マキノ町海津	寶ﾄｳ院	室町	平成 26 年 3 月 25 日
有形文化財	建造物	高厳山興聖寺本堂	１棟	朽木岩瀬	興聖寺	江戸	昭和 59 年 10 月 5 日
		石造宝塔	１基	安曇川町田中	田中神社	鎌倉	昭和 56 年 3 月 18 日
		石造宝塔	１基	安曇川町田中	玉泉寺	鎌倉	昭和 58 年 4 月 5 日
		石造層塔	１基	安曇川町田中			昭和 58 年 4 月 5 日
		石造満願寺宝塔	１基	安曇川町三尾里	三尾里区	鎌倉	昭和 57 年 3 月 25 日
		石造宝塔	１基	安曇川町常磐木	三重生神社	鎌倉	昭和 56 年 3 月 18 日
		白鬚神社末社若宮神社本殿	４棟	鵜川	白鬚神社	桃山	昭和 55 年 12 月 1 日
		白鬚神社末社八幡・加茂・高良神社本殿					平成 10 年 3 月 31 日
		白鬚神社末社内宮本殿					平成 10 年 3 月 31 日
		白鬚神社末社外宮本殿					平成 10 年 3 月 31 日
		武曾学校	１棟	武曾横山	武曽区		平成 13 年 9 月 1 日
		総門	１棟	勝野	高島市	宝暦５年	平成 13 年 9 月 1 日
		大善寺宝塔	１基	新旭町新庄	大善寺	鎌倉	昭和 58 年 6 月 1 日
		森神社宝塔	１基	新旭町旭	森神社	鎌倉	昭和 58 年 6 月 1 日
		阿弥陀寺宝塔	１基	新旭町旭	阿弥陀寺	鎌倉	昭和 58 年 6 月 1 日
		日吉神社宝塔	１基	新旭町針江	日吉神社	鎌倉	昭和 58 年 6 月 1 日
		日吉神社板碑	１点	新旭町針江			昭和 58 年 6 月 1 日
		日吉二宮神社本殿	５棟	新旭町深溝	日吉二宮神社	寛文３年	平成 12 年 5 月 1 日
		日吉二宮神社神門				１９世紀前期	平成 23 年 2 月 22 日
		日吉二宮神社東透塀					
		日吉二宮神社西透塀					
		日吉二宮神社瑞垣					
		大宮神社本殿【附：棟札６枚】	１棟	朽木中牧	大宮神社	１６世紀前期	平成 22 年 6 月 3 日

種　別		名　称	員数	所在地	所有者	時代・年代	指定年月日
		大宮神社　八幡社	１棟	朽木中牧	大宮神社	１６世紀前期	平成 22 年 6 月 3 日
		大宮神社　常神社	１棟	朽木中牧	大宮神社	１６世紀前期	平成 22 年 6 月 3 日
	典籍	永正十八年写本大学章句	１冊	中江藤樹記念館	個人	永正 18 年（1521）	
	歴史資料	中江藤樹歴史資料	25 点	安曇川町上小川	藤樹書院	江戸	昭和 54 年 3 月 15 日
	その他	棟札	２枚	マキノ資料館	大處神社	安土桃山	平成 16 年 4 月 8 日
史跡名勝天然記念物	史跡	田中南堡跡		安曇川町田中	田中神社	鎌倉	昭和 61 年 5 月 20 日
		胞衣塚		安曇川町三尾里	三尾里区	古墳	昭和 60 年 4 月 3 日
		分部家歴代の墓・近藤重蔵の墓		勝野	圓光寺	江戸	昭和 62 年 3 月 1 日
		大溝城本丸跡		勝野	高島市	桃山	平成 8 年 3 月 25 日
		河原市一里塚跡		新旭町安井川	高島市	江戸	平成 18 年 12 月 21 日
	名勝	八池（淵）の滝		黒谷・鹿ケ瀬			昭和 62 年 3 月 1 日
	天然記念物	一本杉	１株	安曇川町上古賀字西野	個人		昭和 54 年 3 月 15 日
		白谷の夫婦椿		マキノ町白谷	個人		平成 31 年 3 月 20 日

Ⅳ．災害時に備えた備蓄品等の必要物資一覧

［本編 p76：２編_２章_１１「（１）避難所等の災害救助に備えた資機材の整備点検」参照］

１．市の備蓄品

（１）備蓄にあたっての基本的な考え方

○滋賀県地震被害想定（平成 26 年 3 月）をもとに、最大避難者数を 11,444 人と想定
○80 施設（広域避難所 60 施設および予備として地区本部・福祉避難所等 20 施設）での使用を想定
○下記の一覧にないものや不足する場合については、流通備蓄、協定先および他自治体等外部からの支援物資により対応
○風水害時等、緊急一時避難用の避難所として、各地区本部毎に 5 施設程度の開設を想定

（２）備蓄物資一覧

No.	品目	数量	整備にあたっての考え方	備考
1	アルファ米　（５年保存）	11,450 食	最大避難者数×1 食分	
2	クラッカー　（５年保存）	11,450 食	同上	
3	サバイバルフーズ　（２５年保存）	11,450 食	同上	食糧については、３日分（市で１日分、県で１日分、個人で１日分）の備蓄を推奨しており、市で１日分を備蓄
4	飲料水 500ml　（7 年保存）	68,700 本	最大避難者数×1 日分（3L/1 人）	
5	フリース毛布	11,450 枚	最大避難者数分	
6	アルミマット	11,450 枚	同上	
7	発電機	80 台	80 施設×1 台	
8	ストーブ	480 台	80 施設×6 台	
9	応急救護用テント	6 張	6 地区本部×1 張	
10	投光器セット	320 台	80 施設×6 台	
11	車イス対応トイレ	80 台	80 施設×1 台	
12	トイレ用凝固・衛生袋セット（100 回分）	360 セット	3,000 人×4 回×3 日分	
13	間仕切りテント	240 張	広域避難所 60 施設×4 張	
14	個室用テント	60 張	広域避難所 60 施設×1 張	
15	衝立型ダンボールパーティション	2,131 組	避難所開設時の標準レイアウトおよび延床面積をもとに算定	
16	仕切りテント型ダンボールパーティション	257 個	同上	
17	ダンボールベッド	257 個	同上	
18	大型扇風機	111 台	施設規模に応じて広域避難所 60 施設×1～3 台	感染症および熱中症対策
19	自立式看板	90 枚	6 地区本部×15 枚	
20	折り畳みコンテナ・台車	60 セット	広域避難所 60 施設×1 台	
21	エンジン浄水装置	2 台		
22	不織布マスク	220,000 枚		感染症対策
23	フェイスシールド	8,160 枚	住民用（広域避難所 60 施設×10 人×6 日） 職員用（6 地区本部×避難所 5 施設×10 人×15 回）	感染症対策
24	GM 管式サーベイメータ	14 台		原子力災害時、対応職員が使用
25	簡易サーベイメータ	13 台		同上
26	電子ポケット線量計	53 個		同上
27	N95 マスク	1,100 枚		同上
28	雨具	510 着		同上
29	ゴアテックス雨具	90 着		同上
30	防護服セット	1,830 着		同上

２．消防関係資機材

［本編 p97：２編_３章「９．火災の予防　【消防本部（消防団）】」参照］

（１）消防本部の消防車両等の現況

（令和６年４月１日現在）

所属	種　別	車　両	登録番号	型　式	年式	級別	無線局呼出名称
消防本部	指 令 車	トヨタ ノア	滋賀301 ふ7052	6AA-ZWR90W	令和 5年		――――――
	人員搬送車	日産 キャラバン	滋賀800 す・8338	3BF-CS8E26	令和 5年		たかしましょう こうほう 1
	査 察 車	日産 プリメーラ	滋賀800 さ6657	UA-WTNP12	平成 16年		たかしましょう ささつ 1
	小型動力ポンプ(付)積載車	スズキ エブリイ	滋賀880 あ2394	5BD-DA17V改	令和 5年	B2	たかしましょう せきさい 1
	高 規 格 救急自動車	トヨタ ハイエース	滋賀800 す・200	CBF-TRH226S	平成 21年		たかしましょう きゅうきゅう 1
	資 機 材 搬 送 車 （原子力）	日産 キャラバン	滋賀100 せ・789	LDF－CW8E26	平成 31年		――――――
	除 雪 車	日立建機 ミニホイールローダー	高島市 あ688	ZW40-5B	令和 5年		――――――
北部消防署	指 令 車	トヨタ ヴォクシー	滋賀800 さ7476	DBA-AZR65G	平成 17年		たかしましょう しれい 10
	消防ポンプ 自 動 車	三菱ふそう キャンター	滋賀800 す・296	PDG-FG73D	平成 21年	A2	たかしましょう ぽんぷ 12
	水槽付消防 ポンプ自動車	日野 レンジャー	滋賀800 は1363	2KG－GX2ABA	令和 元年	A2	たかしましょう たんく 13
	救　助 工 作 車	日野 レンジャー	滋賀831 ち・・11	SDG－GX7 JGAA（改）	平成 24年		たかしましょう きゅうじょ 14
	資 機 材 搬 送 車	日野 デュトロ	滋賀800 す4689	TKG-XZU 695M	平成 29年		たかしましょう はんそう 1
	高 規 格 救急自動車	日産 キャラバン	滋賀800 す6052	CBF-CS8E 26（改）	令和 元年		たかしましょう きゅうきゅう 11
朽木分遣所	消防ポンプ 自 動 車	トヨタ ダイナ	滋賀800 す・943	BDG-XZU 378	平成 22年	A2	たかしましょう ぽんぷ 32
	高 規 格 救急自動車	日産 エルグランド	滋賀800 す3761	CBF-FPWGE 50（改）	平成 27年		たかしましょう きゅうきゅう 31
マキノ救急分遣所	高 規 格 救急自動車	トヨタ ハイエース	滋賀800 す4263	CBF-TRH 226S	平成 28年		たかしましょう きゅうきゅう 41
南部消防署	指 令 車	三菱 デリカD5	滋賀800 す8294	3DA-CV1W	令和 5年		たかしましょう しれい 20
	消防ポンプ 自 動 車	日野 デュトロ	滋賀800 す7296	2KG－XZU 685M	令和 4年	A2	たかしましょう ぽんぷ 22
	水槽付消防 ポンプ自動車	日野 レンジャー	滋賀800 は1032	SDG－GX7 JGAA（改）	平成 26年	A2	たかしましょう たんく 23
	高 規 格 救急自動車	トヨタ ハイエース	滋賀800 す5708	CBF-TRH 226S	平成 31年		たかしましょう きゅうきゅう 21

（２）消防水利の現況

（単位：箇所）

			マキノ	今津	朽木	安曇川	高島	新旭	合計
消火栓		公設	375	617	255	584	275	632	2,741
		私設	10	5		13			28
		計	385	622	255	597	275	632	2,769
防火水槽	公設	100 ㎥以上					1		1
		60～100 ㎥未満	1		5	3	1	10	20
		40～ 60 ㎥未満	108	84	59	29	45	43	368
		計	109	84	64	32	47	53	389
他		湖・河川・溝等	71	124	61	162	85	138	641

３．安定ヨウ素剤

（１）安定ヨウ素剤配布数量（防護対策地域圏内）

NO	自治会名	内服液		丸薬	
		*1ml	*2ml	1 錠	2 錠
		0 歳	1～2 歳	3～12 歳	13 歳以上
1	海津１区	0ml	2ml	7 錠	346 錠
2	海津２区	0	2	3	324
3	海津３区	1	6	22	478
4	西浜区	0	2	25	628
5	高木浜一丁目(高木浜自治会)	4	8	40	640
6	高木浜二丁目	1	16	41	286
7	小荒路区	0	4	10	420
8	野口区（野口）	0	0	0	86
9	野口区（路原）	0	0	0	46
10	野口区（国境）	0	0	0	24
11	在原区	0	0	6	96
12	山中区	0	0	5	194
13	下区	0	0	10	264
14	浦区	0	0	0	120
15	寺久保区	0	4	11	364
16	蛭口区	0	20	43	872
17	石庭区	1	6	13	244
18	牧野区	0	6	16	304
19	大字白谷	0	6	7	212
20	白谷長寿苑・町内会	0	0	0	96

NO	自治会名	内服液		丸薬	
		*1ml	*2ml	1 錠	2 錠
		0 歳	1～2 歳	3～12 歳	13 歳以上
21	上開田区	0	0	6	170
22	下開田区	1	0	4	154
23	辻区	0	0	6	84
24	森西区	1	4	4	120
25	沢区	2	6	35	740
26	知内区	0	10	26	784
27	新保区	0	8	35	682
28	中庄区	0	6	31	774
29	大沼区	1	10	11	398
30	グリーンレイク町内会	0	0	5	406
31	湖西平自治会	1	2	8	174
32	箱館第２リッチランド町内会	0	2	3	86
33	マキノ・マロンガーデン	0	2	8	150
34	マキノ・グランデ自治会	1	2	5	104
35	マキノ駅西自治会	0	0	10	260
36	南浜区	3	10	36	714
37	中浜区	0	4	12	382
38	北浜区	0	0	4	362
39	東区	1	8	30	498
40	西区	5ml	12ml	30 錠	896 錠
41	栄区	8	22	54	1,050
42	天神区	10	50	66	556
43	松陽台区	6	24	122	2,448
44	南新保区	2	14	39	736
45	市ヶ崎区	2	20	42	438
46	カームタウン区	0	14	36	562
47	大供区	4	10	17	318
48	弘川区	8	28	60	934
49	宮西区	0	0	5	282
50	今津中野区	4	0	16	560
51	新保寺区	1	8	13	228
52	杉沢区	3	32	84	1,110
53	武末区	2	10	37	322
54	東新町区	0	16	60	736

NO	自治会名	内服液		丸薬	
		*1ml	*2ml	1 錠	2 錠
		0 歳	1～2 歳	3～12 歳	13 歳以上
55	下弘部区	0	0	19	528
56	上弘部区	0	0	8	310
57	藺生区	0	2	8	294
58	梅原区	0	0	4	246
59	梅原団地自治会	0	0	3	208
60	大床区	0	0	6	80
61	岸脇区	2	6	19	412
62	北深清水区	2	14	13	378
63	南深清水区	1	4	12	484
64	新田区	1	2	4	150
65	桂区	1	0	9	396
66	酒波区	0	4	8	244
67	平ケ崎区	2	4	6	328
68	北林区	1	10	25	330
69	望みの郷自治会	0	8	18	248
70	伊井区	1	2	14	438
71	三谷区	0	8	30	462
72	中ノ町区	0	0	8	256
73	今津井ノ口区	0	2	7	240
74	構区	0	2	8	212
75	北仰区	1	2	8	190
76	北仰東自治会	1	4	18	404
77	今津辻区	0	2	7	224
78	浜分区	1	4	15	522
79	湖西ニュータウン自治会	0	4	11	372
80	川尻区	0	0	3	124
81	角川区	0	0	1	174
82	保坂区	0	0	3	100
83	途中谷	0ml	0ml	0 錠	2 錠
84	椋川区	0	2	6	102
85	杉山区	0	0	0	70
86	天増川区	0	0	0	32
87	井ノ口区	3	14	24	402
88	安養寺区	14	34	72	1,024

NO	自治会名	内服液		丸薬	
		*1ml	*2ml	1 錠	2 錠
		0 歳	1～2 歳	3～12 歳	13 歳以上
89	北畑区自治会	13	48	117	996
90	藁園区	9	36	111	3,054
91	木津区自治会	3	10	18	476
92	岡区	0	8	8	490
93	日爪区	0	6	7	202
94	五十川区	2	4	39	732
95	米井区	2	2	12	246
96	辻沢区自治会	1	6	17	386
97	今市区	5	12	41	580
98	平井区	10	26	77	1,052
99	田井区	0	0	9	172
100	森区	5	28	54	966
101	堀川区	5	24	48	854
102	山形区	0	4	9	172
103	霜降区	2	16	31	540
104	針江区	2	6	37	882
105	深溝区自治会	4	20	46	1,246
106	レインボータウン自治会	1	4	8	142
107	やわらぎ北の町自治会	0	2	10	230
108	木津宮ノ南自治会	1	2	3	78
109	湖畔の郷自治会	0	2	14	334
110	ウッディーパーク自治会	1	2	8	128
111	下古賀区	1	12	22	608
112	上古賀区	2	6	20	720
113	長尾区	0	0	11	354
114	中野自治会	1	4	13	348
115	びわこ台住民自治会	0	2	3	106
116	泰山寺区	0	0	1	112
117	市場区	3	12	30	842
118	上野区	1	4	15	344
119	野尻区	1	4	5	172
120	荒川区	0	4	11	210
121	荒川惣田区	1	6	17	172
122	麻生区	0	2	6	156

NO	自治会名	内服液		丸薬	
		*1ml	*2ml	1 錠	2 錠
		0 歳	1～2 歳	3～12 歳	13 歳以上
123	木地山区	0	2	2	28
124	地子原区	0	0	1	166
125	雲洞谷区	0	0	0	180
126	能家区	0	0	0	34
127	針畑区（小入谷）	0	2	2	36
128	針畑区（中牧）	0	2	4	32
129	針畑区（古屋）	0	0	0	22
130	生杉区	0	0	3	42
131	桑原区	0	0	0	38
132	大野区	1	0	2	126
133	古川区	0	0	0	140
134	岩瀬区	1	2	6	288
135	柏区	0	0	7	72
136	宮前坊区	2	6	16	264

（２）保存先および保存数量

［本編 p423：６編_５章_２「（６）防災資機材等の整備」参照］

管理	No.	保管場所	種別			備考
			錠剤（錠）	ゼリー剤（包）		
				16.3mg	32.5mg	
高島市	1	マキノ保健センター	12,000	20	100	
	2	今津保健センター	21,000	20	200	
	3	朽木保健センター	1,000	20	100	
	4	安曇川保健センター	26,000	20	200	
	5	高島保健センター	13,000	20	100	
	6	新旭保健センター	21,000	20	200	
	小　計		94,000	120	900	
滋賀県	1	マキノ東子ども園	1,000	0	0	
	2	マキノ西子ども園	1,000	0	0	
	3	朽木子ども園	1,000	0	0	
	4	古賀保育園	1,000	0	0	
	5	のぞみ会　なないろ保育園	1,000	0	0	
	6	第４学童保育所	1,000	0	0	
	7	第２学童保育所	1,000	0	0	
	8	朽木学童保育所どんぐり	1,000	0	0	
	9	朽木東小学校	3,000	0	0	
	10	朽木西小学校	1,000	0	0	
	※	旧広瀬小学校	8,000	0	0	※高島市役所で保管
	11	マキノ東小学校	7,000	0	0	
	※	旧マキノ北小学校	4,000	0	0	※マキノ東小学校で保管
	12	マキノ南小学校	9,000	0	0	
	13	マキノ西小学校	7,000	0	0	
	14	今津北小学校	10,000	0	0	
	15	旧今津西小学校	2,000	0	0	※角川ヴィラで保管
	16	マキノ北小学校在原分校	1,000	0	0	
	17	朽木中学校	5,000	0	0	
	18	マキノ中学校	8,000	0	0	
	19	ＥＣＣ学園高等学校	1,000	0	0	
	20	やまびこ館	5,000	0	0	
	21	安曇川総合体育館	1,000	0	0	
	22	マキノ土に学ぶ里研修センター	7,000	0	0	
	23	今津北体育館	5,000	0	0	
	24	新旭北小学校	11,000	0	0	
	25	湖西中学校	17,000	0	0	
	26	今津東保育園	2,000	0	0	
	27	高島高等学校	13,000	0	0	
	28	今津中学校	16,000	0	0	
	29	今津東小学校	12,000	0	0	
	30	静里なのはな園	10,000	0	0	
	31	大師山さくら園	2,000	0	0	
	32	今津幼稚園	1,000	0	0	
	33	近江愛隣会　愛隣保育園	1,000	0	0	
	34	第１学童保育所	1,000	0	0	
	35	第３学童保育所	1,000	0	0	
	36	学童やまびこ	1,000	0	0	
	37	新旭学童保育所トライアングル	1,000	0	0	
	38	新旭南小学校	10,000	0	0	
	39	今津東コミュニティーセンター	3,000	0	0	

管理	No.	保管場所	種別			備考
			錠剤（錠）	ゼリー剤（包）		
				16.3mg	32.5mg	
滋賀県	40	高島市民会館	11,000	0	0	
	41	今津働く女性の家	2,000	0	0	
	42	今津勤労者体育センター	5,000	0	0	
	43	今津上体育館	7,000	0	0	
	44	新旭体育館	10,000	0	0	
	45	木地山集会所	1,000	0	0	
	46	やまゆりの里	1,000	0	0	
	47	さわの風	1,000	0	0	
	48	藤波園	1,000	0	0	
	49	グループホームはあとふるマキノ	1,000	0	0	
	50	藤美寮	1,000	0	0	
	51	羽ばたき	1,000	0	0	
	52	ひまわり生活の家アーカス	1,000	0	0	
	53	たっちの家	1,000	0	0	
	54	すぎやまの家杉山寮	1,000	0	0	
	55	あっとホーム	1,000	0	0	
	56	箱館ハウス	1,000	0	0	
	57	清風荘	1,000	0	0	
	58	ケアハウスじゅらく	1,000	0	0	
	59	ニューサンライズ（新旭みのり会）	1,000	0	0	
	60	グリーンテラス	1,000	0	0	
	61	メディケアさくら	1,000	0	0	
	62	障害者支援施設清湖園	1,000	0	0	
	63	ひまわり生活の家	1,000	0	0	
	64	ひまわり生活の家ほがらか荘	1,000	0	0	
	65	ひまわり生活の家さかえ荘	1,000	0	0	
	66	あしみ	1,000	0	0	
	67	杉山ホームひろかわ	1,000	0	0	
	68	大阪自彊館さわやか荘	1,000	0	0	
	69	高木浜ホーム	1,000	0	0	
	70	アイリス	1,000	0	0	
	71	マーブル	1,000	0	0	
	72	ハーモニー、虹	1,000	0	0	
	73	ドリーム・あんです ドリーム・だんだん	1,000	0	0	
	74	アーカス	1,000	0	0	
	75	高島市民病院	1,000	0	0	
	76	マキノ病院	3,000	0	0	
	77	今津病院	2,000	0	0	
	78	高島保健所	3,000	0	0	
	79	高島市	45,000	0	0	
	80	マキノ保健センター	0	60	300	
	81	今津保健センター	0	120	300	
	82	新旭保健センター	0	120	300	
	83	安曇川保健センター	0	60	300	
	84	朽木保健センター	0	60	200	
	85	朽木西小学校	0	60	200	
	小　計		313,000	480	1,600	
	合　計		407,000	600	2,500	

Ⅴ．支援・復興資金等

１．被害程度の認定基準

被害区分			認定基準
人的被害	死者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実な者
	災害関連死者		災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの。 ※実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。
	行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し医師の治療を受け又は受ける必要がある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みの者
		軽傷者	当該災害により負傷し医師の治療を受け又は受ける必要がある者のうち 1 月未満で治療できる見込みの者
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、現実に居住するために使用している建物であれば、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。（注 1，2）
	世帯		生計を一つにしている実際の生活単位をいうものである。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば 2 世帯として差し支えない。 マンションアパート等のように 1 棟の建物内に、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合は、それぞれ 1 世帯として取り扱う。注３ 台所、浴場または便所などが別棟であったり、離れが別棟にあったりするような場合は、建物の被害は複数棟となるが、世帯数は、これら生活に必要な部分を併せてそこに生活している世帯が 1 であれば 1 世帯とする。
	全壊、全焼又は流失		住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損失が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。 具体的には住家の損壊※1、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素※2 の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの
	半壊又は半焼		住家の損壊は甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。 具体的には損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素※2 の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。
		大規模半壊	半壊又は半焼の基準に該当する者のうち、大規模な補修をお行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。 具体的には、損壊※1 部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満、またはその住家の損害割合が 40%以上 50%未満のもの。
	準半壊		住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの。 住家が半壊又は反証に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊※1 部分がその住家の延べ床面積の 10%以上 20%未満のもの、または、住家の主要な構成要素※2 の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のもの。
	床上浸水		住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木等のたい積により一時的に居住することができないもの

被害区分		認定基準
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの
	一部破損	損壊の程度が全壊、全焼又は流失及び半壊半焼に至らない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のもの。但しｶﾞﾗｽ2～3 枚が割れた程度のものを除く
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば市の庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫などの建物
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもの
り災世帯数	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活が維持できなくなった生計を一にしている世帯 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	罹災世帯の構成員
田畑被害	流失・埋没	田の耕土が流失し又は砂利等の堆積のため耕作不能となったもの
	冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸ったもの
その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町村道の一部が損壊し車両の通行が不能となった程度の被害。但し橋梁を除いたものとする。
	橋梁流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失、一部の渡橋が不能になった程度の被害
	河川決壊	1 級河川及び 2 級河川の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し復旧工事を要する程度の被害
	鉄道不通	電車等の運行が不能となった程度の被害
	被害船舶	ろ、櫂のみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ運行できない程度の被害を受けたもの
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
	その他の被害	農業用施設、林業用施設、砂防用施設、港湾及び漁港施設、農産物等の被害で特に報告を必要とするもの
その他用語の解説	学校	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設
	港湾被害	港湾法第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上、重要な臨港交通施設で復旧工事を要する程度の被害

被害区分		認定基準
その他用語の解説	砂防被害	砂防法第 1 条の規定による砂防施設、同法第 3 条の規程によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規程によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害
	清掃施設	ゴミ処理施設及びし尿処理施設
	公立文教施設	公立の文教施設
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設(農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設)
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設(河川、湖岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園など)
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設(庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設)
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害(ﾋﾞﾆｰﾙﾊｳｽ、農産物等の被害)
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害(立木、苗木等の被害)
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害(家畜、畜舎等の被害)
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害(のり、漁具、漁船等の被害)
	商工被害	建物以外の商工被害(工業原材料、商品、生産機械器具等の被害)

※１：損壊：住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元しえない状況に至ったもの。

※２：主要な構成要素：住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

注１：一般に非住家として取り扱われるような土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば、住家とする。

注２：法による救助を実施するか否かの判断は、住家に被害を受けた世帯数をもって行うことから、一般に住家として取り扱われる住宅であっても、その住宅に居住するものがいない場合は、世帯数としては数えない。

注３：会社または学生の寮等は、これを管理する会社又は学校などが適切に対応するのが原則であるが、この原則を貫くことが困難な場合は、協議されたい。

出典：1「災害の被害認定基準について」（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号,内閣府政策統括官（防災担当）通知）

2「被害報告取扱要領」（昭和 45 年 4 月 10 日消防防第 246 号消防庁長官通知,最新改正：平成 31 年 4 月消防応第 28 号）

3「災害救助事務取扱要領」（令和 2 年 5 月内閣府政策統括官（防災担当））

２．災害救助法による救助の基準

[本編 p154：３編_３章「６．災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」参照]

（１）令和元年度災害救助基準

（令和元年 10 月 23 日現在）

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 330 円以内 (加算額) 高齢者等の要支援者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇用費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに 仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期に和あたる場合においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館等宿泊施設を借り上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体がちいきの実情、世帯構成などに応じて設定 2 基本額 1 戸あたり 5,714,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、る無比、付帯設備工事費、輸送費及び建設事務費等の一切の経費として 5,714,000 円以内であればよい。 2同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与機関は 2 年間
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の借主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする 2供与期間は建設型仮設住宅と同様
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住宅に被害を受け、もしくは、被害により現に炊事できない者	1 人 1 日当たり 1,160 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)及び冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

＜被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与に係る金額基準＞

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
医　療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助　産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実績 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補充を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円以内	災害発生の日から 1 ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し就学上支障のある小学校児童・中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童　4,500 円 中学校生生徒　4,800 円 高等学校等生徒　5,200 円	災害発生の日から (教科書) 1 ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する
埋　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12 歳以上) 215,200 円以内 小人(12 歳未満) 172,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする。	(洗浄・消毒) 1 体あたり 3,500 円以内 一時保存: ○既存建物借上費:通常の実費 ○既存建物以外:1 体当たり 5,400 円以内 検索、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去できない者	市内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇用費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事などをいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう)の常勤の職員で、当該業務に従事したものに相当する者の給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当て及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇用費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という)における各被害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務経費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4	救助の実施が認められる機関および災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

出典：「災害救助事務取扱要領_別紙 5：令和元年度災害救助基準（令和元年 10 月 23 日現在)」(災害救助事務取扱要領,令和 2 年 5 月,内閣府政策統括官（防災担当))

３．「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく援助資金

（１）災害弔慰金

支給条件	ア　市内で 5 世帯以上の住宅の滅失、または県内外で災害救助法による救助が行われた自然災害による死亡者の遺族を対象とする。 イ　遺族の範囲は配偶者、子、父母、孫及び祖父母とする。
支給額	死亡者が世帯主の場合　一人につき 500 万円、その他の場合 250 万円とする。

出典：「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき制定された「高島市災害弔慰金等の支給に関する条例」

（２）災害障害見舞金

支給条件	市内で 5 世帯以上の住宅の滅失、または県内外で災害救助法による救助が行われた自然災害により負傷あるいは疾病にかかって治ったとき(その症状が固定したときを含む)に精神又は身体に法律で定める程度の障害がある住民を対象とする。
支給額	障害者が世帯主の場合　250 万円、その他の場合 125 万円とする。

出典：「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき制定された「高島市災害弔慰金等の支給に関する条例」

（３）災害援護資金

<table>
<tr><td>貸付条件</td><td colspan="3">県内で災害救助法による救助が行われた自然災害による被災世帯を対象とする。</td></tr>
<tr><td>利　　率</td><td colspan="3">年 3%（措置期間は無利子）</td></tr>
<tr><td>据置期間</td><td colspan="3">3 年（特別の場合 5 年）</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td colspan="3">10 年間の年賦又は半年賦償還(据置期間を含む)</td></tr>
<tr><td rowspan="8">貸　付
限度額等</td><td colspan="2">被害の種類及び程度</td><td rowspan="2">金　額</td></tr>
<tr><td>負傷区分</td><td>程　度</td></tr>
<tr><td rowspan="4">世帯主に概ね 1 ケ月以上の療養を要する負傷がない場合</td><td>住居の損害がなく家財の損害がその価格の 1/3 以上</td><td>150 万円</td></tr>
<tr><td>住居の半壊　＊1</td><td>170 万円　　＊4
（特別の事情があるときは 250 万円）</td></tr>
<tr><td>住居の全壊　＊2</td><td>250 万円
（特別の事情があるときは 350 万円）</td></tr>
<tr><td>住居の滅失　＊3</td><td>350 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">世帯主に概ね 1 ケ月以上の療養を要する負傷がある場合</td><td>住居の損害がなく家財の損害がその価格の 1/3 未満</td><td>150 万円</td></tr>
<tr><td>住居の損害がなく家財の損害がその価格の 1/3 以上</td><td>250 万円</td></tr>
<tr><td>住居の半壊</td><td>270 万円
（特別の事情があるときは 350 万円）</td></tr>
<tr><td>住居の滅失又は全壊</td><td>350 万円</td></tr>
</table>

＊1 :「住居の半壊」とは住居の損壊、焼失又は流失した部分の床面積(損失床面積)がその住居の延べ床面積の 2 割以上 7 割未満の場合であって、その部分の修理を実施することによって住居として利用できる状態をいう。

＊2 :「住居の全壊」とは損失床面積がその住居の延べ床面積の 7 割以上に達した状態(滅失の場合を除く)又はこれに満たない場合でも、その住居を改築しなければ居住できない状態をいう。

＊3 :「住居の滅失」とは住居全体の損壊、焼失又は流失をいう。

＊4 :「特別な事情があるとき」とは被害を受けた住居を建て直すに際して当該住居の残存部分を取り壊さざるを得ないなど特別の事情がある場合で市長が特に必要があると認めるときをいう。

出典 :「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき制定された「高島市災害弔慰金等の支給に関する条例」

４．住宅復興資金

（１）建設

<table>
<tr><td>融資の条件</td><td colspan="4">罹災直前の建物価格の 5 割以上の被害をうけたもので、一戸当たりの住宅部分の床面積が 13 ㎡以上 120 ㎡以下の住宅を建設する者</td></tr>
<tr><td rowspan="3">融資限度額</td><td></td><td>建設資金</td><td>土地取得資金</td><td>整地資金</td></tr>
<tr><td>耐火構造又は簡易耐火構造</td><td>840 万円</td><td rowspan="2">450 万円</td><td rowspan="2">230 万円</td></tr>
<tr><td>木造</td><td>730 万円</td></tr>
<tr><td>利　　率</td><td colspan="4">年 5.05%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">償還期間</td><td>耐火構造</td><td>簡易耐火構造</td><td colspan="2">木造</td></tr>
<tr><td>35 年以内</td><td>30 年以内</td><td colspan="2">25 年以内</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="4">建物と同時に宅地も被害を受け、宅地が流失して新たに宅地を取得するときは土地取得資金を、整地を行うときは聖地資金を各々建設資金と併せて融資を受けることができる。</td></tr>
</table>

（２）補修

<table>
<tr><td>融資の条件</td><td colspan="4">補修に要する額が 10 万円以上で罹災直前の建物価格の 5 割未満の被害を受けた者</td></tr>
<tr><td rowspan="4">融資限度額</td><td></td><td>補修資金</td><td>移転資金</td><td>整地資金</td></tr>
<tr><td>耐火構造又は簡易耐火構造</td><td>10 万円以上 420 万円以下</td><td rowspan="2">230 万円</td><td rowspan="2">230 万円</td></tr>
<tr><td>木造</td><td>10 万円以上 360 万円以下</td></tr>
<tr><td colspan="4">備考 : 補修資金のほか、移転資金と整地資金を併せて融資する場合における移転資金と整地資金の合計額の限度は 230 万円以下</td></tr>
<tr><td>利　　率</td><td colspan="4">年 5.05%</td></tr>
<tr><td>償還期間</td><td colspan="4">10 年以内</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="4">補修する家屋を移転するときは移転資金を、宅地に被害を受けて整地を行うときは整地資金を、各々補修資金と併せて融資を受けることができる。</td></tr>
</table>

５．農林水産業者への支援

（１）天災資金融資

貸付対象事業	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具(政令で定めるものに限る)、家畜、家禽、薪炭原木しいたけほだ木、漁具(政令で定めるものに限る)、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃料等の購入資金、炭がまの購入資金、漁船の建造(政令で定めるものに限る)又は取得資金、その他農林漁業経営に必要な資金
貸付利率	年 3.0%～6.5%
償還期限	3～6 年（激甚災害の場合は 7 年以内）
貸付限度	被害農林漁業者あたり 200 万円以内（激甚災害の場合は 250 万円以内）
貸付機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	市長の被害認定を受けた者

（２）自作農維持資金融資

貸付利率	年 2.0%
償還期限	20 年以内(据え置き 3 年を含む)
貸付限度	個人 200 万円以内、法人 1000 万円以内
担保	保証人若しくは担保
その他	知事の貸付適格認定が必要

（３）農林漁業者への融資

資金			利率(年%)	償還期限(内据置期間：年以内)	借入制度(Ａ又はＢのいずれか低い額)		
					Ａ融資額(万円)		Ｂ融資率(%)
					個人	法人	
農業基盤整備資金			2.0	25(10)	貸付を受ける者が当該年度に負担する額		
林業基盤整備資金	造林	復旧造林	2.0	30(20)	－	－	
		樹苗養成		15(5)	－	－	
	林道		2.0	20(3)	－	－	
漁業基盤整備資金			2.0	20(3)	－	－	
漁船資金			2.0	12(2)	1 隻当たり 45000(特認 60000)		
農林漁業施設資	共同利用施設		2.0	20(3) 電気導入施設 30(3)		－	
	主務大臣指定施設		2.0	15(3)	農林水産 1 施設当たり 200　(特認 400) 漁船　1000		
塩業資金			2.0	20(3)		－	

６．がけ地近接等危険住宅移転事業

<table>
<tr><th>補助対象</th><th>除去費等</th><th colspan="3">建設助成費</th></tr>
<tr><td>事業費</td><td>撤去費、不動産移転費、跡地整備費</td><td colspan="3">危険住宅に代わる住宅の建設又は購入をするために要する資金を金融機関等から借入した場合の借入金利子</td></tr>
<tr><td rowspan="4">限度額</td><td rowspan="4">72.8 万円</td><td colspan="3">建物 184 万円、土地 50 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">加算額</td><td>住宅の建設購入</td><td>55 万円</td></tr>
<tr><td>土地の取得</td><td>18 万円</td></tr>
<tr><td>敷地造成</td><td>38 万円</td></tr>
<tr><td>補助割合</td><td colspan="4">国 1/2、県 1/4、市 1/4(一般地域の)場合</td></tr>
</table>

７．急傾斜地崩壊危険箇所の防災対策事業

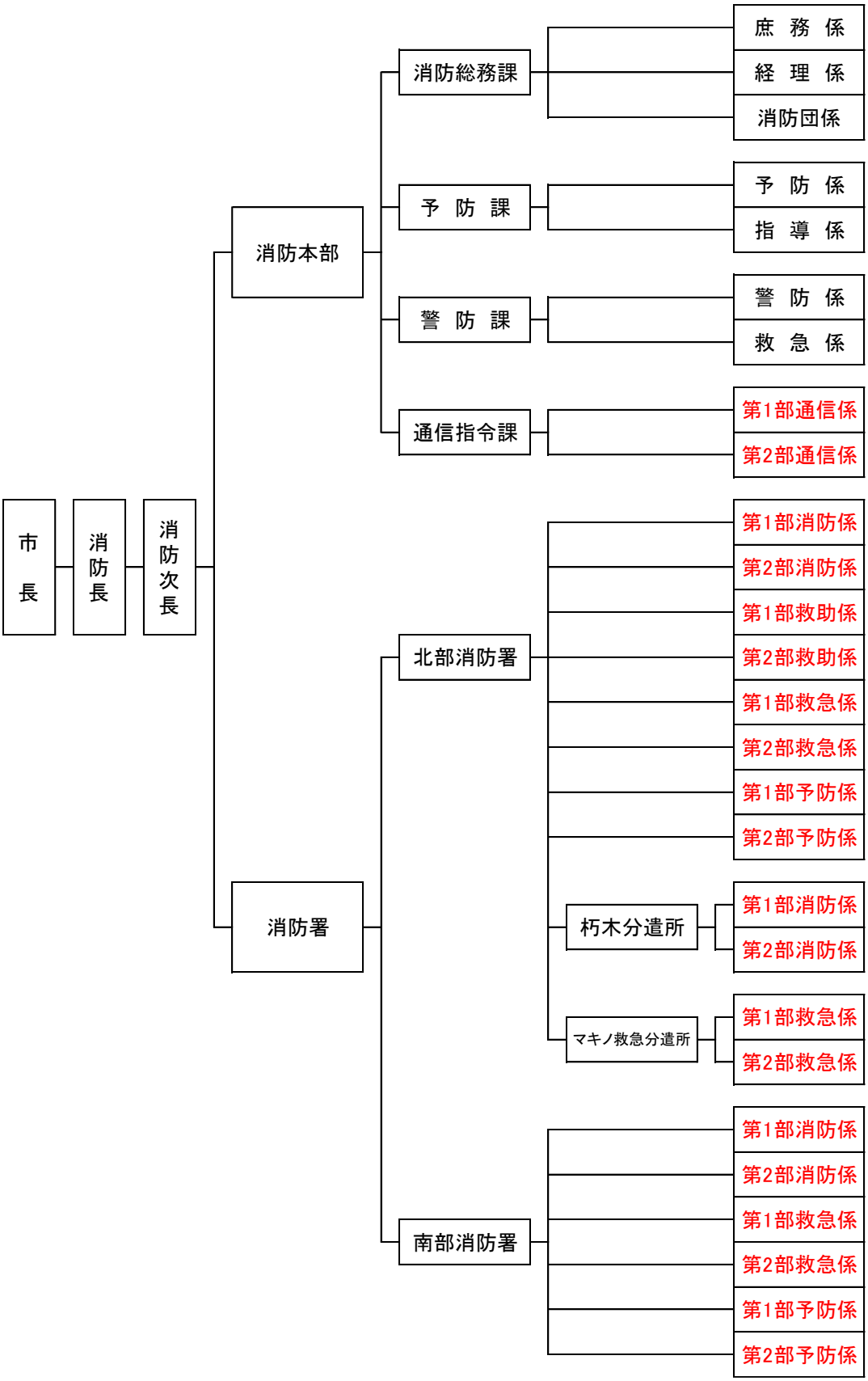
事業名	対象	採択基準
補助急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊危険箇所	①急傾斜地の高さが 10m以上であること ②移転適地がないこと ③人家約 10 戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
市町村急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊危険箇所	①急傾斜地の高さが 5m以上であること ②移転適地がないこと ③人家約 5 戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれがあり、緊急を要すること ④急傾斜地崩壊危険区域の土地所有者等が事業に要する経費を負担することが著しく困難であること ⑤全各号のほか、知事が特に必要と認めたもの

Ⅵ．災害時の体制一覧

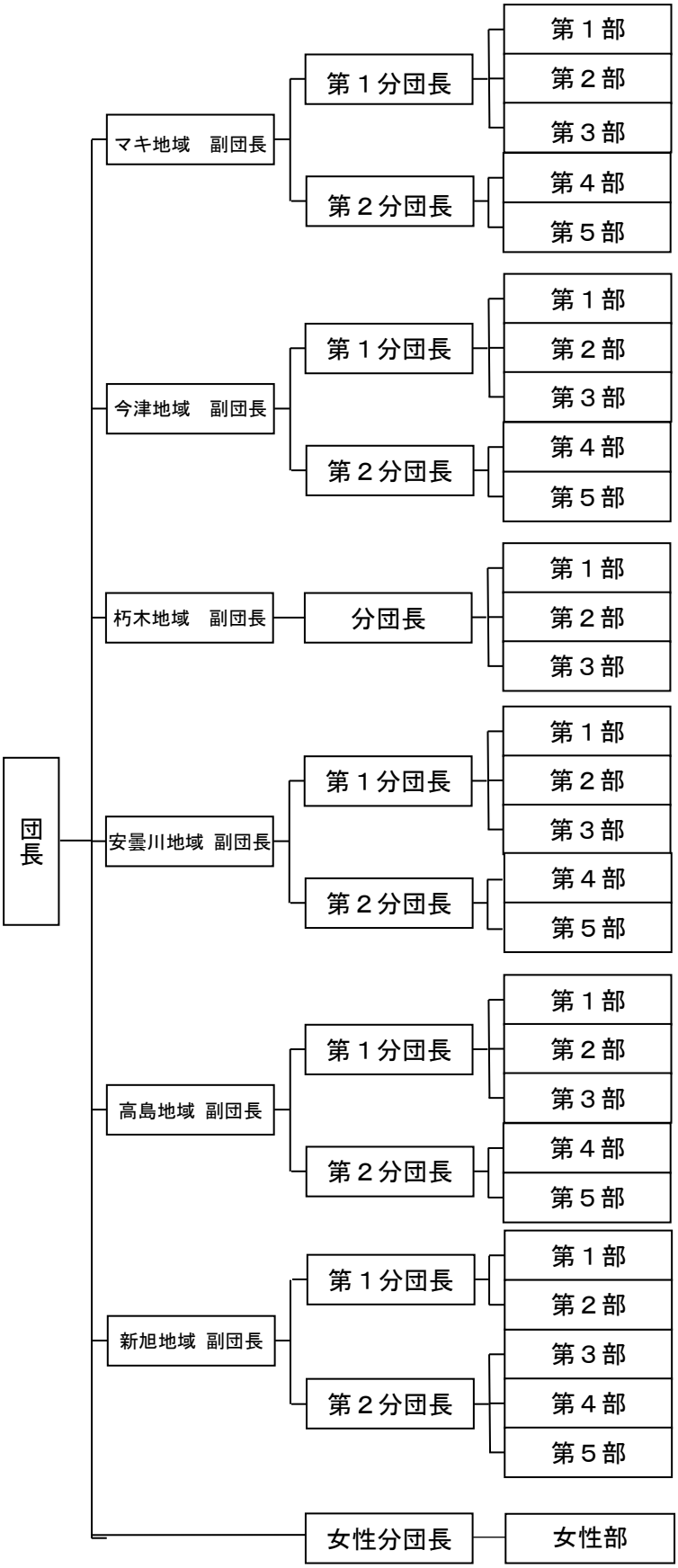
１．消防の体制

（１）消防本部の編成

（令和５年４月１日現在）

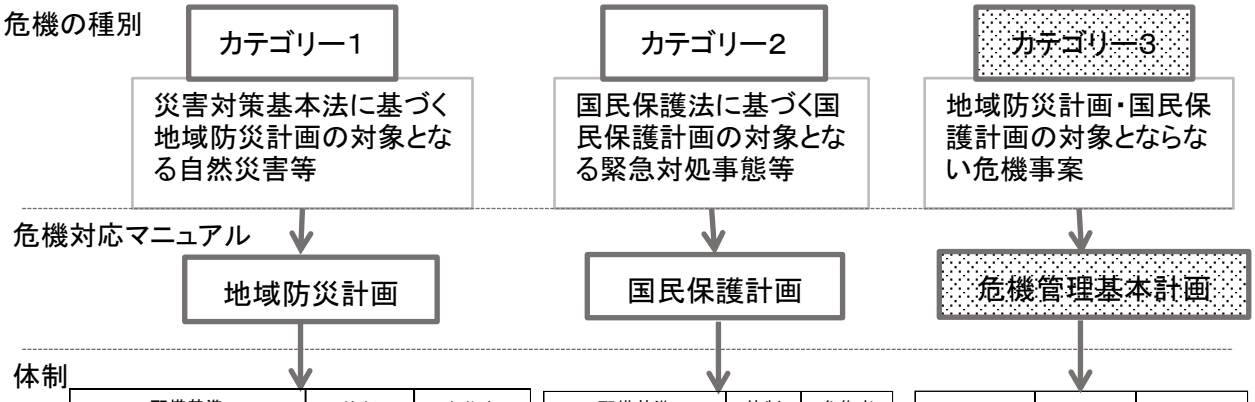


（２）高島市消防団の編成


団長
マキ地域　副団長
第１分団長
第２分団長
第１部
第２部
第３部
第４部
第５部
今津地域　副団長
第１分団長
第２分団長
第１部
第２部
第３部
第４部
第５部
朽木地域　副団長
分団長
第１部
第２部
第３部
安曇川地域 副団長
第１分団長
第２分団長
第１部
第２部
第３部
第４部
第５部
高島地域 副団長
第１分団長
第２分団長
第１部
第２部
第３部
第４部
第５部
新旭地域 副団長
第１分団長
第２分団長
第１部
第２部
第３部
第４部
第５部
女性分団長
女性部

２．危機管理基本計画に係る体制等

（１）危機管理基本計画相関図



配備基準		体制	参集者
地震	震度4	警戒体制	指定職員
	震度5弱	警戒本部体制	指定職員および参事級以上職員
	震度5強	災害対策本部体制	指定職員および主任級以上職員
	震度6弱以上	災害対策本部体制	全職員
風水害	気象注意報発表など	警戒１－１号体制	指定職員
	気象警報発表、河川水位が水防団待機水位に達する恐れがあるときなど	警戒１－２号体制	指定職員
	気象警報が発表、河川水位が水防団待機水位に到達など	警戒２号体制	指定職員、本部員および班長
	気象警報発表、避難判断水位に達する恐れがあるときなど	災害警戒本部体制	指定職員および主任級以上の職員
	災害が発生、避難判断水位超過など	災害対策本部体制	全職員
原子力	市内または福井県若狭地域等に震度4の地震が発生	情報所体制	指定職員
	福井県の原発施設立地市町で震度5弱または震度5強の地震が発生、情報収集事態発生など	情報収集事態体制	指定職員
	福井県で震度6弱以上の地震が発生または大津波警報発表、警戒事態発生など	災害警戒本部体制	指定職員および参事級以上の職員
	施設敷地緊急事態、全面緊急事態発生など	災害対策本部体制	全職員

配備基準	体制	参集者
武力攻撃事態等が市域又は市近隣他市町以外の国内において発生が予測される場合	担当課体制-1	指定職員
・武力攻撃事態等での災害原因や被災状況が不明な場合 ・武力攻撃事態等が市域又は市近隣他市町で発生が予測されるとき ・武力攻撃事態等が近隣他市町で発生した場合であって、市域に被害が及ばない場合	担当課体制-2	指定職員
・武力攻撃事態等で市域において被害が発生した場合 ・武力攻撃事態等が他市町で発生した場合であって、市域に被害が及ぶ恐れがある場合	緊急事態連絡本部体制	全職員
政府による武力攻撃事態等の認定があり、市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	国民保護対策本部体制	全職員

配備基準	体制	参集者
危機レベル1	主管部局体制	指定職員
危機レベル2	複数部局体制	指定職員
危機レベル3	危機管理対策本部体制	全職員

（２）危機事案一覧

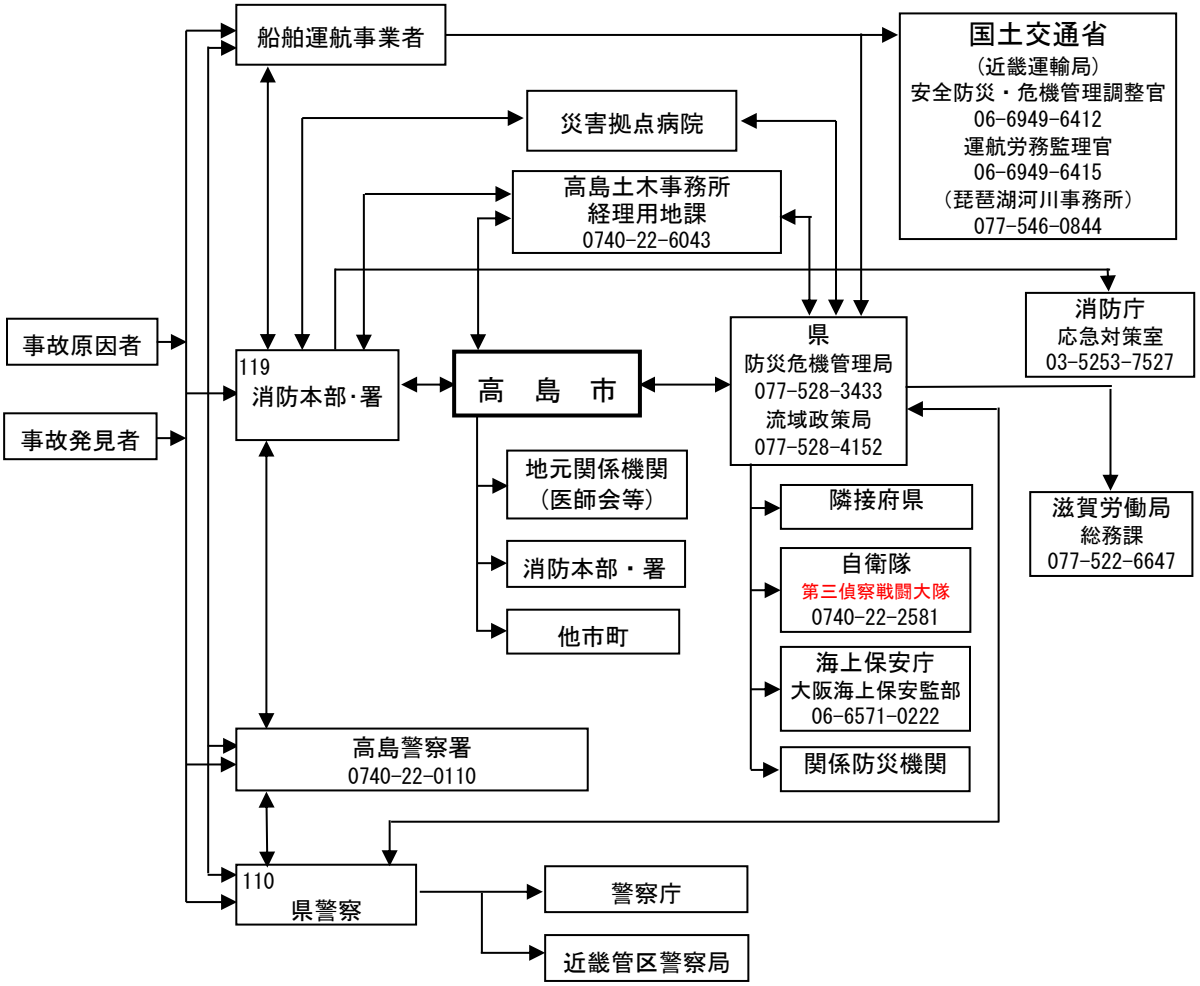
カテゴリー	区分	具体事象	主管部局	要綱・計画等
カテゴリー１	自然災害	地震、風水害、土砂災害、雪害	危機管理局 学校教育課	○地域防災計画（地震対策編） ○地域防災計画（風水害対策編）
	原子力災害	原子力発電所事故、放射性物質輸送中の事故	危機管理局 学校教育課	○地域防災計画（原子力災害対策編） ○原子力災害住民避難計画
カテゴリー２	武力攻撃事態	着上陸侵攻（地上部隊が上陸する攻撃）	危機管理局	○国民保護計画
		ゲリラや特殊部隊による攻撃	危機管理局	○国民保護計画
		弾道ﾐｻｲﾙによる攻撃	危機管理局	○国民保護計画
		航空機による攻撃	危機管理局	○国民保護計画
	緊急対処事態	危険物質を有する施設等に対する攻撃	危機管理局	○国民保護計画
		多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃	危機管理局	○国民保護計画
カテゴリー３	大規模事故	大規模火災、湖上・航空機・鉄道・道路・危険物施設等事故	危機管理局	○大規模事故対応ﾏﾆｭｱﾙ
	健康危機	感染症（新型インフルエンザ、SARS など）	健康推進課	○新型ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ等対策行動計画
		集団食中毒、食品等への有害物質混入	健康推進課	○食中毒処理要綱 ○滋賀県腸管出血性大腸菌感染症多発警報発令要領
	ライフライン障害	上下水道の大規模な停止	上下水道課	○上水道および下水道施設応急対策計画
		電力等の大規模な停止	危機管理局	○大規模停電対応ﾏﾆｭｱﾙ
	動物	家畜への伝染病	農業政策課	○家畜伝染病対策本部設置要綱 ○高病原性鳥ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ等発生時対応ﾏﾆｭｱﾙ
		熊等危険動物の出没	農村整備課	○ﾂｷﾉﾜｸﾞﾏ対応ﾏﾆｭｱﾙ
	行方不明	行方不明者の捜索	危機管理局 地域包括支援課	○行方不明発生時の対応ﾏﾆｭｱﾙ ○認知症（疑い）の方の一人歩き（徘徊）対応ﾏﾆｭｱﾙ
	情報システム	個人情報の流出など住民サービスに重大な影響のある事件・事故	情報管理課	○情報ｼｽﾃﾑ緊急時対応計画
	環境	水質汚濁	環境政策課	○ｱｵｺ、赤潮発生対応ﾏﾆｭｱﾙ ○油流出対応ﾏﾆｭｱﾙ
	市管理施設	市管理施設での火災、事故等	該当部局	○消防計画
	行事	ｲﾍﾞﾝﾄ等での事件・事故	該当部局	○各行事における実施要領など
	その他	不発弾処理	危機管理局	○不発弾処理マニュアル
		その他重大な人的・物的被害が生じる、または生じるおそれのある事件・事故等	該当部局	

（３）危機事案発生時の流れ（情報連絡系統図）

１）湖上災害対策

[本編 p467-472：７編_４章「２．湖上災害対策」参照]

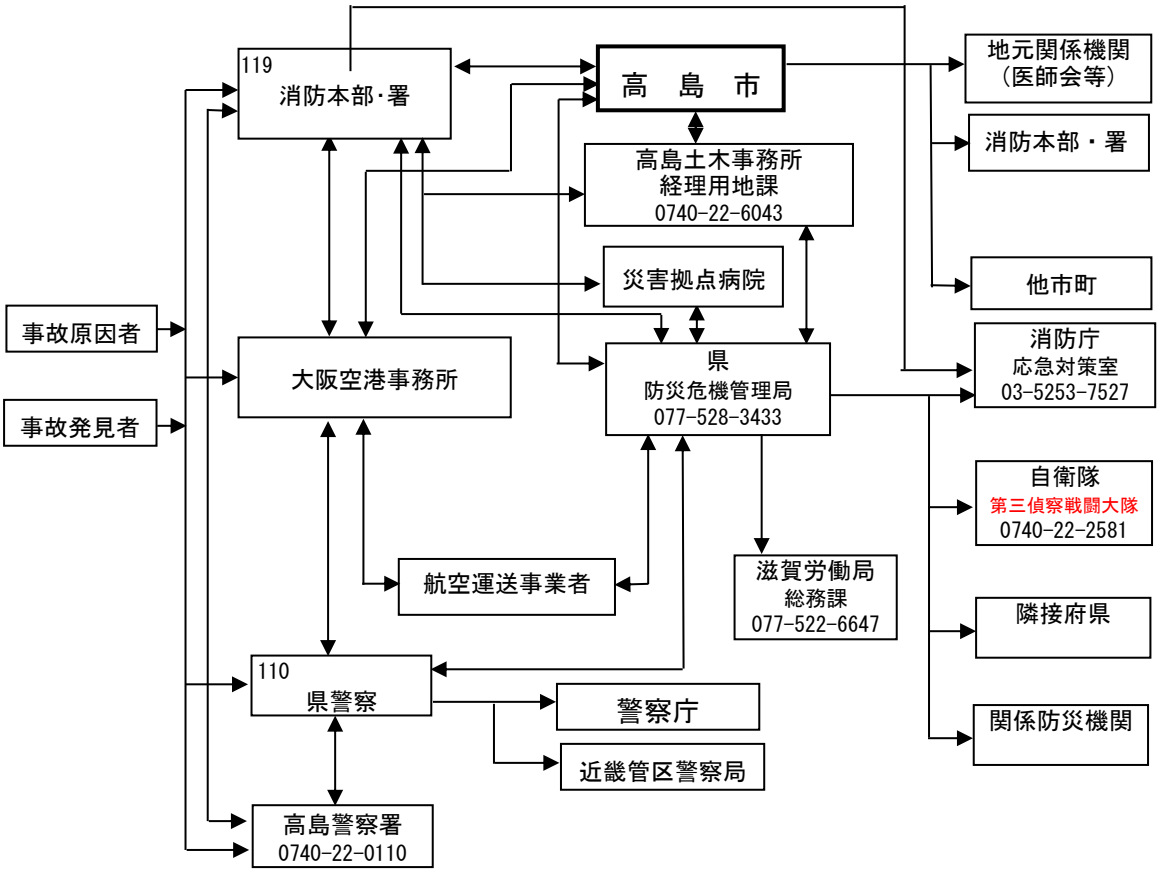
■湖上災害発生時の情報連絡系統図



２）航空機災害対策

[本編 p473：７編_４章「３．航空機災害対策」参照]

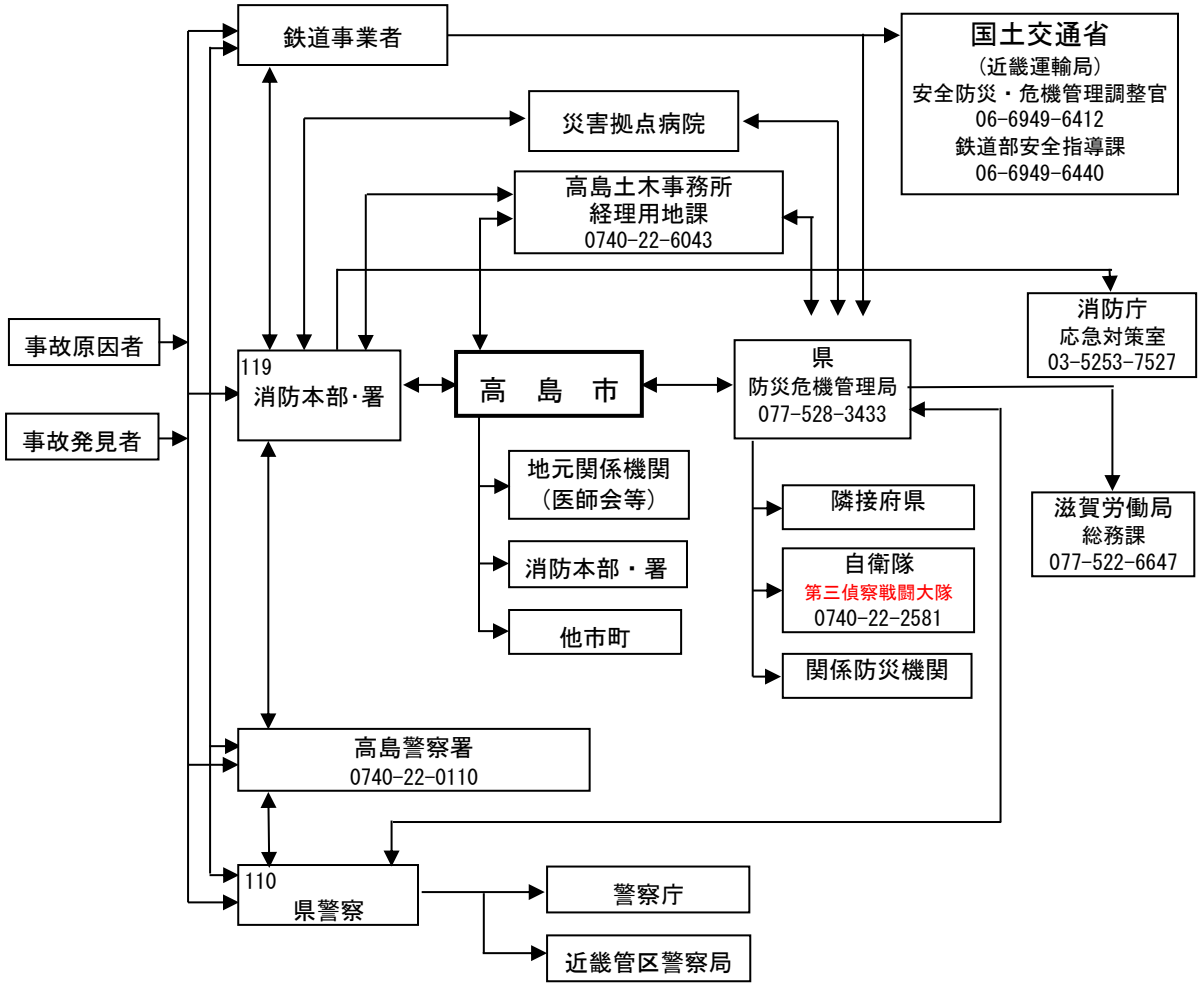
■航空機災害発生時の情報連絡系統図



３）鉄道災害対策

[本編 p474： 7 編_4 章「４．鉄道災害対策」参照]

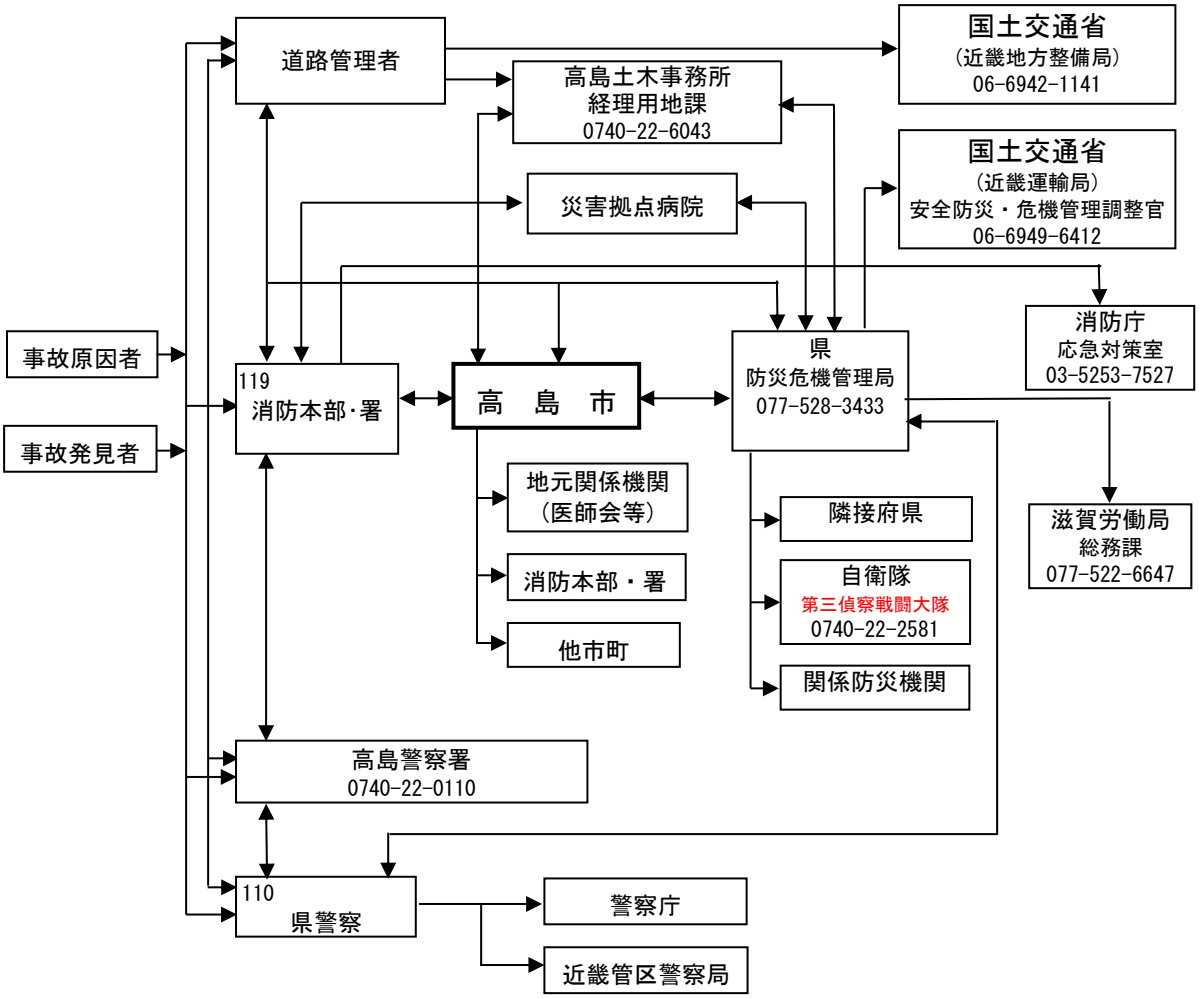
■鉄道事故発生時の情報連絡系統図



４）道路災害対策

[本編 p475： ７編_４章「５．道路災害対策」参照]

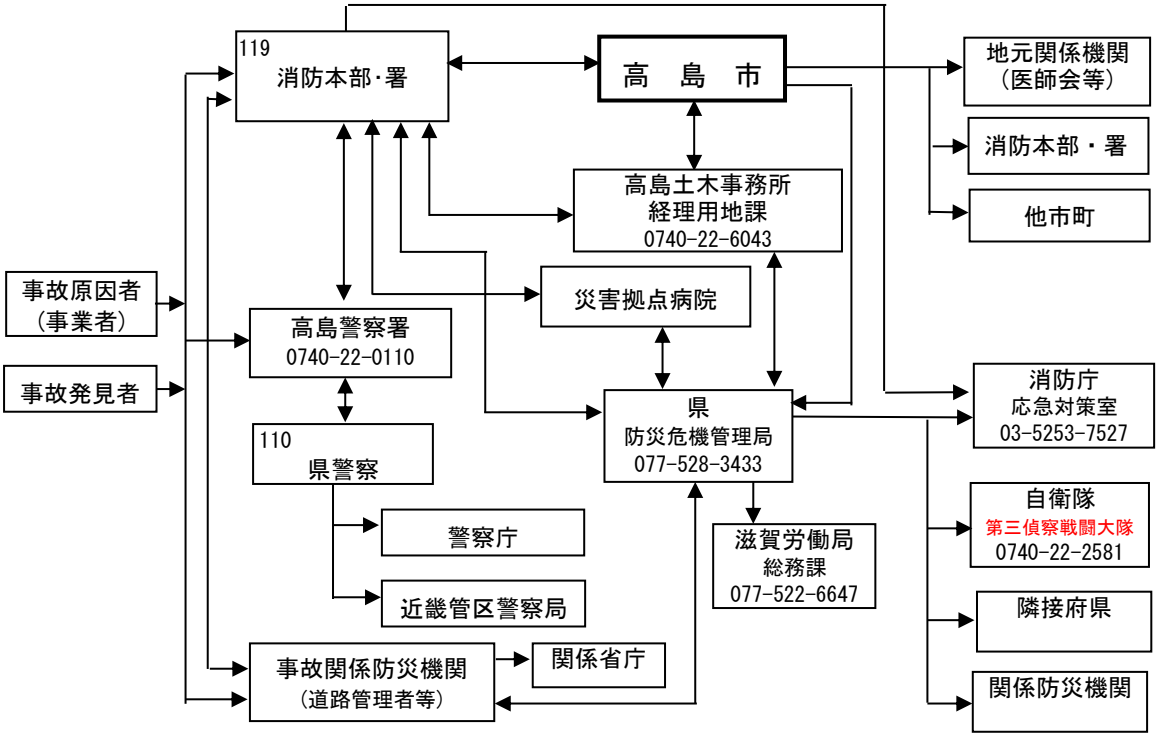
■道路災害発生時の情報連絡系統図



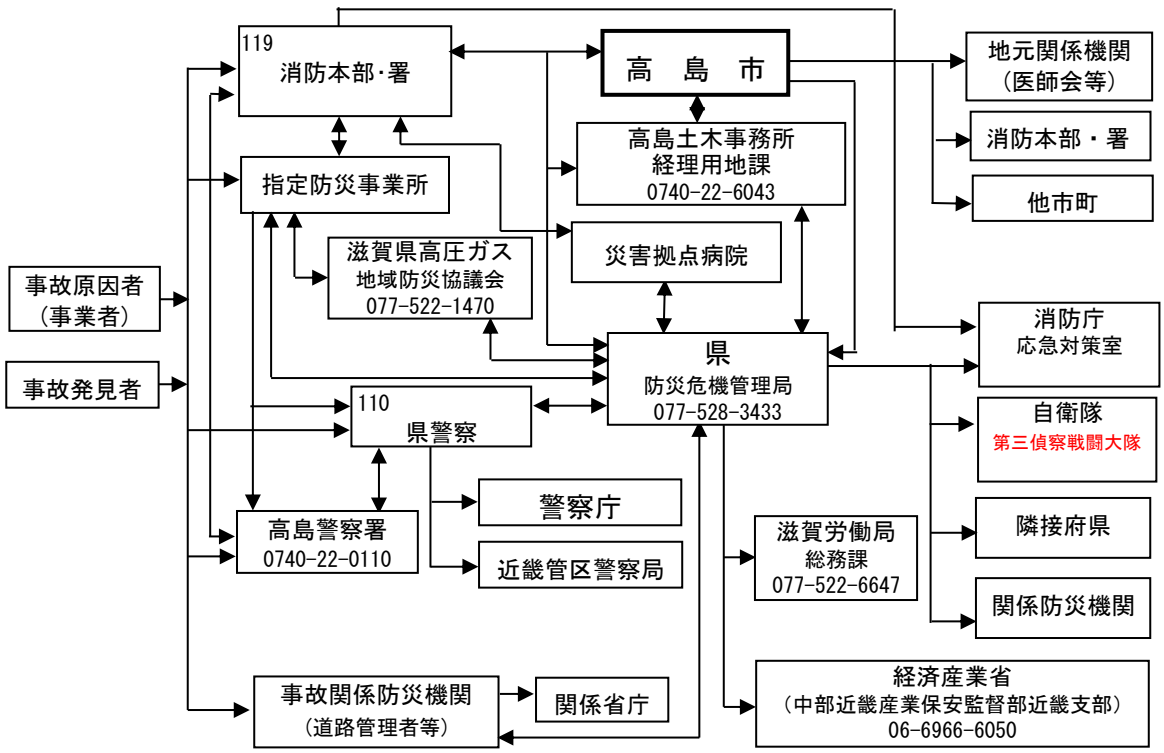
５）危険物等災害対策

[本編 p477：７編_４章「６．危険物等災害対策」参照]

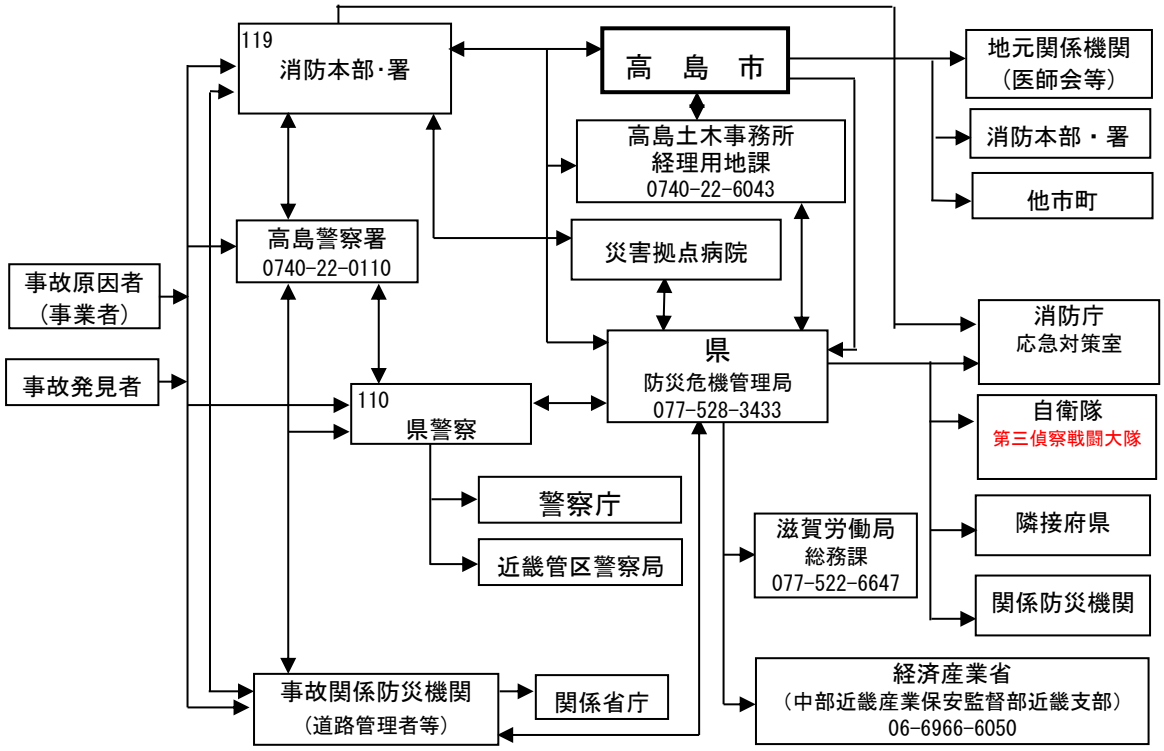
■危険物事故災害発生時の情報連絡系統図



■高圧ガス事故災害発生時の情報連絡系統図



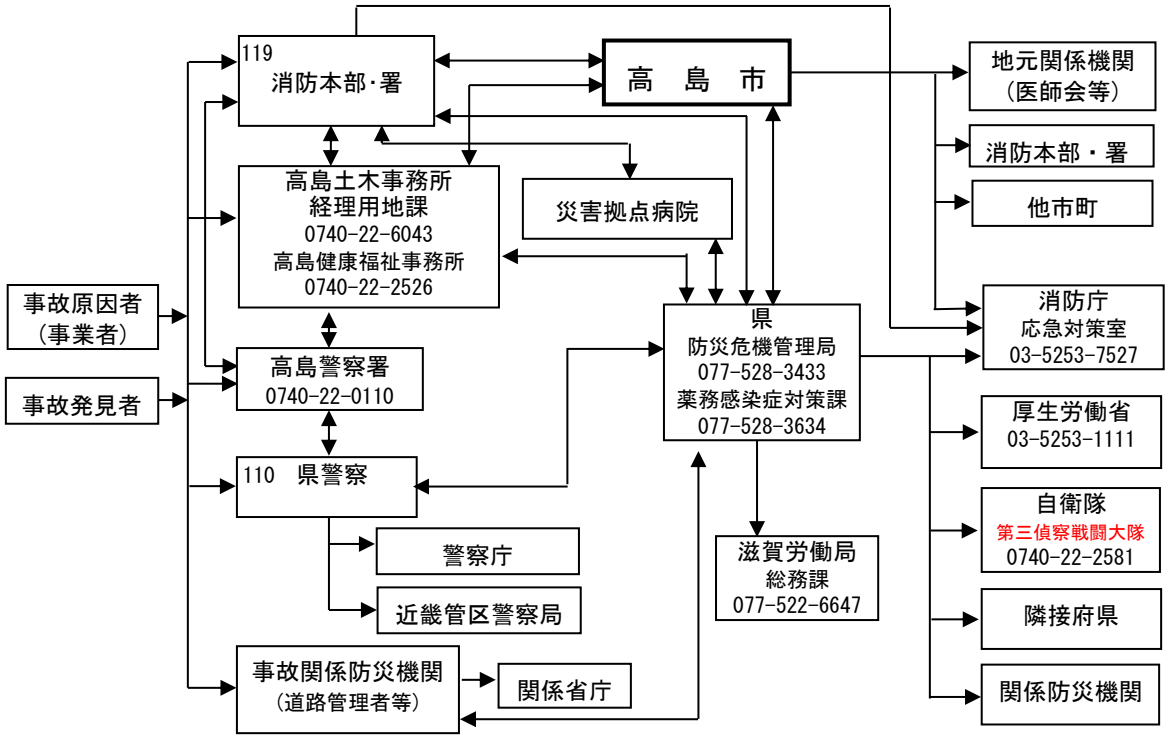
■火薬類事故災害発生時の情報連絡系統図



６）毒物劇物災害対策

[本編 p478：７編_４章「７．毒物劇物災害対策」参照]

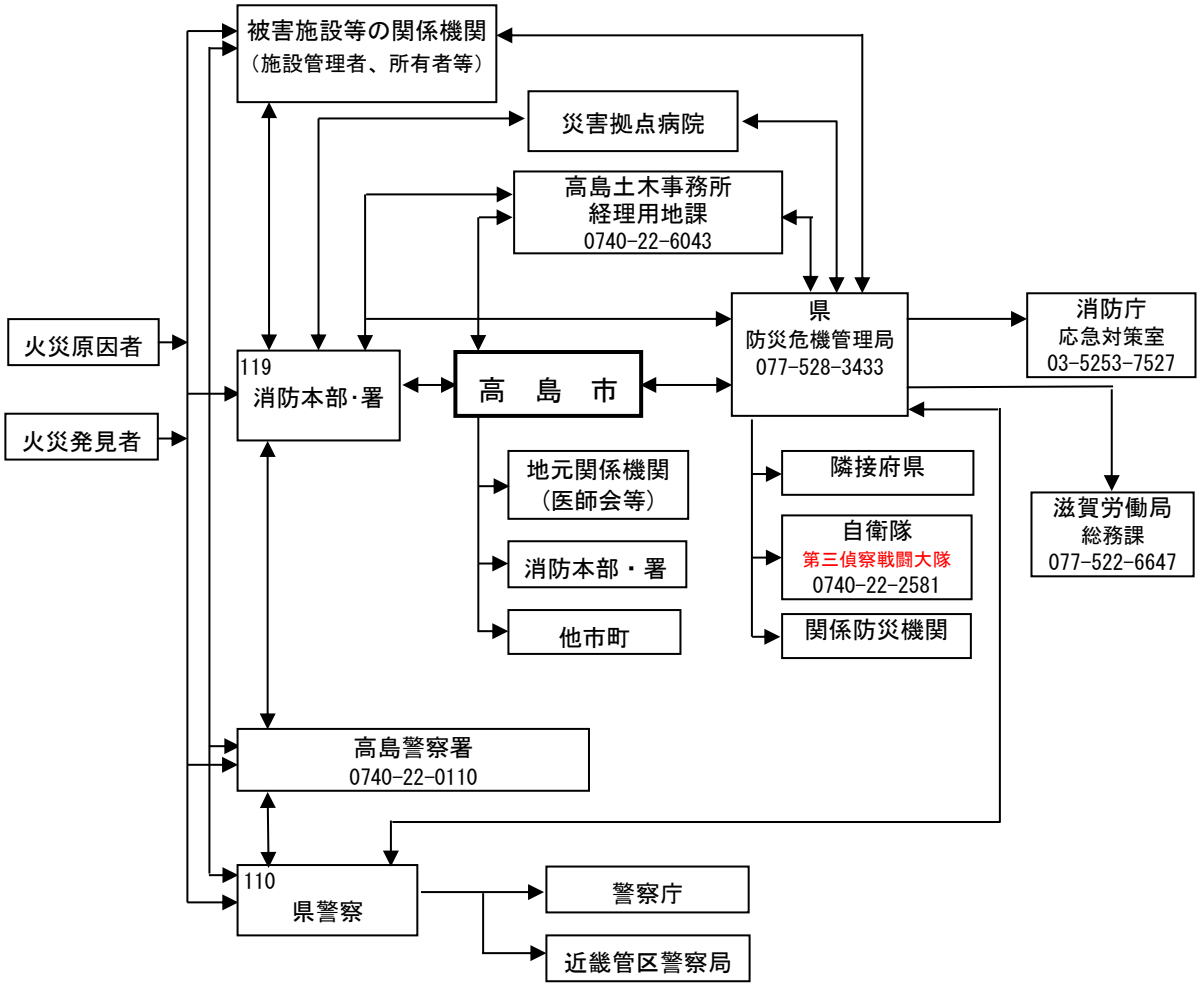
■毒物劇物災害発生時の情報連絡系統図



７）大規模な火事災害対策

[本編 p479：７編_４章「８．大規模な火事災害対策」参照]

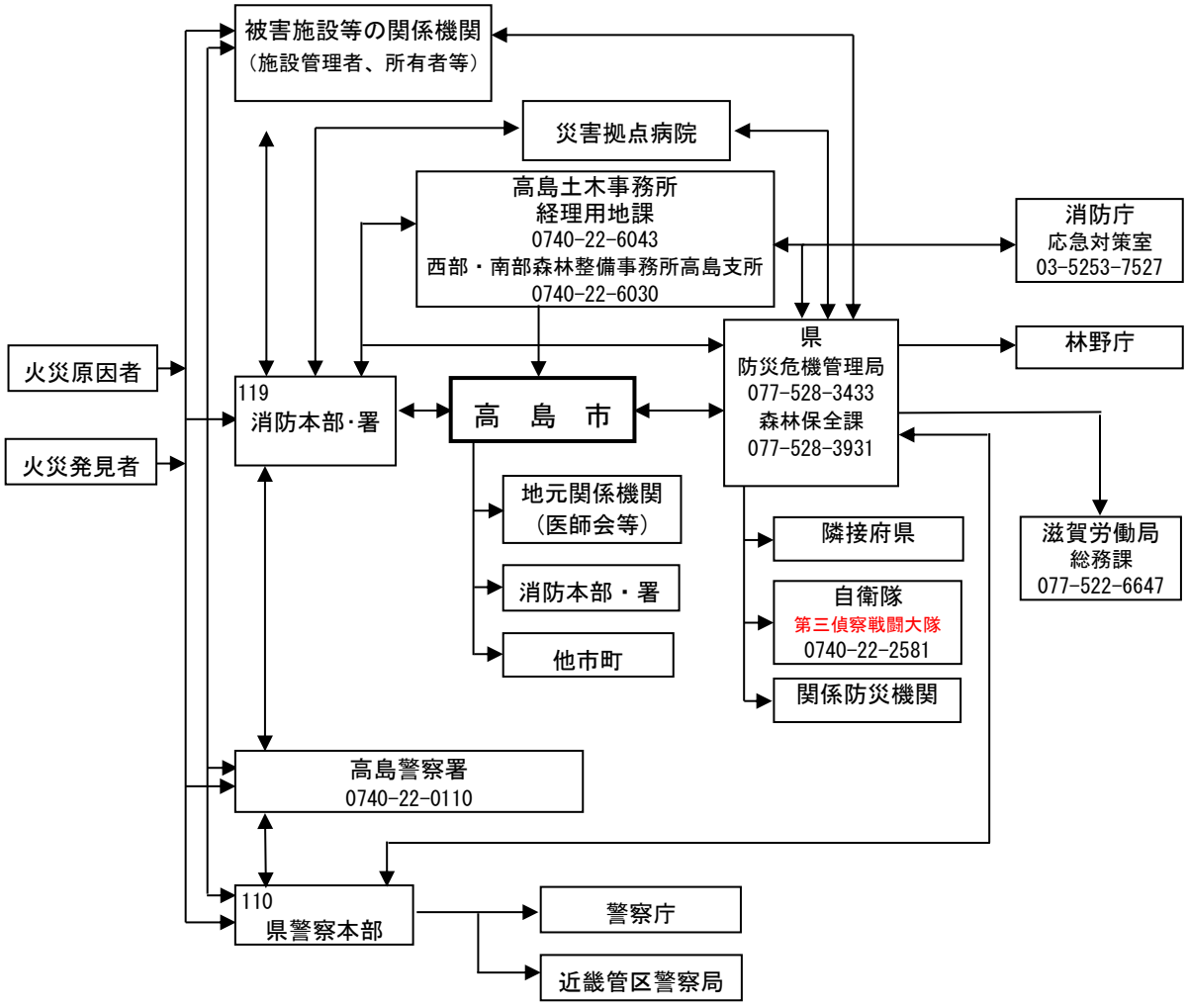
■大規模火災発生時の情報連絡系統図



８）林野火災対策

[本編 p480： 7 編_4 章「９．林野火災対策」参照]

■林野火災発生時の情報連絡系統図



３．原子力防災に係る取組

（１）医療活動用資機材および原子力災害医療体制等の整備

※県地域防災計画より抜粋

１　方針

原子力災害にかかる専門的な医療の知識、資機材の取扱いが必要であり、原子力災害医療体制の整備が必要なことから、原子力災害医療実施体制および住民に対する心身の健康相談体制等の整備を行うとともに、高度被ばく医療および広域的医療体制との連携を図る。

２　原子力災害医療体制の整備

（１）原子力災害医療実施体制の整備

県は原子力災害拠点病院および原子力災害医療協力機関を整備する。

ア．原子力災害拠点病院の指定

イ．原子力災害医療協力機関の登録

（滋賀県原子力災害医療体制）

区　分	医療機関名	所　在　地
原子力災害拠点病院	1　長浜赤十字病院【基幹】	長浜市宮前町 14-7
	2　大津赤十字病院	大津市長等一丁目 1-35
	3　滋賀医科大学医学部附属病院	大津市瀬田月輪町
原子力災害医療協力機関	1　市立大津市民病院	大津市本宮二丁目 9-9
	2　草津総合病院	草津市矢橋町 1660
	3　済生会滋賀県病院	栗東市大橋二丁目 4-1
	4　公立甲賀病院	甲賀市水口町松尾 1256
	5　近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市土田町 1379
	6　彦根市立病院	彦根市八坂町 1882
	7　高島市民病院	高島市勝野 1667
	8　市立長浜病院	長浜市大戌亥町 313
	9　長浜市立湖北病院	長浜市木之本町黒田 1221
	10　一般社団法人滋賀県医師会	栗東市綣一丁目 10-7
	11　一般社団法人滋賀県薬剤師会	草津市笠山七丁目 4-52
	12　公益社団法人滋賀県看護協会	草津市大路二丁目 11-51
	13　公益社団法人滋賀県放射線技師会	大津市長等一丁目 1-35
	14　日本赤十字社滋賀県支部	大津市京町四丁目 3-38

（２）医療チーム派遣要請体制の整備

県、原子力災害拠点病院および原子力災害医療協力機関、その他医療関係機関は、医療チームの派遣要請に対応できるよう、班編制を整えておく。

また、県は市町と連携し、救護所の設置、医療チームの派遣を行うための計画をあらかじめ別に定める。

（３）広域的医療体制の整備

県は、原子力災害の広域性や本県の地域特性を考慮し、国や関西広域連合等と協力した広域的医療体制の整備を図る。

（４）医療活動用資機材等の整備

ア．原子力災害医療設備の整備

県は、原子力災害医療に対応するため、放射線測定資機材、除染資機材、および医療資機材等の整備・維持に努める。

イ．医薬品等の整備

県は、医療チーム等が行う医療活動実施のために必要な医薬品等を円滑に供給できるよう努める。

（５）心身の健康相談体制の整備

県は、市町とともに、住民に対する心身の健康相談に応じるための体制を整備する。

３　人材の育成等

（１）人材の確保

県は、原子力災害医療の適切な提供のため、原子力災害医療に関する知識と技術を備えた医療関係者の確保に努める。

（２）人材の育成

県は、医療関係者の職種に応じた研修を実施し、人材の育成に努める。

（３）訓練の実施

県は、市町、医療関係者等と連携し、原子力災害医療に関する訓練を実施する。

（２）原子力災害医療計画

［本編　p370　：　６編_２章「９．原子力災害医療体制の整備」
p413　：　６編_３章「８．原子力災害医療活動」　参照］

※県地域防災計画より抜粋

第１　方針

住民の生命・身体を原子力災害から守るためには、総合的な判断と統一された見解に基づく医療の提供が必要であることから、県は、災害対策本部に災害医療本部を設置し、災害医療本部長の指揮のもと関係市町および関連医療機関と密接な連携を取りながら、原子力災害医療体制の構築を図る。

第２　原子力災害医療体制

１　体制構築の指針

原子力災害医療においては、速やかな対応が必要であることから、避難所等における体制とともに、原子力災害拠点病院を中心とした被ばく医療体制を構築する。

また、全面緊急事態に至らない場合や県内における放射性物質による事故での被ばく患者もあわせて対象とする。

２　原子力災害医療体制を構成する機関

（１）県災害対策本部

県は、災害対策本部に災害医療本部を設置し、原子力災害医療措置が円滑に行われるよう指揮するものとする。

（２）原子力災害医療調整官（原子力災害発生時における専門的な知識および技能を有する災害医療コーディネーター)

役　　割：　原子力災害発生時の医療救護活動が円滑に行われるよう実務を統括し災害医療本部長を補佐する。

（３）避難所等

構成機関：　市町、保健所、原子力災害医療チーム、関西広域連合が派遣する原子力災害医療チーム

役　　割：　避難してきた住民等に対し、スクリーニング、簡易な除染、問診、応急処置等を行うとともに、心身の健康相談にも応ずる。
必要に応じて安定ヨウ素剤の服用確認および投与を行う。

（４）周辺の医療機関

構成機関：　ＵＰＺ外の医療機関

役　　割：　汚染の可能性のある者のスクリーニング検査への紹介、急性放射線症候群が疑われる者の原子力災害拠点病院または原子力災害医療協力機関（以下「原子力災害拠点病院等」という。）への紹介、汚染のない者の救命処置（救急診療)、健康相談（平時における安定ヨウ素剤服用に関する相談を含む。)。

（５）原子力災害医療協力機関

役　　割：　避難所等から搬送されてきた汚染のある患者および急性放射線症候群が疑われる者に対する初期診療や救急診療（外来診療）を実施し、原子力災害拠点病院または高度被ばく医療支援センターへの搬送の判断を行う。ＵＰＺ外に立地する原子力災害医療協力機関は、ＵＰＺ内の原子力災害拠点病院等の対応能力を超える事態が発生し、または発生するおそれがある場合は、当該原子力災害拠点病院等に対する医師等の医療関係者の派遣および当該原子力災害拠点病院等の患者の受入れを行う。

（６）原子力災害拠点病院

役　　割：　汚染の残存の有無にかかわらず急性放射線症候群の発症者または原子力災害医療協力機関等で除染・処置等を行った後もなお汚染が残存する者に対し、専門的な診療（入院診療）を実施し、高度被ばく医療支援センターへの転送の判断を行う。

（７）高度被ばく医療支援センター（国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学、国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所）

役　　割：　原子力災害拠点病院では対応できない長期的かつ専門的な治療を要する内部被ばく患者の診療および長期経過観察を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対し、被ばく医療の観点から専門的助言を行う。

（８）原子力災害医療・総合支援センター（国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学、国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学）

役　　割：　原子力災害拠点病院では対応できない高線量被ばく傷病者の診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対し、専門的助言を行う。
原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行うとともに、自ら原子力　災害医療派遣チームを保有する。

（９）搬送機関（消防機関、自衛隊等）

役　　割：　患者の原子力災害拠点病院等および高度被ばく医療支援センターへの搬送を行う（汚染のない傷病者の原子力災害拠点病院等以外の医療機関への搬送を含む。）。

(10) 原子力災害医療チーム

構成機関：　原子力災害拠点病院および原子力災害医療協力機関

役　　割：　県の要請に応じ、避難所等または高島市内および長浜市内の原子力災害拠点病院等と協力して原子力災害医療活動を行う。

(11) 関西広域連合が派遣する原子力災害医療チーム

構成機関：　関西広域連合広域医療局が派遣する医療関係者

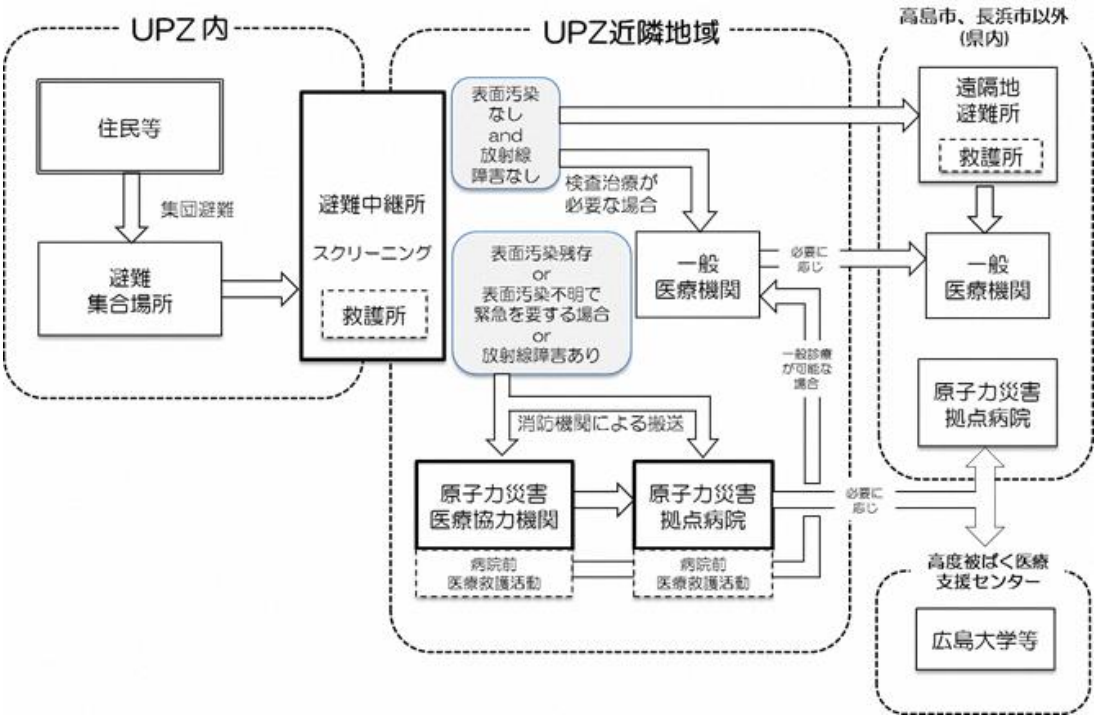
役　　割：　避難所等または高島市内および長浜市内の原子力災害医療機関等において原子力災害医療活動を行う。

(12) 関西広域連合が派遣する原子力災害医療チーム

構成機関：　原子力災害医療・総合支援センター

役　　割：　避原子力災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、被災道府県の保健医療ニーズに応じて様々な保健医療関係団体等から保健医療関連チームが派遣される。その中で原子力災害医療派遣チーム（医師、看護師および放射線防護関係者４名以上で構成）は、原子力災害の緊急事態応急対策の段階における被災道府県の救急医療等を行う。

子力災害医療活動全体フロー



第３　原子力災害医療措置

１　原子力災害医療体制

県は、被災地の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、拠点となる医療機関を中心として医療活動を行うものとする。その際、ＤＭＡＴ等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。

２　診療状況の把握

県は、国および拠点となる医療機関と協力し、原子力災害拠点病院等の診療状況等の情報を広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。

３　被ばく患者の搬送先の判断

被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等により、明らかにある程度の被ばくをしたと推測できる者に対しては、原子力災害医療協力機関を経ずに、原子力災害拠点病院または高度被ばく医療支援センターに搬送することが有効であるため、現場の医師の判断で搬送先を決定する。

４　外部専門機関への要請

県は、関西広域連合または国に対し、医療チームの派遣および放射線障害専門病院等へ被ばく患者の受入れの要請を行う。

５　派遣受入れの調整および活動場所の確保

県は、県内または近隣都道府県からの原子力災害医療に係る医療チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（原子力災害拠点病院等、救護所等、航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)等）の確保を図るものとする。

６　原子力災害拠点病院等における汚染および被ばくの防止

原子力災害拠点病院等は、被ばく患者の診療に際して、医療関係者および一般の患者等の二次汚染および被ばく防止措置を講ずる。

７　原子力災害医療マニュアル等

原子力災害医療についてはこの計画で定めるほか、原子力災害医療マニュアル等で定める。

Ⅶ. 条例・規則・要綱

１．高島市防災会議条例

平成 17 年 1 月 1 日　条例第 12 号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、高島市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務および組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　高島市地域防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。

(2)　水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。

(3)　市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(4)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(5)　前 4 号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（組織）

第３条　防災会議は、会長、副会長および委員 40 人以内をもって組織する。

2　会長は、市長をもって充てる。

3　副会長は、副市長をもって充てる。

4　会長は、会務を総理する。

5　会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

6　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

(2)　市を警備区域とする陸上自衛隊の隊員のうちから市長が任命する者

(3)　市に駐屯する航空自衛隊の隊員のうちから市長が任命する者

(4)　滋賀県の知事部内の職員のうちから市長が任命する者

(5)　市の区域を管轄する警察署の署長

(6)　市の区域を管轄する消防本部の消防長および市消防団長

(7)　市の副市長および市長がその部内の職員のうちから指名する者

(8)　高島市教育委員会の教育長

(9)　市長が指定する指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

(10)　自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(11)　その他市長が任命する者

7　前項第 9 号、第 10 号および第 11 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、指定地方行政機関の職員、滋賀県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員および学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会議）

第５条　防災会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3　会長は、会議の議長となる。

4　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第６条　防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。

3　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4　部会長は、部会の事務を掌理する。

5　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（庶務）

第７条　防災会議の庶務は、政策部において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付　則

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

付　則(平成 18 年 12 月 27 日条例第 103 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、公布の日から施行する。

付　則(平成 22 年 12 月 22 日条例第 48 号)

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（高島市水防協議会条例の廃止）

2　高島市水防協議会条例(平成 17 年高島市条例第 14 号)は、廃止する。

（高島市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正）

3　高島市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償等に関する条例(平成 17 年高島市条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付　則(平成 24 年 12 月 20 日条例第 58 号)

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（委員の任期の特例）

2　この条例の施行後最初に任命される委員の任期は、第 3 条第 7 項の規定にかかわらず、平成 25 年 5 月 31 日までとする。

２．高島市災害対策本部条例

平成 17 年 1 月 1 日　条例第 13 号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、高島市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（部）

第３条　本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2　部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3　部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　本部長は、局地災害の応急対策を強力に推進するため特に必要があると認めるときは、市内の適切な場所に現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を設置することができる。

（現地本部長）

第５条　現地本部に現地災害対策本部長(以下「現地本部長」という。)を置き、本部長が指名する者をもって充てる。

2　現地本部長は、現地本部の事務を掌理する。

3　現地本部長は、所部の職員を指揮監督し、災害応急対策の実施を図るものとする。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、本部および現地本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付　則

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

付　則(平成24年12月20日条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。

３．高島市防災行政無線の設置及び管理に関する条例

平成 26 年 6 月 23 日　条例第 28 号

（設置）

第１条　本市の防災体制確立のため、災害時における通信連絡の確保と災害情報の伝達等を円滑にし、住民の福祉の増進に資することを目的として、電波法(昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。)の定めるところにより、高島市防災行政無線(以下「無線」という。)を設置する。

（用語の定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　同報通信　同報系親局から屋外拡声子局および戸別受信機を対象に、同時に同一内容の通報の送信のみを行う通信をいう。

(2)　移動通信　移動系基地局と移動局の間または移動局相互間で行う通信をいう。

(3)　地域振興通信　地域振興再送信子局設備から屋外拡声子局および戸別受信機を対象に、通報の送信のみを行う通信をいう。

(4)　無線局　法第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。

(5)　同報系親局　屋外拡声子局および戸別受信機を対象に、同報通信業務を行う無線局をいう。

(6)　移動系基地局　移動局を対象に、移動通信業務を行う無線局をいう。

(7)　移動局　移動系基地局および移動局を対象として、移動通信業務を行う車載型または携帯型の無線局をいう。

(8)　屋外拡声子局　同報系親局からの電波を受信し、または単独で拡声装置として情報の伝達を行う設備をいう。

(9)　地域振興再送信子局　同報系親局からの屋外拡声放送および戸別受信機に対する放送ならびに遠隔録音を行う設備をいう。

(10)　中継局　電波不感および電波障害の改善のため、同報系親局または移動系基地局から発信された電波を中継する設備をいう。

(11)　戸別受信機　同報系親局および地域振興再送信子局設備からの電波を受信して、情報を伝達する屋内に設置する受信設備をいう。

（業務）

第３条　同報通信、地域振興通信および移動通信の業務は、次のとおりとする。

(1)　同報通信業務

ア　災害予防、非常災害その他緊急事項の通報および連絡

イ　市の公示事項および広報事項の伝達

ウ　国、県その他公共機関からの公示事項および広報事項の伝達

エ　その他市長が必要と認める広報および連絡

(2)　地域振興通信業務

ア　自治会の広報および連絡事項の伝達

(3)　移動通信業務

ア　非常災害その他緊急事項の通報および連絡

イ　平常時の情報伝達

（業務区域）

第４条　同報通信業務、地域振興通信業務および移動通信業務を行う区域は、高島市の全域とする。

（送信および受信設備の位置）

第５条　無線の業務を行うため設置する送信および受信設備の位置は、次のとおりとする。

(1)　同報系親局および移動系基地局　高島市新旭町北畑 565 番地および高島市今津町日置前 4201 番地 4

(2)　屋外拡声子局、地域振興再送信子局および中継局　市内において市長が指定する場所

(3)　戸別受信機

ア　市内に住所を有する者の居住地

イ　市内の公共施設のうち市長が必要と認める施設

ウ　その他市長が適当と認める施設

(4)　移動局　市の公用車および市長が必要と認める場所等

（戸別受信機の貸与）

第６条　戸別受信機は、次の各号のいずれかに該当する者(以下「借受者」という。)の申請に基づき貸与するものとする。

(1)　市内に居住し、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の規定により市の住民基本台帳に登録されている世帯の世帯主

(2)　市長が必要と認める施設の管理者

(3)　市長が必要と認める事業所の代表者

2　借受者に貸与する戸別受信機の数は、原則として 1 世帯、1 施設または 1 事業所について 1 台とする。

（経費の負担）

第７条　戸別受信機の賃借料は、無料とする。ただし、戸別受信機の維持管理に要する経費その他規則で定める経費は、借受者の負担とする。

（無線設備の管理）

第８条　市長は、常に無線設備の善良な管理に努めなければならない。

2　市長は、無線設備の管理運用責任者等を任命することができる。

3　借受者は、戸別受信機を常に良好な状態で維持管理し、異常を発見したときは、直ちに市長にその状況を届け出なければならない。

4　戸別受信機の補修は、市長の指定する者以外の者が行うことはできない。

（損失の補償）

第９条　借受者は、戸別受信機を亡失し、または損傷したときは、市長が定める損失額を補償しなければならない。ただし、市長が損失額を補償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

（返還）

第１０条　借受者は、市内に住居を有しなくなったとき、または戸別受信機を使用しなくなったときは、速やかに市長に戸別受信機を返還しなければならない。

（委任）

第１１条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

４．高島市防災行政無線の設置および管理に関する条例施行規則

平成 17 年 1 月 1 日　規則第 15 号

（趣旨）

第１条　この規則は、高島市防災行政無線の設置および管理に関する条例(平成 17 年高島市条例第 15 号。以下「条例」という。)第 11 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（貸与の申請および承認）

第２条　条例第 6 条第 1 項に規定する貸与機器の貸与を受けようとする者(以下「借受者」という。)は、防災行政無線機器貸与申請書(様式第 1 号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2　市長は、前項の申請に基づき、内容を審査し、貸与を承認するものとする。

3　貸与承認の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　貸与機器を常に良好な状態で維持管理すること。

(2)　貸与機器を改造したり、他の目的に使用しないこと。

(3)　貸与機器を転貸、譲渡または担保に供してはならないこと。

(4)　貸与機器の異常を発見したときは、直ちに市長に届け出ること。

(5)　借受者は、住所を市外へ転出し、または転居した場合は、必ず貸与機器を市役所まで返還すること。

(6)　貸与機器を亡失し、または損傷した場合は、これに相当する経費を負担すること。

(7)　貸与機器の維持管理経費(電気代、電池交換等)は、借受者において負担すること。

4　市長は、貸与機器の貸与を承認したときは、防災行政無線機器貸与承認通知書(様式第 2 号)を申請者に交付するものとする。

（借受者の遵守事項および承認の取消し）

第３条　借受者は、前条第 3 項各号の条件を遵守しなければならない。

2　次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、承認を取り消し、返還を求めることができる。

(1)　承認の条件に違反したとき。

(2)　条例およびこの規則に違反したとき。

(3)　その他市長が貸与を不適当と認めたとき。

（設置確認書の提出）

第４条　借受者は、貸与機器の設置が完了したときは、防災行政無線機器設置確認書(様式第 3 号)を提出しなければならない。

（費用の負担）

第５条　条例第 7 条の規定で定める経費は、次のとおりとする。ただし、市長が経費を負担させることが適当でないと認めたときは、この限りではない。

(1)　貸与機器の増設に要する費用

(2)　貸与機器の電源確保に要する費用

(3)　既に設置された貸与機器の移転に要する経費

(4)　借受者の責めによる故障の修理に要する費用

(5)　条例第 9 条前段に規定する費用(損失補償額は実費とする。)

（返還の届出）

第６条　借受者は、住居移転等により貸与機器を移動しようとするとき、または使用しなくなったときは、速やかに防災行政無線機器移動・返還届書(様式第 4 号)により、貸与機器を添えて市長に届け出なければならない。

（不用の決定）

第７条　借受者から返還された貸与機器のうち、不用または修繕しても使用できる見込みのないものについては、高島市財務規則(平成 17 年高島市規則第 32 号)第 225 条の規定に従い処分するものとする。

（備品台帳による整理）

第８条　貸与機器については、区域ごとに備品台帳を作成し、管理しなければならない。

（その他）

第９条　この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

（施行期日）

1　この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日の前日までに、合併前のマキノ町防災行政無線の設置および管理に関する規則(昭和 58 年マキノ町規則第 7 号)、今津町防災行政無線の設置および管理に関する規則(昭和 56 年今津町規則第 6 号)、安曇川町防災行政無線の設置及び管理に関する条例施行規則(平成 16 年安曇川町規則第 6 号)、高島町防災行政無線施設の設置および管理に関する規則(平成 14 年高島町規則第 7 号)または新旭町防災行政無線放送施設の設置および管理に関する条例施行規則(昭和 56 年新旭町規則第 10 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

５．高島市防災行政無線局運営管理規程

平成 17 年 1 月 1 日　訓令第 7 号

（趣旨）

第１条　この訓令は、高島市防災行政無線の設置および管理に関する条例施行規則(平成 17 年高島市規則第 15 号。以下「規則」という。)第 9 条の規定に基づき、高島市防災行政無線局(以下「無線局」という。)の管理、運用および保全に関し、必要な事項を定めるものとする。

（無線局の区分）

第２条　無線局の種別、呼出名称および設置場所は、別表のとおりとする。

（用語の定義）

第３条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　固定系無線局　固定系親局、中継局、地区遠隔制御装置、屋外拡声装置および戸別受信機による同報無線通信を行う無線局の総称をいう。

(2)　移動系無線局　移動系親局および移動系送受信機による無線通信を行う無線局の総称をいう。

（総括管理者）

第４条　無線局に総括管理者を置く。

2　総括管理者は、市長の職にある者を充てる。

3　総括管理者は、無線局の管理および運用を総括し、無線局管理者、運用責任者および支所管理責任者を指揮監督する。

（無線局管理者）

第５条　無線局に無線局管理者を置く。

2　無線局管理者は、政策部危機管理局防災課長の職にある者を充てる。

3　無線局管理者は、総括管理者の命を受け、次の職務を行う。

(1)　無線局の開設または変更に関する計画の立案に関すること。

(2)　電波法に従って行う申請、届出および報告などの手続に関すること。

(3)　電波法令に基づく無線局の検査の事前準備、立会および検査後に必要とされる措置の実施に関すること。

(4)　無線局の運用、機器の管理および保全に関して総括する。

(5)　非常災害対策に関し訓練、調査および研究を行うこと。

(6)　無線従事者の養成およびその適正配置に関すること。

(7)　電波法令に定める業務書類の整備保管に関すること。

（運用責任者）

第６条　無線局に運用責任者を置く。

2　運用責任者は、政策部企画広報課長の職にある者を充て、総括管理者の命を受け、次の職務を行う。

(1)　本庁および各支所における固定系親局の統一的な運用に関すること。

(2)　各支所管理責任者との連絡調整に関すること。

（支所管理責任者）

第７条　無線局に支所管理責任者を置く。

2　支所管理責任者は、支所長の職にある者を充て、総括管理者の命を受け、次の職務を行う。

(1)　各支所における固定系親局の運用および機器の管理に関すること。

(2)　各支所における移動系無線局の運用および機器の管理に関すること。

(3)　運用責任者との連絡調整に関すること。

(4)　貸与機器の貸与および返還に関すること。

（通信取扱責任者）

第８条　無線局に通信取扱責任者を置く。

2　通信取扱責任者は、無線従事者(電波法(昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。)第 2 条第 6 号に定める者をいう。)の資格を有する者の中から無線局管理者が指名する。

3　通信取扱責任者は、無線局管理者の命を受け、無線局の管理および運用の業務を分掌する。

4　通信取扱責任者は、無線機器の操作の熟達および無線局の運用の適正化に努めなければならない。

5　通信取扱責任者は、無線機器を常に最良の状態において使用できるよう、その点検整備に努めなければならない。

6　通信取扱責任者は、無線業務日誌に所定の事項を記入し、無線局管理者に提出しなければならない。

7　通信取扱責任者は、規則第 8 条に規定する貸与機器の備品台帳を整備し、常に貸与の状況を明らかにしておかなければならない。

（管理者）

第９条　次の施設等に、管理者を置く。

(1)　地区遠隔制御装置を配置した公共施設

(2)　地区遠隔制御装置を配置した自治会

2　管理者は、無線局管理者の命を受け、施設等に配置した地区遠隔制御装置の管理および運用業務の一部を分掌する。

3　管理者は、各公共施設の管理者および各自治会長をもって充てる。

（通信の種類および優先順位）

第１０条　無線局における通信の種類および優先順位は、次に掲げるとおりとする。

(1)　非常通信(法第 52 条第 4 号による通信)

(2)　至急通信(非常災害の場合等で急を要するときに行う通信)

(3)　普通通信(前号以外の通信)

(4)　常時運用(移動系無線による通信)

（通信時間）

第１１条　通信は定時通信と臨時通信とし、運用時間は別に定める。

（通信実施要領）

第１２条　無線通信は、簡潔、正確に行うものとし、その実施要領は別に定める。

（無線設備の保守点検）

第１３条　保守点検整備は、次の 2 種類とする。

(1)　定期保守点検整備

(2)　臨時保守点検整備

2　定期保守点検整備は、年 3 回(4 月・8 月・12 月)定期的に行う設備の点検、調整、軽微な修理および清掃作業とする。

3　臨時保守点検整備は、次の場合に事前に実施する。その方法は設備の点検、調整、軽微な修理および清掃作業等とする。

(1)　災害の発生が予想される時期

(2)　監督機関の検査等がある場合

(3)　その他特に必要を認めるとき。

（保守点検整備の委託）

第１４条　無線局を常に良好な状態に保つため、保守、点検作業の一部または全部を専門業者に委託することができる。

（秘密の保持）

第１５条　無線の業務に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

（広告通報の禁止）

第１６条　営利を目的とする通報、政党活動および政治活動を目的とする通報ならびに宗教活動を目的とする通報等をしてはならない。

付　則

この訓令は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

付　則(平成 19 年 4 月 1 日訓令第 21 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付　則(平成 24 年 4 月 1 日訓令第 5 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付　則(平成 29 年 4 月 1 日訓令第 6 号)

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

6．高島市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成17年1月1日　条例第148号
改正　平成24年6月27日条例第24号
令和元年6月28日条例第5号
令和元年12月23日条例第27号

（目的）

第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)および同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、災害により精神または身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、ならびに災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉および生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1)　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2)　市民　災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

（災害弔慰金の支給）

第３条　市は、市民が令第1条に規定する災害(以下「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1)　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2)　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母

エ　孫

オ　祖父母

(3)　死亡者に係る配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもが存しない場合であって兄

弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

２　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

４　前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第５条　災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第9条から第11条までに規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第６条　災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第７条　災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には、支給しない。

(1)　その災害による死亡が、その死亡した者の故意または重大な過失により生じたものである場合

(2)　令第2条に規定する場合

(支給の手続)

第８条　市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

２　市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告または書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第９条　市は、市民が災害により負傷し、または疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第１０条　障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、または疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（準用規定）

第１１条　第7条および第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

（災害援護資金の貸付け）

第１２条　市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

２　前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第１３条　災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類および程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1)　療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)および住居の損害がない場合　150万円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250万円

ウ　住居が半壊した場合　270万円

エ　住居が全壊した場合　350万円

(2)　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合　150万円

イ　住居が半壊した場合　170万円

ウ　住居が全壊した場合(エの場合を除く。)　250万円

エ　住居の全体が滅失もしくは流失した場合　350万円

(3)　第1号のウまたは前号のイもしくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

２　災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

（保証人および利率）

第１４条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

２　災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。

３　第1項の保証人は、災害援助資金の貸付けを受けた者と連携して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第１５条　災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還または月賦償還の方法によるものとする。

２　償還方法は、元利均等償還方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

３　償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還および違約金については、法第13条、第14条第1項および第16条ならびに令第8条、第9条および第12条の規定によるものとする。

（委任）

第１６条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、平成17年1月1日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、合併前のマキノ町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年マキノ町条例第20号)、今津町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年今津町条例第28号)、朽木村災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年朽木村条例第30号)、安曇川町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年安曇川町条例第35号)、高島町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年高島町条例第28号)または新旭町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年新旭町条例第22号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

付　則(平成24年6月27日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

付　則(令和元年6月28日条例第5号)

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の災害弔慰金の支給に関する条例第14条および第15条第3項の規定は、この

条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

付　則(令和元年12月23日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

７．高島市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成17年1月1日規則第53号
改正　平成24年6月27日規則第38号
令和元年6月28日規則第22号
令和元年12月23日規則第16号

（趣旨）

第１条　この規則は、高島市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年高島市条例第148号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（支給の手続）

第２条　市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(1)　死亡(条例第6条の規定により死亡の推定を受けた場合を含む。以下同じ。)した者の氏名、性別、生年月日および住所

(2)　死亡の年月日および死亡の状況

(3)　死亡者の遺族に関する事項

(4)　支給の制限に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第３条　市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

３　市長は、条例第4条第1項第3号の規定により災害弔慰金の支給を受けることができる遺族に対しては、死亡者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていたことを証明する種類を提出させるものとする。

（支給の手続）

第４条　市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(1)　障害者の氏名、性別、生年月日および住所

(2)　障害の原因となる負傷または疾病の状態となった年月日および負傷または疾病の状況

(3)　障害の種類および程度に関する事項

(4)　支給の制限に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第５条　市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷または疾病の状態となった市民に対し、負傷し、または疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定す

る障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

（借入れの申込）

第６条　条例第12条第1項の規定による災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、災害援護資金借入申込書(様式第2号。以下「借入申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

２　借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)　世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間および療養概算額を記載した診断書

(2)　被害を受けた日の属する前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3)　その他市長が必要と認めた書類

３　借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（利率）

第７条　条例第14条第2項の規定による利率は、年1パーセントとする。

（調査）

第８条　市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第９条　市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号)を、借入申込者に交付するものとする。

２　市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に交付するものとする。

（借用書の提出）

第１０条　貸付決定通知書の交付を受けた者(以下「借受人」という。)は、速やかに保証人の連署した災害援護資金借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した災害援護資金借用書)(様式第5号)に、借受人の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人および保証人の印鑑証明書)を添えて、市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第１１条　市長は、前条の借用書の提出があったときは、速やかに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第１２条　市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書およびこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第１３条　繰上償還をしようとする者は、災害援護資金繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第１４条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、災害援護資金償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

２　市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還金支払猶予承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

３　市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、災害援護資金償還金支払猶予不承認通知書(様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第１５条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、災害援護資金貸付金に係る違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

２　市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金貸付金に係る違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

３　市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金貸付金に係る違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第１６条　災害援護資金の償還未済額の全部または一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を、市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1)　借受人の死亡を証する書類

(2)　借受人が精神または身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3)　借受人が破産手続開始の決定または再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

３　市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

４　市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第15号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第１７条　市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名または住所の変更届等）

第１８条　借受人または保証人について、氏名または住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族または保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

（その他）

第１９条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金および災害障害見舞金の支給ならびに災害援護資

金の貸付けの手続について必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

（施行期日）

1　この規則は、平成17年1月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日の前日までに、合併前のマキノ町災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する規則(昭和49年マキノ町規則第7号)、今津町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和49年今津町規則第9号)、朽木村災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和58年朽木村規則第3号)、安曇川町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和56年安曇川町規則第17号)、高島町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和55年高島町規則第7号)または新旭町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和49年新旭町規則第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

付　則(平成24年6月27日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

付　則(令和元年6月28日規則第22号)

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては適用しない。

付　則(令和元年12月23日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第１号(第5条関係)

様式第２号(第6条関係)

様式第３号(第9条関係)

様式第４号(第9条関係)

様式第５号(第10条関係)

様式第６号(第13条関係)

様式第７号(第14条関係)

様式第８号(第14条関係)

様式第９号(第14条関係)

様式第１０号(第15条関係)

様式第１１号(第15条関係)

様式第１２号(第15条関係)

様式第１３号(第16条関係)

様式第１４号(第16条関係)

様式第１５号(第16条関係)

様式第１６号(第18条関係)

８．高島市避難行動要支援者地域助け合い制度実施要綱

平成20年3月25日告示第28号

改正　平成22年3月9日告示第27号

平成27年5月1日告示第110号

（目的）

第１条　この告示は、障害者、高齢者等が災害時に迅速かつ安全に避難することができるよう、その支援体制を整備することにより、地域における共助の伸展に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　避難行動要支援者　次に掲げる者のうち、市の避難行動要支援者登録台帳(様式第1号)に登録した者または避難行動について避難支援等関係者の支援の必要性が見込まれる者をいう。

ア　身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する身体障害者障害程度等級表の肢体不自由1級または2級、視覚障害1級または2級、聴覚障害2級および呼吸器機能障害1級に該当する者

イ　療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に基づく療育手帳の交付を受けた者で、障害の程度がAと判定された者

ウ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障害の程度が1級または2級に該当する者

エ　介護保険法(平成9年法律第123号)第7条に規定する要介護状態区分または要支援状態区分のいずれかに該当する者

オ　75歳以上の単身で生活する者

カ　その他市長が必要と認める者

(2)　避難支援等関係者　避難行動要支援者が居住する区域の区長または自治会長、その地域を担当する民生委員児童委員その他避難行動要支援者の避難等を支援する団体または個人をいう。

(3)　支援者　避難行動要支援者の避難等の支援に当たる個人または団体をいう。

(4)　登録台帳　避難行動要支援者の申請に基づき作成された避難行動要支援者登録台帳(様式第1号)およびその抄本をいう。

（市の責務）

第３条　市長は、前条第1号アからカまでに該当する者の災害時における生命および身体の安全を確保するため、これらの者の登録台帳への登録の促進に努めなければならない。

２　市長は、前項に規定する登録の促進を図るため、避難支援等関係者との連絡調整および協力体制を確保しなければならない。

３　市長は、この制度の周知に努めなければならない。

（避難行動要支援者の努力目標）

第４条　避難行動要支援者は、支援者、避難支援等関係者および地域の住民との間に良好な関係を保つよう努めるものとする。

２　避難行動要支援者は、災害時においては、自発的な避難を心掛けるとともに、支援者および避難支援等関係者による支援が円滑に行われるよう配慮するものとする。

（避難支援等関係者ならびに支援者の責務）

第５条　支援者および避難支援等関係者は、避難行動要支援者に対する支援を迅速かつ円滑に実施できるよう、地域における支援体制の確保に努めるものとする。

（支援の内容）

第６条　支援者および避難支援等関係者が避難行動要支援者に対して行う支援は、次に掲げるとおりとする。

(1)　災害時における安否確認、情報伝達、避難誘導および救出活動

(2)　前号の活動を容易にするために行う日常生活における声掛け、相談等

（守秘義務）

第７条　市、支援者および避難支援等関係者(以下「情報共有者」という。)は、この告示の目的以外に登録台帳を利用してはならない。

２　情報共有者は、登録台帳に記載された個人情報および避難行動要支援者の支援に当たり知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

３　情報共有者は、登録台帳を厳重に保管する責任を負う。

（登録の申請）

第８条　登録台帳に登録しようとする者は、支援に必要となる住所、氏名その他の個人情報を情報共有者に提供することに同意したうえで、避難行動要支援者登録申請書(様式第2号)により市長に登録の申請を行うものとする。

（支援者の決定）

第９条　市長は、前条の申請書を受理したときは、避難支援等関係者に当該申請書を送付し、支援者の決定について協力を依頼するものとする。

２　避難支援等関係者は、前項の依頼を受けたときは、相互に協力して地域住民の中から個人の支援者2人を選定し、当該支援者の了解を得たうえで市長に報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により支援者2人を確保できない場合は、これを1人とすることができる。

３　避難支援等関係者は、前項ただし書の規定による支援者の確保ができない場合は、区または自治会もしくは地域住民が地域の防災力向上のために組織する自主防災組織等の団体を支援者として選定することができる。

（登録台帳）

第１０条　市長は、第8条の申請に基づき、避難行動要支援者登録台帳(様式第1号)を作成し、これを保管する。

２　市長は、災害の発生に備え、避難行動要支援者登録台帳(抄本)(様式第3号)を作成し、支援者

および避難支援等関係者に交付する。

3　避難行動要支援者登録台帳(様式第1号)は、電子媒体により作成することができる。

(調査)

第１１条　市長は、避難行動要支援者を把握するため、高島市個人情報保護条例(平成17年高島市条例第10号)第11条第2項第7号の規定に基づき、市が保有する個人情報から避難行動要支援者を抽出し、市の関係部署において情報を共有するとともに、当該避難行動要支援者に対して台帳への登録の照会を行うことができる。

2　市長は、避難支援等関係者のほか福祉関係者の協力を得て、第8条に規定する申請書の内容を調査することができるものとする。

(登録事項の開示および変更)

第１２条　避難行動要支援者は、市長に対していつでも自己に関する登録事項の開示を求めることができる。

2　避難行動要支援者は、台帳に記載された事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出るものとする。

3　市長は、台帳に記載された事項に変更が生じたときは、台帳を修正するとともに、支援者および避難支援等関係者に修正した抄本を送付するものとする。

(その他)

第１３条　この告示の適用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

制定文　抄

平成20年4月1日から適用する。

改正文(平成22年3月9日告示第27号)抄

平成22年3月31日から適用する。

様式第１号(第2条、第10条関係)

様式第２号(第8条関係)

様式第３号(第10条関係)

Ⅷ. 警報・勧告基準

１．原子力災害時の各緊急事態区分を判断するEALの枠組み

［本編p351：６編_１章_３「（２）具体的な基準」参照］

（１）加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

ア．警戒事態を判断するEAL

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入作業により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 非常用交流母線が一つとなった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一つとなる状態が１５分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合 ⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合 ⑬ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等） ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合	

イ．施設敷地緊急事態を判断する EAL

施設敷地緊急事態を判断する EAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち該当原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分以上継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が５分間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	PAZ 内の住民等の避難準備および早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	

ウ．全面緊急事態を判断するEAL

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上継続すること。 ⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分以上継続すること。 ⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 ⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZおよび必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。 放射性物質放出後は、計測される空

槽からの注水ができないこと。 ⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑩ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済み燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

（２）ナトリウム冷却型高速炉（規制法第２条第５項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

ア．警戒事態を判断するEAL

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が１５分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。 ② 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ③ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失する恐れがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑦当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合 ⑧ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合 ⑨ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等） ⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

イ．施設敷地緊急事態を判断する EAL

施設敷地緊急事態を判断する EAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ② 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第９号）第５８条第１項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第１０号）第７２条第１項の基準に適用しない場合には、５分間以上）継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が５分間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転および停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれ	PAZ 内の住民等の避難準備および早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

があること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	

ウ．全面緊急事態を判断するEAL

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）によって原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。 ③ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５８条第１項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項の基準に適合しない場合には、３０分間以上）継続すること。 ⑤ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分間以上継続すること。 ⑥ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。 ⑦ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。 ⑧ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ⑨ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能および冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑩ 燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑪ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質	PAZ 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ および必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ⑫ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	

（３）実用発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（炉規制法第43条の３の６第１項第４号の基準に適合しないものに限る）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの

ア．警戒事態を判断するEAL

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
①　使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

イ．施設敷地緊急事態を判断するEAL

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

ウ．全面緊急事態を判断する EAL

全面緊急事態を判断する EAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出するおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ および必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

（４）使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあっては、炉規制法第43条の３の６第１項第４号の基準に適合するものに限る）であって、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

ア．警戒事態を判断するEAL

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が１５分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。 ② 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ③ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥ 当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合 ⑦ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合 ⑧ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ⑨ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等） ⑩ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合当該原子炉施設等立地道府県において、震度６弱以上の地震が発生した場合	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

イ．施設敷地緊急事態を判断する EAL

施設敷地緊急事態を判断する EAL	緊急事態区分における措置の概要
① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５７条第１項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５８条第１項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項の基準に適合しない場合には、５分間以上）継続すること。 ② 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が５分間以上継続すること。 ③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ④　原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑤ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑥ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ⑧ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ 内の住民等の避難準備および早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

ウ．全面緊急事態を判断するEAL

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５７条第１項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５８条第１項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項の基準に適合しない場合には、３０分間以上）継続すること。 ② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分間以上継続すること。 ③ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能および冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZおよび必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

（５）原子炉（（１）～（４）に掲げる原子炉を除く。）

ア．警戒事態を判断する EAL

警戒事態を判断する EAL	緊急事態区分における措置の概要
① 当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合 ③ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ④ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

イ．施設敷地緊急事態を判断する EAL

施設敷地緊急事態を判断する EAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ② その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出し、又は放出するおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

ウ．全面緊急事態を判断するEAL

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ② その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出し、又は放出するおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZおよび必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

Ⅸ．様式集

１．被害報告関係

［本編 p204：３編_１０章_２_（３）「１）被害即報_ウ」参照］

（１）被害速報基準

火災等即報

次の火災及び事故については、第１号様式又は第２号様式を用いて報告をすること。

一般基準	
① 死者が３人以上生じたもの ② 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの ③ 自衛隊に災害派遣を要請したもの	
個別基準	
建物火災	① 特定防火対象物で死者の発生した火災 ② 高層建築物の 11 階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの ③ 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災 ④ 特定違反対象物の火災 ⑤ 建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災 ⑥ 他の建築物への延焼が 10 棟以上又は気象状況等から勘案して概ね 10 棟以上になる見込みの火災 ⑦ 損害額１億円以上と推定される火災
林野火災	① 焼損面積 10 ヘクタール以上と推定される火災 ② 空中消火を要請又は実施した火災 ③ 住宅等へ延焼するおそれがある火災
交通機関の火災	① 航空機火災 ② タンカー火災 ③ 社会的影響度が高い船舶火災 ④ トンネル内車両火災 ⑤ 列車火災
その他	① 特殊な原因による火災 ② 特殊な態様の火災
石油コンビナート等特別防災区域内の事故	① 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ② 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの ③ 特定事業所内の火災（①以外のもの）
危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）に係る事故（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）	① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が５名以上発生したもの ③ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ④ 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 ⑤ 海上、河川への危険物流出事故 ⑥ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災又は危険物等の漏えい事故
原子力災害等	① 原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えい ② 放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 ③ 基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ④ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
その他特定の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故で社会的影響度が高いもの
消防職団員の消火活動等に伴う重大事故	
社会的影響基準	
上記のいずれにも該当しないものの報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	

救急・救助事故・武力攻撃災害等即報

次の事故等については、第３号様式にて報告をすること。

救急救助事故
① 死者５人以上の救急事故
② 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故
③ 要救助者が５人以上の救助事故
④ 覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上の救助事故
⑤ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
⑥ 消防職団員の救急・救助活動に伴う重大事故
⑦ 自衛隊に災害派遣を要請したもの
⑧ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故
武力攻撃災害等
① 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：ミサイル攻撃等により生じた災害）
② 武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：テロ等により生じた災害）

災害即報

次に該当する災害については、第４号様式（その１）又は第４号様式（その２）にて報告をすること。なお、管内の市区町村において、避難指示（緊急）、避難勧告又は避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合は、第４号様式（その１）別紙を用いて報告すること。

<table>
<tr><td colspan="2">一般基準</td></tr>
<tr><td colspan="2">① 災害救助法の適用基準に合致するもの
② 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
③ 災害が２都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
④ 気象業務法第 13 条の２に規定する特別警報が発表されたもの
特別警報：気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪 等）
津波に関する特別警報（大津波警報）
火山に関する特別警報（噴火警報（居住地域））
地震（地震動）に関する特別警報（予想される地震動の大きさが震度６弱以上））
⑤ 自衛隊に災害派遣を要請したもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">個別基準（一般基準に該当しないもの）</td></tr>
<tr><td>地震</td><td>① 震度５弱以上を記録したもの（震度６弱以上については、特別警報に該当）
② 人的被害又は住家被害を生じたもの</td></tr>
<tr><td>津波</td><td>① 津波警報又は津波注意報が発表されたもの（大津波警報については、特別警報に該当）
② 人的被害又は住家被害を生じたもの</td></tr>
<tr><td>風水害</td><td>① 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
② 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
③ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</td></tr>
<tr><td>雪害</td><td>① 積雪、雪崩等より、人的被害又は住家被害を生じたもの
② 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの</td></tr>
<tr><td>火山災害</td><td>① 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの（噴火警報（居住地域）については、特別警報に該当）
② 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">社会的影響基準</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの</td></tr>
</table>

※　特別警報、津波警報、津波注意報及び噴火警報（火口周辺）が発表された場合並びに震度５弱以上の地震が発生した場合は、その被害の有無にかかわらず、市町村及び都道府県が講じた応急対策等について報告すること。

火災等直接即報

次に該当する災害については、市町村は、第１号様式又は第２号様式にて、消防庁に直接報告をすること。

建物火災	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
交通機関の火災	① 航空機火災 ② タンカー火災 ③ 社会的影響度が高い船舶火災 ④ トンネル内車両火災 ⑤ 列車火災
石油コンビナート等特別防災区域内の事故	① 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ② 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）に係る事故（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）	① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が５名以上発生したもの ③ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ④ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ⑤ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ⑥ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
原子力災害等	① 原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えい ② 放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 ③ 基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ④ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）	

救急・救助事故・武力攻撃災害等直接即報

次の事故等については、市町村は第３号様式にて、消防庁に直接報告をすること。

救急救助事故
死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ① 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ② バスの転落等による救急・救助事故 ③ ハイジャックによる救急・救助事故 ④ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ⑤ 上記①から④に該当しないものの報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃災害等
① 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：ミサイル攻撃等により生じた災害） ② 武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：テロ等により生じた災害）

災害直接即報

次の災害については、市町村は第４号様式（その１）又は第４号様式（その２）にて、消防庁に直接報告をすること。

地震	区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無は問わない。）
津波	死者又は行方不明者が生じたもの
風水害	死者又は行方不明者が生じたもの
火山災害	死者又は行方不明者が生じたもの

火災・災害等即報連絡先

滋賀県

○勤務時間内（平日：8時30分～17時15分）

防災危機管理局各係（室）（危機管理センター４階）

＜ＮＴＴ回線＞

ＴＥＬ　【管理・情報係】０７７－５２８－３４３０、３４３６
【消防・保安係】０７７－５２８－３４３１、３４３３
【地震・防災係】０７７－５２８－３４３２、３４３８
【危機管理・国民保護係】０７７－５２８－３４３５
【原子力防災室】０７７－５２８－３４４５

ＦＡＸ　０７７－５２８－６０３７

＜防災無線回線＞

ＴＥＬ　【管理・情報係】５１－８２３
【消防・保安係】５１－８２２
【地震・防災係】５１－８２１
【危機管理・国民保護係】５１－８２０
【原子力防災室】５１－８１９

ＦＡＸ　５１－８５０

○勤務時間外（平日：8時30分以前・17時15分以降、土日祝日）

防災危機管理局無線統制室（危機管理センター４階））

※無線統制室にいる守衛から宿日直に引継

＜ＮＴＴ回線＞

ＴＥＬ　０７７－５２８－３４３６

ＦＡＸ　０７７－５２３－６３９０

＜防災無線回線＞

ＴＥＬ　５１－８２４、８９８

ＦＡＸ　５１－８５０

消防庁※直接即報基準に該当する場合

○勤務時間内（消防庁応急対策室）

＜ＮＴＴ回線＞

ＴＥＬ　０３－５２５３－７５２７

ＦＡＸ　０３－５２５３－７５３７

＜地域衛星回線＞

ＴＥＬ　０４８－５００－９０－４９０１３

ＦＡＸ　０４８－５００－９０－４９０３３

○勤務時間外（消防庁宿直室）

＜ＮＴＴ回線＞

ＴＥＬ　０３－５２５３－７７７７

ＦＡＸ　０３－５２５３－７５５３

＜地域衛星回線＞

ＴＥＬ　０４８－５００－９０－４９１０２

ＦＡＸ　０４８－５００－９０－４９０３６

（２）被害速報様式（第１号様式～第４号様式）

第１号様式　（火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

※　特定の事故を除く。

火災種別	１　建物　２　林野　３　車両　４　船舶　５　航空機　６　その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積　㎡ 延べ面積　㎡	
焼損程度	焼損棟数：全焼　棟／半焼　棟／部分焼　棟／ぼや　棟　計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター等）　台・機　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第２号様式　（特定の事故）

第　　報

事故名
1　石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2　危険物等に係る事故
3　原子力施設等に係る事故
4　その他特定の事故

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他（　）				
発生場所					
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種、第二種、その他）		
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分		
		鎮火日時（処理完了）	月　日　時　分（　月　日　時　分）		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1 危険物　2 指定可燃物　3 高圧ガス　4 可燃性ガス 5 毒劇物　6 RI等　7 その他（　）	物質名			
施設の区分	1　危険物施設　2　高危混在施設　3　高圧ガス施設　4　その他（　）				
施設の概要		危険物施設の区分			
事故の概要					
死傷者	死者（性別・年齢）　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）			

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		出場機関		出場人員	出場資機材
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部（署）		台 人	
		消防団		台 人	
		消防防災ヘリコプター		機 人	
		海上保安庁		人	
	警戒区域の設定　月　日　時　分	自衛隊		人	
	使用停止命令　月　日　時　分	その他		人	
災害対策本部等の設置状況					

その他参考事項

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第３号様式　（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	１　救急事故　２　救助事故　３　武力攻撃災害　４　緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　負傷者欄の（　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第４号様式（その１）

（災害概況即報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　報）

災害の概況	発生場所				発生日時	月　日　時　分								
被害の状況	人的被害	死　者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟
		不　明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）			（市町村）									
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第４号様式（その１）　別紙

都道府県名　　（　　）

（避難勧告等の発令状況）

市町村名	災害発生情報		発令日時	避難指示（緊急）		発令日時	避難勧告		発令日時	避難準備・高齢者等避難開始		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※　対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県		区分			被害	区分		被害	災害等の対策本部状況	都道府県	
災害名・報告番号	災害名 第　報 （　月　日　時現在）	その他	田	流失・埋没	ha		公立文教施設	千円			
				冠水	ha		農林水産業施設	千円		市町村	
報告者名			畑	流失・埋没	ha		公共土木施設	千円			
				冠水	ha		その他の公共施設	千円			
区分	被害		学校		箇所		小計	千円			
人的被害	死者	人		病院	箇所		公共施設被害市町村数	団体			
	うち災害関連死者	人		道路	箇所	その他	農産被害	千円			
	行方不明者	人		橋りょう	箇所		林産被害	千円			
	負傷者 重傷	人		河川	箇所		畜産被害	千円			
	負傷者 軽傷	人		港湾	箇所		水産被害	千円		災害救助法適用市町村名	計　団体
住家被害	全壊	棟		砂防	箇所		商工被害	千円			
		世帯		清掃施設	箇所						
		人		崖くずれ	箇所						
	半壊	棟		鉄道不通	箇所		その他	千円			
		世帯		被害船舶	隻	被害総額		千円		119番通報件数	件
		人		水道	戸	災害の概況					
	一部破損	棟		電話	回線						
		世帯		電気	戸						
		人		ガス	戸						
	床上浸水	棟		ブロック塀等	箇所	応急対策の状況	消防機関等の活動状況（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく広域消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）				
		世帯									
		人									
	床下浸水	棟		り災世帯数	世帯		自衛隊の災害派遣		その他		
		世帯		り災者数	人						
		人		火災発生 建物	件						
非住家	公共建物	棟		危険物	件						
	その他	棟		その他	件						

※1　被害額は省略することができるものとする。

※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

２．罹災証明書様式

（番号）

罹　災　証　明　書

世帯主住所	
世帯主氏名	
（追加記載事項欄①）	

罹災原因	年　　月　　日の　　による

罹災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	□全壊 □大規模半壊 □中規模半壊 □半壊 □準半壊 □準半壊に至らない （一部損壊）
（追加記載事項欄②）	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

（追加記載事項欄③）	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年　　月　　日

高島市長

３．緊急輸送車輛確認申請書

［本編　p314 ：３編_３１章_２_（２）「３）警察（道路交通法関係）_（イ）
P315 ：３編_３１章_２_（２）「３）警察（道路交通法関係）_（ウ）　参照］

申　請　書

様式１号

<table>
<tr><td colspan="4">緊急輸送車両確認申請
滋 賀 県 知 事　殿
滋賀県公安委員会　殿
年　月　日
申請者住所
（電話）
氏　名　　印</td></tr>
<tr><td>番 号 表 に 表 示
されている番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>輸 送 人 員
また は 品 名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使　用　者</td><td>住 所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏 名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>輸 送 日 時</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">輸 送 経 路</td><td>出 発 地</td><td>経 由 地</td><td>目 的 地</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>通 行 の 目 的</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>車 両 の 種　別</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

４．防疫報告関係様式

［本編 p187：３編_８章_３「（２）防疫活動の記録および報告」参照］

（様式　1）

災 害 状 況 報 告 書

受信者氏名		受信日時	年　月　日　時　分
送信者氏名		所属部局	

第　　報

報　告 機関名		発　生 年月日	年　月　日	現在の 月　日　時状　況	災害の 原　因	

1　被害の概要、発生患者数等

市町村名	全戸数	全壊	半壊	流失	床上浸水	床下浸水	計	被害率	その要族地否昆域虫指駆定除の	代必執要行のの有無	災適害用救の助有法無の	発生患者数					備考
												患者	擬似	保菌者	計	死者	

（県）

2　災害防疫所要経費の概算額

　　県　　分

　　市町村分

3　感染症病院、隔離病舎の被害の概略

4　その他参考となる事項

（市町村）

2　感染症予防法施行令第 8 条第 4 号によるそ属昆虫駆除に関する地域指定の要否

3　感染症予防法施行令第 27 条による代執行の必要の有無

4　災害防疫所要経費概算額

5　感染症病院、隔離病舎の被害の概略

6　その他参考となる事項

（様式　2）

災害防疫活動状況報告

報告機関名

約束番号		1				2				3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
月日	区分	赤痢患者発生数				前年同期赤痢患者発生数				防疫活動をしている市町村	防疫活動をしている保険所数	保険所職員の防疫活動従事者数	本庁職員の防疫活動従事者数	清潔方法を行った戸数	消毒方法を行った戸数	そ族昆虫駆除を行った戸数	感染症予防法による家用水の供給を受けた人員	災害救助法による飲料水の供給を受けた人員	検病調査人員	細菌検査実施件数	集団避難所数	集団避難所の収容人員	備考
		真正	擬似	保菌者	死者	真正	擬似	保菌者	死者														
	当日																						
	累計																						
	当日																						
	累計																						
	当日																						
	累計																						
計	当日																						
	累計																						

○報告に際しての注意事項

① 「赤痢患者発生数」とは罹災市町村における赤痢患者発生数をいう。

② 「2.前年、同期赤痢患者発生数」とは「1.赤痢患者発生数」に対応する期間内に同地域に発生した患者数をいう。

③ 「7.清潔方法を行った戸数」「8.消毒方法を行った戸数」及び「9.そ属昆虫駆除を行った戸数」とは感染症予防法の規定により、市または県が実施したものをいう。

④「16.備考」には被災地域における赤痢以外の感染症患者数、臨時隔離病舎設置数、同収容患者数及び代執行による実施戸数(清潔方法、消毒方法、そ属昆虫駆除の別に再掲)その他防疫活動に必要と認める事項を報告すること。

⑤防疫活動終了時はその旨報告すること

⑥防疫活動報告の第１回分には防疫活動実施計画の概要を併せて報告すること。

B 市町村支弁

事　　項	区　　分	員 数	単 価	金　額	備　　考
⑴ 予防委員に関する諸費	⑴ 委員手当 ⑵ 委員旅費				
⑵ 市町村において施行する清潔方法及び消毒方法に要する経費	⑴ 清潔方法に要する経費 ⑵ 消毒方法に要する経費				内訳別紙(イ)のとおり 内訳別紙(ロ)のとおり
⑶ 予防救治のため雇い入れた医師その他の人員及び予防上必要な器具薬品その他の物件に関する諸費	⑴ 人員雇上費 ⑵ 器具費 ⑶ 薬品費 ⑷ その他の物件費				
⑷ 臨時離隔病舎諸費	⑴ 設置費 ⑵ 医療費 ⑶ 人件費 ⑷ その他の経費				
⑸ 予防救治に従事した者に給すべき手当療治料及びその遺族に給すべき扶助料弔祭料	⑴ 特殊勤務手当 ⑵ 療治料 ⑶ 扶助料 ⑷ 弔祭料				
⑹ 交通遮断隔離に関する諸費及び交通遮断隔離のためまたは 一時営業を失ったための自活不能者の生活費	⑴ 交通遮断隔離に要する経費 ⑵ 生活補給費				
⑺ 市において発見した感染症貧民患者及び死者に関する諸費	⑴ 貧民患者生活補給費 ⑵ 死体消毒費 ⑶ 埋火葬費				
⑻ 市において施行するそ属昆虫等の駆除及びその施設に関する諸費					
⑼ 法第 17 条の 2 による家用水の供給に要する経費					内訳別紙(ハ)のとおり
市　分　計					

別紙(イ) 清潔方法に要する経費内訳

科　　目	品　目	員 数	単 価	金 額	備　考
賃　　金 消 耗 品 費 薬　品　費 運　搬　費					実施戸数　戸
計					

別紙(ロ) 消毒方法に要する経費内訳

科　　目	品 目	員数	単価	金額	備　考
賃　　金 備　品　費 消 耗 品 費 薬　品　費 運　搬　費					実施戸数　戸
計					

備品の品目	員数	単価	金　額
計			

別紙(ハ) そ属昆虫駆除費内訳

科　　目	品 目	員数	単価	金額	備　考
賃　　金 消 耗 品 費 備　品　費 借 料 損 料 運　搬　費 修　繕　費 薬　品　費					実施戸数　戸
計					

備品の品目	員数	単価	金　額
計			

（様式4）

災害防疫作業日誌

作業(業務)内容	検便、予防接種、給水、清潔、消毒、そ昆、検病				
日　　時	月　　日　　時より　　時まで				
実　施　量	戸　　人　　件				
従事者数　　人	本庁職員	人	他県応援隊	人	
	衛環センター職員	人	自衛隊	人	
	保険所職員	人	日赤	人	
	市職員	人	臨時雇上	人	
使 用 備 品	自動車	台	時間・走行距離	km	
及　び	濾水器	台	(大・中・小型)	時間	
実 働 時 間	噴霧器	台	(大・中・小型)	時間	
使用薬剤・消耗品等					
実施地域または場所					
報 告 者 氏 名					
備　　考					

（注）この票は、業務内容ごと班等の単位ごとに作成すること

(様式 5)

患 者 台 帳

病　　名													
番	発生受付月日	住　所	氏名	本人職	発病	擬似診定	届出	収容場所	収容月日	転帰別	感染系統	収容前後検査成績	届出医師
号	転帰受付月日	設定場所	性年齢	家計主職	初診	真性診定	報告		転帰月日	転帰月日			
	月　日				月　日	月　日	月　日		月　日			前(　)	
	月　日				月　日	月　日	月　日		月　日			後(　)	
	月　日				月　日	月　日	月　日		月　日			前(　)	
	月　日				月　日	月　日	月　日		月　日			後(　)	
	月　日				月　日	月　日	月　日		月　日			前(　)	
	月　日				月　日	月　日	月　日		月　日			後(　)	
	月　日				月　日	月　日	月　日		月　日			前(　)	
	月　日				月　日	月　日	月　日		月　日			後(　)	
	月　日				月　日	月　日	月　日		月　日			前(　)	
	月　日				月　日	月　日	月　日		月　日			後(　)	
	月　日				月　日	月　日	月　日		月　日			前(　)	
	月　日				月　日	月　日	月　日		月　日			後(　)	

（様式 6）

災害防疫業務完了報告

1 災害発生年月日

2 災害の原因

3 被害の概要

4 県または市のとった措置の概要

⑴ 災害防疫本部のの活動（防疫実施の方針及び主要作業日程を含む）

⑵ 災害救助活動

ア 医療救護

イ 給水作業（災害救助としての給水の他、防疫としての給水活動も一括すること）

⑶ 災害防疫活動

ア 予防宣伝

イ 調査指導

ウ 検病調査

エ 患者処理

オ 飲料水の確保及び井戸の消毒

カ 家屋の消毒及び消毒薬の使用方法

キ そ属昆虫駆除の実施方法

ク 避難所の防疫指導

ケ し尿処理の指導

コ 泥土、堆積物の処理及び清潔方法

サ その他特記すべき事項

5 感染症の発生状況

6 予防接種

7 感染症隔離病棟の被害状況

8 予算の概算

５．義援金品受付配給関係様式

15 義援金品募集配分計画様式

義援金品拠出者名簿

様式１号

				○○町
年　月　日	住　　所	氏　　名	拠出区分	数　　量
15.9.10	○○町○○	○○○○	現金	○○○円
15.9.10	○○町○○	○○○○	衣類	○○点

(注)1　記載例に準じて記載

2　連名簿であるが、町単位に別葉として差し支えない。

義援金品引継書

様式２号

義援金品引継書

引継者	機　関　名		職氏名	㊞
引継者	機　関　名		職氏名	㊞

義援金品を次のとおり引き継ぎました。

記

１　引継年月日　　年　　月　　日

２　引継場所

３　引継金品　　次表のとおり（車両番号）

金品区分	単位	輸送数量	引継数量	差引過不足	過不足を生じた理由その他

（注）１　２部作成し授受両機関とも保管する。

２　金品区分は衣類、生活必需品、現金等に区分し単位は梱包、点数、円等で表示する。

義援金品受領書

様式３号

義援金品受領書　　No.

（住所　氏名）　　殿

1　現　金　　金○○○円也

2　物　資　　○○○梱包

但し、○○災害の義援金品として

上記のとおり受領しました。

年　　月　　日

機　関　名　　（取　扱　者　　㊞　）

（注）1　複写式とし、事前に機関別の通しNo.を付しておく。

2　控えは義援金品受領記録として保管し、関係帳簿への基礎記録とする。

3　各機関の財務規則等の定めにより扱う場合は、本様式事項を但し書き等に付記することとして差し支えない。

4　物資区分は実情に即して記載する。

現 金 出 納 簿

様式４号

年　月　日	摘　　要	受	払	残

（注）1　各機関の財務規則等の定めにより扱う場合は「義援金」の補助口座を設け義援金についての出納を明確にしておく。

2　預金と現金は、区分することなく一括経理して差し支えない。但し、区分して経理する必要のあるときは、口座を「現金」「預金」に区分して扱うものとする。

3　公共団体の取り扱いで「雑部金」として保管するときは、「その他保管金」として財務規則等に定める「雑部金受払簿」により「現金出納簿」と別途に経理する。

義援金品受払書

様式 5 号

年月日	摘　　要	受	払	残	てん末
15.9.10	ﾊﾞｹﾂ○○商店より	100 ヶ			9.20 配分
15.9.10	衣類○○会社従業員	10 包			9.20 配分
15.9.10	現金○○中学生徒会	5450 円			9.20 現金出納簿へ転帰
15.9.20	物資○○町外 2 町村		10 ヶ 20 包 50 点		550 点 100 ヶ　　2 包とする

(注)1　この帳簿は、受け入れてから配分するまでの受払及びてん末を記録する。

但し、現金については現金出納簿へ転記し、そのときに払出記帳をする。なお、物資と現金の口座を設け現金出納簿と併用しても差し支えない。

2　記載方法は記載例に準じ適宜累計を行う。

６．被災地住民行動記録票様式

［本編　p411　：　６編_３章_５「（１２）被災地住民行動記録の作成」
p418　：　６編_４章_６「（１）災害地域住民の記録」　参照］

6-1　被災地住民行動記録（共通様式）

6-1-1　属性項目等記入票

回答者	□ 本人　□ 代理	記入日	平成　年　月　日 ～　年　月　日
氏　名		性別	□ 男　□ 女
生年月日	年　月　日	年齢	
代理者等氏名		続柄	
自　宅 構　造	住　所		
	□ 一戸建て（鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造）		
	□ 一戸建て（木造、鉄骨造、軽量鉄骨造等）		
	□ 集合住宅（鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造） （　階建の　階）		
	□ 集合住宅（その他　木造、鉄骨造、軽量鉄骨造等） （　階建の　階）		
	□ その他（　：　階建の　階）		
勤務先 通学先 構　造	□ 勤務先　□ 通学先		
	所在地		
	□ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造 （　階建の　階）		
	□ その他（木造、鉄骨造、軽量鉄骨造等） （　階建の　階）		

事故発生報連絡時点	滞在場所（地図上に①と記入）	
平成　年　月　日　時　分	□ 自宅 □ 勤務先 □ 通学先 □ その他	□ 屋内 □ 屋外 □ 移動（車内）
特記事項		
一時避難所（自治会等指定集合場所）到着時点	施設名	
平成　年　月　日　時　分		
特記事項		
避難集合場所（バス乗車場所）到着時点	施設名	
平成　年　月　日　時　分		
特記事項	□安定ヨウ素剤服用（　月　日）　□被ばく有無検査（　月　日）　□除染処置（　月　日） □その他（　）	
原子力避難所到着時点	施設名	
平成　年　月　日　時　分		
特記事項	□安定ヨウ素剤服用（　月　日）　□被ばく有無検査（　月　日）　□除染処置（　月　日） □その他（　）	

6-1-2　被災地住民行動記録記入票

月日	時刻（24 時間表記）	地点番号	屋内・屋外・移動別
※　事故発生報連絡時点から一時避難所（自治会等指定集合場所）到着時点まで			
月　日	:　～　:	①	□ｺﾝｸﾘｰﾄ屋内　□木造屋内　□屋外　□車中
月　日	:　～　:		□ｺﾝｸﾘｰﾄ屋内　□木造屋内　□屋外　□車中
月　日	:　～　:		□ｺﾝｸﾘｰﾄ屋内　□木造屋内　□屋外　□車中
月　日	:　～　:		□ｺﾝｸﾘｰﾄ屋内　□木造屋内　□屋外　□車中
月　日	:　～　:		□ｺﾝｸﾘｰﾄ屋内　□木造屋内　□屋外　□車中
月　日	:　～　:		□ｺﾝｸﾘｰﾄ屋内　□木造屋内　□屋外　□車中
月　日	:　～　:		□ｺﾝｸﾘｰﾄ屋内　□木造屋内　□屋外　□車中
月　日	:　～　:		□ｺﾝｸﾘｰﾄ屋内　□木造屋内　□屋外　□車中
月　日	:　～　:		□ｺﾝｸﾘｰﾄ屋内　□木造屋内　□屋外　□車中
月　日	:　～　:		□ｺﾝｸﾘｰﾄ屋内　□木造屋内　□屋外　□車中
※　一時避難所出発時点から避難集合場所（バス乗車場所）到着時点まで			
月　日	:　～　:		□ｺﾝｸﾘｰﾄ屋内　□木造屋内　□屋外　□車中
月　日	:　～　:		□ｺﾝｸﾘｰﾄ屋内　□木造屋内　□屋外　□車中
月　日	:　～　:		□ｺﾝｸﾘｰﾄ屋内　□木造屋内　□屋外　□車中
月　日	:　～　:		□ｺﾝｸﾘｰﾄ屋内　□木造屋内　□屋外　□車中
月　日	:　～　:		□ｺﾝｸﾘｰﾄ屋内　□木造屋内　□屋外　□車中
月　日	:　～　:		□ｺﾝｸﾘｰﾄ屋内　□木造屋内　□屋外　□車中
月　日	:　～　:		□ｺﾝｸﾘｰﾄ屋内　□木造屋内　□屋外　□車中
月　日	:　～　:		□ｺﾝｸﾘｰﾄ屋内　□木造屋内　□屋外　□車中
月　日	:　～　:		□ｺﾝｸﾘｰﾄ屋内　□木造屋内　□屋外　□車中
月　日	:　～　:		□ｺﾝｸﾘｰﾄ屋内　□木造屋内　□屋外　□車中
※　避難集合場所（バス乗車場所）出発時点から原子力避難所到着時点まで			
月　日	:　～　:		□ｺﾝｸﾘｰﾄ屋内　□木造屋内　□屋外　□車中
月　日	:　～　:		□ｺﾝｸﾘｰﾄ屋内　□木造屋内　□屋外　□車中
月　日	:　～　:		□ｺﾝｸﾘｰﾄ屋内　□木造屋内　□屋外　□車中
月　日	:　～　:		□ｺﾝｸﾘｰﾄ屋内　□木造屋内　□屋外　□車中
月　日	:　～　:		□ｺﾝｸﾘｰﾄ屋内　□木造屋内　□屋外　□車中
月　日	:　～　:		□ｺﾝｸﾘｰﾄ屋内　□木造屋内　□屋外　□車中

注）地点番号は、被災地住民行動記録（地区本部管内地図）に記載したものを転記する。

6-2　被災地住民行動記録（地区本部管内地図）

6-2-1　被災地住民行動記録（〇〇地区）

行動した場所、移動経路を記載

注）地点番号は、①から順に②、③、…と、黒字で記載し、移動コースを赤線で示す。

７．高島市災害弔慰金の支給等に関する様式

様式第１号

（高島市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第５条関係）

様式第1号（第5条関係）

診　　断　　書

氏　　名			生年月日	年　月　日		性別	男・女		
傷　病　名				負傷発病年月日	年　月　日				
障害の部位				初診年月日	年　月　日				
既　往　症		既存障害		治癒年月日	年　月　日				
療養の内容および経過									
障害の状態の詳細	（図で示すことができるものは、図解すること。）								
関節運動範囲	種類範囲／部位								
			右						
			左						
			右						
			左						
			右						
			左						

上記のとおり診断します。

局
郵便番号＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿番

病院または診療所の　所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
診療担当医
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞

＿＿年＿＿月＿＿日

様式第２号

（高島市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第６条関係）

様式第2号(第6条関係)

災害援護資金借入申込書

＊受付日		＊受付番号		＊受付者		＊貸付番号	
被災日時	年　月　日　時	災害名					
被害の種類	1 世帯主の負傷　2 住居の全壊 3 住居の半壊　4 家財の損害	被害場所					
返す方法	1 年賦　2 半年賦　3 月賦	いつまでに返せますか	年　月（　回）				

借入申込者について

フリガナ		男・女	年　月　日生（　歳）		
氏名					
フリガナ		郵便番号	電話番号		
現住所	（　方）				
本籍		勤務先の名称と所在地			
職業					

世帯の状況と収入

氏名	世帯主との続柄	年齢	健否	職業	収入(月額)	勤務先・学校名

収入合計	円	支出合計	円

資産の状況

土地	(1)住宅　㎡ (2)田畑　㎡ (3)山林　㎡	住居の状況	(1)自家　(2)借家　(3)借間　(4)同居
建物	(1)自宅　㎡　(2)その他　㎡	生活保護	年　月　日より 受給(生住教医)
負債	(内容)　金額　円		

連帯保証人（保証人が書いてください）

氏名		男・女	年　月　日生（　歳）		
現住所		本籍地			
職業		月収	円	申込者との関係	家族数　人

資産	土地	(1)住宅　㎡ (2)田畑　㎡ (3)山林　㎡	勤務先	名称
	建物	(1)自宅　㎡　(2)その他　㎡		所在地　電話　局　番

この災害の前1年以内に被災したことの有無およびその状況	(有・無)　(状況)
この災害により世帯主が死亡または重度障害者となった事実の有無	(有・無)

資金の使途	資金の使い方　総額　　円				資金の内訳　　合計　　円			
	に　　円				災害援護資金で　　円			
	に　　円				手持資金で　　円			
	に　　円				その他（　　）で　　円			
	に　　円							
	に　　円							
被害の状況	被災時の具体的状況				負　傷	全治　　か月		
	住居の被害	(1)　全　　壊			(2)　半　　壊			
	家財の被害	品　　名	現在購入に要する費用	被　害　額	品　　名	現在購入に要する費用	被　害　額	
					小　　計			
					その他災害のあった家財			
					品　　名	現在購入に要する費用	被　害　額	

様式第３号

（高島市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第９条関係）

様式第3号(第9条関係)

第　　号
年　　月　　日

高島市長　　印

様

災害援護資金貸付決定通知書

年　　月　　日付けで申込みのあった災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定したので通知します。

記

貸付番号	第　　号
貸付金額	円
据置期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
償還期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
償還方法	年賦・半年賦・月賦
利　　子	年1パーセント・無利子

資金をお渡しする日と手続について

1　貸付金交付予定日　　年　　月　　日
2　場　　所
3　御持参なさるもの
(1)　この通知書
(2)　同封の借用書
(3)　あなたの印鑑
(4)　あなたと保証人の印鑑証明書各1通

様式第４号

（高島市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第９条関係）

様式第4号（第9条関係）

第　　号
年　　月　　日

高島市長　　印

様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年　　月　　日付けで申込みのあった災害援護資金は、次の理由で不承認と決定したので通知します。

（不承認の理由）

様式第５号

（高島市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第 10 条関係）

様式第5号(第10条関係)

貸付決定番号　　号

災害援護資金借用書

借用金額	円
利　　子	年1パーセント・無利子
据置期間	年　月　日から　年　月　日まで
償還期間	年　月　日から　年　月　日まで
償還方法	年賦・半年賦・月賦

上記の通り借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律およびこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年　月　日

住　　所

借受人氏名　　㊞

住　　所

保証人氏名　　㊞

様式第６号

（高島市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第 13 条関係）

様式第6号（第13条関係）

災害援護資金繰上償還申出書

年　　月　　日

高島市長

借受人　住　所
氏　名　　㊞

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行いたいので、申し出ます。

記

貸付番号
借受人氏名
貸付けを受けた日
貸付けを受けた金額
償還期限
償還金額
償還未済額
繰上償還をする日
繰上償還をする金額

様式第７号

（高島市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第 14 条関係）

様式第7号（第14条関係）

災害援護資金償還金支払猶予申請書

次のとおり災害援護資金償還金の支払猶予を受けたいので、申請いたします。

年　　月　　日

借受人　住　所
氏　名　　㊞
連帯保証人　住　所
氏　名　　㊞

高島市長

<table>
<tr><td>申請の理由
（具体的に）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">貸付けの条件</td><td>借入金額</td><td>円</td><td>貸付番号</td><td></td></tr>
<tr><td>据置金額</td><td>１３　年
２５　年</td><td rowspan="2">希望猶予
期間等</td><td rowspan="2">か月
ただし
年　月　日
第　回償還以降</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>１　年　　賦
２　半　年　賦
３　月　　賦</td></tr>
<tr><td>償還期間</td><td>年　月　日から
年　月　日まで</td><td>変更後の
償還期間</td><td>年　月　日から
年　月　日まで</td></tr>
<tr><td>支払猶予期間の根拠</td><td colspan="4">（変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由）</td></tr>
</table>

様式第８号

（高島市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第 14 条関係）

様式第8号（第14条関係）

第　　号

年　　月　　日

高島市長　　印

様

災害援護資金償還金支払猶予承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった災害援護資金償還金の支払猶予については、次のとおり承認したので通知します。

支払猶予承認期間　　年　　月　　日から　　か月

変更後の償還期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

様式第９号

（高島市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第 14 条関係）

様式第9号(第14条関係)

第　　号

年　　月　　日

高島市長　　印

様

災害援護資金償還金支払猶予不承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった災害援護資金償還金の支払猶予については、次の理由で不承認となったので、当初の計画により償還されるよう通知します。

(不承認の理由)

様式第１０号

（高島市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第 15 条関係）

様式第10号(第15条関係)

災害援護資金貸付金に係る違約金支払免除申請書

年　　月　　日

高島市長

借受人　住　所
氏　名　　㊞
連帯保証人　住　所
氏　名　　㊞

下記のとおり災害援護資金貸付金に係る違約金の支払免除を受けたいので、申請します。

記

貸付番号					
支払免除を申請する違約金の金額	円				
内容	回数	期別	元金	利子	申請日までの違約金
		年　月期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

様式第１１号

（高島市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第 15 条関係）

様式第11号(第15条関係)

第　　号

年　　月　　日

高島市長　　印

様

災害援護資金貸付金に係る違約金支払免除承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった災害援護資金貸付金に係る違約金の支払免除については、下記のとおり承認したので通知します。

記

年　　月　　日償還予定の第　　回償還金元金　　円、利子　　円に係る年　　月　　日における違約金　　円の支払を免除する。

様式第１２号

（高島市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第 15 条関係）

様式第12号(第15条関係)

第　　号
年　　月　　日

高島市長　　印

様

災害援護資金貸付金に係る違約金支払免除不承認通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった災害援護資金貸付金に係る違約金の支払免除については、次の理由で不承認となったので通知します。
(理由)

　なお、あなたの　　年　　月　　日償還予定の第　　回償還金(元利合計　　円)に係る違約金は　　年　　月　　日現在　　円となっていますので至急償還してください。

様式第１３号

（高島市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第 16 条関係）

様式第13号（第16条関係）

災害援護資金償還免除申請書

<table>
<tr><td colspan="2">貸付番号</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">借受人氏名</td><td></td><td>貸付けを受けた日</td><td>年　月　日</td><td>貸付金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">償還方法</td><td>年賦・半年賦・月賦</td><td>償還期限</td><td>年　月　日</td><td>償還金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">免除申請書</td><td colspan="5">円（償還未済額の　全部
一部で　円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">免除申請理由および理由発生年月日または理由継続期間</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">免除申請者</td><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">男・女</td><td colspan="2" rowspan="2">年　月　日生</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>現住所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>本籍</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>借受人との関係</td><td></td><td>職業</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>勤務先および所在地</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">その相続人または借受人</td><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">男・女</td><td colspan="2" rowspan="2">年　月　日生</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>現住所</td><td colspan="2"></td><td>借受人との関係</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>職業</td><td colspan="2"></td><td>勤務先および所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">保証人</td><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">男・女</td><td colspan="2" rowspan="2">年　月　日生</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>現住所</td><td colspan="2"></td><td>借受人との関係</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>職業</td><td colspan="2"></td><td>勤務先および所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="7">上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。

年　月　日

免除申請者　㊞

高島市長</td></tr>
</table>

様式第１４号

（高島市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第 16 条関係）

様式第14号(第16条関係)

第　　号
年　　月　　日

高島市長　　印

様

災害援護資金償還免除承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり承認したので通知します。

(承認内容)

全部免除・一部免除		
申請日現在の償還未済額	元　金	円
	利　子	円
	違約金	円
	合　計	円
償還を免除した額	元　金	円
	利　子	円
	違約金	円
	合　計	円
申請日現在の状況で今後償還を必要とする額		
	元　金	円
	利　子	円
	違約金	円
	合　計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利5%の率で違約金が更に加算されます。

様式第１５号

（高島市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第 16 条関係）

様式第15号(第16条関係)

第　　号
年　　月　　日

高島市長　　印

様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となったので通知します。
(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は、次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年5%の率で違約金が更に加算されます。

元　金	円
利　子	円
違約金	円
合　計	円

様式第１６号

（高島市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第 18 条関係）

様式第16号（第18条関係）

氏　名　等　変　更　届

貸付番号					
借受人	氏名		住所		
連帯保証人	氏名		住所		
○で囲むこと。 1　住所変更 2　改姓または改名 3　死亡または行方不明 4　その他		（変更の内容）			

災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたので届け出ます。

年　月　日

借受人（または同居の親族）
住　所
氏　名　　㊞
連帯保証人
住　所
氏　名　　㊞

高島市長

８．避難行動要支援者登録台帳

様式第１号

(高島市避難行動要支援者地域助け合い制度実施要綱　第2条、第10条関係)

様式第１号(第２条、第１０条関係)

避難行動要支援者登録台帳

整理番号	

1　避難行動要支援者の基礎情報				
区・自治会名		民生委員 児童委員	氏　名	
			ＴＥＬ	
避難行動要支援者 住　　所 フリガナ 氏　　名			固定電話	
			携帯電話	
			ＦＡＸ	
			メール	
			生年月日	年　月　日
			性別 男・女	家族構成 (本人を含む。)　人

緊急時の連絡先

氏　名　続柄(　)　固定電話　携帯電話　ＦＡＸ　メール

氏　名　続柄(　)　固定電話　携帯電話　ＦＡＸ　メール

特記事項

1　区　分

2　必要な福祉サービス、医療行為等

2　支援者(個人または団体(自主防災組織等))

住　所 氏　名 固定電話　携帯電話 ＦＡＸ　メール	住　所 氏　名 固定電話　携帯電話 ＦＡＸ　メール

3　情報の提供先

名　称	提供した日付	ＴＥＬ	備　考

登録年月日	修正年月日	修正年月日	修正年月日	修正年月日	廃止年月日
	修正内容およびその理由	修正内容およびその理由	修正内容およびその理由	修正内容およびその理由	理由

様式第２号

(高島市避難行動要支援者地域助け合い制度実施要綱　第8条関係)

様式第２号(第８条関係)

避難行動要支援者登録申請書

高島市長

私は、災害時などに地域の支援を受けたいので、下記の内容を台帳に登録するとともに、その情報を支援者または避難支援等関係者(区長または自治会長、地域を担当する民生委員児童委員、消防署、警察署、社会福祉協議会等)に提供することに同意します。

年　月　日

代理人住所

本人氏名　㊞　氏名　㊞(続柄　)

1　本人記入欄

あなたが所属する区または自治会名		あなたの地域を担当する民生委員児童委員	氏　名	
			ＴＥＬ	
避難行動要支援者(支援を受ける人) 住　所 フリガナ 氏　名			固定電話	
			携帯電話	
			ＦＡＸ	
			メール	
			生年月日	年　月　日
			性　別 男・女	家族構成 (本人を含む。)　人

緊急時の連絡先　固定電話　携帯電話　ＦＡＸ　メール

氏　名　続柄(　)

固定電話　携帯電話　ＦＡＸ　メール

氏　名　続柄(　)

特記事項(必ず記入してください。)

1　区　分(該当欄にレ印または等級を記入してください。)

□　身体障害者手帳　(　)級　障害区分(　)

□　精神保健福祉手帳　(　)級　□　療育手帳　(　)

□　介護認定者　認定区分　□　要支援1　□　要支援2　□　要介護1　□　要介護2　□　要介護3　□　要介護4　□　要介護5

□　７５歳以上の単身生活者

2　現在受けている福祉サービスや治療など

民生委員児童委員、区または自治会への送致	年　月　日	民生委員児童委員、区または自治会からの提出	年　月　日
		登　録　年　月　日	年　月　日

様式第３号

(高島市避難行動要支援者地域助け合い制度実施要綱　第10条関係)

様式第３号(第１０条関係)

避難行動要支援者登録台帳(抄本)

この台帳に記載する情報は、災害発生時における避難行動要支援者の生命等の安全の確保および日頃の支援活動にのみ利用するものであり、それ以外の用途に使用すること、他に情報を漏らすこと等を固く禁じます。

(情報提供の日付)

年　　月　　日

高島市長　　印

整理番号	

1　避難行動要支援者の基礎情報				
区・自治会名		民生委員 児童委員	氏　名	
			ＴＥＬ	
避難行動要支援者 住　　所 フリガナ 氏　　名			固定電話	
			携帯電話	
			ＦＡＸ	
			メール	
			生年月日	年　　月　　日
			性　別 男・女	家族構成 (本人を含む。)　　人

緊急時の連絡先

氏　名　　続柄(　　)　　固定電話　　携帯電話　　ＦＡＸ　　メール

氏　名　　続柄(　　)　　固定電話　　携帯電話　　ＦＡＸ　　メール

特記事項

1　区　分

2　必要な福祉サービス、医療行為等

2　支援者(個人または団体(自主防災組織等))

住　所 氏　名 固定電話　　携帯電話 ＦＡＸ　　メール	住　所 氏　名 固定電話　　携帯電話 ＦＡＸ　　メール

登録年月日	修正年月日	修正年月日	修正年月日	修正年月日	廃止年月日
	修正内容およびその理由	修正内容およびその理由	修正内容およびその理由	修正内容およびその理由	理由